

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会

「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG とりまとめ（案）」、「次世代の電力システム構築へ向けて ～中間整理の概要～（案）」及び「次世代の電力システム構築へ向けて ～中間整理～（案）」に対する意見募集の結果について

令和 8 年 3 月 1 7 日
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
電力産業・市場室
電力基盤整備課

標記の改定案について、以下のとおり意見募集を実施いたしました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）～ 令和 8 年 1 月 2 8 日（水）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数

1 7 0 件

(2) いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙参照

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室

電話 03-3501-1748（直通）

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

電話 03-3501-1749（直通）

ホームページ <https://www.meti.go.jp/>

対象 文書	項目	番号	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ（案）				電力システム改革は、東日本大震災に伴う需給ひっ迫や環境変化等を踏まえ、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を大きな目的とし、小売の全面自由化、発送電分離等を実施してきたものです。
	総論			今後、D XやG Xの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるように、電力システム改革を次のフェーズに進めてまいります。
		1	電力システム改革から約10年が経過し、様々な課題が山積している （１）2011年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を契機に、旧来の電力システムの抱える限界を克服しようとして始まった電力システム改革であるが、開始から約10年経過し、事業者間の競争促進や需要家の選択肢が広がったという声がある一方、電力事業を支える現場は疲弊していることに加え、電力需給逼迫が近年頻発するなど、供給力・価格・電力量を含めた安定供給確保に関しては大きな課題が山積している。 （２）また、旧一般電気事業者内でスムーズに行われていた垂直及び水平連携については、同改革の中で行われた電力自由化及び発送電分離を境に、各事業者において相互の連携が制約された結果、安定供給よりも行為規制を重視するようになり、連携すること自体への意識が年々薄れ、自組織内での最適化を優先する姿勢が露わになってきている。 旧一般電気事業者は以前に比べ存在感は低下し、我が国のエネルギー業界をリードできる事業者も育めていない状況であり、更に事業環境や市場環境については、パッチワークでの改革を進めた結果、複雑化し理解が難しくなっている等、同改革によって一体何が改善し、国民に対して真に利益をもたらしたのか、非常に見えづらい状況となっている。	
			本とりまとめ（案）において、かねてより投げかけてきた多くの課題に対し、慎重に議論を重ねてきた政府の真摯な姿勢を受け止めたい。他方で、電力システム改革を10年以上推し進めてきたにも拘わらず未だ課題が山積しており、解決どころか諸制度面や各主体の関係性等が複雑化し、同改革自体が失敗していることを政府は一層重視し向き合わねばならない。従前より検討してきた再エネを中心とした電源構成目標や展開している種々の制度設計が、小資源国である我が国の今後数十年にわたる電力供給の基盤を支えるシステムとして本当にふさわしいのか、最新の国際情勢も踏まえ今一度再検討するべきである。そして、安定供給を支える現場で働く者の意見を前広に取り入れた上で、電力の安定供給を損なわないことを大前提に、我が国のエネルギーの将来像を描いて頂きたい。	
		2	再エネ主力化、公正な競争、需要家保護を軸とした制度設計へと抜本的に見直すべき 今回とりまとめられた「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ」は、全体として重大な構造的問題を抱えている。本来であれば電力システム改革の目的であるはずの「公正な競争環境の確立」「再生可能エネルギーの主力電源化」「需要家保護」「電力市場の透明性向上」といった原則が十分に反映されておらず、むしろ逆方向に作用する制度が多数盛り込まれている点である。 とりわけ、今回の制度設計は、結果として大手電力会社および大規模電源（原発・火力）に極めて有利な構造となっている。本来事業者が負うべき投資リスクや価格変動リスクが、託送料金や国費を通じて国民に転嫁される仕組みが強化・拡大しており、電力会社のリスクは社会に転嫁する一方で、利益は私有化される構造が強まっている。また、容量市場や供給力確保義務、系統整備費用の前倒し回収、価差収益の貸付優先化、GX貸付など、制度の多くが大規模電源の維持・延命を前提とした設計となっており、再エネ主力化や分散型エネルギーの普及を阻害する方向に働く。 さらに、競争環境が整わないまま経過措置料金の解除を視野に入れた議論が進められていること、最終保障供給の実務リスクが十分に解消されていないこと、低圧需要家のセーフティネットが不十分であることなど、需要家保護の観点からも深刻な懸念がある。これらは、電力自由化の理念である「公正な競争と多様な選択肢の確保」を損ない、結果として大手電力の市場支配力を強める方向に作用する。 以上のように、今回のとりまとめは、個別制度の技術的な改善を装いながら、全体としては大規模電源中心の旧来型システムを維持し、大手電力会社のリスクを国民に転嫁し、競争環境を弱める構造へと収斂している。電力システム改革の本来的に立ち返り、再エネ主力化、公正な競争、需要家保護を軸とした制度設計へと抜本的に見直す必要がある。本案は抜本的に見直されるべきであり、現時点ではこのような案そのものを撤回すべきである。	今後、D XやG Xの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるように取り組んでまいります。
			「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ」は、全体として重大な問題を抱えている。電力システム改革の目的であるはずの「公正な競争環境の確立」「再生可能エネルギーの主力電源化」「需要家保護」「電力市場の透明性向上」といった原則が十分に反映されておらず、むしろ逆方向に作用する制度が多数盛り込まれている点である。すなわち、大手電力会社や原発・火力といった大規模電源に極めて有利な仕組みになっている。事業者が負うべき投資リスクや価格変動リスクが、託送料金や国費を通じて国民に転嫁される仕組みが強化・拡大される一方、利益は事業者に回収されることになっている。容量市場や供給力確保義務、系統整備費用の前倒し回収、GX貸付など、制度の多くが大規模電源の維持・延命を前提とした設計で、再エネ主力化や分散型エネルギーの普及を阻害するものになっている。 さらに需要家保護の観点からも深刻な懸念がある。電力自由化の理念である「公正な競争と多様な選択肢の確保」を損ない、結果として大手電力の市場支配力を強める方向に作用するものになっているのではないかと。 検討結果は、再エネ3倍増、エネルギー効率倍増という気候・地球環境保全のための国際的な合意のもと、化石燃料の大量浪費、巨大企業による電力市場支配という歪んだエネルギー供給の構造を是正していく方向性を果たす、これまで通りのエネルギー需給構造の維持を図るために行おうとする弥縫策を、大手電力会社のリスクを国民に転嫁することで行おうとするものだ。 電力システム改革本来の目的に立ち返って今回のとりまとめ案を撤回すること、ならびに再エネ主力化、公正な競争、需要家保護を軸とした制度設計を行うため、委員を全面差し替えて初めから議論しなおすことを強く求める。	
			1、地球温暖化対策として再エネを選ぶ選択肢の欠如 電力自由化の目的は「安定供給、電気料金を下げる、多様な選択肢の確保」の3つです。まず、この中に脱炭素の視点、地球温暖化を防止するという視点が加わるべきだと思います。現状では消費者は再エネ電気を電力プランによって選ぶことができます。ただ、そのほとんどは非化石証書によるバーチャルな再エネです。再エネそのものが増えていかないと、再エネを供給するプランは増えてはいかないのです。 化石火力を大量に温存しながら、非化石証書のみで再エネ比率を増やすことには限界があります。再エネの供給力そのものを上げないと、GX等が掲げる目標は果たせません。その意味では、再エネをどう増やすかが電力システム改革のカギでもあると思います。いかに早く化石燃料を再エネに置き換えるかというプログラムが、現状の電力システム改革議論には欠落しているのです。 例えば、再エネの系統接続を最優先とすべきです。ノンファーム接続は一時的なものにすぎません。最初はノンファームだが、化石燃料発電の廃止とともに、正式なファーム接続にし、化石火力は今後10年間（2036年まで）で調整電源として使えるもののみを残し、建設から10年以上のものは廃止するというような、大胆な方針が必要かと思います。 そして再エネを選ぶ再エネ市場が、スポット市場、中長期市場、容量市場等においても作られることが必要かと思えます。	
			1.大型電源を前提とした市場設計および再エネ・蓄電池への対策不足について 同時市場の導入においては、売り入札に起動費、最低出力費用、増分費用の3要素を登録する「Three-Part Offer」が採用されているが、これは明らかに大型火力の運用特性を前提とした設計である。また、燃料確保の議論においても大手電力会社によるLNGの長期契約量の維持が主眼に置かれており、分散型電源や小規模な再エネ電源への配慮が不足した、既存の大型電源維持に偏った設計である。系統整備に関しても、再エネ起因の整備は2050年を見据えるのに対し、データセンター等の大規模需要起因は今後10年程度を目標としており、再エネ普及の時間軸が後回しにされている。蓄電池については「間接需要」という位置付けに留まっており、変動性再エネの調整役としてポテンシャルを最大限に引き出すための具体的な市場設計が、大型電源に比べて極めて不十分である。	
			【意見内容】 大規模電源の新設促進や維持は、分散型再エネを中心として活用する電力システムへの移行とは逆行する。大規模電源による「供給力確保」ではなく、変動する再エネを活用し、需要も柔軟に調整する電力システムへの移行を加速すべきである。 【理由】 「制度設計WGとりまとめ（案）」や「次世代の電力システム構築に向けて～中間整理（案）」では、大規模電源の維持や新設によって「供給力確保」をする方向となっている。しかしこの方向は、再エネを中心として使うシステムへの移行の方向性とは逆行する。太陽光や風力など変動性再エネを中心として活用するためには、再エネの出力変動に合わせて他の電源を調整する、余剰分を貯える、また需要を調整することなどが必要である。こうした方向に合致するのは一定出力運転を前提とする大規模電源ではなく、出力を柔軟に調整できる電源である。またカーボンニュートラル・脱炭素の観点から化石燃料から再エネへの移行を進める必要もある。世界の気温上昇を1.5℃までに抑えるために、できる限り早期に大幅に、コストも抑えながら温室効果ガスを削減するという視点を加えるべきである。	

			3 脱炭素電源へのシフトに取り組むべき GX・DX 推進が政府の基本政策であることを踏まえ、需要家のニーズが今後高まる可能性が高い脱炭素電源へのシフトを各電力事業者は注力しなければならない。他方、重要な脱炭素電源である原子力発電所の再稼働は、全国的に遅々として進んでおらず、再稼働に至っていない原子力発電所は、各電力事業者の財務的に大きな負担となっている。原子力同様、脱炭素電源として期待されている大型洋上風力についても公募入札第一弾では高コストを理由に大手商社と電力事業者が撤退を決定し、残りの案件についても落札した各社は非常に難しい局面に追い込まれている。しかし、こうした電力インフラ案件においてコストの問題だけに焦点を当て、エネルギー事業者としての社会的責務である「安定供給」を果たさないまま獲得のみで事業からの撤退を許すようでは、我が国の国民生活と経済の基盤を支えていくのは難しいだけでなく、エネルギー安全保障や脱炭素電源の確保にも影響を与えかねない。	DXやGXの進展に伴い、電力需要の伸びが予測される中、脱炭素電氣に対するニーズが高まっていくことが見込まれ、安定供給を実現するうえで必要となる脱炭素電源を整備していく必要があると考えています。
			4 「脱炭素電源」、「カーボンニュートラル」、「GX電源」という言葉が分かりづらいが、原子力発電のことを指しているのではない まず、とりまとめ（案）で「脱炭素電源」だの、「カーボンニュートラル」だの、GX電源だの、とにかくわかりにくい説明を繰り返しながら、それはすべて原子力発電のことを指しているのではないかと。原子力と言わないところが非常に国民を騙していると思う。	とりまとめ案策定にあたり、特定の電源種のみを念頭に議論しているものではありません。
			5 発電、送配電への投資を進めるため、官民で融資スキームを構築すべき 今後、各電力事業者は老朽化した水力発電所の大規模改修工事や、火力発電所の脱炭素・低炭素化改修工事、これに加え再生エネの導入や原子力発電所のリプレース・新増設や、小型モジュール炉や核融合炉といった新技術を開発・投資していく等、多くの事業に取組まなくてはならない。 また、GX・DX 推進のためには電源だけでなく、併せて送配電事業者による系統拡充事業を着実に計画・実施していくとともに、安定供給のための老朽化した送配電設備の更新工事も確実に行う必要がある。旧一般電気事業者の投資力はかつてより大きく脆弱化しており、予見性を伴わなければ長期的な巨額投資の実行が叶わない以上、机上での議論・検討だけでなく、融資がスムーズに行われるよう政府や金融機関等を含めた官民で調整しながら可及的速やかにスキームを構築・導入しなくてはならない。	官民連携の下で必要な投資が進まよう、速やかに制度設計に取り組んでまいります。
			6 電源建設期間中から投資回収を可能とする制度的措置を検討すべき ・今後DXやAIの進展等による電力需要の増加が見込まれる中、安定的な供給力を確保するためには、電源への安定的な投資が不可欠であるが、発電事業に係る投資は巨額かつ回収は長期間に亘ることから、継続的な投資余力は確保し難い。電源投資に係る発電事業者の財務負担を軽減し投資余力を確保し、継続的な投資を図るためには、電源建設期間中から投資回収を可能とする制度的措置も有効であると考えられることから、今後検討をお願いします。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
			7 いつまでに供給力を確保しなければならないのかという課題認識と、対応策の時間軸に関する整理が不十分 【意見内容】 いつまでに供給力を確保しなければいけないのか、という課題認識と、対応策の時間軸に関する整理が不十分と考えます。冒頭に需給双方の具体的な将来推計を年度ごとに明示し、課題を明らかにしたうえで、それに応じた提案になるよう、提案事項諸資料にも目安となる年数・年度を明記する整理をおこなってください。 【理由】 ・複数の提案事項において、来年度から2030年初頭で需要が拡大し需給が逼迫するという背景や課題を掲げているが、その対応として整備に10年以上かかる大型電源の開発支援や、制度設計に時間を要する市場整備、中長期的供給力を確保するための提案をおこなっています。 ・仮に需要予測通りに推移するとした場合、より短期で供給力を確保する提案を議論し、積極的な支援をおこなうべきです。 ・万が一、提案している対応策ありきの議論なのであれば、課題として短期的な供給力不安のみを掲げることは、いたずらに国民の不安を煽るもので論理的な提案とは言えず、問題があると考えます。	2026年1月21日に電力広域的運営推進機関が公表した、今後10年間の電力需要の見通しにおいては、データセンターや半導体工場の新増設等による電力需要の増加によって、全体の電力需要も増加傾向となっています。また、第七次エネルギー基本計画でも言及されているとおり、今後、高炉から電炉への転換などのGXの進展に伴う電化や、生成AIの普及拡大に伴うデータセンターや半導体工場などの増加により、大幅な効率改善を見込んだとしても、将来の電力需要については増加する可能性が高いと考えられます。ご指摘のとおり、現時点において、将来の電力需要を精緻に予想することは困難であるものの、将来の電力需要増加の可能性がある程度見込まれる以上、電力の安定供給の観点から、そうした場合においても必要となる脱炭素電源の供給が確保されるように万全の備えを行うこと、短期・中期的には既存電源の活用を図っていくことが重要であると考えております。
			8 電力インフラを支える人材への投資を行うべき （１）本とりまとめ（案）において、安定供給と脱炭素の両立に向けた市場設計や資金調達の様相目が示されたことを評価する一方で、電力インフラを実際に構築し、維持・運用するのは現場第一線の労働者であることを改めて認識すべきである。 （２）電力システム改革の序盤では、旧一般電気事業者を中心とした電力事業者が価格抑制を至上命題とされたことにより、人と設備への投資は過度に抑制され、多くの優秀人材や熟練技術者が電力業界を去っていった。その後、導入されたレベニューキャップや容量市場などは、労務費上昇のエスカレーションが認められていない致命的な問題があり、未だ電力関連産業の労働条件は他の建設業などと比べて優位性はなく、熟練技術者育成に年月を要する業界の特徴もあいまって、現場第一線においては労働力不足が深刻化している。電力関連産業で働く者は、次世代の電力システム構築どころか、数年後には現状の電力品質、即ち安定供給すら維持できなくなるという強い危機意識を共有している。 （３）こうした現状を踏まれば、今後の電力システム制度設計（次世代の電力システム構築含め）においては、設備への投資スキーム同等かそれ以上に、電力インフラを支える「人」を維持・確保するための人的投資や、着実な技術継承を行えるよう労働環境整備を制度設計の柱に据えていくことが必要である。なお、いかなる自然災害においても土日祝日・昼夜を問わず現場へ駆けつけ電力の早期復旧へ労を厭わないことなど、国民生活・経済に対する電力労働者の「強い使命感」を堅持する必要があることも申し添える。	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理でお示ししているとおり、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
			【検討事項①】 安定供給に必要な燃料の確保	電力需給のひっ迫や、国際情勢の急変に伴う燃料スポット価格の急騰等への備えとして、安定的な電力供給が可能となる量のLNG長期契約の確保は重要です。
			9 LNG長期契約に向けた官民、発電・小売の役割分担の具体策を検討すべき 【意見内容】 第7次エネルギー基本計画において、「安定的な電力供給が可能となる量のLNG長期契約の確保を促進するための措置の検討など、平時と緊急時それぞれの燃料の安定的な確保の対応の在り方についてさらに検討を進める」と整理されていることから、官民および発電事業者/小売事業者の役割分担の具体策のご検討を引き続きお願いしたい。 【理由】 ・脱炭素化に向けた技術革新が進まない場合において、しわ寄せの役割を果たすものは「LNG」と考えられることから、実効性のあるLNG確保（電源・燃料）を促す仕組みの整備が必要と考えられる。 ・また、日本のLNG調達については、将来のカーボンニュートラル実現に向けた国際的潮流や、季節間でのLNG消費量の差分増大などによるLNG余剰リスクの高まりから、長期契約は年々減少傾向にあり、結果としてLNGスポット調達への依存度が高まり、価格のボラティリティが増大している状況と認識している。 ・このLNG余剰リスクを民間事業者のみで対応することは困難であり、今後、国として適切な燃料の必要数量を示し、発電事業者が確保すべき量を明確化するとともに、確保すべき量に対して、国・発電事業者・小売事業者が適切なリスク分担をすることが電気事業の安定性や継続性の観点で合理的と考えられるため。 ・第7次エネ基において「世界のLNG市場では、海外メジャー等は自らリスクを取り、更にプレゼンスを拡大し」調達競争が高まる状況下、「日本企業の「外・外取引」を含むLNG取組量1億トンの目標を維持」する方針が示されており、民間企業を通じた本邦の競争力の維持・向上ならびに当該目標達成に係る必要策が適時適切に国より示される必要があると考えるため。	電力会社においては、既存契約の更新や新規調達を含めた戦略的な検討が進められていると承知しています。 国としては、各社のLNG調達状況に係る定期的な調査等を通じ、契約実態や需給リスクの継続的な把握を行います。さらに、今後の資源開発・燃料供給小委員会の議論を踏まえ、安定供給に必要な量が確保されるよう、必要な対応策を引き続き検討いたします。
			10 事業者が調達契約を柔軟に活用できるような環境整備が重要 ・今回、国による事業者とアングルの結果、各事業者が電力需給逼迫の変化や国際エネルギー動向等を踏まえ、既存契約の更新や新規調達を含めた戦略的な検討を進めていることが改めて確認されたものと考えている。当面の対応として、「各社のLNG調達状況に係る定期的な調査（年1回程度）等を通じ、契約実態や需給リスクの継続的な把握を行う」とされたことに異論はない。 ・一方、今後は、燃料の確保に関する政策措置として、数量柔軟性の権利獲得やトレーディング環境の整備、資源国との関係強化に資する資源外交の展開等、事業者が調達契約を柔軟に活用できるような環境整備が重要と考える。 ・国による環境整備のための施策検討にあたっては、民間事業者の創意工夫を損なわないよう、燃料調達は商業ベースの取引が基本であるという認識に立ち、過度な規制は避けるという点に留意いただき、検討を進めていただきたい。	ご意見も踏まえつつ、燃料調達に係る国による環境整備の在り方について検討してまいります。
			11 戦略的余剰LNGとして政府が買い取るスキームを整備するか、ガス産出国との外交交渉の中で仕向け条項の撤廃を実現すべき LNGを扱える発電事業者は多くが旧一般電気事業者であり、LNG長期契約の維持を政府に求められる可能性があるのは、電力自由化のもとでは公平な競争条件とは言えず、事業者への配慮もどこまでされるのか不透明であることも、発電事業者の調達戦略にとって大きな負担とならねない。戦略的余剰LNGとして政府が買い取るスキームを整備するか、ガス産出国との外交交渉の中で仕向け条項の撤廃を早期に実現するべきである。	ご意見も踏まえつつ、LNG長期契約の政策について検討してまいります。 特に、LNGの安定供給の確保に向けて、短期的な需給ひっ迫への対応として、戦略的余剰LNG（SBL）に加え、緊急時の相互融通等の協力を含めた政府間協力覚書の締結を進めるとともに、事業者のみでは対応しきれない緊急時のため、JOGMECを通じたLNG調達体制の構築に取り組んでまいります。 加えて、平時からのLNGサプライチェーンの強化に向け、日本企業の「外・外取引」を含

			12 LNG調達契約の実態把握における調査の情報の取扱いを慎重に検討すべき	調査対象情報の取扱いに関するご懸念ならびに行政対応に伴う現場負担についていただいたご意見について、今後の実態把握の参考といたします。
			各発電事業者が、LNG 調達契約に関し毎年1回定期調査し政府が実態を把握するとしているが、同調査の対象となる情報は発電事業者にとって高度な機密情報であり、得た情報の取扱いを含め慎重な検討を願いたい。また、精緻な報告が必要になるほど行政対応コストがかかり、現場で働く者の負担となることを併せて申し添える。	
			13 LNGの長期契約の確保は気候変動対策・脱炭素化の観点から問題ではないか	第7次エネルギー基本計画では、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく方針を示しています。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。L N G火力は、石炭・石油火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用やC C U Sの導入などによる脱炭素化が可能です。経済性に劣る火力の休止止等が進みつつも、電力需要の増加が見込まれる中、電力の安定供給のために必要な火力供給力を維持・確保し、需給両面での将来的な不確実性に備える観点からは、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてL N G火力を活用していく必要があります。
			今回示された「安定供給に必要となる燃料の確保」に関する方針では、LNG長期契約の確保を中心に据え、2040年時点の我が国全体のLNG長期契約の在り方を検討することが示されている。しかし、気候変動対策および脱炭素化の観点から、以下の重大な懸念を指摘する。 ・LNG長期契約の確保を前提とした制度設計は、脱炭素目標との整合性に欠ける。LNGの長期契約は通常15-20年に及ぶため、2040年時点での契約は2055-2060年頃まで継続する可能性が高い。これは、2050年カーボンニュートラルや2030年温室効果ガス削減目標と矛盾し、化石燃料依存を固定化する「カーボンロックイン」を生むおそれがある。 ・LNG依存を前提とした電力安定供給策は、化石燃料価格変動リスクを国民に転嫁する構造を強める。燃料価格の急騰は、これまで電気料金の高騰や新電力の撤退を引き起こしてきた根本要因であり、リスクの源は化石燃料依存そのものである。本来はリスクを低減する方向に政策を転換すべきところ、長期契約の確保を制度的に支援することは、結果として国民負担の増大につながる懸念がある。 ・再エネ・蓄電池・デマンドレスポンス（DR）などの柔軟性リソースの活用が十分に位置づけられていない点も問題である。燃料消費量の季節変動やLNG火力の稼働率低下は、再エネの変動性を適切に吸収する仕組みが整っていないことのため、本来は蓄電池やDR、バーチャルパワープラント（VPP）、分散型エネルギーの拡大によって対応すべき課題である。にもかかわらず、LNG長期契約の確保を中心に据えることは、再エネ主力化を阻害し、旧来型の電源構造を延命する方向に働く。 ・国際的な脱炭素潮流とも整合しない。IEAをはじめとする国際機関は、1.5℃目標と整合するシナリオでは新規の化石燃料投資を抑制すべきと指摘している。世界的に再エネ・蓄電池への投資が急拡大する中、日本が2040年以降のLNG長期契約を制度的に支援することは、国際的な脱炭素の流れに逆行する。 以上の理由から、LNG長期契約の確保を中心とした今回の方針は、電力安定供給の確保という目的に対して過度に化石燃料依存を固定化するものであり、気候変動対策・脱炭素化の観点から重大な問題を抱えている。安定供給の確保は重要であるが、その実現は化石燃料依存の延命ではなく、再エネ・蓄電池・DR等の柔軟性リソースの拡大、系統整備、需要側の効率化など、脱炭素と整合する手段を中心に据えるべきである。	
			地球温暖化が深刻になる中、化石燃料をさらに使うという前提での議論が行われています。この背景には、日本の電力システム改革に「脱炭素」視点が欠落していることがあります。	
			14 人材の維持・確保、現場の技術継承なども重視しながら丁寧に議論を進めるべき	火力発電は温室効果ガスを排出するという課題がある一方、足元で電源構成の約7割を占めるなど、電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を確保する慣性力・同期化力として重要な役割を担っております。容量市場や長期脱炭素電源オークション等の制度を通じ、必要な電源投資が継続的に行われる事業環境の整備を進めているところであり、いただいたご意見を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。
			「電源投資に係る事業環境整備」について ・現在、火力発電は電源構成の約7割を占めている一方で、カーボンニュートラル達成に向けた再エネ導入拡大により、火力発電は調整力や同期化力含め重要なバックアップ電源として注目されている。一方で、再エネの出力が急激に低下する時間帯（特に夏季の夕方頃）は、LNG 火力発電所の出力調整対応が必須となっており、電力品質を維持するために発電設備と維持費、そして現場で働く者にとって負担となっている。 ・足元では、火力電源の退出が加速し、電力の安定供給にも影響を及ぼしていることから、既設火力発電所の維持は待たなしの課題となっている。電源、特に火力発電の低・脱炭素化は、現実的な時間軸を意識しながら進めることが肝要であるとともに、携わる人材の維持・確保、現場の技術継承なども重視しながら丁寧に議論を進め、必要な電源を維持できる方策について検討を進める必要がある。	
			15 審議が公正とは言えない	制度設計にあたっては、有識者のご意見をいただきながら、公開の審議会において、丁寧に検討を行っており、ご指摘は当たらないと考えています。
			電力会社と経済産業省は事前に揃っていて、結論は決まっているのに、そう見えないうちに事業者を噛ませているという事ですか？ これは公正とは言えないです。 これは認められません。	
			【追加検討事項】 供給力確保に向けた方策	電源の休止止に向けた情報把握の仕組みについて、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
			16 電源の休止止に向けた検討状況などの情報を把握できる仕組みが実効的な措置となるよう検討すべき	ます。
			<今後の対応についての意見> 今後電力需要の増加が見込まれる中、安定供給を確実に確保するとともに、GX産業立地といった新たな取組みをしっかりと進めていくためには、電源投資だけでなく送配電設備を迅速かつ効率的に形成していくことが重要であり、そのためには発電事業者と送配電事業者の意思疎通の円滑化を促す仕組みが必要であるとと考えております。 今回このための施策の一つとして、実需側の10年程度前に、電源の休止止に向けた情報を把握できる仕組みが提案されていますが、発電事業者と送配電事業者の運用の実態をしっかりと確認いただきながら、本仕組みが実効的な措置となるよう検討を進めていただくようお願いいたします。 また、今後、より本質的に、先行きの需要増減や供給力不足に対応できる発電事業者と送配電事業者の連携について、行為規制の在り方などを含めた電力システムの在り方について、検討を深めて頂ければと思います。	
			17 休止止に正当な理由がある場合は阻害しないような仕組みとすべき、発電事業者にも情報を共有する仕組みが必要	電源の休止止に向けた情報把握の仕組みにつきましては、発電事業の事業実態をしっかりと踏まえながら実効的な枠組みになるよう、詳細検討を進めていきたいと考えております。また、電源の休止止情報については、競争上重要である可能性もあることから、その情報の提供の在り方は慎重であるべきと考えております。どのような情報共有ができるかにつきましては、今後検討させていただきます。
			【意見内容】 <電源休止前に一般送配電事業者へ情報共有する仕組み等について> ・「（前略）国、電力広域的運営推進機関、エリアの一般送配電事業者が、電源の休止止に向けた検討状況などの情報を把握することができる仕組みを検討する」方向性には条件付きで賛同する。 今後実効性のある仕組みの検討にあたっては、以下の点をご考慮いただきたい。 ・当該エリアの需給状況（必要性）および各電源の状況を勘案し、休止止を行う正当な理由がある場合には、それを阻害しないような仕組みとすることが必要。 ・発電・系統の全体最適には国・電力広域的運営推進機関・エリアの一般送配電事業者間に加え「発電事業者にも情報を共有する仕組み」が必要 【理由】 ・安定供給に必要な kW 維持について、発電事業者は最大限貢献していくと考える。 ・一方で、休止止の延長に関する協議を行う際には、一般送配電事業者側で需給シミュレーション等により必要性や意義を検証した上で実施いただきたい。 ・また、電源の休止止における正当な理由として「設備の劣化や主要機器の寿命到達が理由で」、「安全性」が確保できないパターン」や「用地制約等の観点で既存設備を廃止し、中長期的な供給力の維持の向上の観点でリプレースが必要なパターン」もあることから電源の状況にも十分な配慮を頂きたい。 ・次に、第3 回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会資料 5（p.11）では、垂直連携として「発電・送配電間の情報連携」による電源休止止への備えが示されている。 ・また、本中間とりまとめ（案）には「（前略）電源投資や系統設備などの必要な対応を計画的に進めることができるように、（中略）実効的な仕組みを検討する」との記載があることを踏まえ、系統状況の見通しに沿った電源休止および新設を検討するために、発電事業者にも情報共有いただきたい。	
			18 電源の休止止に向けた検討状況などの情報を把握できる仕組みは、競争状況・制度の公平性の観点から重大な懸念がある	ここで検討することとしている仕組みの目的は、中長期的な需給・系統状況の見通しに沿った形で、必要な対応を計画的に進めることを可能とすることであり、特定の電源の延命や導入の妨げとなるようなことは想定していません。また、休止止情報に関しては、発電事業者にとって極めて秘匿性が高いことに鑑み、情報にアクセスできる者を限定するなど、秘秘の観点で十分注意を払う必要があると考えています。
			・発電事業者による電源の休止止の検討状況を10年前の段階で国や広域機関が把握する仕組みについては、競争環境および制度の公平性の観点から重大な懸念を抱く。第一に、事業者の退出判断に対して強い抑止力として働き、老朽火力の延命につながる。これは市場原理に基づく電源の新陳代謝を阻害し、再エネ導入の妨げとなる。供給力確保を名目とした火力延命制度となりがねず。制度の趣旨と整合しない。第二に、「秘匿性が高い」ことを理由に休止止情報へのアクセスを限定する仕組みは、透明性の低下を招き、競争環境をさらに不利にする可能性がある。電源計画に関する情報が一部の主体にのみ集中することで、情報の非対称性が制度的に固定化され、電力市場の公正性が損なわれる懸念がある。	
			19 休止止時期の調整においては、現場の実態を十分に把握し、事業者の意見を聞きながら進めるべき	電源の休止止に向けた情報把握の仕組みにつきましては、発電事業の事業実態をしっかりと踏まえながら実効的な枠組みになるよう、詳細検討を進めていきたいと考えております。
			・休止止に向けた事業計画は、安定供給の観点から中長期的な電源構成を見据えて策定されており、国がこの計画時期を調整することは、発電所に働く者や事業運営、更に発電所周辺の地元住民・経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。働いていない発電所の維持は財務的・人材的・技術的に容易ではなく、国が事業者に対して休止止時期の調整を求める場合には、現場の実態を十分に把握し事業者の意見を聞きながら、そこで働く者が安心して電力の安定供給に傾注できるよう、事業環境の整備が必要である。	

			20	必要なkWを事業者が自主的に維持するよう促すことが基本	ご指摘のとおり、市場を通じた供給力確保は大前提のことであると認識しております。そのため、供給力確保の方策の中では、稼働可能な電源の最大限の確保を進めるべく、容量市場の包括的見直し（NetCONE見直し、稼働可能電源の把握、供出の求め等）を行うとともに、不落地電源の維持必要性の個別確認・オークション／予備電源制度との関係整理等も検討することとしております。
			21	電源を休廃止する際に一般送配電事業者との事前の協議を含む法改正を検討する場合は、審議会での承認を得るプロセスが必要	制度設計WGで御議論いただいたように、実需給の10年程度前に、国、電力広域的運営推進機関、エリアの一般送配電事業者が、電源の休廃止に向けた検討状況などの情報を把握することができるような仕組みや、中長期的な需給・系統状況の見直しに沿った形で、必要な対応を計画的に進めることができるような仕組みについて、法制上の対応の要否も含め検討を進めているところです。こうした方向性の下で、実効的な措置の具体化に向けた検討を引き続き進めてまいります。
			22	容量市場、予備電源制度等の見直しが急務	容量市場、予備電源制度等の見直しについて、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
			23	容量市場の見直しにあたり、現行制度の効果を検証すべき	2021年度メインオークション（2025年度実需給）以降においては、電力広域的運営推進機関にて公表される約定結果公表資料にて、調整機能あり電源の約定容量を公表しておりますのでご参照ください。 電力広域的運営推進機関における「容量市場の在り方等に関する検討会」を主体として、容量市場の2025年度包括的検証を実施しているところ。その中では、事業者から容量市場の将来に向けた気づきやアイデア等を募るCall for Evidence（以下、「CfE」という）について説明し、10月10日から11月10日にかけて実施しました。 CfEでは、「①制度主旨の再確認」の項目の中で、事業者や関係者の皆様より、多数の回答のご協力をいただいたため、これらを整理し、今後の制度の見直しの参考としている方針です。 容量市場と中長期取引市場との位置付けの整理（量的な供給力の確保を求める目的等）については、本とりまとめに記載の通りですが、運用に向けた詳細検討については、いただいた点などに留意しつつ、引き続き検討を進めて参ります。
			24	容量市場の見直しの方向性に賛同	①については、第109回 制度検討作業部会（2025年12月12日）から、最新のコスト検証 WGの結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しの検討を開始しました。引き続き、検討を深めて参ります。 ②～④について、見直しの観点としては把握しているところ。今後、設定当初の背景・目的や近年の実態と照らし合わせ、見直しの必要性を確認した上で、適宜検討を進めて参ります。
			25	具体的な制度措置の検討にあたり、国の責任、対象電源、コストの取扱い等の明確化や、環境政策・供給力確保の方策との整合性等が必要	いただいた点に留意して、引き続き供給力確保策につき検討を進めて参ります。
			26	容量市場不落地電源の維持・確保に向けた仕組みの在り方について、現在の仕組みで対応できない理由を整理する必要	「NetCONE 価格の見直し」については、第109回 制度検討作業部会（2025年12月12日）から、最新のコスト検証 WGの結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しの検討を開始しました。見直しにおいては、供給力確保、約定総額、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断して進めていく必要があるため、引き続き、慎重に検討を進めて参ります。 いただいた点に留意して、引き続き検討を進めていきます。
			27	容量市場メインオークションについて、投資予見性を高めていくために、より適正なものとなるよう検討を行うべき	第109回 制度検討作業部会（2025年12月12日）から、最新のコスト検証 WGの結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しの検討を開始しました。いただいた点も考慮し、引き続き検討を進め参ります。
			28	拠出金負担の適正化とともに、負担の年度間平準化（約定価格の変動抑制・安定化）のための方策を講じるべき	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WGの結果に

			【意見内容】 容量市場の約定価格の変動は、小売事業者の経営（拠出金の価格転嫁含む）、ひいては需要家の料金負担に影響を及ぼす。今回議論されている容量市場の見直し等は負担増の方向であり、約定価格が上昇しその変動幅も拡大する可能性がある。拠出金負担の適正化とともに、負担の年度間平準化（約定価格の変動抑制・安定化）のための方策を講じていただきたい。 【理由】 ・容量拠出金は小売事業者のコストの大きな割合を占めている。大幅な約定価格の変動は事業計画の策定を困難にするため。 ・約定価格が年度毎に大幅に変動する市場では、発電事業者にとっても長期的な電源投資の適切なシグナルとして機能しにくい。	基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。 引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
		29	追加オークション、予備電源制度の確保量の拡大や新たな仕組みの導入は慎重に判断すべき 容量市場メインオークションの不落札電源の扱いについて今後検討を進めていく方向性が示されておりますが、我が国のアデカンシー確保の観点や容量市場の価格シグナルの適正化の観点からは、必要な供給力は可能な限り容量市場メインオークションで確保されることが望ましいと考えております。したがって、追加オークション・予備電源制度の確保量の拡大や新たな仕組みの導入については慎重に判断いただきますようお願いいたします。加えて、発電事業者の経済合理性に基づく判断や、計画的なリブレースに悪影響を与えないように十分留意しながら検討を進めていただくようお願いいたします。	今後本格化する電源移行の過渡期において、引き続き安定供給に必要な水準の供給力を確保できるよう、容量市場におけるオークションを中心に、予備電源制度、および短期の追加供給力調達のための在り方を含め、必要な供給力確保に向けて、いただいた点にも留意して検討を進めて参ります。
		30	容量市場の見直しにおいて、費用対効果の最大化と円滑な価格転嫁に向けた努力・工夫を行うべき 【意見内容】 供給力確保のための容量市場の見直し等においては、小売事業者と需要家への費用負担の増加が生じる。このため、以下のように費用対効果の最大化と円滑な費用転嫁に向けた努力と工夫をお願いしたい。 ①容量市場の指標価格について、シングルプライスでの約定方法は是非や、電源費 用格差（電源種や経年数によるコスト相違）の妥当性等を定量的に検証すること ②上記検証を踏まえ、制度的見直しを含め供給力確保費用の抑制を図ること ③不落札電源維持の費用負担等についても同様に費用抑制を図ること 【理由】 「容量市場の在り方等に関する検討会」におけるNetCONE仮試算にも見られるよう、約定価格の大幅な上昇が費用負担者である小売事業者に懸念されているところ。小売事業者の費用負担適正化、ひいては需要家負担の適正化のため。	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WG の結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。 引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
		31	容量市場の見直しは、容量市場の欠陥をより強化する方向に向かっている ・容量市場の見直しについては、容量市場の欠陥を是正するのではなく、むしろ強化する方向に向かっている点が問題である。容量市場はこれまで、既存火力への過大な補助、新規参入の阻害、再エネ・蓄電池に不利など、多くの構造的問題が指摘されてきた制度である。にもかかわらず、今回の方針では「指標価格の見直し」や「供出の求め」など、火力発電の維持を後押しする方向で制度を拡充する内容が示されている。これは、制度の根本的な課題を解消するどころか、既存火力への依存を制度的に強める結果となり、電力市場の健全な競争環境を損なうそれがある。 【理由】 ・容量拠出金を負担する小売事業者が、需要家に対して価格改定の根拠を正確かつ透明性をもって説明するためには、発電側からの反映額の明示が不可欠であるため。 ・相対取引において容量確保契約金の反映額が曖昧なままでは、旧一般電気事業者グループ内小売事業者と新電力等の小売事業者との間で不公平なコスト負担が生じる懸念があるため。 ・容量拠出金は最終的に電気料金へ転嫁される性質を持つ。負担プロセスの透明化を徹底しなければ国民の納得感を得られないため。	容量市場は、電力の安定供給に必要な中長期的な供給力不足への対処等に向け、あらかじめ必要な供給力を確保するための制度です。原則として、すべての電源の容量単位（kW）あたりの価値を等しく評価する仕組みであり、特定の電源を優遇するものではありません。その上で、容量市場の第2回メインオークション以降、稼働率が50%を超えた非効率な石炭火力発電に対し、容量市場からの受取額を2割減額するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けてエネルギー部門のCO2排出削減を促進する措置を導入しているところ。 また、安定供給と脱炭素化を両立していくためには、既存の火力発電も脱炭素化しつつ活用していくことが重要です。このため、長期脱炭素電源オークションでは、既設の火力発電所を水素やアンモニアで混焼できる設備に改造する投資案件を対象とし、最終的には水素・アンモニア専焼などを想定した制度であるため、既存の火力発電の延命につながるなどの指摘はあたらないと考えております。 政府としては、こうした取組を行うことにより、安定供給と電源の脱炭素化の両立を図ることとしております。
		32	電力・ガス取引監視等委員会等による監査権限の明確化や、不適切な対応が確認された場合の公表・是正勧告等の措置を行うべき 【意見内容】 安定的な供給力の確保と費用負担の公平性を両立させる観点から、容量市場の導入に伴う既存の相対契約等の見直し（kW 価値相当分の調整）に関して、現在、国から示されている指針（容量市場に関する既存契約見直し指針）の実効性を抜本的に高めるための具体的な制度的措置を講じられるべきと考えます。 具体的には、容量市場から容量確保契約金を受領している発電事業者に対し、既存契約における kW価値相当分の調整状況や交渉経緯についての定期的な報告を義務付けるとともに、電力・ガス取引監視等委員会による監査権限の明確化や、不適切な対応（合理的な理由のない調整拒否等）が確認された場合の公表・是正勧告等の措置を検討いただきたいと存じます。 【理由】 電力システム改革の進展に伴い、中長期的な供給力を維持・確保するために容量市場が果たす役割は極めて重要で、発電事業者の固定費回収の予見性を高め、将来にわたる安定供給の基盤と位置づけられている制度と承知しています。一方で、容量市場の開始以前に締結された既存の相対契約等においては、契約価格の中に kW 価値（固定費）相当分が含まれているケースが一般的です。制度設計上、発電事業者は容量市場から kW 価値の対価（容量確保契約金額）を得るため、既存契約において二重取りとならないよう、政府からは「容量市場に関する既存契約の見直し指針」が発出されています。しかし、当該指針は当事者間の協議を促すものであり、是正を強制する法的効力を有していません。現状、発電コスト情報の非対称性や交渉力の格差等により、発電事業者との協議が整わず、二重負担の状態が解消されていない、あるいは、解消の目的が立っていない事例もあらうかと思われます。小売電気事業者が合理的な理由なく二重負担を強いられ続ける状況は、公正な競争環境を阻害し、小売電気事業者の経営体力を不当に削ぐものであり、ひいては安定供給の担い手としての機能を低下させかねません。 本中間整理（案）で示されているように、今後、小売電気事業者に対する供給力確保義務の強化や、kW 価値も取引対象となり得る中長期取引市場の導入が検討されている中、既存契約における kW 価値の二重取り問題という足元の課題が解決されないまま、新たな義務や市場取引が積み上がっていくこととなると、小売電気事業者にとって二重負担の問題がより深刻化・複雑化する恐れがあります。 このため、次世代の電力システムにおける制度の公平性と透明性を担保し、不当なコスト上昇を抑制するため、指針を単なる努力目標にとどめず、容量確保契約金を受領する事業者に対する定期報告義務や監視・検証メカニズムを導入することで、その実効性を確実に担保するための検討がなされることを要望いたします。	「容量市場に関する既存契約見直し指針」では、契約上の kW 価値の有無とその対価に対する考え方を事業者間で誠実に協議し整理の上、本指針の基本的な考え方に則り、適切な時期に既存契約の見直し協議が行われることが望ましいとしています。容量市場に関する取引は広域機関が定めたルールに基づいて行われますが、既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができます。
		33	容量市場を廃止すべき	容量市場は、電力の安定供給に必要な中長期的な供給力不足への対処等に向け、あらかじめ

			【意見内容】 ・容量市場を廃止してください。 【理由】 ・大手電力会社(旧一電)は発電部門と小売部門を抱えていたり、発電会社が電気のほとんどをグループ内の小売電気事業者に供給するケースが多く、追加収入と負担額が見合図となっています。容量市場により維持・建設費を受けられる発電所のほとんどが火力と原子力であり、実質的に大手電力会社の発電事業への補助金になっています。それに対して、新電力などは電気料金への価格転嫁をせざるを得ない状況です。火力と原子力の存続にしか寄与しない容量市場制度を廃止し、原発や石炭火力発電を温存する構図になっている電力市場を改革すべきです。	必要な供給力を確保するための制度です。原則として、すべての電源の容量単位（kW）あたりの価値を等しく評価する仕組みであり、特定の電源を優遇するものではありません。 また、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく必要があります。 エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S＋3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 ロシアによるウクライナ侵略、中東での紛争などによる化石燃料の価格変動リスク等もある中、脱炭素電源の拡大に向けては、足下の脱炭素電源構成が約3割という状況を踏まえれば、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠と考えております。
		34	容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がなく発生する長期停止にはペナルティを課すべきでない 【意見内容】 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がなく発生する長期停止にはペナルティを課さないでいただきたい。具体的には、事業者に帰責性がなく発生した長期停止期間は停止の上限である180日相当にはカウントしないでいただきたい。また、ペナルティの支払い時期の猶予を設けていただきたい。 【理由】 固定費の割合が大きく契約容量の大きい原子力では、長期停止に伴うペナルティによる収入減少が高額にのぼるため、その負担が経営に与える影響は大きい。	容量市場と長期脱炭素電源オークションのそれぞれの約款における該当のリクワイアメントの条項における異議申し立て、又は不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。
		35	容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性のない事象に伴う供給力提供開始の遅延発生の場合、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮するべきでない 【意見内容】 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性のない事象に伴う供給力提供開始の遅延発生の場合は、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮しないでいただきたい。 【理由】 容量確保契約金額を容量収入として得られる期間を短縮するペナルティは、建設コストの大きい原子力では相当規模の減収が生じ、事業に深刻な影響を生じる懸念があるため。	容量市場と長期脱炭素電源オークションのそれぞれの約款における該当のリクワイアメントの条項における異議申し立て、又は不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。
		36	容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施により供給力提供開始の遅延が発生する場合、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮するべきでない 【意見内容】 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施により供給力提供開始の遅延（供給力提供開始期限の超過）が発生する場合、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮しないでいただきたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組を継続していくことが求められている。 現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する供給力提供開始の遅延が発生する場合、ペナルティとして、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間が短縮される。 自主的安全性向上に伴う遅延をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組の実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	容量市場と長期脱炭素電源オークションのそれぞれの約款における該当のリクワイアメントの条項における異議申し立て、又は不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。
		37	容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施による長期停止には、供給力の維持ペナルティを課すべきでない 【意見内容】 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施による長期停止には、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組を継続していくことが求められている。 自主的な安全性向上対策にかかる供給力提供開始の遅延が発生する場合、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。具体的には、長期停止期間は停止の上限180日相当にはカウントしないでいただきたい。 自主的安全性向上に伴う停止をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組の実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	容量市場と長期脱炭素電源オークションのそれぞれの約款における該当のリクワイアメントの条項における異議申し立て、又は不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。
		38	不落ち電源を保護する仕組みは市場原理の否定ではないか	2024年度以降の供給力の確保については、容量市場を通じて必要な供給力を確保することを前提に、容量市場外で予期しない大規模災害のリスク等を念頭に、一定の休止電源を維持する予備電源制度の検討なども行ってきました。他方、突発的な事象等により需給バランスが急激に悪化し、供給力が不足するリスクは常に残ることから、そうしたリスクに対応した短期的供給力確保策については、現行のkW公募等を参考に、今後検討を行う必要性について議論を進める必要があると考えております。
		39	既設原子力の安全対策工事中から投資回収できる仕組みを導入すべき 【意見内容】 事業者の資金調達コスト低減の観点から、既設原子力の安全対策工事中から投資回収できる仕組みを導入していただきたい。 【理由】 既設炉であっても建設リードタイムが長く、高額の投資が必要な電源については、工事期間中から投資回収できる仕組みを導入することで、資金調達コストが軽減され、ひいては電気料金の低減につながる。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		40	建設期間中から投資回収できる仕組みを導入すべき 【意見内容】 新規建設電源の資金調達コスト低減の観点から、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入していただきたい。 【理由】 建設リードタイムが長く、高額の投資が必要な新規建設電源については、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入することで、資金調達コストが軽減され、ひいては電気料金の低減につながる。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		41	中長期を見据えて必要となる電源投資が確保できるよう、制度整備に関するスケジュールを明らかにすべき 【意見内容】 中長期を見据えて必要となる電源投資が確保できるよう、制度整備に関するスケジュールを明らかにし、早期に事業者が投資決定できる事業環境を整えていただきたい。 【理由】 原子力発電の新規建設・リブレースには十数年の長い期間を要するため、早期に投資決定ができる事業環境整備が必要である。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		42	原子力発電の自主的安全性向上の取組みの費用について、資金調達し、回収できる制度設計とすべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。

			【意見内容】 「次世代電力システムの構築」において、原子力発電の自主的安全性向上の取組みの費用について、資金調達し回収できる制度設計をお願いしたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組みを継続していくことが求められている。 現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する取組みに伴う建設遅延、運転停止に対する経済的な損失の可能性や追加費用の回収が考慮されていない。	
		43	大規模かつ長期にわたる原子力発電事業の特性を踏まえて、他律的事由で発生する費用について、資金調達し回収できる制度設計とすべき 【意見内容】 大規模かつ長期にわたる原子力発電事業の特性を踏まえて、他律的事由で発生する費用について、資金調達し回収できる制度設計をお願いしたい。 【理由】 中長期を見据えて必要となる原子力発電への投資が滞ることがないよう、今後、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力発電の事業特性を考慮し、安定的に事業運営できるような事業環境の整備が必要である。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		44	長期脱炭素電源オークションについて、既設炉の最大限活用の観点から、募集量の上限を拡大すべき 【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、既設原子力の安全対策投資案件の第3回募集量は、前回の200万kWから150万kWに減少しているが、既設炉の最大限活用の観点から、この上限を拡大していただきたい。 【理由】 「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」では原子力発電が総発電量の2割程度を担うことが期待されている。安全対策投資案件が、競争力がある電源にもかかわらず、設定された募集上限枠で落選する懸念がある。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		45	長期脱炭素電源オークションについて、原子力発電では、供給力提供開始期限の5年前までの申告を条件に、同期限の合理的な範囲での延長を認めるべき 【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、導入リードタイムの長い原子力発電では、その間に種々の事情変更が発生する蓋然性が高いことから、供給力提供開始期限の5年前までの申告を条件に、同期限の合理的な範囲での延長を認めていただきたい。 【理由】 導入リードタイムの長い電源の原子力では 入札段階で決定した運転開始時期には不確実性がある。このため建設準備ならびに建設工事を計画的かつ安全に進めるため、帰責性にかかわらず当初の運転開始の5年前までに事業者が申請することにより、運転開始期限を超えて運転開始しても、ペナルティの対象とせず、見直しができることが必要である。 一方、原子力発電の新規建設には、サプライチェーンの維持・強化ならびにそれを支える人材確保と育成が必須である。厳しいペナルティの回避を理由に事業の意思決定が遅れた場合、サプライチェーンや人材などにネガティブな影響が産業大に及ぶ恐れがあるため、配慮をお願いしたい。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		46	長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、送電端設備容量ベースで30万kW未満の次世代革新炉による原子力発電プラントも含めるべき 【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、送電端設備容量ベースで30万kW未満の次世代革新炉による原子力発電プラントも含めていただきたい。 【理由】 国際的には、安全性を高めた30万kW未満の原子力発電プラントの開発・導入が進んでいるが、事後的な費用増加の対応についての制度措置の対象は送電端設備容量30万kW以上とされている。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		47	長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施により発生する費用の増加を「事業者に帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」に含めるべき 【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施により発生する費用の増加を「事業者に帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」に含めていただきたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組みを継続していくことが求められている。 現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する費用について、入札後に発生した場合には事業者の持ち出しとなり回収ができない仕組みとなっている。 これらの費用の回収を認め、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的にかかるような制度にしていきたい。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		48	長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応には、事業リスクの予見性向上の観点から、上限を設けるべきでない 【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応には、事業リスクの予見性向上の観点から、上限（当初見積もりの1.5倍まで）を設けないでいただきたい。 【理由】 事後的な費用増加の制度的対応は事業者に帰責性がない費用の増加が対象であり、かつ、モラルハザード対策として1割を自己負担するため、1.5倍の上限は不要と考える。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		49	長期脱炭素電源オークションについて、既設炉の最大限活用の観点から、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、既設原子力の安全対策投資を含めるべき 【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、既設炉の最大限活用の観点から、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、既設原子力の安全対策投資を含めていただきたい。 【理由】 既設原子力の安全対策投資案件は、新設・リプレースと同様に、投資規模が大きいため、事後的な費用増加のリスクを有しており、事後的な費用の増加に対応する制度措置の対象としていただきたい。	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		50	不落ち電源を維持する仕組みについて、確認の観点に「発電所の効率」や「排出量」を追加すべき 【意見内容】 ・不落ち電源を維持する仕組みについて、確認の観点に「発電所の効率」や「排出量」を追加してください。 【理由】 ・不落ち電源は市場メカニズムにおいて、効率が低く維持させる必要が無いと判断されたものです。実際には低効率・高排出な火力発電を存続させるもので、2050カーボンニュートラルの実現を妨げる可能性があります。蓄電池等の新たな調整力を推進したうえで、高排出電源は対象から除外するなどの制度を設けるべきです。 ・短期的な供給力確保を目的として、完全な除外は困難ということであっても、維持する電源を選択する過程で、脱炭素の観点を踏まえて判断することが望ましいと考えます。	今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		51	補修時期の調整への対応について、発電事業者にとって経営自由度の阻害や追加的な費用負担につながらない仕組みとすべき	ご指摘のとおり、市場を通じた供給力確保は大前提のことであると認識しております。そのため、補修調整のみならず、容量市場の包括的見直し等も検討することとしております。

		<今後の対応についての意見> 補修時期等の調整の仕組みについては、我が国において電源の退出が進展する中で供給力確保のための方策として提案されているものと理解しておりますが、そもそも我が国で供給力が減少しているのは、投資回収を十分に見込むことが困難になっていることや、制度上デカシー確保の中心的役割を担う容量市場が十分な仕組みとなっていないことが原因であり、まずはこうした制度上の課題解決が先決であると考えております。加えて、労働力やサプライチェーンの確保も大きな課題であり、併せて課題解決に向けた検討を進めていく必要があると認識しております。 その上で、現在、補修時期の調整への対応については、実需給2年前の容量停止計画による調整があると認識しています。今回ご提案の仕組みの検討を進めている場合には、容量停止計画による調整との関連性も踏まえ、発電事業者にとって経営自由度の阻害や追加的な費用負担につながる仕組みとなるようお願いいたします。また、現在の電力システムが安定供給のための供給力確保に向けてどういった課題があるのか、改めてしっかりと検証頂くようお願いいたします。	補修調整につきましては、制度設計にあたり、現場のご意見も参考にさせていただきながら、実効的な仕組みを検討してまいります。
		52 補修時期の調整を依頼できる制度については、電力システムの公平性・柔軟性・脱炭素化の観点から重大な懸念がある ・電力制約を踏まえて国や電力広域的運営推進機関が発電事業者に対し補修時期の調整を依頼できる制度については、電力システムの公平性・柔軟性・脱炭素化の観点から重大な懸念を抱く。この制度は国や広域機関が発電事業者の運転計画に実質的に介入する仕組みとなり、発電事業者の運用自由度を不当に制限するおそれがある。特に、大規模電源の稼働を優先する方向に働きやすく、結果として既存の火力電源や原発の維持を制度的に後押しする構造となりがねない。再生可能エネルギーや分散型電源の柔軟性を軽視する方向に作用する点も問題である。再エネや分散型リソースは、需要変動や系統状況に応じた柔軟な運用が可能であり、本来は供給力確保の中心的な役割を果たすべき存在である。しかし、補修調整を大規模電源中心に行う制度が導入されれば、再エネの価値が適切に評価されず、電源構成の転換が遅れる懸念がある。	電力の安定供給を維持するためには、需要の将来的な見通しを踏まえ、再生可能エネルギーも含め、必要な発電能力を確保することが必要です。他方で、補修調整は、需給見通しの変化に対応するため、保守点検などにより電源が停止するタイミングを調整するためのものです。補修調整は、変動する需給に対応し、必要な発電能力を確保するためには必要な取組であると考えています。
		53 補修調整は、足元の需給状況における課題を整理し、対象電源や必要性について検討すべき ・補修調整は、足元の需給状況における課題を整理し、対象電源や必要性について検討すべきと考える。	ご指摘のとおり、市場を通じた供給力確保は大前提のことであると認識しております。そのため、補修調整のみならず、容量市場の包括的見直し等も検討することとしております。
		54 施工力不足は、本来、人材育成、工事計画の効率化、設備更新の促進などによって解消すべき構造的課題 ・また、施工力不足への対応として、補修時期の調整を制度化すること自体が本質的な解決策とは言えない。施工力不足は、本来、人材育成、工事計画の効率化、設備更新の促進、などによって解消すべき構造的課題である。施工力不足を理由に化石燃料電源の稼働を優先する制度を導入することは、問題の根本的解決を先送りし、脱炭素移行を阻害する方向に働く。施工力制約を理由とした補修調整制度は、大規模電源の稼働維持を制度的に支える結果となり、再エネ主力化や電力システムの柔軟性向上という政策目標と整合しない。施工力不足への対応は、化石燃料電源の優先維持ではなく、構造的な改善策を中心に検討すべきである。	補修調整は、需給見通しの変化に対応するため、保守点検などにより電源が停止するタイミングを調整するためのものです。補修調整は、変動する需給に対応し、必要な発電能力を確保するためには必要な取組であると考えています。ただし、実際に実需給断面での電源の稼働については、市場や相対での取引の結果決まることから、補修調整が特定の電源の稼働を優先するというご指摘は当たらないと考えています。その上で、施工力不足への対応について、構造的な改善策を中心に検討すべきだというご指摘については、今後の政策検討の参考とさせていただきます。
		55 エリア別シナリオの策定等これまでの取組を深化させる方向性に賛同 【意見内容】 <脱炭素電源投資の促進> ・「需給動向の変化を定期観測しつつ、エリア別シナリオの策定等これまでの取組を深化させる」との方向性に賛同する。 ・その上で、安定供給への貢献、社会コスト負担の最小化、健全な競争環境の整備等の観点から、上記①②の結果を踏まえて長期脱炭素オーションも含めた検討をお願いしたい。 【理由】 ・供給力確保において、長期脱炭素電源オーションも重要な制度であるため、「エリア別シナリオの策定や、データセンター等の需要動向の確保等を踏まえた検討が重要となると認識しているため。	いただいたご意見を踏まえ、エリア別シナリオの策定を含め、電力広域的運営推進機関とともに今後の検討を進めてまいります。
		56 エリアごとに必要となる供給力を公表すべき ・2030 年代初頃にかけて、電力需要は予測を許さない厳しい状況が続く可能性がある、とのことだが、いつまでに、どの広域ブロック（エリア）で、どれくらいの供給力が必要となるのか、発電事業に係るステークホルダーの投資予見性向上のためにも公表すべきと考える。	いただいたご意見を踏まえ、エリア別シナリオの策定を含め、電力広域的運営推進機関とともに今後の検討を進めてまいります。
		57 エリア別シナリオの策定に留まらず、具体的なアクションが重要 ・電力広域的運営推進機関の「将来の電力需給シナリオ」は、国・事業者等の関係者間で内容を共有し、長期脱炭素電源オーション等の円滑な実施や計画的な電源開発の参考にするべく策定されたものと理解している。 ・従って、その内容についての認識共有にとどまらず、本シナリオも参照した具体的なアクションが重要になると考えている。 ・今後、エリア別シナリオの策定にとどまらず、電力システム上における発電事業者、送配電事業者、小売事業者、需要家のそれぞれの役割の整理や、安定供給と脱炭素化の政策整合性の確保、これに資する制度措置（容量市場や長期脱炭素電源オーション等の既存制度のチューニング等を含む）を進めていく必要がある。	電力広域的運営推進機関が策定した「将来の電力需給シナリオ」については、同機関とも調整の上、今後の具体的な活用可能性について検討してまいります。
		58 将来の電力需給シナリオ、エリア別シナリオは、前提条件や評価軸が大規模電源中心に偏るおそれがあり、脱炭素移行の観点から重大な懸念がある ・「将来の電力需給シナリオ」およびエリア別シナリオ策定の方針については、電力システムの将来像を方向づける極めて重要な取り組みである一方、その前提条件や評価軸が大規模電源中心に偏るおそれがあり、脱炭素移行の観点から重大な懸念を抱く。 第一に、シナリオの前提が既存の大規模電源の維持を当然視する方向に傾きやすい点である。データセンター需要の増加や火力電源の休廃止などの課題が強調される一方で、再生可能エネルギーの急速なコスト低下、蓄電池の普及拡大、DRやVPPの高度化、省エネの進展といった脱炭素側の変化が十分に織り込まれない可能性がある。その結果、供給力不足を前提とした「火力延命ありき」のシナリオ形成につながりかねない。 第二に、将来需給シナリオが「大規模電源の必要性」を強調する形で共有されると、政策判断が特定の方向に誘導される危険がある。シナリオは本来、多様な選択肢を比較し、政策の柔軟性を確保するためのツールであるべきだが、特定の電源構成を前提としたシナリオが共通認識として固定化されれば、再エネ・蓄電池・需要側リソースの可能性が過小評価され、電力システムの構造転換が遅れるおそれがある。 第三に、シナリオ策定における透明性と検証可能性が十分に確保されていない点も問題である。前提条件、モデルの構造、需要予測の根拠、再エネ導入ポテンシャルの扱いなどが明確に示されなければ、シナリオが特定の電源構成を正当化するためのブラックボックスとなり、政策の客観性が損なわれる。特に、データセンター需要の増加など不確実性の高い要素については、複数のケースを比較可能な形で提示することが不可欠である。 このように将来の電力需給シナリオは、大規模電源の維持を前提とした一方向の結論に誘導されることなく、再エネ・蓄電池、DR等の柔軟性リソースの可能性を十分に反映した多様な選択肢を提示し、透明性と検証可能性を確保した形で策定されるべきである。シナリオは政策を拘束するものではなく、むしろ脱炭素移行を加速するための柔軟な判断材料として位置づけることを強く求める。	電力広域的推進機関が策定した「将来の電力需給シナリオ」は、将来については様々な見方があり得る中で、多様な意見を取り入れるため、専門的な知見を有する複数の技術検討会社で作成した想定に基づいてシナリオが策定されたものと承知しております。また、シナリオについては前提条件等の変化を定期的に観測しつつ、一定間隔で必要な見直しがなされるものと承知しています。
		59 電力需給シナリオの策定・更新にあたっては、原子力小委員会において検討されている原子力発電の見直し・将来像を織り込むべき 【意見内容】 「電力需給シナリオ」の策定・更新にあたっては、原子力小委員会において検討されている「原子力発電の見直し・将来像」（2040年および2050年に向けた必要容量や時間軸）を織り込んでいただきたい。 【理由】 原子力発電所の建設やサプライチェーンの維持・強化には、長期的リードタイムを要する。中長期を見据えた必要な電源投資が遅滞なく行われるような制度設計を行うため「原子力発電の見直し・将来像」を前提とした共通認識を形成することが必要。	電力広域的推進機関が策定した「将来の電力需給シナリオ」については、前提条件や公表情報等の変化を定期的に観測しつつ、一定間隔で必要な見直しがなされるものと認識しております。
		60 長期にわたって電力の安定供給を維持できる基盤が必要であることから、各政策の優先順位をつけながら検討を進めるべき ・非効率化石火力のフェードアウトやGX-ETSの導入などの脱炭素化の取組を進めていく重要性は理解できるが、長期にわたって、電力の安定供給を維持できる基盤が必要であることから、各政策の優先順位をつけながら、柔軟性をもって検討を進めるべきと考える。 ・他方で、来年度から始まるGX-ETSの第2フェーズでは火力電源を対象とする発電ベンチマーク設定により無償割当がなされるが、いずれ無償割当が有償割当に移行する給電のままで、休廃止の進行スピードは変わらない。安定供給と環境適合のどちらを優先すべきか、国として方針を明確にすべきである。	安全性の確保を大前提に、エネルギー安定供給、経済効率性、環境適合性の最適なバランスを追求していくことが、エネルギー政策の基本的視点であると認識しています。ご指摘のとおり、安定供給確保の観点からは優先順位をつけた上で政策を進める必要があるという認識のもと、各種施策に取り組みでまいります。
		61 供給力不足を理由として、化石燃料電源の維持・延命を制度的に正当化する方向性が強まっているのではないか	安定供給の確保のため、将来に向けては安定供給と電源の脱炭素化の同時実現が重要だとい

			安定供給を名目とした化石燃料電源の延命に対する懸念 今回示された「供給力確保に向けた方策」では、2026年夏季以降の厳しい需給見通しを踏まえ、容量市場の見直しや不落ち電源の維持、追加供給力の確保など、既存の大規模電源を中心とした供給力確保策の強化が示されている。しかし、気候変動対策および電力システム改革の理念の観点から、以下の重大な懸念を指摘する。 ・供給力不足を理由として、化石燃料電源の維持・延命を制度的に正当化する方向性が強まっている点である。石炭火力やLNG火力の休廃止は脱炭素に向けた不可避のプロセスであるにもかかわらず、これらの電源の減少を「危機」と位置づけ、追加的な供給力確保策を講じることは、結果として化石燃料依存を固定化し、脱炭素移行を遅らせるおそれがある。	う認識です。「長期脱炭素電源オークション」などの制度を通じて、電源投資の投資回収の予見性を確保し、脱炭素電源への新規投資を促すため、必要な環境整備を進めてまいります。
			・p.29「2030年代初頭まで厳しい状況が続く」可能性を前提とすることは、再エネ導入ペースの加速や蓄電池価格の低下、需要側リソースの拡大といった最新の技術動向を十分に反映していない。供給力不足を強調することで、火力の延命を正当化する方向に議論が誘導されることは避けるべきである。	
			・供給力確保策が「発電設備の確保」に偏り、再エネ・蓄電池・DRなどの柔軟性リソースの活用が十分に位置づけられていない点も問題である。需給逼迫の本質的な要因は、再エネの変動性に対応する柔軟性リソースの不足や系統整備の遅れにあり、本来は蓄電池やDR、VPP、分散型エネルギーの拡大によって対応すべきである。供給力＝大規模電源という旧来型の発想に基づく制度設計は、再エネ主力化を阻害し、電力システムの構造転換を遅らせる。 ・今回の供給力確保策は、安定供給の確保という目的のもとで、化石燃料電源の維持・延命を制度的に支える方向に偏っており、脱炭素移行や再エネ主力化の観点から重大な問題を抱えている。安定供給は極めて重要であるが、その実現は化石燃料依存の継続ではなく、再エネ・蓄電池・DR等の柔軟性リソースの拡大、系統整備の前倒し、需要側の効率化など、持続可能な手段を中心に据えるべきである。	
			【意見内容】 ・掲げられている3点以外に、「導入リードタイムが短い、太陽光発電や蓄電池の導入拡大」を供給力確保策として追加し、具体的な制度改善等を検討してください。 【理由】 ・P20の【背景】において「これから当分の間、我が国は、電源移行の過渡期を迎え、今後、2030年代初頭にかけて、特に夏冬の高需要期における電力需要は予測を許さない厳しい状況が続く可能性」としており、仮に需要予測通りに推移するとした場合、より短期で供給力を確保する提案を議論し、積極的な支援をおこなうべきです。その際、2050カーボンニュートラルに向けた流れを着実に進めるべく、再生可能エネルギー導入拡大を積極的に推進し、支援対象が火力発電などの高排出電源に偏らないよう配慮することが望ましいと考えます。	
		62	電力広域的運営推進機関から発電への融資を行うべきでない	電力広域的運営推進機関による財政融資を活用した貸付制度は、民間金融を補完することで、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源や送電線への投資を促進するためのものです。このうち、大規模電源向けの融資については、民間金融機関と協調して貸付けを行うものであり、金融機関が資金を貸せないような案件に貸す仕組みではありません。加えて、貸付の財源については、財政投融資を想定しており、消費者から託送料金として集めた資金を貸すことは想定しておりません。
			<追加された「供給力確保に向けた方策」>とは、発電所づくりの「新融資制度」のことです。これは電力需給安定化の司令塔であるべきOCCTO（電力広域的運用推進機関）が金貸しになるというものです。巨大すぎて？金融機関からお金が借りられない発電所にOCCTOが融資する制度ですが、金融機関がお金を貸せないような危ない案件に、消費者から託送料金として集めたお金を流し込んで良いのでしょうか。この徴収役を新電力に行わせるのはやめていただきたい。	申請手続きの詳細については、必要な情報を確認する観点と、事業者の負担軽減の観点の両方を考慮して検討してまいります。
			【検討事項②】地内系統の計画的な整備を促す仕組み	
		63	整備に係る計画書の手続きは可能な限りシンプルにすべき	
			「地内系統の先行的・計画的な整備」について、先行的・計画的な整備を進めるにあたっては、長工期かつ巨額の資金を要することも想定されることも踏まえて、電力広域的運営推進機関からの貸し付けの対象となることは、大きな前進であると受け止める。なお、事業者の負担軽減や速やかな審査対応を実現するために、整備に係る計画書の作成や申請手続きは可能な限りシンプルなものとするべきである。	
		64	大規模な系統だけでなく地内系統も先行的・計画的整備の対象とすべき	地内系統の計画的な整備については、その便益が広く系統利用者に受益することなどを踏まえ、大規模かつ基幹的な系統を対象としており、具体的には一定以上の容量・電圧に係る設備を対象とすることを基本としております。より詳細な要件については、引き続き検討してまいります。
			「地内系統の計画的な整備に関して」 原案では、「大規模かつ基幹的な系統を対象」として、「一般送配電事業者等が計画を策定の上、国・電力広域的運営推進機関がその内容等を確認することで先行的・計画的な整備を進める」とされているが、2050年カーボンニュートラルを見据え整備を行うためには、「大規模かつ基幹的な系統」を対象を限定するのではなく、風況の良い地域など再エネのポテンシャルがある系統については、基幹系統だけでなく、ローカル系統も含めて整備する必要がある。このようにしなければ、2050年カーボンニュートラルを達成できないおそれもあるし、需要家の投資意欲にも応えられない懸念がある。このため、再エネポテンシャルのある地域に対しては、「地域間連系統と一体的に整備する基幹系統」に加えて、「地域間連系統と一体的に整備すべきローカル系統」も含めて、国・広域機関が指定するか、一般送配電事業者等が指定して、地内系統を計画的に整備すべきである。	
		65	地内系統の計画的な整備について、透明性を確保するとともに、費用負担の公平性、再エネ・分散型エネルギーの接続促進との整合性を考慮すべき	地内系統の計画的な整備においてどの系統を計画の対象にするかについては、中長期的な目線も踏まえて、国や広域機関が適切に内容を確認することとしています。
			一般送配電事業者の容量集中と費用負担の公平性に関する懸念。 地内系統の計画的な整備を進めるとい方向性は、再エネ導入拡大や電力需要増加に対応するうえで重要な取り組みであり、その必要性は理解できる。しかし、今回示された制度設計の方向性には、一般送配電事業者の容量への過度な集中、費用負担の公平性、再エネ主力化との整合性の観点から、以下の懸念を指摘する。 ・系統整備計画の策定主体が一般送配電事業者に限定され、国や電力広域的運営推進機関は「確認」にとどまる点である。どの系統を優先的に整備するか、どの需要家の接続を優先するかといった判断が、実質的に一般送配電事業者の裁量に委ねられる構造となる。これにより、大規模需要家や大規模電源が優先され、小規模再エネ事業者や地域分散型エネルギー事業者が不利になる可能性が高く、公平な競争環境を損なうおそれがある。 ・整備対象を「一定以上の容量・電圧を有する大規模・基幹系統」に限定する方針は、地域の分散型エネルギーや小規模再エネの接続環境改善を後回しにする構造を生む。再エネ主力化を掲げるのであれば、分散型電源の接続を促進するための系統整備も同時に進めるべきであり、大規模系統のみを優先する制度設計は望ましくない。 ・再エネ起因の系統整備は「2050年視点」、大規模需要起因の系統整備は「今後10年視点」という時間軸のずれも問題である。再エネ系統こそ前倒して整備すべきであるにもかかわらず、大規模需要の迅速な接続を優先する制度となれば、再エネ導入の遅れを招き、脱炭素移行の妨げとなる。	貸付対象とする設備は、その便益が広く系統利用者に受益することなどを踏まえて、大規模かつ基幹的な系統を対象としており、具体的には一定以上の容量・電圧に係る設備を対象とすることを基本としております。より詳細な要件については、引き続き検討してまいります。 また、再エネ起因や大規模需要起因に関わらず、必要な系統については迅速に整備することが重要と考えています。その上で、再エネについては2050年カーボンニュートラルに向けた今後導入状況を見据え、大規模需要については今後10年程度の立地状況を見据え、整備の必要性を考えてまいります。
			以上の理由から、地内系統の計画的な整備は必要であるものの、一般送配電事業者に過度な裁量が集中しないよう透明性を確保するとともに、費用負担の公平性、再エネ・分散型エネルギーの接続促進との整合性を十分に考慮した制度設計が不可欠である。	
		66	再エネ発電所建設を妨げない系統整備や再エネ優先接続を行うべき	再エネの更なる導入拡大や電力の安定供給の観点から、北海道・本州間海底直流送電をはじめとする大規模な地域間連系統や地内系統の整備を進めていくことは重要です。一方で、こうした大規模な系統整備には長い工期と巨額の資金を要することから、必要な投資が停滞する可能性も考えられるため、整備実施主体による資金調達・資金回収の円滑化に向けて、対応の方向性を示しました。
			【意見内容】 再エネ発電所建設を妨げない系統整備や再エネ優先接続の実行をしてください。 【理由】 ・現在は、高額な系統連系費用の負担が発生していて、また基幹系統をつくる費用も発電事業者が負担しています。従来型事業者はすべて自動的にファーム契約(送電混雑が発生しても混雑料金が発生しない)になるのと比較して、新規事業者はすべて自動的にノンファーム契約とならざるを得ない現状は不公平です。送電線の利用は、ヨーロッパのように徹底した非差別化が必要です。合わせて発電側課金制度は、送電線利用の徹底した非差別化を前提にしないとい不公平感が生まれます。	その上で、新たな送電網の整備には多くの費用と時間を要します。そのため、ノンファーム型接続は、再生可能エネルギー等が既存の送電網をより低コストで利用しやすくするための取り組みです。さらに、系統が混雑する際には再エネが優先的に系統を利用できるよう、系統利用ルールの見直しを行いました。これらの取り組みを、引き続き推進してまいります。 発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、発電事業者にも一部の負担を求めるものです。課金対象は、受益と負担の観点から、また、特定の電源に有利・不利が生じないよう系統に接続し、且つ、系統側に逆潮流させている電源全てを課金対象とすることを基本としております。また、課金方法は、契約kWに応じた課金のみとするのではなく、設備の利用状況も考慮したkWhに応じた課金を設定しており、電源による公平性を一定担保する仕組みとなっております。今後も、発電側課金の制度主旨を踏まえ適切に運用を行ってまいります。
			【検討事項③】大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等	値差収益の具体的な使途は、毎年度の資金需要等を踏まえて決定しますが、電力広域的運営推進機関による地域間・地域内送電線等の整備に対する貸付けの財源としてだけではなく、電
		67	値差収益の使途について、適切な監視機能を構築すべき	

			【意見内容】 値差収益の使途については、大規模な発電所等の立地地域の理解醸成等のための対策のように費用便益評価など客観的な妥当性判断が難しく、国の政策等と踏まえた総合的な判断が求められる内容まで含むように柔軟化していくものと認識している。そのため、使途の適切性や特定の事業者のみを優遇することがないよう公平性が確保されているかを判断するため、中立者を含めた審議会等での確認など監視機能が適切に働くような仕組みを構築いただきたい。 【理由】 値差収益の使途の柔軟化に伴い、適切性・公平性を確認する仕組みの構築が必要と考えるため。	力の安定的な供給の確保を図るための国の予算事業にも活用することができるよう、国庫に納付することとした。 これらの国の予算事業については、使途の適切性や公平性の確保等の観点を含めて、毎年度予算案を国会において御審議いただくこととなります。
		68	値差収益の取扱いの柔軟化、GX政策における系統整備への貸付けは、旧来型電源や特定産業のための資金スキームとなっている側面が強い 値差収益の柔軟化・GX貸付・託送料金前倒し回収は抜本的に見直すべき 今回示された、値差収益の柔軟化、GX政策における系統整備への貸付、託送料金の前倒し回収等の一連の制度方針について、以下の重大な懸念を指摘する。 値差収益の「貸付優先」化は制度の本来目的を逸脱するおそれがある。値差収益は本来、広域連系線整備による市場分断の解消を目的とした事後的な交付金である。しかし政府方針では、運転開始前の貸付を優先し、民間融資の返済を優先する仕組みまで検討されている。これは値差収益を事前融資の財源として転用するものであり、将来の交付財源の枯渇や返済リスクの国民負担化につながる。制度の透明性と公平性の観点から極めて問題が大きい。 ・値差収益の使途拡大は、再エネ主力化に必要な系統整備から資金を奪う懸念がある。政府は値差収益を、地内系統整備や大規模発電所の立地地域対策、供給力確保のための施策にも活用するとしている。しかしこれらは、再エネ導入拡大のための広域連系線整備という本来目的から大きく逸脱しており、結果として旧来型電源の維持や特定産業への利益誘導につながりかねない。再エネ主力化を掲げるのであれば、値差収益は本来の目的に厳格に限定すべきである。 ・GX貸付の対象が特定産業に偏っている点も問題である。GX戦略地域の「コンビナート等再生型」や「データセンター集積型」が対象とされているが、これは特定企業・産業のための系統投資を国費で肩代わりする構造となる。需要側の「空押さえ」問題が指摘される中で、こうした貸付制度は過剰な需要申請を助長し、結果として不要な系統投資を誘発するおそれがある。費用回収は託送料金を通じて国民が負担するため、慎重な検討が不可欠である。 ・託送料金の前倒し回収は、国民負担の早期化・増大を招く。設備運転前から費用を回収する仕組みは、工期遅延や費用増額が生じた場合でも事業者が負担すべき費用を国民に転嫁する構造となる。特に大規模系統整備では前倒し額が巨額となる可能性があり、料金上昇圧力が強まる。再エネ主力化に必要な系統整備は重要であるが、費用負担の公平性と透明性が確保されないまま前倒し回収を認めることには強い懸念を抱く。 ・新たに創設される「特定系統整備準備引当金」は、事業者のリスクを国民に移転する制度となりかねない。建設期間中の費用を託送料金で回収し引当金に積み立てる仕組みは、事業者のキャッシュフロー確保を目的とし、工事遅延や需要減少による設備の不要化が生じても国民が負担する構造を生む。市場原価が動かず、投資判断の甘さを助長するモラルハザードも懸念される。 以上のように、この方針は再エネ主力化のための系統整備を支える仕組みというよりも、旧来型電源や特定産業のための資金スキームとなっている側面が強い。国民負担の増大、制度の透明性の欠如、事業者リスクの国民転嫁など、看過できない問題が多い。再エネ主力化と公正な費用負担の原則に立ち返り、制度全体の抜本的な見直しを強く求める。	再エネの更なる導入拡大や電力の安定供給の観点から、北海道・本州間海底直流送電をはじめとする大規模な地域間連系線や地内系統の整備を進めていくことは重要です。一方で、こうした大規模な系統整備には長い工期と巨額の資金を要することから、必要な投資が停滞する可能性も考えられるため、整備実施主体による資金調達・資金回収の円滑化に向けて、対応の方向性を示しました。 値差収益を状況に応じて貸付けと交付で使途を柔軟に判断すること等については、設備運転開始後に行う値差収益の交付と異なり運転開始前に貸付けを行うことが可能であるために、資金調達が円滑化され整備実施主体が大規模な系統整備に着手しやすくなり、更なる市場分断の解消に資するものと考えています。また、値差収益は、電気事業制度の中で構造的に発生するものであることを踏まえ、電力の安定的な供給等の電気事業の健全な発達に資する取組に充てることが適切と考えています。具体的な使途は、毎年度の資金需要等を踏まえて決定しますが、電力広域的運営推進機関による地域間・地域内送電線等の整備に対する貸付けの財源としてだけではなく、再エネを含めた電力の安定的な供給の確保を図るための国の予算事業にも活用することができるよう、国庫に納付することとしました。 託送料金の前倒し回収については、現行のレベニューキャップ制度では託送料金による系統整備費用の回収は設備運転開始以降となっており、一定規模以上の系統整備については、運転開始前の資金調達を円滑化させる等の観点から、託送料金の前倒し回収を認めることと整理しました。託送料金の前倒し回収措置の対象となりうる地域間連系線を含めた広域系統整備計画の策定にあたっては、その実施案及び事業実施主体を決定する際に、増額の完了時期、工事費等について、電力広域的運営推進機関の有識者委員会における総合的な評価を踏まえることと同機関の業務規程で定められています。また、電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループにおいて、広域系統整備計画に係る費用等を検証する手続や考え方を定めたガイドラインについて議論を行い、工事内容、工期や工事費等の変更にあたっても同様に有識者委員会で評価し、不適切と判断された場合は費用回収を目指すこととしており、GX貸付について、GXは脱炭素への対応に加え、エネルギー安全保障や経済成長を同時実現する取組であり、その実現に向けて系統整備は重要な課題です。資金面の要因で必要な系統投資がなされないことは避ける必要があるため、GX実現に必要な系統整備に対して、運転開始前に貸し付ける枠組みをGX政策の体型の中で新たに設けることとしました。その際、貸付けの対象は、GXの実現に向けて特に重要なものとして、「GX戦略地域」の「コンビナート等再生型」「データセンター集積型」の形成に必要な設備としています。GX戦略地域では、産業資源を有するコンビナート等や地域の脱炭素電源等を核とした産業集積を目指すこととしており、GX実現に向けて特に重要な取組であると考えています。その上で、ご指摘の「空押さえ」については、真に電力を必要とする需要家に迅速に電力を供給するための接続ルールの見直し等について、次世代電力系統ワーキンググループにおいて検討を進めています。
		69	貸し付けに反対する p19で「GX実現に必要な系統整備に対して、運転開始前に貸し付ける枠組みをGX政策の体系の中で新たに設ける。」において、事業の採算がとれるかどうかかわからないにもかかわらずGX実現という名の下、コンビナート等再生型」や「データセンター集積型」という条件を付けたとしても、貸し付けるのは反対である。 また、託送料金の前倒し回収措置等についても反対である。事業者が自分で行うべきものである。	GXは脱炭素への対応に加え、エネルギー安全保障や経済成長を同時実現する取組であり、その実現に向けて系統整備は重要な課題です。資金面の要因で必要な系統投資がなされないことは避ける必要があるため、GX実現に必要な系統整備に対して、運転開始前に貸し付ける枠組みをGX政策の体型の中で新たに設けることとしました。その際、貸付けの対象は、GXの実現に向けて特に重要なものとして、「GX戦略地域」の「コンビナート等再生型」「データセンター集積型」の形成に必要な設備としています。GX戦略地域では、産業資源を有するコンビナート等や地域の脱炭素電源等を核とした産業集積を目指すこととしており、GX実現に向けて特に重要な取組であると考えています。その上で、「GX戦略地域」の選定に際して、「コンビナート等再生型」については事業計画の実現可能性等、「データセンター集積型」ではDC事業者のニーズや系統整備費用など、多様な項目について第三者審査委員会で審査を行い選定することとしております。 託送料金の前倒し回収措置について、現行のレベニューキャップ制度では、託送料金による系統整備費用の回収は設備運転開始以降となっていますが、特に一定規模以上の系統整備の場合は工期が長く、費用回収の開始までに長期間を要するといった課題があり、こうした制度の下では、整備実施主体は建設期間中のキャッシュフローの悪化を懸念し、結果、必要な投資が停滞する可能性も考えられます。再エネ導入拡大や電力の安定供給のためには、大規模な地域間連系線等の整備が重要です。こうした系統整備に関する資金調達を円滑化させるといった観点から、託送料金の前倒し回収を認めることと整理しました。
		70	系統整備の資金は税金で行うべき 送電網（系統）整備は必要ですが、その資金の捻出の仕方が、単純に消費者肩代わりになっています。再エネの普及拡大をスピードアップするには送電網の増強は不可欠です。地球温暖化対策の観点では、ここは税金を投入してでも進めるべき政策課題です。	2050年カーボンニュートラルを見据えた再エネの更なる導入拡大等に向けて、北海道・本州間海底直流送電をはじめとする大規模な地域間連系線や地内系統の整備は重要です。一方で、こうした大規模な系統整備には長い工期と巨額の資金を要することから、必要な投資が停滞する可能性も考えられるため、整備実施主体による資金調達・資金回収の円滑化に向け、対応の方向性を示しました。地球温暖化対策の観点からも、引き続き必要な系統の整備に向けた検討を進めてまいります。
		71	託送料金のうち、原発に関する費用は「原子力発電賦課金」とすべき 託送料金の前倒し回収について論じられており、36ページの図には「再エネ賦課金」がしめされている。しかし、託送料金には、原子力発電の維持費用（電源開発促進税・使用済燃料再処理等既発電費、賠償負担金、廃炉円滑化負担金）が含まれているのに、それを明確に示さないのは愚昧で、原子力発電への非難を避ける行為であると考ええる。よって、託送料金から原発に関する費用は「原子力発電賦課金」とするべきである。	p36の図については、系統整備に係る資金の回収方法について示したものであるため、その原資となる託送料金と再エネ賦課金（系統設置交付金）、広域系統整備交付金について記載をしているものとなります。
		72	系統の空押さえを減少させる系統接続ルールを導入すべき 世界的にデータセンターが増加する中、我が国でも東京を中心とした大都市圏やその周辺の電力設備整備が追い付かない状況が生じている。また、データセンター等の大規模需要家の系統接続については、不確定要素の多い申込みへの対応に現場が苦慮している。政府が検討している余力のある系統への立地誘導には賛成である一方で、大規模需要家に対し可能な限り高い系統設備工事費用負担（特定負担）を課すなど、送電容量の空押さえを減少させるためにも有効性ある系統接続ルールを早急に整備し導入すべきである。	送電網の整備には多額の費用と長期間を要することから、既存の送電網を最大限活用することとは重要と考えています。そのため、真に電力を必要とする需要家に迅速に電力を供給するための接続ルールの見直し等を進めています。例えば、早期に接続可能なエリアの情報公開の拡充に取り組むとともに、送電網への接続に係る手続き期限の設定や送電網の増強に係る費用負担の見直し等について、次世代電力系統ワーキンググループにおいて検討を進めています。
		73	電力事業の基盤となる人材の確保・定着を実現するためには、「人」への投資を含め、投資予見性を確保できる事業環境の整備が必要 電力事業の現場からは「資材価格や人件費が上昇し、これ以上の自助努力でのコスト抑制は極めて困難」「地域間や労務費格差が大きく、特に競争率の高い大都市圏での人材確保が厳しい」といった声が挙がっている。資材費高騰への対応や適切な労務費の確保には、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を通じた費用回収が欠かせない。そして、電力事業の基盤となる人材の確保・定着を実現するためには、「人」への投資を含め、投資予見性を確保できる事業環境の整備が必要である。	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理でお示ししており、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
		74	各社の財務実態に応じて、可能な限り高い回収上限が適用可能となるような制度を検討することが必要	託送料金の前倒し回収措置は、整備に関する資金調達を円滑化させること等を目的とし導入

			今後、GX・DX ニーズに伴う系統拡充事業を着実に計画・実施していく一方で、安定供給のための老朽化した送配電設備の更新工事も確実に行う必要がある。双方を継続的に両立させるためには、前倒し回収のような送配電事業者の財務基盤を支える制度導入が必要不可欠であり、各社の財務実態に応じて可能な限り高い回収上限が適用可能となるような制度を検討することが必要である。なお、対象となる系統整備工事の電圧についても託送料金への影響試算等を踏まえた上で、基幹系統のみでなく可能な範囲で幅広い電圧を対象とすべきである。	することとしていますが、その前倒し割合については、世代間公平性等の観点や運転開始までの期間が長期化すると資金調達が困難になると想定されることを考慮する必要であると考えています。地域間連系統等については、上限として、「前倒し回収の開始～運転開始までの期間」を「前倒し回収の開始～工事費回収の完了までの期間」で割った割合を基本とし、個々の計画ごとに判断することとした上で、系統整備が大規模になる場合やプロジェクトファイナンスによって資金調達を行う案件については、前倒しの比率を更に高くすることも考えられると整理しました。地内系統については、地内系統の先行的・計画的な整備に向けた枠組みの具体化と併せて、前倒し回収の割合についての検討を深めることとしています。 前倒しの対象については、資金調達期間の長期化や調達額が巨額であるために資金調達コストが高水準となるおそれがあることから、特に大規模な系統整備とすることとし、地域間連系統等についてはこう長が100km以上又は送電容量が100万kW以上、地内系統については基幹的な系統を対象とする観点から一定以上の電圧に係る設備を対象と整理しました。
			【検討事項④】 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備	ご意見を踏まえつつ、発電事業者の運用実態等、実務的な観点も踏まえ、今後詳細検討を進めてまいります。
		75	今後の詳細設計においても、発電事業者の運用実態等も確認しつつ、実務的な観点も踏まえ検討すべき 【意見内容】 今後の詳細設計においても、発電事業者の運用実態等も確認しつつ、実務的な観点も踏まえ検討いただきたい。 【理由】 発電事業者の運用自由度を確保し、発電所のオペレーションをはじめ実務を踏まえた丁寧な検討をお願いしたいため。	
			【意見内容】 < 安定的な燃料確保の観点を踏まえた同時市場の設計 > ・安定供給のために果たすべき現行の発電・小売・送配電の役割や責任を維持すること、発電事業の予見性確保や中長期取引との整合性を図る観点から、発電事業者の裁量の余地を可能な限り確保する制度設計の基本的な考え方に賛同する。 ・今後、詳細設計にあたり、技術的な実現可能性やコスト検証もさることながら、実務的にワークできるのかどうかという視点が特に重要となるため、引き続き事業者の意見を踏まえながら丁寧に検討を進めていただきたい。 【理由】 ・同時市場はあくまで市場であり、電力の安定的かつ効率的な供給については、これまで同様、各事業者がバランスよく役割を担い、責任を果たしていくことが重要。また、市場の流動性を確保するためには、安定的な燃料(kWh)確保が極めて重要であり、同時市場の設計にあたっては、これらについても十分な配慮が必要と考えられる。 ・今後、システム開発を念頭においた詳細設計にあたり、技術的な実現可能性等を重視するあまり、実務への影響が軽視される懸念があるため、これまでに以上で事業者の声に耳を傾けながら丁寧に検討を進めていく必要がある。	
		76	同時市場の導入後も、発電、小売、送配電の各事業者が引き続き役割・責任を果たすことが求められるとの記載に賛成 【意見内容】 同時市場の位置づけと役割分担について「同時市場は、あくまでも電源の効率的な調達や柔軟な運用を可能とする市場であり、発電、小売、送配電の各事業者が、安定供給のために果たすべき以下の役割や責任の基本的な考え方を要するものではなく、同時市場の導入後も、引き続き役割・責任を果たすことが求められる」との記載に賛成。 【理由】 電力供給に携わる各プレイヤー（発電・送配電・小売）の役割・責任をバランスよく設計し電気事業全体として事業者の創意工夫を促す制度設計をお願いしたいため。	ご意見を踏まえ、発電、小売、送配電の各電気事業者の創意工夫を促す制度設計を念頭に、今後、同時市場の詳細検討を進めてまいります。
		77	我が国固有の特殊性を十分に考慮した上で、システム導入の検討を行うべき 同時市場のシステム導入に向けては、政府が、電力事業者の業務や運用実態等を十分に調査・把握をした上で、他国系統と接続していない我が国固有の特殊性を十分に考慮した上で、システム導入の検討をお願いしたい。また、同時市場のシステムだけに依存するのではなく、自然災害や発電・送配電事故発生時には現場で働く者の判断と安全性が最優先されるよう速やかにマニュアル操作に移行可能など、柔軟に対応出来る制度を整えるべきである。更にシステム導入にかかる費用対効果を慎重に検討した上で、導入する際も現場に混乱が生じないよう丁寧な周知・説明を行うとともに、十分な説明期間を設けるべきである。	ご意見を踏まえつつ、我が国固有の特殊性を考慮しながら、今後詳細検討を進めてまいります。
		78	同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示すべき 【意見内容】 同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示いただきたい。 【理由】 同時市場は現行のスポット市場等を代替する大規模な制度変更であり、各事業者の既存の関連システムの改修や新たなシステム構築など、業務見直しに多大な時間を要するため。	今後の検討については、2025年10月15日に公表いたしました第二次中間取りまとめに記載のとおり進めていくことを予定しております。なお、同時市場導入に際して各事業者に対応が発生することも念頭において、スケジュールイメージ等について丁寧にお示ししてまいります。
		79	現在市場内外で行われている調整力調達について、原則としてすべて同時市場内に取り込むよう制度設計すべき 【意見内容】 現在市場内外で行われている調整力調達について、原則としてすべて同時市場内に取り込むよう制度設計いただきたい。 【理由】 新しく市場参入するリソース、余力活用といった市場外調達など、すべて同時市場内に取り込むことが調整力の調達上合理的であり、参入事業者の予見性を高めることにつながるため。	同時市場は、電力と調整力を同時に取引し約定させ、これにより、電源を電力と調整力に適切に配分する仕組みの市場です。そのため、現行の調整力調達とは実務や運用に変更が生じる見込みです。詳細の制度設計については、事業者の意見も踏まえつつ、今後検討を進めてまいります。
		80	同時市場は、火力依存の固定化、再エネ主力化の阻害、小規模事業者の排除、市場支配力の集中、脱炭素化の遅延を引き起こす恐れ 今回のとりまとめでは、電力（kWh）と調整力（デルタkW）を一体的に最適化する「同時市場」の構築が将来的な方向性として示されている。しかし、この方向性のままでは、再エネ主力化や電力自由化の理念と整合しない重大な懸念がある。 ・同時市場は大型火力を優遇し、柔軟性リソースを阻害するおそれがある。日本の現行制度では、LNG火力が最も柔軟性を持つ電源として扱われやすい一方、再エネ・蓄電池、DR、VPPなどの柔軟性リソースは制度的に過小評価されている。このまま市場統合を進めれば、火力依存が固定化し、再エネの価値が低下し、脱炭素化が遅れる可能性が高い。国際的には柔軟性リソースを市場の中心に据える制度設計が主流であり、日本の方向性はこれと逆行している。 ・再エネの価値が適切に評価されず、出力制御が増える懸念がある。現案の同時市場では調整力を持たない再エネが不利に扱われる可能性があり、その結果、再エネの優先給電が弱まり、出力制御が増加し、投資インセンティブが低下するおそれがある。再エネ主力化を掲げるのであれば、まず柔軟性リソースの市場参加を拡大し、再エネの価値を正に評価する制度設計が必要である。 ・市場の複雑化により小規模事業者の参入障壁を過度に高めないよう、制度設計時に配慮が必要である。同時市場は高度な需給予測やITシステムを必要とするため、地域新電力や小規模小売、VPP事業者などの参入障壁が高まる。結果として、旧一般電気事業者や大規模発電事業者の市場支配力が強まり、電力自由化の理念である「競争促進」「選択欲の拡大」と矛盾する状況を招きかねない。 ・価格高騰の原因は市場が複数存在することではなく、制度運用の不備に起因するという点については、実際の不正事例からも明白である。特に、日本最大の発電事業者であるJERAが、4年半にわたり市場での売り惜しみを通じて相場操縦を行っていた事実は、制度運用の脆弱性と市場支配力の偏在が価格形成に深刻な影響を与え得ることを示す典型例である。経済産業省・電力・ガス取引監視等委員会は、JERAが2019年4月から2023年10月までの間、JEPX翌日市場において、発電可能な余剰電力の一部を意図的に市場に供出せず、市場相場を変動させる認識を持ちながら売り惜しみを行っていたと認定し、2024年11月12日に業務改善勧告を行っている。また、東洋経済オンラインの調査報道によれば、JERAの東京エリアの担当部署は、余剰電力を市場に出さないという行為を4年半にわたり継続し、相場操縦に該当する行為を組織的に放置していたことが明らかになっている。この事例は、以下の点を示している。 供出義務が十分に機能していない場合、市場支配力を持つ事業者が価格形成を歪めることが可能である。 市場が複数存在するかどうかは無関係に、制度運用の不備が価格高騰を引き起こし得る。	同時市場は、変動性再エネの大量導入に伴う需給予測の変化の拡大やノンファーム電源の増加に伴う系統混雑の発生に対応するために、需給バランスや系統の送電容量制約を考慮した上で、電力と調整力を同時に取引・約定させ、約定電源及び発電量を決定する仕組みを採用し、これによって、安定的かつ効率的な電源運用を可能とすることを旨とするものです。詳細の制度設計については、ご意見も踏まえつつ、今後検討を進めてまいります。

			市場統合を行っても、供出義務の強化・監視体制の厳格化・市場支配力の抑制がなければ、同様の不正が再発する可能性が高い。 したがって、価格高騰の再発防止に必要なのは市場統合ではなく、1 供出義務の厳格化、2 市場支配力の監視強化、3 不正行為への厳罰化、4 予備力確保の制度的強化といった制度運用面の抜本的な改善である。 ・系統制約を市場に組み込むと、再エネが不利になる懸念がある。再エネが多い地域ほど系統制約が大きく、その制約を市場価格に反映すると再エネの価値が低く評価され、投資が抑制される。本来は先に系統整備を行い、接続制約を減らすべきであり、現状のまま市場統合を進めるのは適切ではない。 ・前日市場への依存強化は変動性再エネと相性が悪い。前日市場は予測誤差の大きい再エネやDRに不利であり、世界では15分市場やリアルタイム市場への移行が進んでいる。前日市場への依存を強める日本の方向性は国際潮流と整合しない。 ・同時市場は中央集権的な運用を強め、分散型エネルギーの普及を阻害するおそれがある。分散型電源や地域主導のエネルギー、VPP・DR・蓄電池など、脱炭素時代の電力システムに不可欠なリソースが十分に活かされない可能性がある。 以上の理由から、同時市場の構築は、火力依存の固定化、再エネ主力化の阻害、小規模事業者の排除、市場支配力の集中、脱炭素化の遅延といった深刻な問題を引き起こすおそれがある。再エネ主力化と柔軟性リソースの活用を中心に据えた制度設計へと、抜本的な見直しを強く求める。	
		81	議論の全体像との整合、分散型エネルギーリソース・アグリゲーターの明確な位置づけ、インバランス責任の整理、インバランス料金設計等について検討すべき	ローカル系統で混雑が生じた場合、同時市場における基幹系統混雑管理と、ローカル系統混雑管理をどのように両立させていくかが課題となると認識しており、他の審議会等における検討や取り組みも踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。 DER (Distributed Energy Resources: 分散型エネルギー源) については、将来の電力市場においては DER の増加が想定されることから、入札やアグリゲーションの方法・規律等、DER の各種規律等の議論を行っていくことが重要と認識しており、引き続き、アグリゲーターの在り方等を踏まえつつ、各リソースの特性に応じた入札・価格算定方法等の検討を進めてまいります。 その他、ご意見を踏まえ、同時市場導入後の計画値同時同量制度の下での計画運用やインバランス料金のあり方等についても、詳細検討を進めてまいります。
			【意見内容】 昨年 10 月に資源エネルギー庁が行った意見募集後、今般のとりまとめに向けて議論の有意な進展はなかったと認識しています。このため、同時市場関連制度の設計に当たっては、以下の点を改めて強く要望します。 ①議論の全体像と整合性の再確認: この制度検討は、現在の卸電力市場や需給調整市場などの電力市場の枠組みを抜本的に変更するものです。しかし、これまでなされてきている議論は、技術的细节に偏重しており、視野を広げ、送電系統・配電系統の区別なく、全てのリソースを最適活用するという大局的なビジョンを再確認することが不可欠と考えます。その上で、仮にローカル系統に特化した議論を別途行う場合でも、基幹システムインの議論とそれ以下の配電系統も含んだローカル系統の議論を整合的に進められるべき考えます。 ②分散型エネルギーリソースとアグリゲーターの明確な位置づけ: ローカル系統に接続する分散型エネルギーリソース (DER) と、それを束ねるアグリゲーターが市場に参加できる道筋を、制度設計の初期段階から明確に組み込むことが必要です。これらを後付けのオプションとするのではなく、市場の基本構造に織り込むべきです。 ③検討体制の透明性向上: 多様なステークホルダーが参画できる透明性の高い検討プロセスを確保することが必要です。 【理由】 1. 国家エネルギー戦略との整合性とイノベーションの確保 同時市場の導入は、kWh (電力量) と ΔkW (調整力) を同時に約定させ、社会全体の余剰を最大化する重要な改革です。しかし、現在の検討状況を見ると、その設計思想が「大規模電源や基幹系統 (上位系統) の運用最適化」に集中しており、下位系統 (ローカル送電系統、配電系統) やこれら系統に接続する供給リソースの視点で十分でない懸念があります。政府が掲げるエネルギー基本計画、2050 年カーボンニュートラルやグリーン成長戦略においては、再生可能エネルギーの主力電源化と並んで、分散型エネルギーリソース (DER) の活用が不可欠な要素として位置づけられています。太陽光発電、蓄電池、電気自動車、さらには、需要家の行動変容を促す DR など、配電系統側に存在するリソースは今後増加することが見込まれます。電力取引の基盤となる同時市場の設計において、これらの DER の統合が十分に考慮されていないならば、将来のエネルギーシステムの姿と整合しません。上位系統の最適化だけを追求することは、長期的には国全体のエネルギー効率を損なう可能性があります。 2. アグリゲーターの参入障壁と将来の手戻り回避 アグリゲーターは、小規模な DER を束ねて電力システムに柔軟性を提供する重要なプレイヤーです。しかし、同時市場が既存の大規模電源を前提としたルールで設計されれば、アグリゲーターの参入は困難になります。例えば、最低入札単位の大きさや、通信・制御要件が大規模プラント並みに設定されれば、事実上の参入障壁となります。これは新たなビジネスモデルやイノベーションを阻害することにつながりかねません。 欧米の先進市場では、アグリゲーターが市場の重要なプレイヤーとして位置づけられ、DER の価値を引き出すためのルール整備が進んでいます。日本においても、同時市場という新たなインフラを構築する今こそ、将来の DER 大量導入を見据えた設計を行うべきです。システム開発やルール策定が進んでから DER 対応を追加しようとするれば、手戻りコストや制度修正が必要となります。【形】先行で制度設計を進めるのではなく、アグリゲーターを介した柔軟な入札メカニズムなどを初期設計の段階から制度の基本的要件として含めていくことが、長期的には最も効率的なアプローチであると考えます。	
			同時市場は、あくまでも電源の効率的な調達や柔軟な運用を可能とする市場であり、発電、小売、送配電の各事業者が、安定供給のために果たすべき以下の役割や責任の基本的な考え方を変更するものではなく、同時市場の導入後も、引き続き役割・責任を果たすことが求められる。 【意見内容】 同時市場制度の検討において、国の資料では「小売・発電・送配電の役割分担は変わらない」との記載にとどまり、インバランス責任の具体的な所在や、アグリゲーターを含む BG 制度の扱いは明示されていない。また、同時市場では発電所単位でのメトリットオーダー・計画策定が前提となる一方、現行 BG 制度は BG 単位で需給差分を吸収してきた経緯があり、両制度の整合性が不透明である。このため、以下について国として明確な方針を提示いただきたい。 1.アグリゲーターの制度上の位置づけ (役割・責任・権限) の明確化 2.同時市場導入後におけるインバランス責任の整理 (単位・範囲・調整手段の整合性) 3.インバランス料金設計の基本的な考え方 (制度変更によるインバランス量・コスト影響の検証を含む) 同時市場と BG 制度が併存する中で、分散型リソースが適正に評価され、事業者が安定的に運営できる環境を確保するために不可欠な論点である。 【理由】 同時市場制度では広域メトリットオーダー等により発電所単位で計画が作成される設計が検討されている一方、現行の BG 制度は BG 単位でインバランスを吸収し、しわ取りを行うことで同時同量を確保してきた。しかし、国の現段階の整理は「小売・発電・送配電の役割分担は変わらない」という抽象的な表現にとどまり、インバランス責任がどの単位で誰に帰属するのかは示されていない。 このままでは、 ・発電所単位の計画運用と ・BG 単位のインバランス管理 が制度上どのように両立するのかが不明確なままであり、事業者は将来のリスクを適切に評価できない。さらに、アグリゲーターは分散型リソースを束ねて需給調整やインバランス低減に貢献してきたが、同時市場下での役割や収益モデルが制度的に定義されていないため、VPP・分散型リソースの価値毀損や事業継続の不確実性につながる懸念がある。 加えて、インバランス料金設計についても、上限値や精度要件等を含めて制度変更後の影響が十分に検証・提示されていない。特に再エネや蓄電池は出力予測に限界があり、制度の設計次第ではリスク過大化や投資抑制を招く可能性がある。したがって、同時市場と BG 制度の整合性・インバランス責任の所在および料金設計の考え方を明確化し、制度の透明性・予見可能性を確保することが、分散型リソースの普及、VPP 事業の持続性、電力システムの安定性確保に不可欠である。	
			【意見内容】 発電、小売、送配電と並び、重要なプレイヤーである需要側リソース (蓄電池、DR、アグリゲーター) について役割定義を検討のうえ、提示いただきたい。また、需要側リソースの特性 (火力とは異なる費用構造等) を踏まえた制度設計をお願いしたい。 【理由】 需要側リソース (蓄電池、DR、アグリゲーター) の活躍が期待されるものの、発電、小売、送配電と同様の役割定義及び特性を踏まえた制度設計の明示が「第二次中間取りまとめ」でなされていないため。	

		82	ネガティブプライシングを再エネの最大限の活用と需要側の柔軟性を引き出すための価格シグナルの在り方として位置づけ実施するべき	ネガティブプライシングの導入については、インバランス料金制度やFIT・FIP制度、各種市場等を含めた関連諸制度や中長期での安定的な電力供給との整合性等を踏まえ、丁寧に検討する必要がありますと考えております。
			将来の課題として再エネの出力制御や系統混雑の増加が挙げられているが、その解決策としては主に「同時市場」の導入による効率的な電源配分や、系統制約を考慮した約定（SCUC・SCED）が中心となっている。その一方で市場価格というシグナルを使って需要家や蓄電池の挙動を直接変える」ためのネガティブプライシングについては一切触れられていない。ネガティブプライシング（マイナス価格）の導入は、供給過剰という物理的な需給状況を強力な経済的シグナルとして市場に伝え、蓄電池への充電や需要家側の電力消費（DR）を直接的に促すことで物理的な出力制御を最小化するために非常に有効な方策である。改めてネガティブプライシングを再エネの最大限の活用と需要側の柔軟性を引き出すための価格シグナルの在り方として位置づけ実施するべきである。	
			【検討事項5】 量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律	制度検討は電力システム改革の検証を踏まえて、小売電気事業者の規律の在り方として必要な制度の検討を行っているものとなります。制度検討にあたっては、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することが出来る環境を維持することや、小売電気事業者に過大な負担が生じることを回避することも考慮した制度設計とすることが必要としております。制度目的の達成とこれらの考慮点も踏まえた、内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があるとしており、ご意見も踏まえ、引き続き中長期市場と両輪で検討を進めてまいります。
		83	小売電気事業者の供給能力確保義務として、量的な供給力（kWh）の確保を求めることは重要	
			・2022年の電力市場価格高騰は国内経済と国民生活に大きな影響を与えただけでなく、新規小売電気事業者の無秩序な撤退により多くの需要家に混乱をもたらし、電力自由化制度の負の側面が露呈したと認識している。これでは供給力確保義務は小売電気事業者に形式上課されているのと等しく、実態としては経過措置料金を通じて特定事業者が幅を利いている状況である。 ・需要家に対する安定供給や消費者保護、災害対応といった公益的責任と社会的責任については、電力自由化の趣旨に沿い、すべての小売電気事業者が等しく背負うべき重要な責務である。 ・小売電気事業者は、発電事業者との相対契約や先物・先渡し取引を活用し、可能な限り長期契約を締結することで、電力の安定供給を担う中核的な役割を果たす必要がある。また、新たな市場の創設にあたっては制度の複雑化を避けるため、市場ごとの目的を明確に整理し簡素化を図ることが重要である。 ・小売電気事業者へ量的な供給能力確保を課すことは、スポット市場への依存度を下げ、3年以上前といった中期的な契約が活発になることによる発電事業者の予見性確保、中期的な燃料確保による燃料資源の安定的な確保など、電気料金を安定させる非常に重要な措置である。	
			本政策の目的は、「設備的な供給力(kW)」と「量的な供給力(kWh)」を一体的に確保することで、「量の確保」と「電気料金の安定化」により安定供給を実現することにあると認識しており、その方向性に賛同する。	
			「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給、電気料金の急激な変動の抑制」、「電源の整備」、「燃料の確保」の3つの目的を達成するためには、小売事業者に対するkWhの供給力確保義務は必要であると考えております。 これまでの審議会において、一部の委員より、対案としてインセンティブやペナルティ設計により中長期取引に誘導する案が提案されておりますが、こうした誘導的措置については、例えば未達時の金銭的なペナルティを極めて高い水準に設定できるのであれば実効性が確保される可能性があると考えております。一方で、我が国のこれまでの一連の電力システム改革の議論を踏まえると、小売事業者に配慮する観点から中長期取引を確実に促す水準のペナルティ設定は現実的には困難であると考えられ、これに伴い仮にスポット市場への依存に回帰することとなれば、燃料価格が高騰した際には電気料金の急激な変動により再び社会的混乱が生じる虞があるものと考えております。むしろ、一たび電気料金が急激に変動するようなこととなれば企業の経済活動や国民生活に多大な影響を与える虞があることから、誘導的措置ではなくkWhの供給力確保義務を課するという整理に至ったものと理解しております。 したがって、実需給の3年度前・実需給年度の各小売電気事業者の想定需要の5割、実需給の1年度前に実需給年度の各小売電気事業者の想定需要の7割のkWhの確保義務について、事務局の原案の整理にしたがって、確実に措置いただく方向で進めていただくようお願いいたします。	
			・発電事業における中長期的な電源投資や燃料調達に係る投資回収の予見性向上や、需要家に対する安定・継続した電力供給、電気料金の急激な変動の抑制を目的として、小売電気事業者に対する量的な供給力確保義務や、公平な取引環境と安定的な価格指標形成を志向した中長期取引市場について議論しているものと認識しており、一定の意義があると認識している。 ・小売電気事業者に対する量的な供給力確保義務の制度設計にあたっては、中長期での電力取引が実効性のあるものとなることが重要であり、そのため、小売電気事業者の負担を過度に考慮することや、小売電気事業者への義務と中長期取引市場の創設をそれぞれ単独で措置することなく、当初の案どおり、パッケージとして措置するなどが必要である。	
		84	小売電気事業者への量的な供給力（kWh）の確保義務は、事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があるため慎重に検討すべき	小売電気事業者に対する量的供給力の確保については、2022年に発生したロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機では、スポット市場価格の高騰に伴い、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に、意図しない契約解除や最終保障供給への移行（特別高圧・高圧分野）を強いするなど、負担や混乱が生じたこと、小売電気事業者の退出に伴う託送料金等の不払いも発生したこと、また、国際燃料価格の急騰に伴う電気料金の急激な変動は国民経済に影響を与え、社会的に許容し難いことが明らかになったことなどを踏まえて、検討を行っているものです。検討にあたっては、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することが出来る環境を維持することや、小売電気事業者に過大な負担が生じることを回避することを考慮した制度設計とすることが必要です。 また、旧一般電気事業者系の発電事業者は内外無差別卸のルールの下、供給力の平等な提供をすることとされています。小売電気事業者に対する量的供給力の確保にあたっては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通して、3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があることから、制度の開始時点までの間に、小売事業者における発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きなどの自主的な取組み状況を含め、継続的に取引状況などを検証しつつ、必要があれば発電事業者の対応も含めて、追加的な対応を検討してまいります。 こうした検証等を行う中で、小売電気事業者の自主的な応用の進展の確認を行い、実需給の3年度前や1年度前のkWh確保が難しい場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行い、過度な規制とならないよう配慮をする必要があると認識しています。また、義務の履行手段として金融的なヘッジ手段である電力先物をどのように活用しうのか、実務的な執行可能性などの論点や電力先物の実態を整理した上で、継続して検討を行います。 本施策による燃料調達や電源投資に関する発電事業者の予見性確保については、副次的な効果を及ぼすことはあると考えられるものの、一義的な目的ではないことを踏まえ、実需給からの期間を空けるほど確保すべき供給力の見積もりが難しくなるといった小売電気事業者の負担を考慮した上で、3年度前のkWh確保を提案しているところです。
			「小売電気事業者の責任・役割と規律の在り方」に関する方針については、安定供給の確保という目的は理解できるものの、制度設計の方向性が競争環境の悪化や需要家負担の増大につながる可能性が高く、以下の点について重大な懸念を抱く。 ・量的供給力確保義務を小売電気事業者に課す制度は、旧一般電気事業者に有利に働き、新電力に過度な負担を強いる構造となっている。旧一般電気事業者は自社発電を大量に保有しているため義務を容易に満たせる一方、新電力は発電設備を持たず、中長期契約へのアクセスも限定的である。その結果、制度が新電力の退出を促し、競争を弱め、需要家の選択肢を減らすおそれがある。 ・スポット市場依存の抑制や中長期契約の確保義務化は、新電力のビジネスモデルを実質的に否定するものである。中長期契約の価格形成は旧一般電気事業者の影響力が大きく、新電力は不利な条件で調達せざるを得ない状況が続いている。こうした状況で義務を強化すれば、新電力のコスト増と競争力低下を招き、結果として市場の寡占化が進む。 ・規律強化や経営基盤の強化要求は、旧一般電気事業者は容易に対応できる一方で、小規模新電力には過度な負担となり、参入障壁を高める。規律強化が新電力の退出を加速させれば、市場競争が弱まり、最終的には需要家の料金上昇につながる可能性が高い。 ・中長期取引市場の拡充は、現状の市場支配力の偏在を是正しない限り、旧一般電気事業者の価格支配力を強める方向に作用する。発電の大部分を旧一般電気事業者が握る状況では、中長期市場を拡大しても価格形成の透明性は確保されず、新電力が不利な立場に置かれる構造は変わらない。 ・間接送電権の見直しや調達手段の制限は、新電力の調達コストをさらに押し上げ、競争環境を悪化させる可能性がある。需要家保護を目的とした制度であるにもかかわらず、結果として競争が弱まり、料金上昇を招く逆転現象が生じかねない。 以上の理由から、「(a)小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方」に示された方針は、安定供給の確保という目的に対して、競争環境の悪化、需要家負担の増大、旧一般電気事業者への過度な優位性付与といった重大な副作用を伴う可能性が高い。制度設計にあたっては、新電力の健全な競争参加を確保し、卸市場の透明性向上や市場支配力の是正を優先することが不可欠である。	

		【意見内容】 ・小売電気事業者に対する量的な供給力確保の義務化には慎重な検討をおこなってください。 【理由】 ・小売電気事業者への量的供給力確保義務を定めることは、小売電気事業者による自由な料金水準やメニューの設定可能性を狭めることにつながり、創意工夫をもって競争し新たなイノベーションが生み出されるという電力システム改革の理念に逆行することになりかねません。 ・小売電気料金の価格変動は、需要家に行動変容を促し、エネルギーの適切な消費・低減を促進するものです。小売電気料金の価格変動単に抑圧するのではなく、その意味や効果が社会的に共有され、エネルギー自給率の向上につながるような議論を求めます。 ・該当箇所ですべてられている通り、慎重な制度設計が求められると考えます。
		マル5の「小売電気事業者のkWh確保義務」は、大量の発電所を保有する大手電力と、発電所を保有しない小さな新電力を同じ「確保義務」で縛ろうとしています。5億kWh以上の新電力は7割、それ未満の新電力は5割のkWh確保を前年までに求められますが、発電所を持たない新電力は、持てる大手電力に来年、再来年の電気供給を分けてもらわないといけません。大手電力は自分でも使わないといけません。 現状の新電力の規模は3割程度かもしれませんが、電力システム改革は大手電力の独占状態の解消も目指しているはずですが、大手電力が8割の発電所を保有したまま、しかも新電力はその電気を分けてもらうことが義務付けられて、新電力はシェアを伸ばせるのでしょうか？新電力がシェアを伸ばそうとすると、結果として少ない電気の奪い合いとなり、価格は高騰するのではないのでしょうか。 この検証では、電気のスポット市場は軽視されており、現在のような市場価格の変動を利用してメリットを出す「市場連動型メニュー」などは提供困難になります。多様な選択肢も狭まるということです。
		【意見内容】 小売電気事業者に対する「量的（kWh）な供給能力の確保」義務化の検討に関しては、提示された「中間整理」において「継続検討」とされている現状を支持します。しかし、今後の議論においては、本施策の目的と手段の整合性を改めて整理するとともに、義務量算定の実務的な困難さや、それを根拠としたエンフォースメントの妥当性について、より慎重な評価がなされるべきと考えます。 固定的な予測や過去実績に基づく義務量の算定は、需要変動がある自由化市場の実態と乖離する可能性があり、これを根拠に行政命令や登録取消といった重い処分を行う制度設計には課題があります。また、多くの小売電気事業者は、近年の市場価格高騰の経験を経て、既に自主的なリスクヘッジや調達ポートフォリオの改善を進めています。こうした事業者の自律的な対応が進む中で、一律かつ硬直的な義務を課すことは是非については、改めて慎重な検討を求めます。 【理由】 1. 施策の目的と手段の関係性 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識があったことは承知しております。昨年3月の検証報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、小売電気事業者の協力（長期的な視点での卸契約の締結等）が必要である旨が指摘されています。一方で、今般の「とりまとめ」や「中間整理」の案においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども包含されています。目的がこのように多義的に広がる中で、今般のとりまとめ（案）には記載が消えているものの、議論の過程において「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が政府より提示され続けました。しかし、これら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについては、検証が必要です。この点については、小委、WGの委員からも声が上がっていたものと承知しています。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 2. 義務量算定の困難性とエンフォースメントの課題 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。 議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識がございました。昨年3月の電力システム改革の検証に関して電力・ガス基本政策小委員会でもとめられた報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、長期的な視点での卸契約の締結等関係事業者の協力が必要とされていると承知しています。一方で、今回公表された「中間整理」や「とりまとめ（案）」においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども包含されています。目的がこのように多義的に広がる中で、小委及びWGでの審議過程において政府より提示され続けてきた「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が、それら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについて検証が必要です。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 3. 事業者の自律的な適応の進展 今回の中間整理では、規制強化の必要性として、市場価格高騰時の小売電気事業者の経営不安定化が挙げられています。多くの小売電気事業者は、2020年度及び2022年度の市場価格高騰や需給逼迫の経験を経て、既に自律的な行動変容を遂げています。 具体的には、スポット市場への依存度を見直し、発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きや、市場連動型プランの導入によるリスク分担、先物市場の活用などが進んでいます。このように、市場メカニズムを通じた学習により、事業者のリスク管理体制が強化されつつある中で、一律の義務を課すことは、効率的な市場形成を歪め、かえってコスト高を招く恐れがあります。まずは事業者の自主的な取組み状況を評価し、規制は必要最小限にとどめるべきです。 4. 燃料調達リードタイムとの不整合 審議過程においても、「燃料の長期安定調達」という当初の目的に照らし、「N-3年度（3年前）」という期間設定は実効性に課題が残る旨のご発言もあったかと認識しています。一般的に、LNGの長期契約交渉や新規ガス田の開発投資決定は、実需給の5年から10年前という長期スパンで行われます。N-3年度の段階で小売電気事業者の契約を義務付けたとしても、発電事業者の燃料調達や投資判断のタイミングとしては遅く、新規の燃料調達・電源開発を誘発する効果は限定的であると考えられます。サプライチェーン全体の実務的なタイムラインと整合しない規制は、意図した効果を生まないうばかりか、小売電気事業者に在庫リスクを一方的に負わせる結果となりかねません。 政府サイドからは、審議会の場、或いは、これに限らず政府の見解が説明される場においても、これで十分であるとの説得力ある説明はなく、定性的かつ情緒的な説明しか得られていないと認識しています。
		85 検討の背景として、スポット市場依存に原因を寄せすぎている

電気事業法の規定に基づき約1年間にかけて電力システム改革の検証が行われ、検証結果で

			【意見内容】 「量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律」検討の背景を述べる箇所であると認識する。過去の問題事象について、スポット市場依存にその原因を寄せすぎている。 【理由】 1）スポット市場に限らず相対取引においても燃料価格高騰の影響は発現されうるものであり、仕入れ価格と販売価格の逆ざやが電力小売ではありうる事象として臨むことが正しい。健全経営の小売であれば、ある程度の逆ざやへの耐久力を有している。 2）2022年の一部小売の撤退については、事業基盤脆弱な小売事業者参加を安易に認める現行制度にも咎がある。この点を踏まえ、既に電力市場産業室では電力取引報の報告対象項目を拡大し、小売事業者の資金、取引状況のモニターを行っているところである。この施策の効果の評価がないまま、新たな規律強化を被せる意図が不明確である。電力取引報の運用結果が規律確保の観点で不十分であれば、さらに監視項目を強化し、閾値をクリアできない事業者への業務改善命令、需要家への状況開示等の措置を併用すれば、本検討で想定される各種混乱を未然に防止しうる。 3）改正省エネ法における再エネ受容拡大と市場連動料金は相性がよく、当該料金メニュー導入のためにシステム強化、需要家へのコミュニケーションツール開発を行い、再エネ料金メニューに仕上げている小売りも少なからずいる。またDER普及にもスポット市場のボラティリティを上手に活用すべく工夫をしている事業者もいる。こういう取組を奨励していったものと理解しているし、資源エネルギー庁の他の部会ではその姿勢は維持されてもいる。本来、スポット市場、相対調達をどのように利用するかは小売事業者の事業判断のスコープであるべきことである。（※他方、全日本としてのkWh確保強化の必要性は認めるので、相対取引に依存しない容量市場kWh版を提唱させていただいた）	ある「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」において、全面自由化以降、小売電気事業者は大きく増加し、様々なメニューが提供され、DRの活用拡大も進むなど、サービス提供者として需要家のニーズに応えてきた。一方で、近年、厳しい事業環境の下では、小売電気事業者の退出や料金の高騰が生じるなど、一定の課題も顕在化していること。これは、多くの小売電気事業者がその調達をスポット市場において電力を調達する割合を高める傾向にあることや一定の供給力が火力発電に頼らざるを得ない電源構成の影響等があるものと考えられることが示されておりす。この検証結果においては、新規参入を過度に阻害しないよう配慮をしつつ、小売電気事業者が供給力の調達手段や電源調達のポートフォリオをより多様化することができるよう、現物の長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備をする必要があり、平行して、量的な供給能力（kWh）の確保に関し、小売電気事業者に求める責任・役割やその遵守を促す規律について検討を深めるべきと整理されたことを受け、中長期の電力取引の活性化を図るため、中長期取引市場の創設と小売電気事業者に量的供給力の確保を求める措置についての検討を進めているところである。
		86	中長期市場の整備と一体で検討すべき 小売電気事業者の量的な供給力確保は、「中長期取引市場の意義」として記載された内容の実効性を確保する観点など、他の制度との合成の誤謬に留意しつつ、検討を進めていただきたい。 【意見内容】 義務化の導入には慎重であるべきだが、導入する場合は、まず中長期取引市場を先行して整備し、効率的な義務履行手段の蓋然性を高めた上で義務化を開始していただきたい。 【理由】 小売事業者は既に容量市場（kW）でコストを負担しており、さらなるkWh義務化は新電力の創意工夫（柔軟な調達）を阻害しかねない。また、3年前の需要予測は不確実性が高く、義務化が先行すれば「売り手市場」を招き、国民負担が増大するおそれがある。導入するのであれば、義務達成のための調達環境を予め整えるべきであるため。	小売電気事業者に対する量的な供給力確保義務は、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があると整理されており、引き続きパッケージとして中長期市場と両輪で検討を進めてまいります。
		87	全ての小売事業者に対して、一定の確保義務を課すべき ・本件は、安定供給確保、ひいては電気をご使用の需要家にメリットをもたらす観点から措置されるものと受け止め、これを踏まえると、全ての小売事業者に対して、一定の電源調達義務を課することが適当。例外を掲げる場合は、限定的かつ極力限定的とすることが適当。	電気事業法においては、全ての小売電気事業者に対して同様に供給能力確保義務を課しており、量的な供給力の確保についても全ての小売電気事業者の義務として取り組みを求めることが適当だと考えられます。他方、小規模事業者への配慮として、過去の一定期間（例えば3年間）販売電力量の平均が5億kWhを下回る事業者については、少なくとも本措置の運用開始から一定の期間（例えば5年間）については、量的な供給力の確保を求める量の水準を軽減する措置を講ずることを提案しています。
		88	実需給3年前に5割、1年前に7割の供給力確保義務について、実効性ある制度とするよう検討すべき 【意見内容】 ・燃料確保の観点においては、政策目的の同時達成に資するLNGの長期契約確保に資する制度である認識であり、特にN-3:5割/N-1:7割の義務に対して「実効性のある」制度となるよう引き続きご検討いただきたい。 【理由】 ・本来、LNG長期契約リンク（コストベース）のPPAは、燃料先物の流動性が生じるN-5年度以前の段階で販売することが価格リスクが生じないため望ましく、同時に当該段階での義務設定が合理的である。他方、小売事業者の受容性を踏まえると、現実的ではないと認識している。その上で、現状議論されている「N-3年度に想定需要の5割、N-1年度に7割」という水準は、LNG長期契約確保に伴う量・価格の双方のリスクに対応し得るものであり、重要なマイルストーンと理解している。	制度の開始時点までの間に継続的に取引状況を検証しつつ、安定的にkWhを調達できる環境にないと考えられる場合には、要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。また、実効性確保のための履行を促す措置の在り方については制度目的の達成や小売電気事業者間の公平性や予見性の確保などを踏まえ、引き続き検討してまいります。
		89	3年前に5割の供給力を確保することで十分 【意見内容】 ・小売電気事業者に量的(kWh)な供給能力確保義務を課すことについて、継続検討とすることに賛同します ・継続検討においては、小売電気事業者へのヒアリング等を通じて業務実態を丁寧に把握することが必要と考えます ・現状の事務局案では、小売電気事業者に3年前に50%、1年前に70%の量的(kWh)な供給力確保義務を課することになっていますが、本制度の政策目的（小売事業者が需要家に対して安定・継続してkWhを供給できる事業環境の実現）を実現するためには、3年前から50%の量的(kWh)供給能力を確保することで十分と考えます ・この水準は小売電気事業者としても受容しうる負担感と考えます ・また、来夏の東京エリアの予備率が0.9%にとどまっている状況を踏まえると、本義務を課すに当たっては、安定供給に最低限必要な予備率（3％）を3年前に確保することが必要だと考えます 【理由】 中長期市場の商品メニュー等の整備が不十分な状況下での1年前70%の量的確保義務は、現在の小売事業者の競争環境下における1年後の需要規模の不確実性や需要家の市場価格連動メニューの選好度、またそれに伴って生じる電源余剰での逆ザヤリスク等を考えると、むしろ小売事業者の収支リスクを増大させるものであり、本制度の政策目的である「需要家に対して安定・継続してkWhを供給できる事業環境の実現」を困難にするものであるため、一定の電源調達の自由度を残しておくべき	ご意見を踏まえて、小売電気事業者の実態も踏まえながら検討を進めてまいります。なお、事務局案の水準では、安定的にkWhを調達できる環境にないと考えられる場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。
		90	量的な供給力確保義務を求める時期を1年前とすべき ・施策目的に照らし、量的な供給力確保義務を求める時期を1年前とされたい。なお、3年前の根拠となっている発電事業者の予見性確保のためには、中長期取引市場の魅力を向上させ供給力確保義務に関わらず取引が活性化されることが肝要であると申し添える。 ・3年前義務化を導入する場合には、悪質な場合を除きペナルティ無しとされたい。	導入に際しては内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があるとしており、取引状況や追加的な対応を踏まえてもなお、求める時点でのkWh確保が難しい場合には、要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。 また、履行を促す措置、ペナルティの扱いについては制度目的の達成や小売電気事業者間の公平性や予見性の確保などふまえて、引き続き検討してまいります。
		91	実需給3年前に相対調達義務を設定することで燃料確保状況がどの程度改善するのか不明	本施策による燃料調達や電源投資に関する発電事業者の予見性確保については、副次的な効

		【意見内容】 1) 燃料長期契約交渉スパンを踏まえると3年先以降から15～20年程度の長期相対契約締結が好ましいという所見を踏まえながらも、実需給3年前に相対調達義務を設定することで燃料確保状況がどの程度改善するのか不明である。発電一小売の15年を越える相対契約が自由化市場では困難であることを踏まえれば、燃料（石炭が既に除外された検討になっていること自体にも違和感はある）長期契約に踏み切れるだけの買手（送配電）もしくは制度的裏付け（容量市場kWh版で小売事業者拠出金が持続する建付けであれば与信上の問題は払拭される）が必要と思考して然るべきである。 2) 3年前に相対調達を約定した発電BGがその量をLNG調達に振り向けるかといえは恐らくはそうではない。BG内で限界費用の低い電源を最優先稼働されること、2040年度で非化石比率60%を目指す制度設計があることから、本取組だけではLNG調達量を長期的に維持しきれない。 3) 他方、3年前に買手の手のみ5割の調達義務付けを背負った相対交渉がフェアな地合いのものになりうるのか疑問である。希望価格に双方の差がある場合、経済性を犠牲にしても約定を強いるのか。その点に寛恕を与えるのであれば、そもそも燃料確保にも資さないことになる。 4) 再エネ主体の発電BGが電力卸をする場合、発電側は再エネ優先稼働＋不稼働時は市場差し替えを想定して契約を結び、需要側の供給計画記載は「○○発電BGからの調達kW×パターン」に拠ることになるが、差替えが市場なのか本当に別電源があるのかは考慮しない。今後、再エネCPPAが増加することが予想される中、このタイプの相対卸も同様に増加するし、供給計画上もおかしなところはないが、燃料調達には貢献しない。 5) 2025年にはJERA、九州電力が米国産LNGを仕向け地自由条件で長期契約に踏み切っている点をどう認識するのか、制度検討に際し考慮いただきたい。最低限の輸入量は確保可能とみるのか、日本向け輸入量が確定しないため中間インフラ弱体化しうる要因は残っているのか等、丁寧な観察、分析が必要と思慮する。 6) 相対契約義務化を導入する場合、原案の3年前5割は当面差し置いて、1年前の調達比率のみを閾値にする導入を考えたどうか。 7) 小規模事業者への配慮は制度趣旨に鑑みて不要と考える。 【理由】 1)～5)は意見に記した通り。 6) 3年前の電力卸契約合意には価格感形成、与信、対象数量の設定等のハードルがあり、小売側のみが確保義務を負った契約交渉がフェアなものにならないことは上述の通りである。1年前の閾値設定でも、制度背景があれば発電側の燃料調達予見性拡大に資するという評価になるのであれば、まずはスモールスタートから始めるの是一家と思慮する。3年後の調度をコミットさせても、調達環境が不透明なところで逆ザヤの調度を強いれば小売事業者の中には小売りから撤退するところも出現するであろうことは2021～22年にかけて観察されたことでもある。 7) 小売事業者による相対調達が必要不可欠な取組であるという認識があるのであれば、規模の大小によって義務量に差をつけるのは不合理である。他方、これら小規模支持者等といえども与信の確保は必須であるため、本件共通のCredit Support Annexの策定、締結所与化等の施策を並行して実施すれば、円滑な導入が可能となりうる。	果として整理しています。その上で、発電事業者に予見性を持たせる効果を強め、電源の整備や燃料の確保を強く促そうとすれば、なるべく実需給から遠い時点での確保が望ましい一方、小売事業者に過度な負担にならないようにするためには、実需給からあまり遠い時点の確保には慎重になる必要があります。このため、両者のバランスに配慮をし3年度前、1年度前時点では一定量の量的供給力の確保を求めることとしています。本施策により、中長期取引が活性化することで、燃料長期契約の予見性確保といった波及効果も一定程度見込めると考えております。なお、電源の維持・投資や燃料の長期契約の確保に向けては、本施策の効果も踏まえつつ、引き続き、必要な方策を検討していくことが必要です。 本施策の導入に際しては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があるとしており、取引状況や追加的な対応を踏まえてもなお、求める時点でのkWh確保が難しい場合には、要因を分析した上で、確保を求めるkWh量や時点の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。また、履行を促す措置の在り方については制度目的の達成や小売電気事業者間の公平性や予見性の確保などふまえて、引き続き検討してまいります。 電気事業法においては、全ての小売電気事業者に対して同様に供給能力確保義務を課しており、量的な供給力の確保についても全ての小売電気事業者の義務として取り組みを求めることが適当だと考えられます。他方、小規模事業者への配慮として、過去の一定期間（例えば3年）販売電力量の平均が5億kWhを下回る事業者については、少なくとも本措置の運用開始から一定の期間（例えば5年間）については、量的な供給力の確保を求める量の水準を軽減する措置を講ずることを提案しています。引き続き検討してまいります。
		92 先物は、燃料の安定的な確保など、期待する効果が得られないことから確保量としては認めるべきでない ・供給力確保義務の抜け道、モラルハザードがなきよう、詳細設計をお願いしたい。 ・例えば、先物商品については、ヘッジ機能として先物取引自体の有用性・必要性は理解する一方、供給力確保義務の履行手段としては、燃料の安定的な確保など、期待する効果が得られないことから確保量としては認めるべきではない。	履行を促す措置、ペナルティの扱いについては制度目的の達成や小売電気事業者間の公平性や予見性の確保などふまえて、引き続き検討してまいります。 また、電力先物については、現物の調達を伴わない金融商品であり、それ自体を供給力として評価することは難しい一方で、現物取引と組み合わせることで、価格を安定させた上での電力供給が可能になるという面もあります。量的確保における調達手法は、現物での確保を原則としつつ、電力先物をどのように取り扱うかについては、中長期の取引状況及び電力先物の取引状況などを確認した上で、引き続き検討してまいります。
		小売電気事業者に課される量的な供給力確保義務の履行手段として、電力先物取引を含めるべきではない。本制度の目的が「2022年のような需給逼迫・社会的混乱の回避」および「発電事業者の予見可能性向上による燃料・電源確保」にある以上、実体的な裏付けが必ずしも伴わない金融商品（先物）による義務履行を認めれば、制度の実効性が著しく損なわれるためである。 供給力確保義務の政策目的は「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」と整理されている。しかし、電力先物取引は「将来の価格変動リスクをヘッジする金融取引」であり、必ずしも現物の電気の供給を保証するものではない。資料内でも指摘されている通り、先物市場においては「売り手が必ずしも発電事業者とは限らない」ため、小売事業者が先物で義務量を確保したとしても、その対価が発電事業者の燃料調達や設備維持に充てられる保証はない。物理的な供給力を伴わない先物取引での義務履行を許容することは、実需給の安定という本制度の目的を実効性を損なうリスクがある。 また、本制度導入の重要な意義として、「発電事業者にとっては小売事業者との契約に基づき、予見性を持って、あらかじめ電源の整備と燃料の確保が促される効果」が挙げられている。しかし、先物市場は投機的な参加者も含む多数のプレイヤーにより形成され、特定電源の燃料調達と直接リンクしないケースが多い。小売事業者が先物購入によって義務を逃れることができれば、発電事業者との長期的な相対契約を結ぶインセンティブが削がれ、結果として発電事業者が長期の燃料契約や電源投資を行うための予見性が確保されなくなる恐れがある。	
		93 先物について、政策目的に整合している取引であれば認めるべき 【意見内容】 ・先物の扱いに対して、発電事業者目線では、電力先物市場における取引流動性の範囲内でのPPA販売（マーケット価値）と先物での販売はオープンkWhをヘッジする効果は同じであり、小売事業者の受容性を上げる観点において、前述の政策目的に整合している取引であれば認めてはどうか。 【理由】 ・小売事業者に先物を認めなくても、トレーダーが間に入ることで実質的に先物を使用することができ、先物を禁止したとしても実効性がない規制になることも懸念される（例：トレーダーが先物を買⇒トレーダーが相対（現物）で小売へ売⇒トレーダーが現物を実需スポットで買い戻す等）	電力先物については、現物の調達を伴わない金融商品であり、それ自体を供給力として評価することは難しい一方で、現物取引と組み合わせることで、価格を安定させた上での電力供給が可能になるという面もあります。量的確保における調達手法は、現物での確保を原則としつつ、電力先物をどのように取り扱うかについては、中長期の取引状況及び電力先物の取引状況などを確認した上で、引き続き検討してまいります。 また、事業者や需要家の判断等により、事業者の義務の範囲が変わりうる制度は恣意性が高く、また、その行政で真正性を確認することは困難であることから、個別料金メニューの配慮について、制度設計に取り込むことは難しいと考えられます。小売電気事業者の実態も踏まえ、その多様なビジネスモデルを阻害しない工夫をどのように講じるか、ビジネスの実態に即した検討を進めてまいります。
		【意見内容】 ・「（現物と組み合わせられた）電力先物」について、政策目的に照らして適切な取引種類であれば、義務履行の手段として認めていただきたい。「市場連動メニュー」をはじめとすると、需要家がリスクを理解した上で選択しているメニューについては、義務対象設定の考えにおいて配慮いただきたい。 【理由】 ・現物取引と組み合わせがされているなど、政策目的に合致する種類の先物取引については、義務達成の調達手段の多様化を図る意味でも、認められるべきものと考えため。 ・市場連動メニューなど、小売事業者の創意工夫から生まれた多様な料金メニューは尊重されるべき。市場連動メニューへの配慮がなされない場合は、小売事業者への過大な負担になるとともに、需要家の選択肢を狭めることとなり、システム改革の本旨から外れるものと考えられるため。	
		94 小売電気事業者への量的な供給力（kWh）の確保義務は、再エネを重視した調達を妨げる恐れ	小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、確保する供

			【意見内容】 小売電気事業者への量的な供給力確保義務は、再生エネを重視した電力調達を妨げる恐れがある。さらに電気料金の上昇や小規模小売の事業環境悪化につながるおそれがあるため、導入すべきでない。 少なくとも販売電力量5億kWh以下の事業者は対象とすべきではない。 【理由】 電力自由化の意義の一つは、多様な小売事業形態を可能とし、需要家の選択肢を広げることにあった。また、地域に根ざした再生エネを活用する地域新電力についても、地域脱炭素・地域経済循環の観点から注目されている。 地域の再生エネ活用を重視する地域新電力にとって、需給年度数年前の供給力確保は、大きな負担となりうる。非FIT再生エネやPPAなどからの調達を主としている場合もあり、必ずしも3年前から電源を確保できない場合も多い。仮にこうした電源調達方法が不利となり、中長期取引市場を通じた原子力や火力からの調達が不可避となれば、経営方針の変更を迫られることもないかたない。 中長期取引市場からの調達はまた、燃料価格の高騰や為替変動など発電事業者のリスク回避のために、価格が高止まりするリスクもある。これは電気料金の上昇や小売事業者の事業環境悪化につながりうる。 小規模事業者も含め、原子力や火力電源の調達を事実上義務付ける方向となるとすれば、小売電気事業者の再生エネ優先調達などを妨げる大きな問題である。原子力や火力電源の優先的な取引となり、再生エネへの転換にブレーキがかかることも懸念される。 さらに、原子力や火力からの電気ではなく、再生エネや地域新電力からの電気を買いたいという消費者の選択を奪うことにもつながる。 「継続検討」となっているが、量的な供給力確保は導入すべきではない。	給力の負荷の形式（ベース・ミドル・ピークなど）は問わないことを基本としており、再生エネ電源を含め、確保を求める電源の種別は問わないと整理しているため、再生エネ電源からの調達は制限するものではありません。 また、制度導入にあたっては、小売電気事業者が内外無差別印を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があるとしており、制度の開始時点までの間に継続的に取引状況を検証しつつ、必要があれば発電事業者の対応も含めて追加的な対応を検討を行い、追加的な対応を講じてもなお3年度前や1年度前のkWh確保が難しい場合には、要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしております。 また、履行を促す措置、ペナルティの扱いについては制度目的の達成や小売電気事業者間の公平性や予見性の確保などふまえつつ、引き続き検討してまいります。
			3.小売電気事業者の義務化による再生事業者の締め出しについて 小売電気事業者に対し、実需給の3年前に需要の50パーセント、1年前に70パーセントの供給力（kWh）確保を義務付ける案は、自社電源を持たない再生特定小売業者にとって極めて過酷な制約である。現在、日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場の取引量は総需要の約3割から4割程度である。これに対し、70パーセントもの事前確保を義務付けることは、スポット市場への依存を不当に制限するものである。特に規模の小さい事業者に対しても1年前までに50パーセントの確保が求められており、資金力や電源調達手段に限りのある再生事業者の市場からの締め出しに繋がり、消費者の選択肢を奪う結果を招く。	
			「小売電気事業者による安定的な事業実施の確保」に関する方針は、安定供給や需要家保護の観点から一定の必要性があるものの、制度全体の流れと照らし合わせると、競争環境の悪化、再生可能エネルギーの普及抑制、そして需要家負担の増大につながる構造的な問題を含んでいると考える。 ・「安定的な事業実施」を名目とした規律強化が、新電力、とりわけ再生エネ中心の小売事業者に対して過度な負担となる点である。経営基盤の強化やリスク管理体制の整備は重要であるが、資本力と人員を有する旧一般電気事業者に比べ、再生エネ系の新電力は事業規模が小さく、これらの義務が重くのしかかる。結果として、再生エネ中心の小売事業者が市場から退出し、再生エネ電力の販売チャネルが縮小することで、再生エネ導入そのものが抑制される懸念がある。 ・経営基盤の強化を重視する制度設計は、資本力のある事業者を優遇し、自由化の理念である「多様な事業者による競争」を損なう可能性がある。特に再生エネ小売事業者は、環境価値を重視する需要家に対して多様な選択肢を提供してきたが、規制強化によってこうした事業者が淘汰されれば、需要家の選択肢が減少し、再生エネ需要の伸びが阻害される。 ・事業継続計画（BCP）の整備義務化は、形式的には妥当であるものの、小規模事業者にとっては作成・維持のコストが大きく、実質的な参入障壁となり得る。よって、事業計画等の適切性や実行性を確認できる枠組を構築すると同時に、小規模事業者へのBCP整備を支援する仕組みを整えることが必要。 ・供給力確保義務の遵守状況の監視強化は、旧一般電気事業者に有利な制度構造をさらに強める可能性がある。供給力確保義務そのものが大手に有利な制度である以上、その監視強化は新電力に対する「二重の負担」となり、再生エネ小売事業者の退出を加速させるおそれがある。 ・小売事業者の退出時の対応や最終保障供給の確保に関する方針は重要であるが、規律強化によって新電力の退出が増えれば、最終保障供給の負担が増大し、最終的には託送料金等を通じて国民負担が増える可能性がある。需要家保護を目的とした制度が、結果として需要家の負担増につながる逆転現象には十分注意が必要である。 以上の理由から、「小売電気事業者による安定的な事業実施の確保」に示された方針は、制度全体としては再生エネ中心の小売事業者に過度な負担を課し、競争環境を弱め、再生エネ普及を抑制し、需要家負担の増大につながる懸念がある。制度設計にあたっては、事業規模に応じた柔軟な規律、卸市場の透明性向上、市場支配力の是正など、競争環境の健全性と再生エネ普及の両立を確保する観点をより重視すべきである。	
			61から73ページでは、小売電気事業者に量的な供給力確保を義務づけ用としていることが載っているが、再生エネを進めるべき流れに逆行する。電気の言わば地産地消をこそ、国がバックアップして進めるべきです。	
		95	「変動性再生エネ」電源の供給力算定の考え方について、事業者との丁寧な対話を経て策定すべき	小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、確保する供給力の負荷の形式（ベース・ミドル・ピークなど）は問わないことを基本としており、再生エネ電源を含め、確保を求める電源の種別は問わないと整理しているため、再生エネ電源からの調達は制限するものではありません。
			【意見内容】 「変動性再生エネ」電源の供給力算定の考え方について、事業者との丁寧な対話を経て策定いただきたい。 【理由】 変動性再生エネの出力特性を踏まえた制度設計となるよう配慮いただきたい。	
		96	義務は市場連動メニューの提供そのものを否定するものではなく、事業モデルの中に組み込むことが十分に可能な水準 供給力確保義務の導入に際しては、一部の意見として「市場連動メニューなど小売電気事業者による多様な工夫の余地を制限しないようにすべき」との懸念があるが、事務局で示された設計であれば、市場連動メニューを提供する事業者の事業機会が損なわれるものではないと考える。むしろ、最低限の量的確保を求めることは、市場高騰時における事業継続性を担保し、需要家に対して持続的に多様な料金メニューを提供し続けるための基盤強化につながるものであると、前向きに評価すべきである。 事務局では、確保を求める供給力の水準について「実需給の1年度前（N-1年度）に想定需要の7割」としており、残る約3割についてはスポット市場等からの調達余地が残されている。市場連動メニューを提供する事業者であっても、顧客の需要カーブの全てを市場価格に連動させる必要はなく、ベース部分を相対契約等で固定し、変動分をスポット価格に連動させる等のポートフォリオ組成が可能である。したがって、本義務は市場連動メニューの提供そのものを否定するものではなく、事業モデルの中に組み込むことが十分に可能な水準である。 また、本とりまとめ案には、「小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、確保する供給力の負荷の形式（ベース・ミドル・ピークなど）は問わないことを基本としてはどうか」と明記されている。これにより、事業者は自社の需要パターンや販売戦略（市場連動メニューの比率など）に合わせて、ベースロード電源で義務を履行するか、あるいは特定の時間帯の電源で履行するかを選択できる自由度が確保されている。この柔軟性により、市場連動型ビジネスモデルとの両立は阻害されないと考えられる。	小売電気事業者の実態も踏まえ、その多様なビジネスモデルを阻害しない工夫をどのように講じるか、ビジネスの実態に即した検討を進めてまいります。
		97	需要家がリスクを理解した上で選択しているメニューについては、義務対象設定の考えにおいて配慮すべき 【意見内容】 ・「市場連動メニュー」をはじめとする、需要家がリスクを理解した上で選択しているメニューについては、義務対象設定の考えにおいて配慮いただきたい。 【理由】 ・市場連動メニューなど、小売事業者の創意工夫から生まれた多様な料金メニューは尊重されるべき。市場連動メニューへの配慮がなされない場合は、小売事業者への過大な負担になるとともに、需要家の選択肢を狭めることとなり、システム改革の本旨から外れるものと考えられるため。	また、事業者や需要家の判断等により、事業者の義務の範囲が変わりうる制度は恣意性が高く、また、その行政で真正性を確認することは困難であることから、個別料金メニューの配慮について、制度設計に取り込むことは難しいと考えられます。小売電気事業者の実態も踏まえ、その多様なビジネスモデルを阻害しない工夫をどのように講じるか、ビジネスの実態に即した検討を進めてまいります。
		98	容量市場との二重負担を防ぐべき 【意見内容】 小売事業者は既に容量市場を通じて供給力（kW価値及び一部のkWh価値）の確保費用を負担している。量的（kWh）確保義務の施行にあたっては、義務履行時の容量市場との二重負担（義務の二重履行、相対取引による義務履行時を想定）を構造的に防ぐ仕組みを講じていただきたい。 【理由】 固定費を含んだ価格でのkWh調達は強いることは、形を変えた国民（需要家）への二重負担に直結するため。	本施策の導入に際しては、中長期市場等の供給力確保手段の検討と併せて、量的な供給力を適切に確保した小売電気事業者の容量拠出金の扱いを含め、制度間の合成の誤謬が生じることのないような調整を検討することとしています。
		99	「仏国における検討状況」の記載は改めて精査すべき	仏国も含めた他国における検討状況については、今後の進捗も含め、その内容の精査を進め

		【意見内容】 P66「仏国における検討状況」の記載は誤情報の懸念が強いいため、根拠として引用する際はあらためて精査すべき。 【理由】 当該引用について、下記箇所など、仏国の引用の誤りが見受けられたため。 (以下は当社による和訳（AIによる機械翻訳）、抜粋及び注釈） フランス共和国 エネルギー規制委員会（CRE） 公開協議 第2024-08号 3. 供給事業者のヘッジ義務の定義 3.1. ヘッジ義務の範囲 3.1.1. 対象となる消費者 3.1.2. 対象となるオフアー ヘッジ管理は、一方では固定価格または調達スキームにおける供給事業者の契約上のコミットメントに関わる量と、他方ではこれらのコミットメントを尊重するための供給事業者の実際のヘッジ慣行との間の適合性の評価によって定義されます。CREが想定する慎重な枠組みは、固定価格のオフアーの管理に限定されるものではありません。なぜなら、フランス市場には、ヘッジ不足の場合に供給事業者を同様にリスクにさらす、さまざまなオフアー（クリック価格、平滑化された参照インデックス化されたものなど）があるからです。したがって、契約上のコミットメントの評価を契約上のコミットメントに限定して、契約上のコミットメントの対象となるオフアーの種類を特定することが適切です。 慎重な管理の枠組み内で、CREは、価格または調達スキームに関する契約上のコミットメントの対象となるオフアーにのみ、最低ヘッジレベルを適用することが必要であると考えています。 ● 例1：固定価格のオフアーは、消費者に販売価格を約束した供給事業者に、消費予測全体を上流で可能な限りヘッジすることを義務付けます。 ● 例2：スポット市場にインデックス化されたオフアーは、供給事業者が消費日の前日までオープンポジションを維持することを可能にします。 【当社注：スポット市場について、実需給前日までに確保すればよいとされています】 3.2.3. 目標となる最低ヘッジレベル 最低目標ヘッジレベルの規模設定は、メカニズムの有効性を確保するために中心的です。現時点では、CREは、この最低レベルが、3.1.2で対象となるポートフォリオのオフアーの予測消費量の100%に設定されることが適切であると考えています。発生する可能性のある一時的なずれをカバーするために、規範的な許容範囲を考慮に入れることができます。このため、CREは、最低ヘッジ率を97%に下げ、3%の許容範囲を提案します 考慮される予測消費量について： ● 実際の消費量と予測消費量の間のずれは、契約のマークアップによってカバーされるとCREは推定しているため、実際にポートフォリオにある顧客の通常温度での消費量となります。 ● 中口および大口のポートフォリオでは、価格コミットメント（固定価格またはクリック価格）を持つオフアーを提供する供給事業者は、早期解約補償（IRA）を導入することができます。したがって、CREは、考慮される予測消費量、コミットされた量に対応する必要があると考えています。 ● 大衆市場（個人向け）では、卸売価格が下落した場合に、供給事業者のポートフォリオに減少リスクをもたらす、解約手数料の有無を考慮に入れる必要があるとCREは推定しています。したがって、CREは、解約手数料を含まない契約の予測消費量の負荷曲線に、年間10～15%の減少率を含めることを提案します。 【当社注：個人向けは全量ヘッジではなく、解約手数料を除いて10-15%引いた量のヘッジで良いとされています	てまいります。
		100 蓄電池等の充電等 内容：蓄電池等の充電等については、市況等を踏まえ調達を週・日単位で計画することから、p.60に記載の課題とは合致せず、また3年前・1年前に調達を確定させ難い事業であるため、小売の量的供給力確保義務の対象には該当しないものと考えているが、相違ないか。	小売電気事業者の調達状況は供給計画において確認することを想定しており、蓄電池の充電等の取扱いについても供給計画の計上方法に基づくものと考えています。
		101 正当な理由なく休眠状態にある事業者の登録取消しの仕組みを創設することに賛同 ・ 正当な理由なく休眠状態にある事業者の登録取消しの仕組みを創設することに賛同します ・ 運用に当たっては、今回の措置を形骸化させることのないよう、事業の状況を適切に把握した上での登録取消しの是非を判断することが必要と考えます ・ 事業状況の把握に際しては、小売事業者から見て需給調整の役割を担っている電力トレーダーが、取引上、小売ライセンスを必要としている点には配慮が必要です ・ 特に休眠事業者を通じて不正行為がなされたという例があるような場合には、適正な事業運営を行っている事業者との区分を明確にするために、不正行為をなした事業者に対しては厳格な運用が必要と考えます	ご意見を踏まえ、小売電気事業者の実態などを鑑みながら、どのような場合に登録取消を行うのかなどの点について、検討を進めてまいります。
		102 休眠事業者の登録取り消しについて、事業規模に関わらず公平に適用されるべき 4.休眠事業者への対応および原子力など大規模事業者への規律適用について 供給実績がない「休眠事業者」が約200社存在することを理由に登録を取り消す措置が検討されているが、この規律は事業規模に関わらず公平に適用されるべきである。日本原子力発電は226万kWの出力を有する事業者としてリストアップされているが、長期間発電実績がない事態は、休眠小売事業者と同様にシステムの健全性を損なうものである。さらに、保有電源の合計が500万kW以上の大規模事業者は総供給力の約7割を占めている。これら市場支配力の強い事業者に対しては、事業者単位だけでなく、不正や審査不合格等により長期間不稼働となっている個別の事業所・発電所レベルでも供給実態を厳格に評価し、実績なきライセンスの維持を認めない厳格な措置を講じるべきである。	本意見募集は「小売電気事業者による安定的な事業実施の確保」に関するものです。 お寄せいただいたご意見は、今回の募集対象ではないため、本意見募集の結果としては公表・反映の対象外となります。 なお、いただいたご意見は今後の行政運営の参考としてまいります。
		【検討事項⑥】中長期取引を促進する市場等	ご指摘いただいたとおり、①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予測可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが中長期取引市場の意義であると考えています。小売事業者に対するkWhの供給力確保義務との整合性にも留意しながら、今後の詳細検討を進めてまいります。
		103 中長期市場および小売電気事業者への量的な供給力確保義務の検討の方向性に賛同。両者は一体で検討すべき 中長期市場の意義は小売の量的な供給力確保の在り方とも整合しており、一体の制度であることを前提にその方向性に賛同する。 ・ 「中長期取引市場の意義」として記載された内容に賛成。 ・ 中長期市場の意義として掲げられた内容の実効性を確保する観点から、小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方など、他の制度との合成の認識に留意しつつ、我が国の安定供給、需要家メリットの視点に立って、検討を進めていただきたい。 中長期取引市場の価格指標が、相対取引にも参照可能となり、小売電気事業者及び発電事業者の双方の事業予測見性確保、ひいては電力システム全体の持続性確保につながるものが極めて重要であり、実効性のある制度構築を進めていただくことが必要であると考えております。 また、電力システム改革の検証で得られた目指すべき方向性である「安定的な水準・変動幅での電力供給の実現」、「発電事業者による電源投資や燃料調達の予測見性向上」等の実現のための措置として、これまでのところ、小売事業者に対するkWhの供給力確保義務と中長期取引市場は一体的に議論が行われてきたものと承知しておりますが、今後の詳細設計にあたっては、双方の制度措置の整合性に十分留意しながら一体的に議論を進めていただくようお願いいたします。	
		中長期取引市場については、電源投資に必要なコスト及び価値を評価される市場が成立するのであれば、民間の創意工夫を発揮して電源投資を促す仕組み（例えば特定の需要家によるPPAに依拠した電源投資など）が可能になると考えられるため、そういった市場の実現に向けて今後議論を進めていただきたい。なお、当該市場が機能するためには、小売事業者への供給力確保義務について（その水準は別にしても）事業者間で公平かつ一定の確保義務を課すことは電源投資等の予測可能性向上にも必要と考えるので、その方向で議論を進めていただきたい。	
		中長期取引市場の検討は、量的(kWh)な供給能力確保義務の検討と足並みをそろえることが必要 【意見内容】 ・ 中長期取引市場の整備に際しては、継続検討とされている小売電気事業者に量的(kWh)な供給能力確保義務の在り方が大きく影響するものと考えます。 ・ 中長期取引市場の検討ばかりが先走りすることで、量的(kWh)な供給能力確保義務の議論が結論ありきのものとなってしまうことを懸念します。 ・ 制度検討WGにおいて「両輪」とされたように、検討に当たっても、両社の足並みをそろえた検討をすべきと考えます。	

			・公平な取引環境と安定的な価格指標形成と、供給力確保義務を課された小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達の観点から、中長期取引市場についても、一定の意義があると認識している。 ・中長期的な取引による電力の安定供給は、国民・産業全体が裨益するという考えのもと、そのコストについては社会全体で支える必要がある。そのため、国が率先して社会的理解醸成に取り組み、国民・産業全体が負担することについての受容性を高める必要がある。	
			・継続検討となっている量的(kWh)な供給能力確保義務の在り方と整合を図る内容とすることが必須と考えます ・中長期取引市場は、新たに小売電気事業者に課せられる量的(kWh)な供給量確保義務への対応のために活用されることが想定されます	
		104	中長期市場における価格設定の在り方の基本的な方向性に賛成	短期のスポット市場は市場価格の変動幅が大きく、特にスポット市場価格が高騰する局面では、小売電気事業の休業止件数の増加や電気料金の高騰といった事態が生じていることを踏まえ、小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達によって、安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることは重要であると考えています。
			【意見内容】 ・「約定方式がザラバであることを前提に、中長期の相対取引と同様に、電源の固定費と可変費を含む形で設定することが基本である」との整理に賛成。 ・「固定費と可変費の内訳を一律で定めてコストベースでの入札を求めるような 価格設定ではなく、各発電事業者が、電源の固定費と可変費をベースに、それぞれの考え方にに基づき価格設定を行う」との整理に賛成。 【理由】 「小売電気事業者の量的な供給力確保」は、「中長期取引市場」と一体的 な制度措置と理解するため。	
		105	電力価格が高騰するのではない	短期のスポット市場は市場価格の変動幅が大きく、特にスポット市場価格が高騰する局面では、小売電気事業の休業止件数の増加や電気料金の高騰といった事態が生じていることを踏まえ、小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達によって、安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることは重要であると考えています。
		106	中長期市場の価格指標が内外無差別な卸売の実効性を担保するよう、市場価格と相対価格の整合性を監視・評価する仕組みを構築すべき	具体的な市場監視のあり方については、「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化」という中長期取引市場の目的にも留意しながら、今後詳細検討を進めてまいります。
			中長期取引市場の整備にあたっては、形成される価格指標が、相対取引における「内外無差別な卸売」の実効性を担保するベンチマークとして機能するよう、市場価格と相対価格の整合性を監視・評価する仕組みを構築すべきである。 具体的には、大手電力会社（旧一般電気事業者）がグループ内や特定の小売事業者に対して行う相対卸売価格と、中長期取引市場での入札価格・約定価格との間に合理的な説明のつかない乖離が生じないよう、本市場の価格シグナルを「公正な取引条件の参照点」として位置づけるべきである。 また、市場監視手法については、流動性を阻害する過度な価格規制を避け、「相対取引の価格・数量を中長期市場市場へタイムリーに報告」などといった簡易かつ透明性の高い仕組みを導入することで、市場の自由度と公平性を両立させるべきである。	
			本とりまとめ案では、旧一般電気事業者による現在の内外無差別卸売について、「各社の卸売条件を見比べることが困難であるなど、小売電気事業者にとって調達しにくいとの指摘」があると明記されている。 中長期取引市場の設立目的の一つは「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」にある。 この目的を達成するためには、市場で形成された価格が単なる参考値にとどまらず、不透明と指摘されている相対取引の妥当性を測る「物差し」として機能しなければならぬ。 市場価格と大きく乖離した安価な電力が社内・グループ内のみに卸売されるような二重価格構造を防ぐため、市場価格との連動性を担保する仕組みが必要である。	
			また、供給力確保義務の履行手段として、小売事業者は今後、中長期市場と相対取引の双方を活用することになる。 もし、大手電力会社が自社小売部門等へは安価な相対卸を行い、中長期市場には高値で玉出しを行うような行動が許容されれば、新規小売事業者の競争環境は著しく阻害される。 とりまとめ案にある「中長期での供給力の安定的な調達」を全ての小売事業者に公平に実現させるためには、中長期市場の価格シグナルが、相対取引の公平性を牽制・担保する役割を果たす制度設計が不可欠である。	
			最後に、「価格を直接的に規制するような市場監視はなじまない」とされている点に同意する。 入札価格の根拠を都度厳密に審査するような重く監視は、事業者の入札意欲を削ぎ、市場の流動性を枯渇させるリスクがある。 一方で、「相対取引による卸売と中長期取引市場における入札の整合性を事後的に確認」とあるが、この確認が数ヶ月後や年度末に行われるのでは、市場へのフードバックが遅れ、価格指標としての機能が果たせない。 その具体案として、相対取引（社内取引含む）の情報をタイムリーに中長期市場に報告・登録させ、市場価格との整合性を事後的に、しかし迅速にチェックする「簡易な仕組み」が有効である。「市場価格より不当に安い価格で身内に卸していないか」あるいは「市場で不当に高く売ろうとしていないか」が可視化される仕組みさえあれば、直接的な価格規制を行わずとも、市場の自浄作用と監視の目によって適正な価格形成が促される。	
		107	中長期市場の開場時期が電力先物取引の流動性範囲内である場合、スポット市場における短期限界費用ベースの価格と切り離した価格形成は困難	中長期取引市場における商品の擬態的な販売開始時期や販売期間は、今後詳細検討を進めてまいります。
			中長期市場の開場時期が電力先物取引の流動性範囲内である場合、スポット市場における短期限界費用ベースの価格と切り離した価格形成は困難であること（市場間の価格差により裁定取引が可能となり、価格は先物市場の干渉を受ける）（経産省注：この点に留意の上、今後の詳細検討をいただきたい旨）	
		108	中長期市場における監視の在り方の基本的な方向性に賛成	ご指摘いただいたとおり、中長期市場における監視のあり方としては、上限価格の設定やコストベースでの価格の算定根拠の確認といった、価格を直接的に規制するような方法はなじまないというのが基本的な方向性です。 その上で、具体的な市場監視のあり方について、今後詳細検討を進めてまいります。
			【意見内容】 基本的方向性について、「上限価格の設定やコストベースでの 価格の算定根拠の確認といった、価格を直接的に規制するような市場監視はなじまない」としたうえで、「市場の公正性を損なう行為については、監視する」との整理に賛成。 【理由】 中長期取引市場の意義として掲げられた点と整合するため。	
		109	中長期の現物市場の導入の適切性について十分なアセスがなされていないのではない	①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予測可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが必要であると考えております。 価格設定および監視のあり方について、ご意見を踏まえつつ、今後詳細検討を進めてまいります。
			【意見内容】 また、中長期市場により形成される価格が、指標化し、相対取引も含めた電力市場に影響を及ぼすこととなりますが、国際的に未確立・未成熟な現物型の市場をこのタイミングで導入することの適切性について、十分なアセスがなされていないことを危惧しています。 【理由】 ・規制遵守のための市場形成への懸念 さらに、中長期取引市場が、「量的な供給力確保義務」を履行させるための受け皿として設計されている側面があることにも留意が必要と考えています。 規制遵守のために市場を創設するアプローチは、足下を見る市場参加者により市場の健全な発展を阻害するリスクがあります。 政府案では、「一定規模以上の発電事業者に対する供出の求め（義務化）」などが検討されていると承知していますが、供給サイドを人為的に作り出す措置は、価格形成を歪める可能性があります。 規制によって作られた市場価格が実勢を反映しないものとなれば、公正な価格指標としての機能を果たさない懸念があります。 また、この中長期取引市場は、与信等の問題から長期の相対契約が難しい事業者が中長期の供給力を確保するためのセーフティネットとしての役割を果たしていくことが想定されていると認識しています。 このため、こうした事業者が買い側として市場参加することが見込まれますが、こうした事業者は小ロットの取引になることが想定されます。 開設当初から流動性の高い市場となることは難しい中で、小ロット・低流動性の取引により形成された価格が、相対契約も含めた価格指標として妥当性あるものとなるのかについて疑問があります。 さらに、売り側が市場の実態を反映しないリスクプレミアムが乗せて札を入れ、リスクプレミアムが乗った価格が価格指標化することになれば、この市場のみならず、相対取引も含めて供給力調達コストが上がることにつながりかねず、この観点での事業者の入札行動に対するルールや監視が不可欠と考えます。 国際的にも、現物の受け渡しを伴う長期電力市場の運営は流動性の確保が難しく、金融決済を中心とする先物市場がリスクヘッジの主流となっているのは周知の事実かと認識しています。 政府は、物理的な受渡しを伴う中長期市場の制度設計に固執するのではなく、金融先物市場の活性化支援など、より柔軟でグローバルスタンダードに即したアプローチも併せて検討することが望まれます。	
		110	中長期市場の整備は、競争環境の悪化や再生可能エネルギーの普及抑制につながる懸念	中長期市場を整備することの意義は、①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な

			市場整備が大手寡占の固定化と再エネ普及の阻害につながる懸念 「中長期取引の活性化に向けた市場整備」は、価格安定や調達手段の多様化という目的のもとに整理されているが、現行の市場構造を踏まえると、制度の方向性が競争環境の悪化や再生可能エネルギーの普及抑制につながる重大な懸念がある。 ・中長期市場の拡充は、現状の市場構造では旧一般電気事業者の価格支配力を強化する方向に働く。発電量の大半を旧一般電気事業者が保有しているため、中長期契約の価格形成においても大手の影響力が極めて大きい。こうした状況で中長期市場を拡大しても、価格の透明性や競争性が高まるとは限らず、むしろ大手が事実上価格を決定する市場が拡大する可能性がある。 ・相対取引の活性化は、情報の非対称性が大きく、価格透明性が低いという構造的問題を抱えている。特に旧一般電気事業者は自社グループ内での相対取引を活用できるため、市場外での価格形成が進み、透明性がさらに低下するおそれがある。これは新電力にとって不利な環境を固定化し、競争を阻害する。 ・価格指標の整備が掲げられているが、発電量の大部分を握る大手事業者が市場供出量を左右する現状では、価格指標の客観性が確保される保証がない。価格指標が大手の供出戦略に影響される構造が残る限り、指標の信頼性は限定的であり、価格安定の根拠としては不十分である。 ・新電力の調達多様化は理念としては重要であるものの、実効性に乏しい。中長期契約の供給者は旧一般電気事業者が中心であり、新電力は不利な条件で契約せざるを得ない状況が続いている。先物市場も流動性が低く、実質的なヘッジ手段として十分に機能していない。結果として、新電力は依然として不利な調達環境から抜け出せず、競争力を失うおそれがある。 ・再エネ電源の中長期取引（PPA等）が十分に位置づけられていない点も問題である。再エネPPAの普及には、系統制約の解消や非化石価値市場の簡素化などの制度的支援が不可欠であるが、資料ではこれらの課題への対応が十分に示されていない。中長期市場が大火力電源を中心に形成される構造が続けば、再エネ中心の小売事業者は調達面で不利となり、再エネ普及及そのものが抑制される懸念がある。 ・市場整備の議論が、過去の価格高騰の根本原因を十分に踏まえていない点も指摘したい。価格高騰の主因は、市場支配力の偏在、供出義務の弱さ、予備力確保の不十分さなど制度運用上の問題であり、市場を整備するだけでは再発防止にはつながらない。市場構造の偏りを是正しないまま市場整備を進めれば、同様の問題が繰り返される可能性が高い。 以上の理由から、検討事項6に示された市場整備の方向性は、現状の市場構造を前提とした場合、旧一般電気事業者の市場支配力を強化し、新電力の競争力を低下させ、再エネ普及を阻害するおそれがある。制度設計にあたっては、価格指標の客観性確保、相対取引の透明性向上、再エネPPAの普及支援、市場支配力の是正など、競争環境の健全化と再エネ普及との両立を重視した検討が不可欠である。	調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることにあります。ご指摘いただいた、公平な競争環境のために必要な市場監視のあり方等については、今後詳細検討を進めてまいります。
		111	適切な価格指標形成のため、発電事業者による売り入れ価格を監視すべき	中長期市場における監視のあり方としては、上限価格の設定やコストベースでの価格の算定根拠の確認といった、価格を直接的に規制するような方法はなじまないというのが基本的な方向性です。他方で、発電事業者が意図的に不当な売り入れを行うことを防ぐための監視が必要だと考えています。具体的な市場監視のあり方については、今後詳細検討を進めてまいります。
			【意見内容】 「調達義務化」を盾に、過度なリスクプレミアムや利益が上乗せされた高値での取引を強いられることは断じて容認できない。適切な価格指標形成のため、売り手（発電側）の価格形成ロジックを監視・是正する枠組みを導入すべき。 【理由】 議論されている「供出量を高める方策」では、発電事業者と小売事業者の交渉力の対等性確保が不十分と考えられるため。	
			中長期取引市場における、事業報酬を含む固定費の計上方法の指針を定め、公開・周知していただきたい。翌日スポット市場や先物市場は電源の限界費用に基づく価格だが、中長期取引市場は、現行のベースロード市場と同様、固定費を含む価格となると想定される。このため、中長期取引市場では、固定費を回収したい発電事業者と、スポット価格見合いで調達を判断する小売電気事業者とで価格に対する目線に乖離が生じ、取引が成立しにくくなるおそれがある。あわせて、売り入れが義務付けられる市場支配的な発電事業者の当該指針の遵守について監視を徹底いただきたい。	
		112	発電事業者への供出義務は、中長期市場における価値・価格設定、市場監視の基本的な方向性が前提	ご認識いただいているとおりです。
			【意見内容】 ・「少なくとも市場開設から当分の間は、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求める」との点について、今回整理されている「2．中長期取引市場で取り使う価値・価格設定」や「3．中長期取引市場における市場監視」が大前提であるものと認識。 【理由】 ・一定規模以上の発電事業者における経済合理的な取引を担保するため。	
		113	一定規模以上の発電事業者の基準を、保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者することは妥当	ご意見いただいたとおり、供出量を高める方策としては、「市場開設から当分の間は、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求め、一定規模以上の発電事業者の基準を、エリアの卸供給における支配的な地位等を鑑みたベースロード市場における考え方を参考に、保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者する」との基本的な方向性について示しました。
			P93で、供出量を高める方策として、市場開設から当分の間は、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求め、一定規模以上の発電事業者の基準を、エリアの卸供給における支配的な地位等を鑑みたベースロード市場における考え方を参考に、保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者することは妥当な整理であり、賛同します。	
		114	発電事業者への供出義務は公平な制度とすべき	一定規模以上の発電事業者の基準は、エリアの卸供給における支配的な地位等を鑑みたベースロード市場における考え方を参考に方向性を示しました。供出義務期間を含め、供出義務の具体的な内容については、今後詳細検討を進めてまいります。
			発電事業者に対し「発電電力量の10％供出義務」を課す提案については、競争と公平性の観点から理解することは難しい。また、仮に実施するのであれば実施期間を明確にした上で全ての発電事業者から等しく供出すべきである。 中長期取引市場の義務供出については、「エリアの卸供給における支配的な地位等を鑑みたベースロード市場における考え方を参考に、保有する電源の最大出力の合計が500万kW以上の事業者」を対象とする方向性が示されているが、公平性等の観点から、全ての発電事業者に一律に義務を課す方法や、同じkWh取引であるスポット市場における市場支配力の判定を参照する方法も考えられるのではないかと。 供出義務期間は過度に発電事業者の負担とならないよう詳細をご検討いただきたい。特に期近まで義務が続く場合、発電は取り置き/売れ残りリスクを抱え続けることになる。また、小売も欲しい商品が相対に出てこないといった不都合も生じえ、相対の流動性を毀損する懸念がある。	
		115	発電事業者への供出義務は、小売電気事業者と同一の条件での義務とすべき	中長期市場の意義は新電力のみに電気を配分することではなく、小売電気事業者の中長期での供給力の安定的な調達や、発電事業者の電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上等を図ることです。少なくとも市場開設から当分の間、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求める量については、「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資する流動性があること」「小規模な小売電気事業者にとって必要な供給力へのアクセスが十分担保される市場であること」「既存の相対取引の継続等、事業者の自由度を確保すること」等の点に留意した上で方向性を示しています。
			小売電気事業者のみへの片務的要素を除外するため、発電事業者に対しても相対契約の有無も含めて、同一の条件での義務を課することが必要と考えます。 【意見内容】 ・継続検討となっている量的(kWh)な供給能力確保義務の在り方と整合を図る内容とすることが必須と考えます ・仮に現在の事務局案（全事業者※を対象に、N-3年前：50%、N-1年前：70%の確保を求める）を前提に考えると、発電事業者の必要供出量と小売事業者の必要確保量には大きな差異が生じています。この差異はそのまま、小売電気事業者へ一方的に義務を課することとなり、取引価格の上昇、ひいてはお客様に提供する電気料金の引上げにつながることを懸念します。 ・片務的要素を除外するためには、相対契約の有無も含めて、発電事業者に対しても同一の条件での義務を課することが必要と考えます。	
			マル6の中長期市場は大手電力が新電力に、保有する発電所の電気を分けてやる制度です。分ける義務づけが10%となっていますが、新電力シェアは30%です。足りないのではないのでしょうか？中長期市場が「取り合い」で高騰し、その後にスポット市場価格が安くなると、新電力は損をするということになるのではないのでしょうか？	
		116	相対契約を供出義務量算定から控除すべき	一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求める量については、「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資する流動性があること」「小規模な小売電気事業者にとって必要な供給力へのアクセスが十分担保される市場であること」「既存の相対取引の継続等、事業者の自由度を確保すること」等の点に留意した上で方向性を示しています。
			発電事業者が小売電気事業者と相対契約により電力取引を行うことも小売電気事業者の量的な供給能力確保に資するものであり、市場供出と同じ役目を果たすことから、相対契約の量は供出義務量の算定から控除されるべきである。	
		117	供出義務について、非効率石炭火力のフェードアウトに向けた規制措置やGX-ETS等の環境政策や、経過措置料金など、他の制度との整合が必要	供出量を高める方策としては、少なくとも市場開設から当分の間は、一定規模以上の発電事業者に対して、原則として電気事業者の販売電力量の10%について供出を求めることを基本的な考え方として示しました。ご指摘いただいた他の制度との整合については、具体的な供出方法や、電源種によって供出の取扱いに差異を設けるか否かといった点とあわせて、今後詳細検討を進めてまいります。
			・中長期取引市場における供出量を高める方策として、一定規模以上の発電事業者に対して、販売電力量の10%の供出を求めることが示されている。 ・この点、非効率石炭火力のフェードアウトに向けた規制措置やGX-ETS等の環境政策や、経過措置料金など、他の制度との整合が必要である。	
		118	中長期市場における約定期方式として、ザラバを第一に検討を進める方針に賛成	ご指摘いただいたとおり、約定期方式については、ザラバ方式の採用を第一に検討を進めるこ

			【意見内容】 ザラバ方式の採用を第一に検討を進める方針に賛成。 【理由】 中長期取引市場の意義として掲げられた点と整合するため。	とを基本的な考え方として示しています。
		119	ザラバ以外の方法も検討すべき 1）長期物の取引特性を考えると、ザラバ方式は必ずしも合理的ではなく、代替方式（板寄せあるいはRFQ）を並行して検討すべき 2）3年先渡しザラバ市場では、相手先の財務状況が変化する可能性が高く、相手先リスクが通常の短期取引より格段に大きくなる。ザラバで行う場合、与信管理の多層的設計が不可欠である。（担保設定、証拠金管理等）。 ・理由 ザラバ方式は以下の前提があれば効率的に機能するとされる。 ～多数の参加者が常時売買する ～板が厚く、スプレッドが狭い ～約定機会が頻繁に発生する ・しかし、3年先の取引は「参加者過小」、「価格形成に必要な情報が乏しい」、「板がスカスカになりやすい」ことから「板が存在しない時間が長い」、「スプレッドが異常に広がる」など、機能不全に陥りやすい。長期物は「価格発見」より「信用リスク管理（カウンターパーティリスク）」、「証拠金・担保の取り扱い、清算機関の有無」がより重要で、リアルタイムの板で瞬時に価格が決まる性質のものではない。むしろ、参加者同士が条件を交渉しながら決める方が合理的な場合が多い。欧州の電力先物市場（EEXなど）でも、3年先の板は非常に薄く、マーケットメイカー制度がなければ成立しにくい状況と解している。 ・さらに電力は貯蔵できないため、3年先の価格は発電燃料の長期価格、政策・規制（再エネ比率、容量市場、炭素価格）、系統制約や設備投資、天候・需要構造の変化等の要因により容易に変動しうる。 ・市場をいきなり作るのではなく、相対取引の状況を見極めながら制度設計を検討する方が合理的と思慮する次第である。	約定方式については、ザラバ方式の採用を第一に検討を進めることを基本的な考え方として示しています。ご指摘いただいた価格設定や市場参加者間の信用リスク分担のあり方等については、今後詳細検討を進めてまいります。
		120	各社の需要に対応した多種多様な商品を扱うべき 【意見内容】 ・小売電気事業者が小売電気事業者毎に異なるロードカーブの供給量確保義務に対応するには、各社の需要に対応した多種多様な商品（例：平日昼間・4時間商品等）が必要となります ・中長期取引市場の原案では中長期取引市場はベース商品やミドル商品、ピーク商品の取扱いも検討することとなっていますが、その取扱いは必須であり、更にオフピーク商品や点灯帯商品なども必要と考えます。 ・常時B Uにおいて採用されていた通告変更を可能とするオプションを義務付けるなど、多様な商品を扱うことが必要です 【理由】 ・一般家庭を対象とした場合、需要ピークは朝夕となり、ベース・ミドル・ピークの商品では手当てできず、スポット市場に頼らざるを得ない状況となり、結果として収支を毀損するリスクにさらされるため小売電気事業者の事業環境は安定しないと考えます ・オフサイトPPAにおいても、太陽光発電で提供できないオフピーク時間帯の電源確保が課題ですが、ベース・ミドル・ピークの商品では手当てできません	「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」と「供給力確保義務を課された小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達」の観点から中長期取引市場を整備することが重要である一方で、事業者が創意工夫のもとで多様な取引を行う相対取引も引き続き重要であると考えております。そのため、中長期取引市場では、中長期の相対取引で取り扱われる商品のうち定型的なものに相当する商品を取り扱うことを基本的な方向性として示しています。
			【意見内容】 供給力確保義務化に基づく購入に依存した商品・市場設計とせず、購入者のニーズに沿った商品・市場設計とすべき。 【理由】 市場が実効的に機能し、小売事業者が魅力を感じるとともに、与信等の面でも参入可能な市場でなければ、本来の目的である「予見性の向上」につながらないため。	
		121	燃調の設計を行うべき 市場の流動性を確保する観点で「燃調」の設計は重要論点と認識している。特定の複合燃調は売り手の保有電源や燃料PF次第でプライシングに有利不利が発生することを懸念。公平性を担保するには、燃料 index 毎に定型商品（例：JKM、JCC、固定価格等）を作る等も一案ではないか。 ・燃料調整事項について、現在のBL市場では約定するまで燃料調整事項の詳細が判明せず、小売電気事業者にとって予見性が存在しないに等しい状況です ・また、今度導入される炭素賦課金も各電源毎の排出量に応じて異なることから、応礼電源の価格予見性を困難することにも配慮が必要と考えます ・各発電事業者で区々なのは理解しますが、画一化した燃料調整事項等の考え方を義務付けるか、応礼時には商品毎の燃料調整事項等の考え方を明らかにするか、のルール作りが必要と考えます	燃調については、中長期市場において取り扱われる商品が、各売り入札の内容を横並びで比較できるようにすることを第一に、今後詳細設計をまいります。なお、燃調の事後調整付商品を検討する場合であっても、各者がそれぞれ自由に設定するのではなく、事後調整に係る標準的な算定式等の導入を前提とすることを基本的な方向性として示しています。
		122	中長期市場において、非化石証書を扱うべき 【意見内容】 ・中長期取引市場において、非化石証書を取り扱ってください。 【理由】 ・脱炭素化推進の観点から「中長期で電力と非化石証書を一括して調達できる仕組み」を合わせて整備することが望ましいと考えます。また、同時に環境価値取引について整理を行い、わかりやすく利用しやすい非化石証書を普及させる議論を求めます。	非化石価値については、電気の価値とは別途非化石取引市場等で取り扱われていることから、中長期市場では取り扱わないこととする旨を、基本的な考え方として示しています。
		123	商品の魅力と実効性を確保すべき 【意見内容】 商品・市場の魅力に基づく取引活性化があつてこそ、スポット市場とは別の価格指標形成が実現される。特に、以下の観点から魅力と実効性を確保いただきたい。 ✓ 確保済み供給力が柔軟に活用されるよう、本市場での取扱商品の「転売」を認めること ✓ 規模に関わらず多くの事業者が参加可能となるよう、与信や証拠金等の制度への配慮 ✓ 容量市場等他市場との「固定費や変動費の二重取り（二重払い）」を解消する具体的な調整方法の検討・実行 【理由】 調達義務が先行し、実態とかけ離れたリスクプレミアムを含む高値が市場指標となれば、相対取引においても小売事業者の経営を圧迫し、最終的な電力料金の不当な上昇を招く恐れがあるため。	ご指摘いただいた転売や決済・清算方法のあり方、他市場との関係整理については、各論点について今後詳細検討を進めてまいります。
		124	信用リスクへの具体的な対応を検討すべき 小売と発電事業者との間でリスクを公平に分担できるようルールや指針を定めていただきたい。中長期市場契約（中長期取引市場で約定した場合に小売が締結する契約）に関して、供給力確保義務を負う小売が一方的に不利になり、事業収支を圧迫する結果、電力料金の値上げや、小売の市場退出のリスクが高まる。特に、3年後の信用リスクの負担は、両者にとって大きな問題となることから、例えば中長期取引市場にクリアリングサービスを導入するなど、具体的な対策を検討していただきたい。 【意見内容】 中長期取引市場の決済・清算の検討にあたっては、他の先物・現物取引を参考にしたクリアリング機関の設置等、市場参加者の不測の撤退や破綻に備えた措置を検討いただきたい。 【理由】 発電事業者にとって現物販売における与信管理は経営上重要であり、通常取引においては適切にリスクを管理・限定して取引を行っている。故に、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求める旨が整理されているなか、相当な数量を長期で現物販売することで生じる与信リスクを抱えることはリスク管理上許容しがたく、取引所における取引の安定性を担保いただくことが必要であるため。	ご指摘いただいた決済・清算のあり方については、市場運営者と市場参加者の間でのリスク分担のあり方を検討する必要があるほか、具体的な仕組みを検討するにあたっては、小規模な事業者も参加しやすい仕組みとすることや、万が一市場参加者が倒産した場合にも、連鎖的な不履行や市場機能停止を招かず、安定的な取引所取引を継続できる仕組みとすることを基本的な方向性として示しています。その上で、今後詳細検討を行う際には、ご指摘いただいた点も踏まえて検討を進めてまいります。

		中長期取引市場の決済・清算ルールについて、以下の2点を要望する。 1. キャンセル条項の慎重な扱い：ヘッジ機能の確実性を損なう「キャンセル条項（契約解除による清算）」の導入は極力避けるべきである。 2. 小規模事業者にも配慮した適切な与信管理：キャンセル条項を回避するための代替措置として、日々の値洗いに基づく変動証拠金制度等の導入は必要であるが、過度に高額な預託金を一律に求めるのではなく、小規模な事業者も参加しやすいよう、金融機関による保証の活用や、精緻なリスク計算による必要担保額の適正化など、安全性と参加容易性のバランスが取れた制度設計とすべきである。 ■理由1、「ヘッジ機能の確保」と「キャンセル条項」の相克について 本とりまとめ案において、中長期市場は「小売電気事業者の安定的な調達」や「予見可能性向上」を目的としている。安易なキャンセル条項（相手方破綻時の契約解除）は、市場価格高騰時に買い手が「安価に調達する権利」を喪失させ、ヘッジ手段としての市場の有効性を著しく低下させるため、原則として避けるべきである。 ■理由2、「市場の安全性」と「参加のしやすさ」の両立のため 「小規模な事業者も参加しやすい仕組み」と「連鎖的な不履行や市場機能停止を招かない仕組み」の両立が求められている。キャンセル条項を排除する場合、デフォルト時の損失をカバーするための担保（証拠金）が必要となるが、これを「一律に高額な現金預託」としてしまえば、資金力に乏しい小規模事業者の参入障壁となり、市場の流動性を損なう恐れがある。したがって、「変動証拠金」の導入によりリスクをこまめに管理しつつ、当初証拠金については過大にならないよう配慮するなど、小規模事業者のキャッシュフローを圧迫しすぎない範囲で、かつ市場の健全性を保てるギリギリのラインを精緻に設計すべきである。 ■理由3、多様な担保手段による参入障壁の緩和 小規模事業者が現金の積み増しのみでリスク対応を行うことは困難な場合がある。P116の「参加しやすい仕組み」を実現するためには、現金預託のみならず、銀行保証状（L/C）や親会社保証等の多様な担保手段を認めるなど、信用力を補完する柔軟な仕組みを検討することで、厳格なリスク管理と参加者層の拡大を両立させるべきである。	
		125 買い手は小売電気事業者に限定すべきであり、転売は認めるべきでない ・投資的目的での市場参加は、徒に価格を引上げることにつながることから、買い手を小売電気事業者に限定することは必要だと考えます ・あわせて、価格引き上げを抑制するためには、需要実績の存在を参加要件にするなどの転売目的での購入ができないようにすることも必要と考えます ・一方、供給能力確保義務を達成するために購入した小売電気事業者が、需要の鈍化に伴い余剰発電を行うことはあり得ることから、購買目的の適正な見極めができる仕組みを検討することが重要と考えます	ご指摘いただいた市場参加者（買い手）については、電気事業法に基づき、供給力確保義務を課される小売電気事業者とすることから始めることを基本的な考え方として示しています。 また、転売についても、事業計画の変化に柔軟に対応できるようにする観点から、認めることも考えられるとの基本的な方向性を示しています。
		126 転売を許容すべき 競争環境の激化等により、小売電気事業者が確保した電源が余剰することも十分に考えられることから、転売を許容することが必須と考えます	供給力確保義務を課された小売電気事業者が、事業計画の変化に柔軟に対応できるようにする観点からは、中長期市場で確保した商品の転売を認めることも考えられるとの基本的な方向性を示しています。
		127 容量市場との関係整理を具体化すべき 【意見内容】 中長期取引市場の創設に向けた議論が進展していますが、制度の具体的設計にあたっては、容量市場との役割分担およびコスト構造の関係性を明確にし、小売電気事業者（ひいては需要家）による「二重負担」の発生を確実に回避できる仕組みの実装を求めます。中長期取引市場で取引される電力価格には、発電事業者の固定費が含まれることが想定されますが、kW 価値（固定費の一部）は既に容量市場において取引・回収される仕組みが存在します。小売電気事業者が容量拠出金を負担しつつ、さらに中長期市場においても重複して固定費相当分を支払うことになれば、不当な二重負担となり、電気料金の上昇を招くことになります。この点に関する調整メカニズムの具体化が、市場創設の前提条件となるべきと考えます。 【理由】 1. 容量市場との役割重複とコスト構造の課題 現行制度下においては、将来の供給力（kW 価値）を確保するためのメカニズムとして、既に容量市場が導入され、運用されています。容量市場の主たる目的は、発電事業者の固定費の回収を支援し、将来にわたって必要な供給力を維持・確保することであり、このコストは小売電気事業者が支払う容量拠出金によって賄われています。一方で、今回新たに検討が進められている中長期取引市場は、主に小売電気事業者が将来の電力量（kWh）を安定的な価格で調達することを目的としています。しかし、発電事業者がこの市場で電力を販売する場合、その入札価格には、燃料費などの可変費だけでなく、固定費を上乗せして設定することが想定され、「とりまとめ（案）」P91においても、「電源の固定費と可変費を含む形で設定することが基本」であると明記されています。ここに、制度設計上の課題、すなわち発電事業者による二重取り、と小売電気事業者による二重払いのリスクが生じます。もし、容量市場で固定費の一部を回収している電源が、中長期取引市場においても固定費をフルに転嫁した価格で電力を販売すれば、同一の固定費に対して二重に収益を得ることになり、逆に小売電気事業者は二重に支払いを強いられることになります。これは経済的に不合理であり、そのコストは最終的に電気料金の上昇につながります。 2. 具体的な調整メカニズムの必要性 「とりまとめ（案）」P102において、「容量市場との関係においては、発電事業者による固定費の二重取りが生じるおそれがあることから、これを回避するための調整が必要である」との認識が示されたことは、問題の所在が共有されている点において重要です。しかし、現時点では「調整が必要」という認識にとどまっており、具体的な解決策は示されていません。例えば、以下のような措置が不可欠であると考えられます。 ①容量収入の控除（還付）：発電事業者が中長期市場で電力を販売した場合、その販売量に応じた容量市場からの収入を調整する、あるいは中長期市場の決済価格から容量収入相当分を控除する仕組み。 ②入札価格への反映：容量市場で落札している電源については、中長期市場への入札価格において固定費の重複転嫁を制限するルール。 これらの調整措置が不十分なまま市場が開設されれば、小売電気事業者はコスト高を懸念して中長期市場の利用を敬遠することになりかねません。市場の流動性を確保し、制度を機能させるためにも、二重払いを回避するメカニズムの実装が求められます。ガイドライン等での緩い指針・考え方の提示ではなく、仕組みとして排除されるような市場制度設計が必要と考えます。	ご指摘いただいた容量市場との関係整理については、発電事業者による固定費の二重取り（小売事業者による固定費の二重払い）を回避するための調整を行うことを第一に、今後詳細を検討してまいります。
		・容量市場との関係において、発電事業者による固定費の二重取りを回避する仕組みを作ることは賛同します ・そもそも、中長期取引市場において、固定費を含まずに可変費のみの価格設定とすれば、そのような仕組みも不要と考えます	
		128 先渡市場やベースロード市場の検証を優先すべき 【意見内容】 ・先渡市場やベースロード市場など、複雑化する市場の検証を優先してください。 【理由】 ・新たな市場を設けて事業者の負担を増やすのではなく、市場の乱立を避け、わかりやすく利用しやすい市場環境を整備し、事業者の成熟に向けた取り組みを引き続き進めることが優先であると考えます。市場の乱立は「小売電気事業者の安定した事業実施」におけるリスクとなることをご理解ください。	ご指摘いただいた市場のうち、ベースロード市場については、中長期取引市場の創設によってその目的や役割を代替できると考えられることから、発展的解消する方向で進めることとしております。先渡市場については、週間、月間、年間商品があり、年間商品は3年前の4/1から、月間商品は受渡月の1ヶ月前から取引できるものと認識しておりますが、1年以上前に約定した取引はこれまでに存在していないと承知しています。
		129 中長期市場における取引について料金規制の緩和を検討すべき 他方、小売電気事業者には量的な供給能力確保が課されることも踏まえて、料金規制の緩和（例えば、当該市場における取引に関しては経過措置料金認可申請時の審査対象外とする）を検討すべきである。	経過措置料金の解除規程については、すでに電力・ガス取引監視等委員会において示されているものと認識していますが、経過措置料金のあり方についても今後検討を進めてまいります。
		【検討事項⑦】経過措置料金の解除に係る課題等の整理	
		130 経過措置料金は廃止すべき 今回のとりまとめにおいては、「経過措置料金の在り方についての検討を先行する」と整理されているが、経過措置料金の存在自体が小売全面自由化の趣旨に照らして課題があるとの議論もあつたとおり、早期に撤廃されるべきものである。そのため、経過措置料金の解除条件が満たされた際は速やかに解除されるよう、低圧分野における最終保障供給等の各種論点について、速やかに検討を進めていただきたい。 ・経過措置料金については、燃調上限があり、かつ、見直しには行政手続きが必要であることから硬直的な料金水準となっている等、却って健全な競争を阻害していると認識しており、速やかな解除が望ましい。 ・解除に至らない場合には、適切な制度見直しとして、燃調上限の撤廃や外生的費用変動要因（インフレ等）や現行料金制度が前提としない制度関連（GXコスト等）の柔軟な価格転嫁、さらに審査プロセスを含む規制の在り方について検討を進めていただきたい。	低圧部門の経過措置料金については、その解除の基準としては、①消費者の状況（電力自由化の認知度など）、②競争圧力（シェア5%以上の有力で独立した競争者が供給区域内に2者以上存在するかなど）、③競争的環境の持続性（電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど）という3つの観点から総合的に判断すべきこととされておりますが、現時点でこれらの基準を満たす供給区域はありません。 その上で、将来的に経過措置料金を解除する場合には、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から講じる措置等の関連する制度の検討状況を踏まえた上で、経過措置料金が実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性、低圧需要家に対するセーフティネットの在り方・必要性等について改めて検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることが課題となります。

			・電力価格の高騰時において、経過措置料金が旧一電卸電力料金水準では成立できない程の安価な料金となっていたエリアも存在し、適正な競争環境を阻害する要因にもなっていたことを踏まえると、経過措置料金は適切なタイミングで廃止することが必要と考えます ・低圧分野における自由化後9年が経過しますが、現時点、経過措置料金の解除基準を満たした実例は存在しておらず、経過措置料金が過半を占めていることを踏まえると、新しい政策目標（経過措置料金の〇〇年までの撤廃（あるいは市場シェア〇〇％未満）等）の設定、もしくは経過措置料金を除くシェアでの確認等の制度的手当てが必要と考えます	
		131	経過措置料金の解除に関する検討については標準メニューの設定、三段階料金の維持が必要	経過措置料金の解除について、まずは電力・ガス取引監視等委員会における競争状況の評価を注視しながら、特定の地域において解除基準を満たすことが明らかになった場合には、当該地域のスイッチング状況や需要家の状況を精査しつつ、農事用や公衆街路灯向けの料金メニューや三段階料金制度等についての検討を進めてまいります。
			・需要家保護の在り方等について、慎重な検討を要することから、当面は経過措置料金の在り方について先行して検討することは理解します ・今後、経過措置料金の解除に関する検討に際しては、需要家保護の観点から、標準メニューの設定、三段階料金の維持が必要と考えます	
		132	経過措置料金は大手優遇制度ではないか	経過措置料金は、電力小売全面自由化に当たり、需要家保護を図るべく激変緩和のための経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行うことが適当とされたことを踏まえ、大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐ観点から措置されたものです。
			マル7の「経過措置」とはいまだに残っている大手電力の規制料金のことです。2020年に廃止のはずだったのですが、この検討結果では「そのエリアで大手電力に対抗できる新電力が現れ、エリア内で2社が競争するという状況になったら」規制料金を廃止するとの「新見解」が示されています。これは、永遠に規制料金は廃止しないという宣言かと思います。規制料金が安いために（いまだ5割以上のシェア）、大手電力以外の新電力はそのシェアを奪えないのです。これは大手優遇制度ではないでしょうか？	
		133	経過措置料金の解除を前提とした議論を進めることは多くの問題をはらんでいる	経過措置料金の解除については、電力・ガス取引監視等委員会における競争状況の評価を注視してまいります。その上で解除の条件が満たされていることが確認された場合、当該地域の状況を精査しつつ、改めて検討を行うこととしております。
			競争環境の未成熟、需要家保護の不十分さ、再エネ普及への悪影響から、拙速な経過措置料金の解除には強い懸念「経過措置料金の解除に係る課題整理」および今後の検討方針について、以下の重大な懸念を指摘する。 ・競争環境が整っていないにもかかわらず、経過措置料金の解除を前提とした議論が進められている点である。政府自身が、2019年に策定された解除基準に照らしても、2025年時点で基準を満たす地域は一つも存在しないと明記している。スイッチング率の低迷、有力な独立競争者の不足、卸市場の流動性不足など、競争環境は依然として脆弱である。それにもかかわらず、「解除することになった場合の課題」を先行して検討する姿勢は、解除ありきの制度設計と受け取られかねず、電力小売自由化の理念である公正な競争環境の確立と矛盾する。 ・経過措置料金が果たしてきた需要家保護の役割が過小評価されている。三段階料金による低所得層の保護、農事用・街路灯など公共性の高い需要への低廉料金、燃料費調整制度の上限による急激な値上りの抑制など、経過措置料金は実質的に重要なセーフティネットとして機能してきた。これらは自由料金では代替が難しく、単純に「競争を妨げる」として廃止することは、生活インフラとしての電気料金の公共性を軽視するものである。 ・最終保障供給の実務リスクが深刻であるにもかかわらず、制度設計が不十分である点である。政府は、低圧部門で数十万・百万規模の最終保障供給が発生した場合、一般送配電事業者の現行システムでは対応困難であると明記している。これは、経過措置料金を解除した場合に大量の需要家が最終保障に流れ、供給混乱が生じる可能性を示している。しかし、委託の可否を「検討する」とするのみで、具体的な制度案や費用負担の整理が示されておらず、需要家保護の観点から極めて不十分である。 ・経過措置料金の存在が競争を妨げているという指摘がある一方で、その因果関係は明確ではない。新電力の撤退・破綻が相次いだ背景には、燃料価格高騰や市場価格の急変動、大手電力の市場支配力、卸市場の流動性不足など、より構造的な要因が存在する。経過措置料金を競争阻害要因として扱う前に、これら本質的な課題の解決が優先されるべきである。 ・外生的要因（燃料費・インフレ等）の価格転嫁を容易にする方向性が示されている点も懸念される。事業者の努力が及ばない費用変動を柔軟に価格転嫁できる仕組みを検討するとされているが、これは電力会社のリスクを需要家に転嫁する制度につながりかねない。経過措置料金の解除と組み合わせられれば、電気料金の急騰を抑える仕組みが失われ、家庭や小規模事業者への影響が極めて大きくなる。 ・経過措置料金の解除は再生可能エネルギーの普及にも悪影響を及ぼす。再エネ中心の小売事業者は、卸市場価格の高騰を直接受けやすく、経過措置解除後は大手の低コスト電源（原子力・大規模水力）と比較され、価格競争で不利になりやすい。結果として、再エネ小売事業者の撤退が進み、再エネ電力の販売チャネルが縮小する。これは、需要家が再エネメニューを選択しにくくなるだけでなく、再エネPPAの需要減少や新規再エネ投資の停滞を招き、政府が掲げる「再エネ主力電源化」とも整合しない。 以上のように、現時点で経過措置料金の解除を前提とした議論を進めることは、競争環境の未成熟、需要家保護の不十分さ、最終保障供給の実務リスク、価格転嫁の加速、そして再エネ普及の阻害など、多くの問題を孕んでいる。まずは競争環境の整備、料金制度の抜本的是正、最終保障供給の制度設計、需要家保護の枠組みの強化、再エネ小売事業者の事業継続支援といった基礎的課題の解決を優先すべきである。 経過措置料金の在り方については、需要家保護と公正な競争環境、そして再エネ普及の促進を最優先とし、拙速な解除ではなく、慎重かつ段階的な検討を行うことを強く求める。	
		134	現時点で経過措置料金の解除が妥当な状況にあると評価された地域はないことを課題として議論すべき	経過措置料金の解除については、2019年に電力・ガス取引監視等委員会が取りまとめた解除基準を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会が競争状況の評価を行っております。
			【意見内容】 ・「現時点で経過措置料金の解除が妥当な状況にあると評価された地域はない」ことを課題として認識し、創意工夫をもって競争し新たなイノベーションが生み出されるという電力システム改革の理念が十分に達成されるよう、議論してください。 【理由】 ・電力小売自由化から10年たっても経過措置料金が存続し、かつ解除される兆しが見えない現状について、【課題】として明記することが望ましいと考えます。市場メカニズムが機能しているのか、【対応の方向性】1に記載された「経過措置料金が実体的に果たした役割の是非」について検証をおこない、議論の対象にするべきです。	
		135	費用変動を機動的に経過措置料金へ反映できる仕組みを整備すべき	審議会において、経過措置料金の在り方として事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因の整理や、現行の料金制度が前提としていない制度により発生する費用等の事業者の努力の及ばない外生的な要因により発生する費用について需要家保護の観点も含めつつ、柔軟に転嫁できる仕組みの検討を進めてまいります。
			旧一般電気事業者に課せられた「供給義務」を果たす上で、必要となるコストの回収は大前提である。また、公平な競争環境の構築という観点も踏まえ、外生的な要因による費用変動を機動的に経過措置料金へ反映できる仕組み（認可手続きの迅速化や制度の柔軟な見直し）は不可欠である。具体的には、燃料費調整制度の上限の見直しや、現行の料金制度が前提としていない外生的費用（非化石証書、容量拠出金、GXコスト、インフレ等）の変動について、経過措置料金への柔軟かつ機動的な転嫁が可能となる制度の導入が必要である。 事業者の負担回避、公平な競争環境の構築のためにも、上記の検討は速やかに進められるべきであり、今後の検討の進め方や考慮すべき論点についても、スケジュール感を持ってお示しいただきたい。	
			持続的な電力システムを構築するためには、必要なコストが適正に回収できるということが極めて重要であると考えております。 経過措置料金の解除が実現するまでの間においても、燃料費やインフレといった経済環境の変化に伴う費用変動に加え、GX・ETS関連費用や高度化法に基づく非化石証書調達費用、容量拠出金などの制度措置により発生する費用変動については機動的に経過措置料金へ反映できる仕組みの導入が必要不可欠であり、小売事業者間の競争環境の歪みを拡大させないようにする観点からも、実効性のある制度措置の構築をスピード感を持って進めていただくようお願いいたします。 また、第7次エネルギー基本計画にもあるように、脱炭素化に伴うコスト負担が増加することが想定される中、国民各層がエネルギーに関する理解を深めるために、政府による積極的な理解促進活動をお願いいたします。	

		【意見内容】 経過措置料金の在り方に関する検討において、現在の仕組みが制度化された 2015 年の電気事業法改正時点では想定されていなかった。事業者の経営努力ではコントロール不可能な「外生的要因」によるコスト変動について、適切かつ迅速に料金へ転嫁できる柔軟な仕組みを構築すべきです。 具体的には、世界的なインフレによる資機材価格の高騰、人手不足に伴う人件費の上昇、および GX 推進に伴う新たな政策コスト（GX-ETS 負担金等）などが該当します。これらのコスト増分については、国民で広く負担していくべきものであり、このために原価の洗い替えも含んだ従来の認可プロセスを経ることなく、透明性のある算定式に基づいてタイムリーに料金へ反映させる仕組みが必要です。 【理由】 1. 制度設計時の前提条件の変化 経過措置料金の算定ルールは、基本的に「デフレないしは低インフレ環境」、そして「安定的なエネルギー情勢」を前提として設計されてきた側面があります。しかし、現在の経済社会環境は、制度設計当時とは大きく変化しています。 ①インフレと資機材高騰： 世界的なインフレ傾向により、電気事業に不可欠な資機材価格が高騰し、メンテナンスコストや更新投資を押し上げています。これらは、設備を保有する事業者のみならず、構造的なコストアップ要因になっています。 ②人件費上昇： 構造的な人手不足を背景に、人材確保のための人件費上昇は不可避です。従来の効率化努力では吸収困難となりつつあるものを考えます。 ③再エネ大量導入時代における対応、GX 関連の新たな政策コスト 脱炭素化に向けた、再エネ導入加速、GX 関連コストの発生など、制度改正時には予定されなかった内容、レベルの新しい対応コストが発生しています。 2. 価格転嫁の柔軟性と事業継続性の確保 とりまとめ案 P111 において、「事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）」や「現行の料金制度が予定してこなかった制度（GX-ETS 等）」について、「柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討」を進めるとされたことは、政府において問題の所在が認識されたものとして支持します。 今後導入される GX 関連コストや、上昇する人件費・物件費について、従来の硬直的な認可プロセスのみで対応しようとすれば、コスト発生と料金回収の間にタイムラグが生じ、事業者の体力を削ぐことになります。その結果、必要な設備投資、サービス品質、保安品質の維持が困難となり、安定供給に支障をきたす恐れがあります。したがって、ナショナルミニマムの議論などを意識して引き続き経過措置料金の枠組みを残すのであれば、管理不能な外生的コストをタイムリーに料金に反映させる仕組みを導入することが、持続可能な電力供給体制を維持するために不可欠です。需要家保護の観点から重要ですが、それは事業者の健全な存続があって初めて成立するものです。電気事業にとどまらず、世界の潮流、国民経済のファンダメンタルズが大きく変わり、日本全体で適応していくためには、事業制度自体も適応力が必要です。適切なコスト転嫁の仕組みこそが、中長期的な視点での需要家利益につながると考えます。	
		「GX-ETS への対応」について GX-ETS 第二フェーズの排出枠の無償割り当ての導入により、燃種別から火力平均のベンチマークへ収束していく方向性となっているため、石炭専売事業者の事業継続が困難となる可能性があることから、個別の配慮措置が必要である。	
		136 燃料費調整制度は見直すべき 燃料費調整制度は、燃料価格高騰局面で需要家保護に寄与したものの、特定事業者の負担に依存しており、自由化の下で公平性を損なう要因となっている。制度本来の目的を確認し、上限のあり方を含めた見直しをすべきである。	審議会において、経過措置料金の在り方として燃料費調整制度を含めた事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因の整理や、現行の料金制度が前提としていない制度により発生する費用等の事業者の努力の及ばない外生的な要因により発生する費用について需要家保護の観点も含めつつ、柔軟に転嫁できる仕組みの検討を進めてまいります。
		137 最終保障供給の課題についても検討すべき 【意見内容】 ・「経過措置料金の在り方」について検討を進めることは、小売競争市場の健全な発展に資することから賛同する。 ・他方、新電力シェアなど競争環境は常に進展することから、経過措置の解除基準を満たす区域が現れた場合に、そのタイミングで適切な解除判断がなされるよう、最終保障供給の実務的課題等の残論点についても、「経過措置料金の在り方」と併せ、検討を進めていただきたい。 【理由】 ・本とりまとめにおいては、「経過措置料金の解除基準を満たすことが明らかになった場合」には、「当該地域の状況」を精査することとされている。 ・一方、「需要家保護の在り方等については慎重な検討を要する」とされている通り、最終保障供給にかかる詳細等（増分コスト回収などの実務的な課題や、低圧における最終保障供給の料金水準など）は、制度全体にかかる論点として引き続き議論が必要と認識している。 ・制度設計・監視専門会合では、毎年6月ごろに経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認を行っている（参考1）が、仮に2026年6月に経過措置解除の基準を満たす区域が現れた場合、小売競争市場の健全な発展に資する観点（参考2）から、遡り無解除判断の検討※が進められるよう、制度全体に係る論点の整理は進んでいることが望ましいと考ええるため。 ※この点、旧一般ガスみなしガス小売事業者である東京ガス及び大阪ガスの経過措置解除については、2020年10月30日に解除基準を一部充足し、2021年10月1日に経過措置が解除されている。（参考3） 参考1 第10回制度設計・監視専門会合(2025.6.27)資料8経過措置料金の指定解除に係る 競争状況の確認について 参考2 ・第3回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会(2025.10.31)資料4 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGの進捗について (P24_6(3)目) 一方で、電力システム改革の検証の一環として実施したヒアリング等においては経過措置料金の存在自体が競争の妨げになっているのではないかと指摘もある。	最終保障供給については、他者に委託をできることや、実務的な課題への留意が必要という前提のもと、一般送配電事業者が担うことを確認しております。
		【意見内容】 送配電事業者収支の悪化を懸念するフレームで他の制度議論が進行中（例：需給調整市場改定、レベニューキャップ制度改定検討等）、かつ小売事業者規律強化検討の背景にも2022年の混乱期における最終保障への流入増加を挙げているにも関わらず、この論点のみ送配電事業者が引き続き最終保障を担うとする整理には合理性がない。 【理由】 意欲のある小売事業者による入札による最終保障についても並行して研究し、送配電収支の悪化回避と需要家負担軽減の両立を目指してはどうか。	
		【検討事項⑧】 電源・系統への投資に対するファイナンス	
		138 公正な競争環境が構築されるようなファイナンス支援とすべき 【意見内容】 脱炭素電源への投資促進に向けたファイナンス支援について、特定の手法(デット性資金)への支援に偏ることなく、企業が多様な資金調達手法が取れる支援制度とし、脱炭素電源の投資環境について、資金調達力も含めた公正な競争環境が構築される支援とすべきと考えます。 【理由】 大規模な電源投資に係るファイナンスについては、事業者の与信や資金調達の方針(資本政策)等も踏まえて検討されるものです。政府の信用力を活用した融資等のファイナンス円滑化の方策は、主にデット性の資金を対象にしているものと考えられます。政府の信用補完は、企業の借入れ(コーポレートファイナンス)やノンリコースのプロジェクトファイナンス組成がしやすくなるなどの利点はあるものの、日本大学の安藤委員が指摘しているとおり、資本コストが下がり適切な投資判断が損なわれる懸念や、安易な見積りによる事業計画の進行を避けるための多面的な企画／検討のインセンティブが重要であると考えます。また、デット性資金への支援は、既存の化石燃料由来の発電所をもつ大規模発電事業者(旧一般電気事業者等)が、自らの与信や資本コストを考慮せず脱炭素電源への投資がしやすくなる観点で、資金調達力を含めた公正な競争が働かなくなる懸念があります。脱炭素電源への投資拡大のための政府支援は重要である点については理解しますが、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むよう、融資等への政府の信用補完以外の方策も広く議論していただくようお願いいたします。	電力分野において、必要な供給力を確保し、電力分野の脱炭素化を実現するためには、短期間に大規模な投資を行っていくことが必要です。そうした中で、今回は、短期間に多くの資金調達が行われることで、これまで以上に資金調達が困難になるおそれが指摘されており、こうした課題に対応するため、融資制度を設けることにしました。他方で、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むことは重要であると考えており、電力分野における投資資金の円滑な調達に向けた取組を総合的に推進していく観点から、引き続き必要な検討を進めてまいります。

		139 原子力発電への融資制度はやるべき	
		【意見内容】 主に原発を意図した大規模電源の新設を支援する新たな融資制度案は導入すべきでない。 【理由】 提案されている融資制度は、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が、大規模脱炭素電源を建設しようとする事業者に対して財政融資を行うというものである。また、万ーの場合に備え一般送配電事業者から拠出金等を回収するしくみも同時につくこととなっている。対象となるのは、「50万kW以上」かつ「建設期間が10年以上」（案）の電源であり、これにあてはまるのは原発である。原発のコストは近年上昇し続け、欧米で最近建設されているものはいずれも数兆円となっており、日本においても今後物価高騰や円安によりさらに上昇する可能性がある。 https://foejapan.org/issue/staffblog/2024/10/10/staffblog-20704/ さらに、「万ーの場合に備え」として一般送配電事業者からの拠出金回収の枠組を設けている。建設コストが大幅に上昇した場合、事業者からの返済の不足分に充てられる可能性がある。これは、本来事業者が負うべきリスクを、一般送配電事業者経由で消費者が負担することになる。 ここ数年の議論で、原発建設は事業期間の長さで巨額のコスト、さらにコスト上振れ等リスクの大きさから、民間銀行の融資のみでは不十分であり、投資予見性が低いことが示されてきた。また、原発に関しては、事故のリスクや核のごみの処分など大きな問題がある上、すでに研究開発や立地地域への交付金等、莫大な国費がつぎ込まれている。 そのような事業に、国が融資してリスクを肩代わりし、さらに「一般送配電事業者からの拠出金」というかたちで消費者負担のしくみをつくることは正当性がない。	今般検討している電力広域的運営推進機関による貸付制度は、民間金融を補完し、資金調達 が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進し、電気 の安定供給に必要な供給力を確保するためのものです。 特定の電源種のみを対象とするのではなく、安定供給と脱炭素化の両立に資する電源を対 象とすることを想定しており、こうした観点から、具体的な支援対象は今後詳細を検討してい きます。 なお、今回の貸付制度は、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協 調して貸付けを行うものであり、貸付先の電気事業者に対し、適切な期間での返済を求めるも のです。また、基本的には、貸付けに当たっては、電気事業者から民間金融機関と同等の水準 の金利を徴収し、それを電力広域的運営推進機関において償立てることにより、財政融資資金 を国に確実に返済させることを担保する仕組みを検討しています。加えて、万が一の場合に備 え、一般送配電事業者からの拠出金等によって貸付け原資を回収することも検討しています が、これは上述の対応を行ってなお貸し倒れが発生する限定的な場合に備えた仕組みであり、 今回の融資制度の導入によって直ちに電気料金上がる性質のものとは考えておりません。な お、今後の電力需要増加に見合った脱炭素電源を十分確保できるかは我が国の経済成長や産業 競争力を左右するものであり、今般の貸付制度による電源・送電線の投資の迅速化は、そうし た需要家ニーズに迅速に対応するものであり、その効果は需要家全体に利益するものと考えて おります。
		「特定社会基盤事業者」の対象となる事業者の要件（50万kW以上の発電設備を有すること）を基本としているが、急速 に普及しつつある蓄電所は、日本の様な狭い立地条件では50万kW以下が主流であり、50万kW以上かつ投資期間10年 以上の設備は事実上「原子力発電所」に絞られる。 しかしながら、原発は、現在の「安全」レベルは、100%でない、世界水準でない、核のごみが処分できない、という ものであり、長期戦略どころか短期的に採用出来ない。依って、原発依存度は直ちにゼロとすべきであり、融資対象から は排除すべきである。 【理由－1】 「原子力規制委員会の専門的な判断に委ね」としているが、当委員会自身が「安全を保证するものではない、稼働するか しないかは政治的に判断される」とかねて公言しており、社会的信頼を獲得出来ていないのが現状である。 【理由－2】 「世界で最も厳しい水準の(新)規制基準に適合」が最終判断としているが、技術面で世界の最高レベルは日本のそれを上 回っており、社会的信頼を獲得出来ていないのが現状である。 （説明－1） 新規規制基準は福島原発事故を踏まえ、それまで事業者の自主的整備に任されていた過酷事故対策が初めて規制の対象にな り、代替電源設備、代替注水設備、フィルター付格納容器ベント設備、水素燃焼設備などの設置が要求されている。しか しながら、世界に目を向けると、スリーマイル(1979年)及びチェルノブイリ(1986年)原発の事故を踏まえ200 4年に既に新設計が確立され、現在仏1基、フィンランド1基、中国2基が建設中である。その内容は（1）安全上重要 な系統設備が独立4系統(日本は2系統)、（2）コアキャッチャー(圧力容器外に流出した溶融炉心を格納容器内に貯留 する設備)の設置(日本要求なし)、（3）格納容器熱除去設備(コアキャッチャーを水で循環冷却する機能と原子炉を水櫃 に出来る機能を併せ持ち、溶融炉心を長期冷却する設備)の設置(日本要求なし)、（4）頑健な原子炉格納容器(大型商用 航空機衝突に耐えるべく、設計圧力を高めた二重構造の格納容器)の設置(日本要求なし)となっている。依って規制基準は 「世界最高水準」と公言することは欺瞞・詐欺に値する。世界から安全文化のない野蛮な国と評価される最大のポイント である。ここで留意すべきは、これらの最先端技術を備えたとしても、その有効性の実証は十分にされてはならず、過 酷事故による放射線災害のリスクがあることに変わりはない。 （説明－2） 日本は地震大国・津波大国であり、他国を上回る厳しい立地条件を抱えており、仮に他国並みの「世界最高水準」の規 制基準であっても安全ではない。 （説明－3） そもそも福島原発事故の原因解明がまだ途上であり、新規規制基準は原因が明らかになった上で作成すべきである。 公の福島原発事故調査委員会としての国会事故調・政府事故調の「報告書」において双方共「原因調査を続けることの必 要性」を勧告している。しかるに、その後両委員会は解散し、何らの専門調査機関も設立されず、東電・政府(原子力規 制委員会)は「今回の事故は(想定外の)巨大津波が原因であり、地震は要因と成っていない」との強引な結論を吹聴し、 新規規制基準もその線に沿って作成されている。確かに東電サイドは廃炉推進の為もあり、様々なロボット等に依り原子炉 内部の様子を窺うことに努めているが、部分的にしか成功せず一向に見通しが立たない状況である。今後の客観的・科学 的事故調査体制を確立すべく、公正・透明性を担保する第三者機関を設立し、事故原因解明を最優先とするべきである。 新規規制基準作成及び原発再稼働審査は原因解明完了をもって検討すべき事項である。 【理由－3】 「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合」が最終判断としているが、世界的に審査対象内が多い「避難計画」が日本で は審査対象外と成っており、社会的信頼を獲得出来ていないのが現状である。 （説明－1） 「避難計画」は、過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第5層：放射性物質の環境への大規模な放出に 対する防災対策」として最も重要であり、「原発の安全性」を確保する為、審査の対象とすべきである。 原子力規制委員会(以下、委員会)は、以下の理由により防災計画(「避難計画」)作成を指導・助言し審査する責任があ る。	
		安全性の確保の難しい原発への融資は公的資金の融資をすべきではない。脱炭素の取り組みを進めるためにも再生可能エ ネルギーへの融資をおこなうべき。	
		改革と銘打っているものの実態は原子力発電の赤字を国民の税金で穴埋めしていく制度とお見受けします。 民間金融機関が融資できないような電気事業とは原子力発電くらいしかなく、電力広域的運営推進機関でも賄いきれない ので財政融資(国の借金)と。 原子力発電所を一基建てれば一兆円規模であり、それを寿命まで稼働させても赤字になるという破綻したエネルギー政策 はもはや転換の時期でしょう。 無理やり推し進めても、表側では電気代高騰、裏側に回しても国の借金、増税であり原発＝安全に就いて原発＝安いも破 綻するだけです。 日本の未来のため、原子力発電にはびた一文出さない融資スキームへ舵を切って頂きたいです。	
		まず、このようなスライドだけで、すぐに理解できないようなタイトルをつける一定の方向へ、しかも国民生活にとつ て重大な案件に対し、パブリックコメントを求める政府の欺瞞性に不快感を感じます。中味は原発資金調達の資金スキ ームと見ました。 このWG自体のメンバーに疑いをもってしますし、電力システム制度設計案に反対します。 理由は経済合理性がない原発施設を作る為に投資対象資格がない案件に国が関与して資金調達をするスキームであるが、 ここをしっかりと明確にせず、逃げている。嘘つき政府としかいようがない。もし電力会社が返済できない場合は拠出金 等で補填とあるが、これは国民負担に繋がる料金と判断する。国会で幅広く議論し、信任をうけるべき案件で、このよ うな御用メンバーだけが集まってこそこそ決める案件ではない。	
		原子力は、危険を伴い、廃棄処分も出ていません。その原子力に、国が融資をするようなシステムは、反対します。再 生可能エネルギーに、投資をすべきだと思います。	

		電気事業者が新設するために資金を民間で調達できないのは、あきらかに原子力が経済性がないからで、なぜそれを国が財政融資として国債を発行するのか理由がわかりません。さらに物価があがり、電気代もあがり国民の生活を圧迫することになります。 また、「拠出金等」とは何を意味しているのでしょうか？ 資料内にある「50万kW以上の発電設備、10年以上の投資期間」とは原子力発電所のことですね。原発と記載しないので分りにくくしている意図的なものを感じます。 中部電力の浜岡原子力発電所の地震の資料が捏造されていたという、意図的なデータ不正という大問題がおきました。福島事故があったにも関わらず、原子力事業者が平気で嘘をつくという原子力安全の構造的欠陥がまた明らかになりました。 原子力事業者としてのガバナンスが圧倒的に不足しているのに、私達国民がその資金を送電線使用料とかに含ませて援助する形にされるのは、全く同意できません。
		福島第一原発事故のような事故を起こしうる、原発の稼働推進につながるこの制度には断固反対します。 ただし、財政投融資の使途を、全国各地の原発の廃炉作業、復興支援のみに使用するのであれば検討してもいいと思います。
		増え続け、安全管理体制が全くない使用済み核燃料という負の遺産だけではなく、すべての電気使用者への負担増に直結する「原発への融資」は全て即時禁止にすべきです！
		原発への融資制度に反対します。 具体的な説明のないまま、国からオクトへの融資が提案されています。 P120には「電力広域的運営推進機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万一の場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設ける」とあります。 つまりは万が一融資の返済が焦げ付いたら、一般送配電事業者が負担する仕組みをつくるということですか？ 融資の返済が焦げ付いた場合の救済措置を原発が嫌で再エネ中心の電力会社に乗りにかえた消費者がなぜ負担しないといけないのか理解できません。 融資制度に反対します！
		原発新増設に公費を投入することに強く反対します。 子ども脱被ばく裁判に関わって、内部被ばくが認められないのは、好きな時に好きな場所で核兵器が使えなくなるからだと学んだ。 戦争後にも被害が残る兵器、例えば生物化学兵器は使えない。つまり、核による内部被ばくを認めてしまうと、戦争後も被害が残る兵器として核兵器が使えなくなる恐れがあるからだ。 これから向かうべきは、再エネに大きく舵を切る社会である。 再エネの利用を増やせば、海外の化石燃料依存と輸入コストを下げ、自給率を高め、地政学的リスクを低減し、エネルギー安全保障を確保することに大きく貢献する。また、国内で経済が循環する地域経済循環を育むことにもなる。 エネルギー基本計画で整えるべきは、高い再エネ目標を掲げ、エネルギー転換を大きく進める政治的意思を示すこと、再エネ普及と移行を速やかに進めるための制度障壁を取り除くこと、そして、再エネを最大限に使う柔軟性の高いシステムと市場を構築することである。 原発新増設に公費を投入することに強く反対します。
		【意見内容】 今回出されている3つの案に共通して書かれているのは、「電源・系統への投資に対する公的ファイナンス」などの項目での原発を意図した新たな融資制度です。これは明らかに原発優遇の融資制度で、原発新設を国の借金や消費者の電気代で支えるものです。本来、発電事業者自身や投資家が負うべきコストやリスクを消費者に広く負わせるものであり、許されません。私たちは新たな融資制度導入に強く反対します。 【理由】 政府は、2040年、2050年に向けて原発を維持するために、原発の新規建設をなんとか進めようとしています。ところが原発の新設のコストは上昇し続け、すでに数兆円となっています。電力会社は、民間企業だけでその莫大な投資を負担することは難しいとして、新たな支援のしくみを政府に求めていました。これまでも、原発も含めて電源の新設を促すことを意図したしくみはありましたが、いずれも原発新設に十分なものではありませんでした。現在日本国内にある原発は33基ですが、これらはすべて運転期間30年を超過しています。仮に60年運転するとしても、2050年には大部分が廃炉となります。容量市場や長期脱炭素電源オークションなど長期脱炭素電源オークションは、当初原発の新設も意図されましたが、発電開始後までお金を受け取ることができないため、建設期間が10年以上の長期にわたる原発新設には十分ではなく、大手電力会社などは建設期間中からお金を受け取れるしくみを求めていました 2025年12月、経済産業省は新たな融資制度の案を示し、2026年の通常国会にかけようとしています。案では、全国の電力の需給調整などを行う経済産業省の機関（電力広域的運営推進機関：OCCTO）が、事業者に融資を行います。返済が滞った場合のために、すべての小売電気事業者からお金を集めるしくみをつくります。これが曲者です。間接的にその負担をするのは消費者です。消費者が負担をさせられるということは、通常の電気代に乗せられる、つまり、電気代が上がることになるのです。対象となるのは、「50万kW以上」「建設期間が10年以上」（案）の大規模脱炭素電源であり、あてはまるのは原発しかありません。 日本列島が地震列島であることを忘れてはなりません。日本は、地球上で地震が起きやすい場所に位置しています。世界でもめずらしい4つものプレートが集まる地点にあるのです。2001年～2025年の地震回数（すべての震度）は6万6086回です。最大震度6強以上は、2011年3月11日に東北地方太平洋沖地震（震度7）、3月12日に新潟県中越地震（震度6強）、3月15日に静岡県東部地震（震度6強）、11年4月7日に宮城県沖地震（震度6強）からはじまり、最大震度6強以上は16件、うち震度7は5件もあります。2011年～2020年でみるとマグニチュード6.0以上の地震は、全世界の17.9％が日本周辺で発生しているのです。 あの東京電力福島第一原発の過酷事故により、どれだけの国富が失われたかを忘れてはなりません。事故はまだ終わっていないのです。2024年1月1日の能登半島沖地震は、地元住民の粘り強い反対運動により2003年12月に計画が凍結された「珠洲原発がもし稼働していたら」、「もし志賀原発が再稼働していたら」、と「もしも」を考えてしまいます。日本はともて地震の多い国です。地震大国日本で、安心して暮らすために、持続可能な未来を見すえたエネルギーを選択する必要があります。原子力がその答えでないことはすでに明らかです。気候変動に拍車がかかり、化石燃料への依存を一刻も早く止めることが求められている今、火力発電に頼ったエネルギー政策もまた正しい選択ではありません。安定供給を確保しながら、より安全に、コストも抑えられるエネルギーの生産・供給方法はすでに存在しています。世界各地で進む事例を参考にし、日本においても、快適性や効率をあげるかたちでの省エネ、そして災害時に柔軟に対応でき、地域や自然と調和するかたちでの再生可能エネルギー導入を選びとる、その時がきています。新しい融資制度案はまさに原発を支える「打ち出の小槌」になります。政府には、真に国民の利益を守る方針を再考し、エネルギー・電力政策を見直すことを求めます。

		私は、本制度で示されている原子力発電所の新設・再稼働を前提とした融資支援スキームに強く反対します。 本制度の「資金調達（融資スキーム）」においては、 ・長期脱炭素電源オークションの落札案件 ・投資適格先との長期PPA など、投資回収の予見性を担保する条件が設定されていますが、それ自身が、新規原発への投資回収が市場原理の下では極めて困難であることを政府自身が認めている証左だと考えます。 特に重大な問題は、「万一の場合」に備えた措置として、一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組みを設けると明記している点です。 これは、融資の返済が滞った場合に、一般送配電事業者を通じて費用を回収すること、すなわち託送料金への上乗せを意味します。 福島第一原発事故の賠償費用の一般負担金や、廃炉円滑化負担金と同様、原発を利用していない消費者、原発を避けて再生可能エネルギー中心の新電力を選択した利用者を含め、すべての電力消費者に原発関連費用を負担させる仕組みです。 原子力事業は、本来、事業者自身がリスクと責任を負うべき産業です。それにもかかわらず、新規原発建設という極めてリスクの高い投資について、 ・市場で成立しない投資回収を制度で保証し ・最終的には電気料金という形で全国民に負担を転嫁する という構造は、受益と負担の関係を著しく歪めるものです。 この制度は、「脱炭素」や「安定供給」を名目としながら、実態としては、原子力産業を延命させるために、電力消費者全体を事実上の保険加入者にする仕組みにほかなりません。市場原理を歪めてまでがつりくのであれば、それは国民のためではなく、国のための原子力産業であり、まことに手前勝手としか言いようがありません。しかも、その負担は電気料金という不可避の形で徴収され、国民が選択する余地はありません。 政府が進めるべきは、 ・リスクを社会化する原発新設支援ではなく ・再生可能エネルギー、省エネルギー、分散型電源への優先的投資 ・地域主導・需要側対策を含む、持続可能で透明性のあるエネルギー政策 であるはずです。 以上の理由から、本原発支援融資制度、一般送配電事業者を通じて費用回収を行う仕組みについて、撤回または抜本的見直しを強く求めます。
		「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ(案)」について、意見を申し上げます。 123ページ<融資制度スキームのイメージ図>によると、国が電力広域的運営推進機関を経由して電気事業者に資金を融資できる図になっている。 これでは原発新設が可能となってしまう。 原発は経済的に成り立たない発電方式であることは明らかになっており、貸したお金が返って来ないことが容易に予見される。 そして返済が難しいときは、拠出金等で穴埋めできる図になっている。 拠出金(つまり電気料金)や税金で電気事業者にお金を返すのは、やめていただきたい。 原発のために融資するのはお金をドブに捨てるようなもので、絶対に貸してはいけません。 つまり「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計」には、とんでもない問題がありますので、貸与条件に「原発を除く」と明記されることを強く希望します。
		このように電源と系統を一緒に考えることはやめてほしいです。GXのときもなんでこうごちゃ混ぜにするんだろうと思いました。原発や火力発電への優遇策を混ぜ込むのはやめてほしいです。 私は東日本の震災後のような計画停電があっても受容しますが、核のゴミの処分仕方でも決まっていないのに、核のゴミを次々出す原発の再稼働や新設は受容できません。 核のゴミを残され、そのうえそのゴミを生み出す原発（50万KW以上の発電設備・10年の融資期間の対象に相当する）のための借金の返済を残される次世代に申し訳がありません。 また民間から十分な融資が受けられないような事業というのは、儲かる見込みがない事業なのだと思います。ただでさえ国債が山ほど発行されてしまっとうなってしまうのか心配な今、儲かりそうもないことに財政投融资などしてはいけません。 120ページに「一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組みを設ける」とありますが、電気代で電線の使用料以外に上乗せして徴収するのはやめてほしいです。割引とかがなくてちょっとお高くなっても再生可能エネルギーを選択している消費者の選択の自由を損ないます。人権にかかわります。原発の借金を上乗せされたらひどく傷つけられた気持ちになります。
		このパブリックコメントの募集にかけられているのは、事実上の原発新設を支援する融資制度についてである。一般の人々にとって電気代の上昇の可能性を含んだ非常に重要な 이슈であるにも関わらず、膨大な資料で（おそらく意図的に）わかりにくくなっていることに、抗議の意思を表明する。 1. 「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ（案）」の120ページに、 【融資先からの返済を一定程度確実なものとするため、電源については、長期脱炭素電源オークションの落札案件、投資適格である契約先との長期PPA案件等の、投資回収の予見性が担保されている案件を対象とするよう要件を設定する また、例えば、融資業務に充てるため電力広域的運営推進機関に国からの財政措置を行う 電力広域的運営推進機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万一の場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設ける】 とある。 「安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組」の 「一般送配電事業者から拠出金等を回収する」は間接的な表現だが、託送料金に上乗せする、私たち消費者から回収することだ。 このわかりにくい、膨大な量の、意見をいにくいパブリックコメントの形態な中にこんな私達の生活に直結する「約束事」を、後から文句をいえないように隠すとは、相変わらずやり方が卑怯である。これが本当の意味での「ラストリゾート」＝「最後の手段」＝自殺行為」にならない（既になりかけているが）ことを切に願う。
		どこのどのページがどう、とか、細部を指摘する以前の、国の認識や政策が根本的に間違っている、という問題なので、ざっくりと書きます。 本来、電力事業者の営利事業である発電事業に対し、この物価高騰や福祉分野への予算削減による個人負担の増加で国民の多数が苦しい中、国が大々的に税金を投入して公的融資を行うということに納得がいきません。それも明らかに投資額の大きな原子力を支援する目的であることは明白。 しかもそのことによって、投機家や大口株主のみが利益を得ること、国の規制機関による監督責任が果たされず、2011年3月11日に東京電力が起こした福島第一原子力発電所がまだ完全な事故収束に至らず、廃炉見込みも立たず、環境汚染は続いており、被害者は適切な救済や賠償を得られず、東京電力も国も責任を取っていない中、また新たに税金を投入してまで原子力を支援しようとするのは、国民に対する責任でしかありません。 やめてください。
		3) 電源への投資に対する公的ファイナンスの整備の案は、原発新設を国の借金や消費者の電気代で支えるものにほかならない。発電事業者や投資家が負うべきコストやリスクを消費者に広く負わせるものであり、許されない。導入に強く反対する。
		2. 國府の信用力を活用した原子力への投資介入について とりまとめ案では、脱炭素電源への大規模投資を支援するため、政府の信用力を活用した新たな融資制度の対象に「原子力」を明記している。しかし、日本初の商業用原発である東海発電所が営業運転を開始したのは1966年である（URL：https://www.japc.co.jp/company/history.html）。導入から約60年が経過し、成熟しているはずの産業が、未だに民間金融のみではリスクを取り切れず政府の信用補完を必要とする事態は、市場原理に照らして極めて不自然である。自由化された市場において、特定のリスクの高い電源にのみ公的信用補完や政府融資等の支援を行うことは、公正な市場競争を歪め、電力システム改革の趣旨を根本から損なう行為である。

			実質的に原子力に対する際限のないファイナンス案は撤回すべき 「電源・系統への投資に対するファイナンス」に関する方針は、脱炭素化と安定供給の両立を目的とするものの、制度設計の方向性には重大な懸念がある。特に、日本では今後大規模水力の新規開発がほぼ見込めないことから、本制度が実質的に「原子力を中心とした大規模電源への公的支援スキーム」として機能する可能性が高い点は看過できない。 ・政府の信用力を活用した融資制度は、事実上、電力会社の大規模投資リスクを国民に肩代わりさせる仕組みとなりかねない。大規模電源や大規模系統投資は、費用超過・工期遅延・需要変動などのリスクが大きいが、これらを公的融資で支えることは、民間の投資判断の失敗を国民負担に転嫁する構造を生む。特に原子力は、建設期間の長期化やコスト高騰が顕著であり、公的資金による支援は慎重であるべきである。 ・融資対象が「一定規模以上の電源」「長期脱炭素電源オークション対象電源」などに限定されている点は、大規模集中型電源を優遇し、分散型再エネを排除する制度設計となっている。日本では大規模水力の新設はほぼ不可能であるため、実質的に原子力が主対象となる。一方で、地域分散型の再エネや需要家側リソース（蓄電池・DR等）は制度の対象外となり、再エネ主力化の方向性と逆行する。 ・融資制度の実施主体として電力広域的運営推進機関（OCCTO）を位置づける点は、制度の中立性・透明性の観点から重大な懸念がある。OCCTOは電気事業法に基づく認可法人として設立されているが、その職員の多くが旧一般電気事業者からの出向者で構成されており、実務部門においては特に大手電力出身者が多数を占めることが広く指摘されている。こうした構造の下で、投資判断・融資判断・返済確保といった極めて重要な権限をOCCTOに集中させることは、利害関係の偏りや透明性の欠如を招くおそれがある。制度の公平性を担保するためには、OCCTOのガバナンス強化や人事構成の見直し、中立性確保のための仕組みが不可欠である。 ・返済確保の仕組みとして、リスクプレミアム徴収、一般送配電事業者からの拠出金、国からの財政措置などが示されているが、これらは最終的に託送料金や税金を通じて国民負担に転嫁される。大規模投資が短期間に集中すれば、託送料金の上昇や電気料金の高騰を招き、家庭や中小企業への影響が大きくなる。GXの名の下に電気料金が上昇する構造を制度化すべきではない。 ・系統整備の遅れや接続制約といった再エネ普及のボトルネックは、本来、制度改革や運用改善によって解決すべき問題であるにもかかわらず、金融支援の拡大が優先されている点も問題である。資金供給だけでは、接続検討の遅延、ノンファーム運用の限界、既存電源の優先接続などの構造的課題は解決しない。金融支援を拡大する前に、制度的・運用的な改革を優先すべきである。 ・「脱炭素電源」という概念が曖昧であり、実質的に原子力を中心とした支援に偏る懸念がある。原子力はCO2排出が少ない一方で、建設リスク・事故リスク・バックエンド費用など、再エネとは異質のリスクを抱える。これを再エネと同列に扱い、公的融資の対象とすることは、再エネ主力化政策との整合性を欠く。また、長期脱炭素電源オークションの対象電源を融資制度の対象として参考にするとするが、LNG火力新設や水素アンモニア火力が明確に排除されていない。 以上の理由から、本制度案は、大規模電源偏重・原子力優遇・国民負担の増大・再エネ分散型電源の排除・OCCTOの中立性欠如といった重大な問題を孕んでおり、現状のまま導入すべきではない。むしろ、 -再エネ分散型電源への公平な支援 -国民負担の抑制 -OCCTOのガバナンス強化と中立性確保 -東京電力福島第一原子力発電所事故の反省に立った原子力政策の見直し -系統整備の制度改革の優先 といった前提条件を整備することが先決である。
			原子力発電所の新増設を想定した大規模電源を支援する新たな融資制度は、電力システム改革に逆行するものであり認められない。 災害の多い日本列島において、電力システムの安全、安定、復旧力を考えた時に、危険で大規模電源であり、復旧も容易でない原子力発電所を選択することはできない。大規模電源に頼ることのない地域分散型再エネ中心の電力ネットワークを構築すべきである。
			これらの文書で新設が提起されている電源への資金調達支援制度は、国民に不当にリスクを負わせるもので正当性はありません。 文書1の119ページに記された「融資対象」となる「発電設備」の要件は、「50万kW以上」の「脱炭素電源」との記述から、明らかに（それと明示しないまま）原子力発電（以下、「原発」）を指していると考えられます。 原発は再エネと比べ、非常にコストの高い電源であり、諸外国では建設コストだけで2~数兆円に達しています。日本では、この建設コストが安く見積もられていますが、一方で原子力関連施設は必ずと言っていいほど、建設が当初の予定より長期化・高コスト化しています。民間の資金調達制度でカバーしきれない、リスクの高い電源を、わざわざ国費で延命させても、安全性の観点から、建てた原発が十分に稼働できるかは不透明です。支援を大規模電源に限ることを示す文言は削除すべきです。 また、同文書120ページにざらりと書いてある「財政融資を活用した資金調達手段」とは、「財投債」という名の国債を、この新しい融資制度に用いることを分りにくい形で示しています。この書き方自体に狡猾さの印象を禁じ得ず、今後は多くの国民に、より分かりやすい情報開示を心掛けて載せたいところです。 話を本筋に戻しますが、焦げ付く危険性が目に見えている事業に、わざわざ国債を発行して資金注入をしたところで、原発という事業の「投資予見性」は向上しません。それは、放射性物質を大量に扱う原発という電源の特性から来る本質的なリスク性から来るものです。そのような事業に対し、既に国は「脱炭素電源オークション」のしくみを作り、えこひいき的延命措置を施しています。これ以上の原発支援制度の新設は、減るべき事業の不自然な延命により、国民の負担を長引かせるもので賢明とは言えません。 また、同文書・同ページにある「万一の場合に備え（中略）一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設ける」とは、原発事業者に上のような無理な投資をした挙句、償還できなかった不足分については送配電事業者からの拠出金の形で賄うという意図を意味し、それはすなわち、その焦げ付き分負担は託送料金の形で広く国民に転嫁することを指しています。このような事業者の無責任を助長する資金調達支援の制度には正当性はありません。 また、電力広域的運営推進機関は、電力需要見通しの過大評価の常習犯であり、電源への融資判断をこのような機関に任せるのは不適切と考えられます。 DXにより電力需要が増えるといっても、データセンター等による電力需要は全体の2~数%にとどまるとの試算も聞きます。データセンターの敷地内または近接地に、需要に見合う再エネのプラントと蓄電設備を設ける方が、今後の需給構造として望ましいと考えられます。
			●政府の信用力を用いて、「脱炭素・安定供給」の名目で、原子力発電・核融合発電への融資を行ったり、民間の融資を誘導することに反対します。そのような政策は実施しないで下さい。
			本提案は、実質的には国が肩代わりし、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が、大規模脱炭素電源を建設する事業者に対して融資を行うものである。また、事業者の返済が滞った場合に備え、最終的には電力消費者から（一般送配電事業者から拠出金という形で）を回収する仕組みも作ることになっている。対象電源は事実上、原発のみであると思われる。 近年、原発の建設コストは数兆円規模まで上昇し続けており、このような事業に対して、新たな融資制度を創設する事は経済合理性上、重大な疑義がある。また、福島原発事故の処理さえ終えられない状況下で、このような制度を作った上で、強引に原発の新増設を企図する事は、事故から得た教訓を蔑ろにするものと言わざるを得ない。
			電気事業者が軽率省とあらかじめ話しあって事業を確認だけで定めるとは不透明で公正さに欠けるのではないか。国債で大型の新規事業を賄い、電気料に上せし国民に負担させることが拠出金というならばよく議論を尽くすべきではないか。物価の上昇を招くし電気代があがりそうだ。原発の事だとはっきり言うべきだ。自立できない事業をやる余裕はないのではないか。数兆円もかりそうな安全性の無い原発に未来を託すよりも再エネ設備にお金をかける方が現実的で安上がりだ。ライフサイクルでいうとCO2削減対策にもならず、温暖化対策にも間に合わない。

		【意見内容】 原発を基幹的な系統とすると、〔原発に勢津が融資を支援する〕ことになる。原発は大量の核のゴミ、放射性廃棄物を出し続け、維持管理にもコストがかかる。さらに事故のリスクは増すばかりで、とても融資の対象となるものではないと考える。原発を融資の対象としないで下さい。 【理由】 原子力に公的融資をすることは、コストでもリスクでも人々に取り返しのつかない負担をおしつけることとなる。既存の50基以上の原発に加えて、新增設もすれば、それらはどれも全て老朽化して（最悪の事故を起こさなかったと仮定しても）どれも早晚私たちをおびやかすものとなる。原発に公的融資をすることはやめ廃炉と省エネと自然エネルギーへのシフトに全力で取り組むべきと考える。	
		ここでの融資制度は、OCCTOが財政融資を行い、融資不能の場合には一般送配電事業者から謎の拠出金を回収する仕組みを作るもの。対象とされている条件が、ほぼ原発のみが当てはまる条件がつけられている。 その条件が経済や環境、安全面で合理的な条件であるなら疑問は無いんですけど、「建設機関が10年以上」と言うのは大変非合理的な条件だ。短期間で、建設及び建設後のコストも安く済み、燃料調達量や金額面の心配がない方法を最優先に選択するのが、様々な面での安全保障になる。 民間金融機関は融資を断るほど、懸念に対して多くのコストがかかり、10年以上先に実現するかもしれない発電事業をなぜ特別扱いするのか？融資と言うのは、結局は国民が拠出したお金だ。 合理的でも公平でもない方法に、国債を発行したり、電力事業者の料金に上乗せしたりして融資するのは不当だ。 「拠出金」と言うのは何なのか、案を見て、明確に言わないし、意見募集の案として大変不誠実だ。 この案は抜本的に0から作り替えることを求めます。その会議には、原子力や核融合だけでなく、日本にポテンシャルがあると言われる地熱や風力水力、また蓄電システムなど、様々な発電に関する有識者を半数以上に加え、福島で実際に原発災害を被った市民も加えるべきである。	
		3、本WGにおける検討結果の詳細 （4）共通する課題 検討事項8 「電源・系統への投資に対するファイナンス」を見ると「安定供給を大前提に脱炭素化を進めるためには、長期にわたり、再エネや原子力といった脱炭素電源や系統への大規模な投資が継続的に行われる必要」があるとあるが、119ページ 融資対象のイメージを見ると、電源については、安定供給の確保という観点からは、「特定社会基盤事業者」の対象となる事業者の要件（50万キロワット以上の発電設備を有すること）等を参考にしつつ、一定の出力規模以上の設備への投資を制度の対象にすることを基本とすることから、このファイナンスの対象として主に原子力発電が想定されていることが分かる。原子力発電の新増設には建設費だけで1兆円から3兆円がかかるといわれており、今後建設費はいっそう膨らんでいることが見込まれる。そのため原子力発電所の新増設のために民間の金融機関からの融資を見込むことがむずかしくなっているのが現状である。提示資料によれば、新たな融資制度については、電力広域的運営推進機関が担い、今後、融資スキームを具体化していくに当たり、財政融資を活用した資金調達手段を検討する、とある。つまり融資スキームを動かすにあたり国債を発行することによって諦める。経済的には立ち行かなくなっている原子力発電所を国が借金をして新増設させるということになる。そのうえ、電力会社が融資を受け、それを返済することができなかったときに借え、一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設ける、ということのようである。つまり、原子力発電所の新増設に対し、国が借金をしてお金を貸してやり、電力会社が返済できないときは、原子力発電所を持たない小売業者を利用している全国民のお金で補填しようということなのだろうか。しかも、融資額については、例えば、総融資額の3割程度など、一定の上限を設けることとするとしながら、投資金額が特に巨額となるようなプロジェクトファイナンス案件等については、案件ごとの特性に応じ、柔軟な上限設定をする必要があるとし、民間金融で賄いきれない、長期かつ大規模な投資資金を補完し、電気事業者が必要なタイミングまでに必要な投資を行えるようにする、としている。 このような国によるまがるかえ、全国民の懐をあてにした原子力発電所の新増設を可能にする融資スキームは、あまりに電力会社と原発関連業界の利益のみを保護し、国民生を蔑ろにしたものである。このように無理に原子力発電を保護することは、けっして国の未来を明るくしない。 また、このように国民の生活に大きな影響を与えることがらのパブリックコメントを年末から1月下旬という時期に行ったこと、説明資料がパワーポイントのみで、国民に理解してもらい、判断してもらおうという姿勢の全く見られないことに抗議する。	
		OC CD Oが融資する発電事業者の対象条件が、10年以上と長く、なぜそんな不合理な条件に対して融資するのか疑問。いくつかの条件に当てはまるのは、原子力発電のみと思われる。 原子力発電の建設は、近年の海外事例を見ても、非常に高騰していて、昔の実績や想定での金額では建設できない。日本においても、洋上風力発電や様々な建築物において、資金労賃ともに高騰していて、計画断念する例が多数出ている。 よって、原子力発電も想定よりも高くなる資金と工期がかかることが見込まれる。 また、放射性廃棄物の処分方法も、いまだに解決していない見通しも立っていない。 わざわざ融資するのであれば、短期間で実施でき、建築費用も、その後の費用も燃料費用も安く済み、安全、持続可能なエネルギー方法に融資すべきである。 建設期間は不明だが、洋上風力発電や地熱発電などの方が、基本的な燃料はないため、稼働後の費用は明らかに安い。メンテナンスや送電などはあるが、それは原子力発電も同様にかかる。 また、海外では、蓄電システムの発展が著しい。日本ではなぜかそれが知らされていない。公的な融資システムを作れば、経済、安全環境面で大変合理性のある条件設定にすべきである。今回の案に比べれば、三菱商事がやめた。洋上風力発電に融資した方が国民も納得がいくと思う。原子力ありきで決めないことを求めます。 原子力発電産業の維持が、原子力兵器を持つ準備であると、国内外から懸念がある。そういった懸念を招く事は、何のメリットもない。外国に対する威嚇と言う思いがあるのかもしれませんが、国際情勢を不安定にする。 やめていただきたい。お願いします。	
		ここから判断できるのは、112頁からの（4）共通する課題 が最も主張したい事柄と受け取りました。内容から受け取れることは、福島第一原子力発電所の過酷事故による廃炉作業はじめ、原子力発電所維持への費用が、事業者で賄えないことへの支援が本質の、システム改革を検討していると解釈しました。 その点では、これ以上国民に対して将来にわたり債務することになる可能性が大きい原子力発電事業に費やされる融資が、含まれる懸念があり、この融資案には賛成できません。殊に、このような曖昧な表現の多い報告案では承知できません。共通の課題という表現では、原子力発電事業が含まれること、廃炉事業が含まれることが懸念されるので、課題としてそれらも対象として検討内容に含むのであれば、賛成できません。	
		電力システム改革の119ページに、融資の対象となるのは50万KW以上の発電設備を有する事業者で、原則10年以上の投資期間を有する案件、とある。 そのような発電設備は、原子力発電所だけには限りはしないか。 また120ページには、万一の場合に借え一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組みを設けるとなっている。 安全性や核のごみのことなど、大きな問題がある原発に国が融資して、さらに消費者に負担を強いることになる仕組みづくりには反対です。	
		【意見内容】 ・原子力発電を再エネと同様の「脱炭素電源」に位置付け、「大規模な投資が継続的に行われる」ことに反対します。 【理由】 ・原発は衰退産業であり、世界のグローバル企業はサプライチェーンへの脱炭素を求めており、日本の産業や経済にとっても再生可能エネルギーによる脱炭素化は必須です。 ・食とエネルギーの自給は「国民のいのちを守る」安全保障の観点からも大変重要であり、自給できるエネルギーは再生可能エネルギーしかありません。	
		140 電力広域的運営推進機関からの融資・託送料金による資金回収をすべきでない	
		今回のパブコメに示された融資スキームについて 国は電力広域的運営推進機関(オクト)を通して電気事業者に原発の建設などの融資を行うとしています。(オクト)には拠出金等と称する別の融資も用意されていて、拠出金には、私たちが支払っている電気料金のなかの送電線使用料が含まれています。送電線使用料とは、原発による電気を選択していない人も支払っている電気料金の一部です。それを原発への融資に当てるのは納得できません。間違っているとします。撤回してください。	今回の貸付制度は、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協調して貸付けを行うものであり、貸付先の電気事業者に対し、適切な期間での返済を求めるものです。また、基本的には、貸付に当たっては、電気事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、それを電力広域的運営推進機関において積立てることにより、財政融資資金を国に確実に返済させることを担保する仕組みを検討しています。加えて、万が一の場合に借え、一般送配電事業者からの拠出金等によって貸付け原資を回収することも検討していますが、こ

		一般電気消費者が払っている託送料金を、託送とは関係ない新規の原発の費用やエネルギー関係の実証事業などに使うのはやめてください。 すでに原発の賠償負担金や廃炉円滑化負担金という名前で、経産省の省令により、電気の消費者の託送料金から集めている。これは、おかしい話をしれっと、こそっと、もっともらしくしつこく重ね重ねやり切っている。もうやめてください。そんなことに能力を使わないでください。天下り先を確保するための無理くりな悪代官の所業ではないのか。そして、この度の案は、さらに新規の原発の費用やエネルギー関係の実証事業かの費用をまた、託送料金から集めようとしている。原発事故で環境中に出してしまった人工放射性物質を今すぐ回収してください。できないのだから、もう原発はやめてください。内部被ばくで5年10年で病になることは普通に起こります。骨にストロンチウムが入れば骨髄壊されます。いつまで植民地の振る舞いをお為ごかしに続けて、今だけ金だけ自分達だけのお仕事してるのですか。憲法を守って国民のために働いてください。ガソリンを買うと料金がほとんど半分税金のように、電気料金もこっそり同じように仲間内のビジネスのために、くすねようとしているのではないですか？やめてください。	
		送電線を介さずに電氣を使用できる人はいません。電気料金の値上げや税金を原発を持つ電力会社に投入する制度を作るというお話ですよね？ ならば広く国民の意見を募るパブリックコメントを実施すべき案件だと思います。 ただ、このパブリックコメントでは、難し過ぎて、何を説明されているかがわからず、これでパブリックコメントの裏は済んだと思われては困ります。 パブリックコメントのやり直しを求めます。	
		ここで提案されている融資制度は、電力広域的運用推進機関という抜け道を通して国が借金をして、大規模脱炭素電源を建設しようとする事業者にたいして財政融資を行うというものである。また事業者からの返済が滞った場合は一般配送事業者から拠出金という形で回収することとなっている。ここには明記されていないが、5 0万キロワット以上、かつ建設期間が10年以上という電源は原子力発電を想定したものである。 電力の自由化に伴って経済論理に任せていては、民間の融資が受けられない原子力を国民の税金を使って支えて行ってよいか。国民的な議論が必要な案件をこのようなわかりにくいパブコメで意見を求めることが自分で問題だと思う。 1 2 3ページには融資スキームの概念図が提示されている。 国が電力事業者で財政融資をすること、そして返済が滞った場合は拠出金等で穴埋めするという、きわめてあいまいな図が示されている。この点線で示された矢印はどういう意味があるのだろうか。拠出金等のなどとはなにか。電気事業者は経産省に事前相談をすることになっているが事前審査が公開されるのだろうか。また融資申請の過程が公開されるかなども不透明であり、民間企業である原発を延命するために国が財政融資をしてもよいのかはパブコメではなく国会で国民に問うべき重要な問題だと思う。	
		p12のファイナンスのところで、安定供給をするというお題目の下、ファイナンス円滑化というのは、例えばOCCTOに迂回させて政府が電力会社に対する融資の債務保証をするということか？事業者は民間企業であって、国が過度に支える必要はない。	
		「託送料金」と名をうたれているものに、新電源の開発費用などを上乗せすることは、開発企業の怠慢であり行政として公平を欠いていると思う 原発は通常運転に移行しても、1年のうち半年は営業発電ができないメンテナンス期間ありきの巨大発電所であり、電力の安定供給とは程遠い性質の発電方法です	
		国民に融資を頼ることも、国債に頼るという事はやめて頂きたい。 理由は、将来世代を含めて国民の負担や事業者の電気代値上げになる可能性があるからです。また、原発の新設の可能性も無いとは言えない。原発の新設には莫大のコストもかかる上に安全性が確保できていない。原発の再稼働を含めて反対です	
		国民の利益なんだと思ってんだ。電力会社のための斜陽産業、過去の遺物原発新設費用が超高額化してるから、誰も投資しない。じゃ経済的に終わってるってことだろ。託送料金で回収ってまた電気代。ラストリゾート（last resort）、切札、苦し紛れ、最後の拠り所、がなんで国民の望んでもいない財布なんだよ。事業者が政府と一体になって勝手にいらないものを作るのにする借金のシワ寄せを望んでもない国民の財布が最後の拠り所です。ってぶざけるな！新規原発への投資回収がどれほど困難なものなのか、だれでもわかるわ。どんだけ電力会社と、省益優先で国民無視するんだ。原発電気代安くなるって資料調べてまで煽ってGXで原発回帰ゴリ押しして、これかよ！いい加減にしろよ、無能有能じゃなく洗脳じゃねえかよ。福島原発事故の賠償金の一般負担金の過去分や原発を廃炉にするための廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せし、すべての電力の消費者から回収している、あの問題のある回収と同じ仕組み、しかも新電力まで巻き込んでるやつ。ラストリゾートの訳には、「伝家の宝刀」って和訳もあるんだぞ！笑えない皮肉だよ。Shame on you.シェイムオンユー、恥をしれ、そしてリスクの高い新規原発への融資はやめて脱原発、それだけだよすることは。	
		1 2 2 ページの図で、国が財政融資をするように記載されていますが、電気事業者に対し、国民の要求に基づかない電力に、融資をすべきではありません。 それであれば、ファンドのように希望者を募って融資を行うべきです。希望しない国民の税金を使うべきではありません。	
		今回のパブコメは、2025年3月の報告書で、10年前の電力システム改革で目指した目標を達成するための制度設計案であるという体裁で始まっている。2つの会議体で、その解決策となる「制度設計」を考えたのが、今回の案だと思う。 中でも、「電力システム改革の検証を踏まえた 制度設計WG とりまとめ(案)」P122 の 融資スキームは、 ○電力会社が経産大臣と事前相談 ○電力会社がOCCTOに融資を申請 ○国がOCCTOに財政融資する とされている。この融資スキームでいう電力会社とパブコメにかかっている取りまとめ案にある制度設計案で目指すもの「安定供給、脱炭素化、安定的な価格での供給」という条件を入れると、それは原発をさすのではないか。 「安定供給で脱炭素」電源といえば「原発」しかない。それを「安定的な価格で供給」という目的のために「国が融資する」という制度設計案になっている。「安定的な価格」とは「安い」とは言っていない。 一方、この制度設計案のもとである「電力システム改革」の目標は、以下3つだった。 1、国定供給の確保 2、電気料金を最大限抑える 3、選択者の選択肢を増やす 今回の制度設計案と、元々の電力システム改革の目標と比べてみると、 ●「1、安定供給の確保」は今回の制度設計とも重なるが、2と3は原発とはそぐわない。 ●「2、電気料金を最大限抑える」に反して、原発は実際には高いので、今回の融資制度の導入によって、電力会社の負担を最大限抑える案になってしまっている。 ●その結果、「3、消費者の選択肢を増やす」どころか、原発が優遇され、安定供給されると分散型再生可能エネルギーは駆逐されて「消費者の選択肢を狭める」ことになる。 つまり、今回の経産省の案は、経産省が原発の主力電源化、または、高コストの原発を、電力会社が維持できるよう、電力会社の投資可能性を高め、金融機関の投資回収可能性を下支えるための案ではないか。 もし、違うなら、なぜどう違うのか、説明責任を果たしてほしい。 また、再生エネの主力電源化に反するので、この案は取り下げるべきである。 また、重要な制度設計であり、国民に丁寧に説明をし、公聴会を開催すべきである。	
		大規模で高額な発電手段（主に原子力発電）への融資を最終的に国民が負担する制度だと解釈した。以下の理由から問題が多いと考える。 ・内容が判然とせず曖昧な部分が多い ・国の投機を国民が電気料金等で負担する計画に反対 ・原子力等の問題がある高額な電力供給手段にしか当てはまらない制度である ・科学的かつ経済的な分析ができるなら再生可能エネルギーを推進すべき ・実現可能性が低い新エネルギーよりも伸びてきている安価で安全なエネルギー源に投資すべき ・実質的な国民の負担を強いる制度を年末に非常にわかりにくい形で発表しているのは問題がある	
		141 建設期間中から投資回収できる仕組みを導入すべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。

			【意見内容】 新規建設電源の資金調達コスト低減の観点から、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入していただきたい。 【理由】 建設リードタイムが長く、高額の出資が必要な新規建設電源については、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入することで、資金調達コストが軽減され、ひいては電気料金の低減につながる。	
		142	「既設原子力の安全対策工事」も対象に含めるべき	今般検討している電力広域機関による貸付制度は、特定の電源種を対象とするのではなく、安定供給と脱炭素化の両立に資する電源を対象とすることを想定しています。このため、原子力発電所という個別電源を支援するための制度ではありませんが、安定供給と脱炭素化の両立に資する大規模な電源整備については、対象に含まれると考えます。
			【意見内容】 新たな融資制度創設にあたっては、原子力の新設・リプレースだけでなく、「既設原子力の安全対策工事」も対象に含めていただきたい。 【理由】 既設原子力の安全対策工事は大規模な追加投資が必要になるため、融資対象とすべきである。なお、既設原子力の安全対策工事は長期脱炭素電源オークションの制度上の対象電源となっている。	
		143	債務保証制度の導入も検討すべき	DXやGXの進展に伴い電力需要の増加が見込まれる中、電力の安定供給の確保と脱炭素化を両立していくためには、今後短期間に集中して、大規模な電源や送電線の整備を進めることが必要です。他方で、短期的にはこうした投資に必要な資金調達の多くを民間融資に頼らざるを得ないところ、短期間に多くの資金調達が行われることで、これまで以上に資金調達が困難になるおそれが指摘されています。こうした課題に対応するため、電力広域的運営推進機関による財政融資を活用した貸付制度を措置し、民間金融を量的に補完する仕組みを検討しているところです。ご指摘の債務保証については、電力の安定供給の確保と脱炭素化を両立していくうえで、質的補完に係る仕組みの利用ニーズ等も踏まえつつ、必要な投資が進むよう、必要な対応を検討していきたいと考えます。
		144	財政融資を用いた資金調達はやるべき	財政投融資予算は、政府予算案の一部であるため、毎年度、国会で議決いただく必要があります。国会での審議を踏まえ適正な執行に取組んでいきたいと考えます。
			p120「財政融資を活用した資金調達手段を検討する」ことも反対である。国会の監視が行き届かない財政投融資を使うべきではない。	
		145	外生的要因が発生した場合に必要な資金の融資制度を検討すべき	電力広域的運営推進機関による財政融資を活用した貸付制度は、民間金融を補完することで、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源や送電線への投資を促進するためのものであり、事業者に帰責性のない事情に配慮するための仕組みではありません。他方で、安定供給と脱炭素化の両立に資するものについては、今般の制度の対象となりうると考えます。
			【意見内容】 事業者に帰責性のない事象および自主的安全性向上対策により巨額の資金が必要とされる場合に、必要な資金を融資する仕組みを検討していただきたい。 【理由】 投資額が巨額で事業期間が長期間に渡る原子力発電では、建設・運転期間中に事業者に帰責性のない事情により、多額の資金調達が必要となる事象が発生する可能性がある。	
		146	原子力発電の融資額の上限は柔軟に設定すべき	電力広域的運営推進機関による融資制度は、官民協調・民業補完を原則とし、公的な制度の関与は、必要最小限のものとする必要があるため、融資の実行に際しては、民間金融機関からの融資があることを前提とし、融資額については、一定の上限を設ける方向で検討しています。
			【意見内容】 融資額の上限については、投資規模が巨額となる原子力発電については、一律の上限（割合）ではなく、案件ごとに柔軟に設定していただきたい。 【理由】 原子力発電は長期かつ大規模な電源であり、投資金額が特に巨額となるため。	
		147	貸し付け利率は電力広域的運営推進機関の資金調達コストを基準にすべき	電力広域的運営推進機関による貸付制度は、今後、十分な供給力を必要なタイミングまでに確保していくために、短期間に集中して、大規模な投資が行われる必要がある中で、民間金融を補完し、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進するためのものです。そのうえで、電気事業は、民間事業であり、民業圧迫を回避する観点からも、まずは民間金融からの資金調達も含め、最大限取り組んでいただくことが基本であり、財政制約もある中、それでもなお民間資金のみでは賄いきれない場合に絞って、政策的支援を行っていくというのが基本的な考え方となります。このような考えの下、金利については、民間水準並に設定していく方針です。
			【意見内容】 政府の信用力を活用した融資制度について、民間金融機関のような利潤は必要ないため、貸付利率は電力広域的運営推進機関の資金調達コスト（財政融資にかかる直接コスト）を基準としていただきたい。 【理由】 「電気料金の最大限抑制」（電力システムに関する改革方針 平成25年4月2日閣議決定）の観点からは、資本コストを抑制することが望ましい。	
		148	発電所・系統への投資強化をすべきでない	GXは、脱炭素への対応に加え、エネルギー安全保障や経済成長を同時実現するための取組であり、この取組の柱として、昨年「GX戦略地域制度」を創設したところです。 データセンターの大規模集積拠点の形成に向けて、「GX戦略地域制度」においては地域を選定した上で、電力系統の先行的・計画的な整備等を行ってまいります。地域選定に際しては、DCの地域共生に向けた自治体の取組やDCにおける脱炭素電源の活用観点等について、外部有識者による厳正な審査を行うこととしており、必要性を吟味した上で選定してまいります。
			GX戦略によりデータセンターへの電力供給システムを特別に融資をするとのことだが、地元住民との調整などの過程を課すべきであり、DCそのものの防災安全や法整備が追いついていない今、投資について先行させるのは甚だ拙速なことです。去年9月にも韓国で一晩中DCが燃えました https://news.yahoo.co.jp/articles/98afb4d9858c477184429697647b243b81e57838 現状のDCへの電力需要は、政府行政が掲げる2050年カーボンニュートラルの中間目標である2030年カーボンハーフを大きく上回るCO2排出量となります この目標達成のために、取引される再エネが海外で実現されても日本国内で化石燃料や原発などに頼るのであれば、日本国内の当地の環境改善には寄与しません。 そのため再エネも「国内の地産地消電力」にインセンティブを与えるべきで、海外もその傾向が強まった時に、円安日本が競り勝てるほど市場の供給があるのか。 「大電力発電所」「巨大な送電網系統」についての投資を特別強化する方針には反対します。	
		149	融資スキームの「事前相談」プロセスは透明性確保の仕組みを作るべき	既存の公的な金融支援においては、対象を絞り込むうえで、一定程度政府が関与する仕組みとなっていることが一般的であり、こうした例も参考にしつつ、融資制度の設計にあたっては、一定のガバナンスを確保するため、事前に政府が確認・審査した案件を対象に融資を行う仕組みを検討しているところです。 そのうえで、ご指摘のように事業者との癒着が疑われるような形で、公的な融資業務を実施することはあってはならないことから、透明性を持って審査するため、案件の選定にあたり、認定のプロセスを法令で定めるなど、国民の皆様に関わった形で、具体的な手続き規定の議論を進めてまいります。 なお、原子力は、天候に左右されず一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源であり、DXやGXの進展等により増加が見込まれる電力需要、特に製造業のGX、定格稼働するデータセ
			【意見内容】 融資スキームにおける「事前相談」プロセスは、行政と特定事業者の非公同協議となり、透明性が確保されないまま案件が事実上決定される恐れがある。これは談合・癒着・特定企業優遇の温床となり得るため、相談内容・判断基準・協議記録の公開など、透明性確保の仕組みを制度として明記すべき。 【理由】 財政融資は最終的に託送料金として国民負担に跳ね返る。にもかかわらず、事前相談が密室で行われると、国民負担の使途が不透明のまま決定されることになる。また、大規模電源・系統投資は参入企業が限られるため、行政と特定企業の関係が固定化し、市場の公正性を損なう可能性が高い。	

		【意見内容】 融資スキームにある「事前相談」という仕組みは、行政と事業者が非公開で協議する形になり、一般市民から見ると非常に不透明です。公的なお金（最終的には電気料金として国民が負担するもの）が関わる以上、密室で話が進むような仕組みは、癒着や特定企業の優遇につながるのではないかと強い不安を感じます。相談内容や判断基準を公開するなど、透明性を高める仕組みを制度として明記すべきです。 【理由】 市民としては、電気料金が上がり続けている中で、さらに大規模な電源投資や系統整備の費用が託送料金として上乗せされることに不安があります。そのうえで、事業者と行政が「事前相談」という名目で非公開の協議を行うと、どの企業がどんな理由で公的融資を受けられるのか、市民には全く見えません。 ・本当に必要な投資なのか？ ・もっと安くできる方法はないのか？ ・特定企業にだけ有利な判断がされていないのか？ こうした点が確認できないまま、国民負担だけが增えるのは納得できません。 また、大規模電源や系統工事は参入できる企業が限られており、行政との「事前相談」が実質的に特定企業との固定的な関係を生み、結果として競争が働かなくなる可能性があります。 公的融資を導入するのであれば、 ・相談内容の記録公開 ・判断基準の明確化 ・第三者によるチェックなど、 透明性を確保する仕組みを制度として必ず組み込むべきだと考えます。	
		経済産業大臣と電気事業者による「事前相談」が不透明だ。 この案で言われている。融資制度は、大規模電源を建設しようとする事業者に融資を行うものだが、いくつか書かれている不合理な条件があり、それは原子力発電のみが当ててはまる。 原子力発電ありきで、条件を考えたと思われるも、仕方のない不合理な条件である。 今までの経済産業省の政策を見ると、原子力推進に思いが強いようである。合理的かどうかよりも、原子力発電を優先して話し合い、原子力発電関連事業者に都合の良い容疑を、国民の見えないところで内定しているということである。 公平で合理性があるかと言う疑念もあるし、癒着や汚職を生みかねない構造である そもそも、原発は、放射性廃棄物や安全面でも問題がある。東京電力福島原発も実際には廃炉の具体的状況や方法、価格について、現実的な見通しが立っていない。 今回の案は廃炉にして、原発ばかりを推奨しているわけではない。有識者を多数入れて、一般市民もステークホルダーであるから、一定数加え、公開で透明性を持った会議で案を作るべきである。 お願いします	
		電気事業者が経済産業省とあらかじめ話し合っておいて、確認だけで決定するのは不透明で公平さに欠けるのではないかと考える。また、大型の新規事業を国債で賄い、その費用を電気料金に上乗せして結局国民が負担するということがあれば、議論が十分に為されるべきである。電気料金が上がり、物価の高騰にもつながることが予想される。さらに、大型の新規事業とは原子力発電所であるならば、はっきりとそう書くべきである。現在日本中に原発があって、そこにもシミュール攻撃されたら原子爆弾が落ちたも同じこと。そんな原子力発電所をまた増やすのではなく、地域に根ざした再生可能エネルギー発電所を増やしていくことが堅実で費用も小さくて済む。地域経済の活性化にもなる。核のゴミ処理も必要ない。発電時にCO2は排出しないかもしれないが、ウランなどは海外から遠距離運ばれてくる。とてもクリーンなエネルギーとは言えない。	
		150 融資に必要な予算を確保し全面的支援をすべき （１）「融資スキーム（資金調達・官民協調）」について ・電力関連産業全体が抱える構造的課題、すなわち若年層の採用難や早期退職、経験豊富なシニア層の大量退職が進む中、系統拡充・メンテナンス事業や発電所の新設・リプレース等を担う人材は不足しており、休止中の非効率火力発電所や廃炉となった原子力発電所等では、将来の不透明さが職場の雇用不安や業務の魅力喪失という事態に繋がっている。 この状況を打開するためには、長期的な計画に沿って系統拡充・メンテナンス事業や発電所の新設・リプレース等が可能となるよう官民協力の下、公的ファイナンスの整備を含む資金調達の円滑化を速やかに実現する必要がある。そして、安定した資金を確保し、他産業と比較しても見劣りしない盤石な労務費を確保することで電力関連産業への信頼と魅力が高まり、人材の確保・育成・定着に繋げることができ。 ・政府におかれては、政策として大規模な電源や系統の整備・更新を確実に進めていく上で、融資に必要な予算を確保すべきである。 ・北海道から首都圏への海底直流送電設備建設プロジェクトは、過去に類を見ない巨大大案件であり、電力レジリエンス強化や再エネ導入拡大の観点からGX実現に向けた重要な系統整備という認識である。その一方で、各事業者の経営に与えるインパクトは大きなものがあり、官民協調融資スキームや託送料金の前倒し回収など、政府による制度的な整備が必須となってくる。なお、事業を推進していく場合、円滑な事業推進のために、特に先行利用者（漁協等）との協議においては国の全面的な支援が必要である。	電力広域的運営推進機関による貸付制度は、今後、十分な供給力を必要なタイミングまでに確保していくために、短期間に集中して、大規模な投資が行われる必要がある中で、民間金融を補完し、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進するためのものです。そのうえで、ご指摘のとおり、資金調達の円滑化に向けた官民協調は重要であると考えており、電力需要が増加する見込みがある中、迅速に需要家ニーズに応えていくための投資が進むよう、必要な予算確保に努めたいと考えます。そのうえで、電気事業は、民間事業であり、民衆圧迫を回避する観点からも、まずは民間金融からの資金調達も含め、最大限取り組んでいただくことが基本であり、財政制約もある中、それでもなお民間資金のみでは賄いきれない場合に絞って、政策的支援を行っていくというのが基本的な考え方となります。 北海道・本州間海底直流送電については、北海道・東北エリアで導入が進む再エネの更なる活用や、レジリエンス強化を通じた電力の安定供給の観点から重要なプロジェクトである一方で、本プロジェクトは本邦で前例のない規模のプロジェクトファイナンスとなることが想定されており、資金調達の向けて課題があることから、今回お示ししたものを含め、対応策の更なる具体化や制度化等を進めてまいります。また、先行利用者協議についても、国として必要な対応を検討してまいります。
		151 事業の成長性を担保できる事業環境を整備すべきである （２）「資金調達能力」について ・公的な制度の関与を必要最低限とした上で資金調達の円滑に行うためには、事業者の資金調達能力を確保することが極めて重要である。そのために、事業者からの意見を聴取した上で政府が適正な事業報酬率を設定し、事業の成長性を担保できる魅力ある事業環境を整備し、更には報酬率に関して国民の理解を得られるように尽力すべきである。	第一規制期間における事業報酬については、公社債利回りの上昇を踏まえ制度措置を講じるよう、令和8年1月14日に電力・ガス取引監視等委員会委員長から経済産業大臣に建議が行われております。また第二規制期間に向けては、第一規制期間における自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等もよく確認した上で適切な自己資本比率の設定方法についても抜本的な見直しを実施することと電力・ガス取引監視等委員会にて整理されており、今後同委員会において、事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うものと承知しております。資源エネルギー庁としてもこの検討を注視してまいります。
		152 融資が低金利となった場合は資金調達後の資金使途の明確化を行うべき 【意見内容】 ・リスクプレミアムの設定次第では、融資制度活用有無によって電源の市場競争バランスが崩れる可能性が考えられ、民間調達時と同水準となるようなリスクプレミアム設定をお願いしたい。 ・仮に相場と比較して本制度の融資が有利な利率での貸付となる場合は、不当な内部補助を防ぐことを目的に、融資貸付先における資金調達後の資金使途の明確化を検討いただきたい。 【理由】 ・本制度の融資が民間調達時と比較して低金利での貸付となった場合、融資制度活用有無によって、電源の市場競争バランスが崩れ、不要な電源退出をまねく可能性がある。 （例）制度を活用していない火力発電所が他電源に比べて競争力が劣後し、電源維持が相対的に困難になる等）。その結果として、必要な調整力が確保できず、安定供給を維持することが厳しくなる可能性も考えられることから、リスクプレミアムは、民間融資調達時と同水準の融資となるように調整が必要。 ・仮に相場と比較して本制度の融資が有利な利率での貸付となる場合は、貸付先のリングフェンスに関する明確化が必要であると思料。例として、原子力のために本制度を用いて低金利で調達した資金を、原子力以外のビジネスへ使った場合、他社と比較して競争力ある形で新設が可能となり、不当な内部補助を疑われる懸念がある。このような事象を未然に防ぐためにも、融資貸付先のリングフェンスを敷き、融資貸付先に資金調達後の資金使途の明確化が必要と考えるため。	電力広域的運営推進機関による貸付制度は、今後、十分な供給力を必要なタイミングまでに確保していくために、短期間に集中して、大規模な投資が行われる必要がある中で、民間金融を補完し、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進するためのものです。そのうえで、電気事業は、民間事業であり、民衆圧迫を回避する観点からも、まずは民間金融からの資金調達も含め、最大限取り組んでいただくことが基本であり、財政制約もある中、それでもなお民間資金のみでは賄いきれない場合に絞って、政策的支援を行っていくというのが基本的な考え方となります。このような考えの下、金利については、民間水準並に設定していく方針です。
		153 適切な利益・事業報酬獲得の機会が損なわれない融資制度を設計すべき	電力広域的運営推進機関による貸付制度は、今後、十分な供給力を必要なタイミングまでに

ンターや半導体工場等の新たな需要のニーズに、原子力という電源の持つ特性は合致すること
も踏まえ、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用
していく方針です。

			電源・系統への融資スキームについて、「一定のリスクプレミアム徴収」と「投資回収予見性が担保された案件のみ」という記載があるが、両者は背反となる部分もある。事業者にとって適切な利益・事業報酬獲得の機会が損なわれないよう、全体のバランスを踏まえた制度設計が重要と考える。 なお、財政投融资が原資ということだが、その場合、制度活用した事業者に過度な検査対応等が求められると、制度活用のディスインセンティブになると考えるので、その点も踏まえた設計をお願いしたい。	確保していくために、短期間に集中して、大規模な投資が行われる必要がある中で、民間金融を補完し、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進するためのものです。そのうえで、電気事業は、民間事業であり、民業圧迫を回避する観点からも、まずは民間金融からの資金調達も含め、最大限取り組んでいただくことが基本であり、財政制約もある中、それでもなお民間資金のみでは賄いきれない場合に絞って、政策的支援を行っていくというのが基本的な考え方となります。このような考えの下、金利については、民間水準準に設定していく方針です。また、制度利用にあたっては、融資資金の適切な管理を実施する観点から、一定のモニタリングは必要となると考えておりますが、必要な限度を超えた過度な負担とならないかといった点にも配慮しつつ、制度の詳細設計を進めたいと考えます。
		154	融資対象は柔軟に検討すべき	電力広域的運営推進機関による貸付制度は、今後、十分な供給力を必要なタイミングまでに確保していくために、短期間に集中して、大規模な投資が行われる必要がある中で、民間金融を補完し、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進するためのものです。そのうえで、電気事業は、民間事業であり、民業圧迫を回避する観点からも、まずは民間金融からの資金調達も含め、最大限取り組んでいただくことが基本であり、それでもなお民間資金のみでは賄いきれない場合に絞って、政策的支援を行っていくというのが基本的な考え方となります。財政制約もある中、こうした考え方を踏まえ、融資の対象や規模、投資期間について一定の外線を設けることは必要だと考えています。そのうえで、具体的な貸付け対象は、長期脱炭素電源オークションなどの既存制度も参考に政策的必要性や民業補完性の観点から検討してまいります。 また、電力広域機関による融資制度は、官民協調・民業補完を原則とし、公的な制度の関与は、必要最小限のものとする必要があるため、融資の実行に際しては、民間金融機関からの融資があることを前提とし、融資額については、一定の上限を設ける方向で検討しています。他方で、投資金額が特に巨額となるようなプロジェクトファイナンス案件等については、案件ごとの特性に応じ、柔軟な上限設定をする必要があると考えており、こうした観点も踏まえ、今後制度の詳細を検討してまいります。
			・融資対象の詳細検討においては、制度として運用していく以上、「規模」や「投資期間」について一定の緩引きが必要なおことは理解するものの、条件に該当しないケースは一律に対象外とするのではなく、個別事情を踏まえて柔軟に判断いただくことがより制度主旨に沿うと思料。 ・また、現在、安定供給維持に向けた供給力確保が喫緊の課題となっており、長期脱炭素電源オークションの募集電源についても、短期的な需給ひっ迫防止の観点からトランジション電源としての LNG 火力の新設・リプレースを対象としている。 ・本融資制度の位置付けが、「供給能力確保の促進のための制度」であることを踏まえても、長期脱炭素電源オークション同様、LNG 火力を融資対象とする必要がある。 ・なお、制度設計 WG においても複数の委員から、「供給力確保の観点から LNG 火力も対象とすべき」、「事業者の状況も踏まえ柔軟に対象案件を選定すべき」等の発言があった。	
			・融資額には一定の上限を設ける方向性が示されているが（例：総融資額の 3 割程度）、これらを一律の条件とせず、個別事情を踏まえて柔軟に判断いただくことが、より制度主旨に沿うと思料。 ・国においては、本制度が実効的なものとなるよう、引き続き具体的な措置内容について丁寧に検討が進められることを期待。	
		155	信用力を活用する融資制度を評価する	ご指摘を今後の政策の検討に活用させていただきます。
			・電力需要が増加する中で、安定供給と脱炭素化の両立に向けた、原子力をはじめとする大規模な電源および系統への投資を行うためには、発電事業環境整備とあわせてファイナンス環境整備が大変重要。 ・投資家や金融機関から見て資金を投じる価値のある環境とするため、今回、政府の信用力を活用した融資制度が新たに創設されることは評価。	
		156	融資対象は小規模企業のみとすべき	今般検討している電力広域的運営推進機関による貸付制度は、民間金融を補完し、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進するためのものです。そうした趣旨を踏まえ、政策的必要性や民業補完性の観点から必要な支援を検討していきたいと考えます。
			119 ページで融資対象のイメージが「50万kW以上の発電設備を有すること」「一定以上の電圧に係る設備を制度の対象とすることを基本とする」と記載がありますが、大きな施設を運営できるほどの企業に融資をする必要はありません。むしろ小規模の企業に対し融資すべきです。	
		157	時間軸を明確にすべき	2026年1月21日に電力広域的運営推進機関が公表した、今後10年間の電力需要の見通しにおいては、データセンターや半導体工場の新増設等による電力需要の増加によって、全体の電力需要も増加傾向となっています。また、第七次エネルギー基本計画でも言及されているとおり、今後、高炉から電炉への転換などのGXの進展に伴う電化や、生成AIの普及拡大に伴うデータセンターや半導体工場などの増加により、大幅な効率改善を見込んだとしても、将来の電力需要については増加する可能性が高いと考えられます。ご指摘のとおり、現時点において、将来の電力需要を精緻に予想することは困難であるものの、将来の電力需要増加の可能性がある程度見込まれる以上、電力の安定供給の観点から、そうした場合においても必要となる脱炭素電源の供給が確保されるように万全の備えを行うこと、短期・中期的には既存電源の活用を図っていくことが重要であると考えております。
			【意見内容】 ・需要、供給双方の時間軸を明確に示してください。 ＜3＞理由 ・供給側の大規模脱炭素電源建設は言うまでもなく、系統の整備も「P34【課題】 系統整備の工事には、用地取得、地元理解、工事力確保、機材調達等のために多額の費用と長期間を要する。」とある通り10年以上の期間を要する「長期的」な計画です。 ・一方で需要側の「・DXやGXの進展に伴い、今後、電力需要が増加する見通し。・需要家の求める安定的な脱炭素電気の供給と、速やかな送電ネットワークへの接続が課題。」は「短期的・中期的」な課題であるように読み取れます。 ・少子高齢化や人口減少、省エネ技術の発展が進む将来、仮に「短期的・中期的」には電力需要が増加したとして「長期的」にそれが継続されるとは限りません。 ・「必要なタイミング」とはいつなのか、整理することが望ましいと考えます。	
		158	電源と系統の融資スキームを一本化するべき	電力広域的運営推進機関による貸付制度は、今後、十分な供給力を必要なタイミングまでに確保していくために、短期間に集中して、大規模な投資が行われる必要がある中で、民間金融を補完し、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進するためのものです。供給力の確保に向けた対応としては、こうしたファイナンス環境の整備のみならず、様々な事業環境の整備も重要であると考えており、電力分野における投資資金の円滑な調達に向けた取組を総合的に推進していく観点から、必要な検討を進めてまいります。
			マル8は「電源・系統への投資に対するファイナンス」となっています。これと＜追加された「供給力確保に向けた方策」＞との違いが不明確です。ここでも電源への投資ファイナンスが検討されているのに、またそれとは別に「電源」単独での融資スキームが作られようとしています。国民にわかりやすくするには一本化するべきかと思います。そして冒頭に書きましたように、今再エネを伸ばすことが重要で、そのために最重要なのは系統の強化です。 以上、新電力（小売電気事業者）の立場からの意見として出させていただきます。	

対象 文書	項目	番号	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
次世代の電力システム構築へ向けて ～中間整理の概要～ （案）				電力システム改革は、東日本大震災に伴う需給ひっ迫や環境変化等を踏まえ、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を大きな目的として、小売の全面自由化、発送電分離等を実施してきたものです。
	総論			今後、ＤＸやＧＸの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう、電力システム改革を次のフェーズに進めてまいります。
		1	電力システム改革から約10年が経過し、様々な課題が山積している （１）2011 年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を契機に、旧来の電力システムの抱える限界を克服しようとして始まった電力システム改革であるが、開始から約 10 年経過し、事業者間の競争促進や需要家の選択肢が広がったという声がある一方、電力事業を支える現場は疲弊していることに加え、電力需給逼迫が近年頻発するなど、供給力・価格・電力量を含めた安定供給確保に関しては大きな課題が山積している。 （２）また、旧一般電気事業者内でスムーズに行われていた垂直及び水平連携については、同改革の中で行われた電力自由化及び発送電分離を境に、各事業者において相互の連携が制約された結果、安定供給よりも行為規制を重視するようになり、連携すること自体への意識が年々薄れ、自組織内での最適化を優先する姿勢が露わになってきている。 旧一般電気事業者は以前に比べ存在感は低下し、我が国のエネルギー業界をリードできる事業者も育てていない状況であり、更に事業環境や市場環境については、パッチワークでの改革を進めた結果、複雑化し理解が難しくなっている等、同改革によって、何かが改善し、国民に対して害に利益をもたらしたものが、非常に見えていない状況となっている。	
			本とりまとめ（案）において、かねてより投げかけてきた多くの課題に対し、慎重に議論を重ねてきた政府の真摯な姿勢を受け止めたい。他方で、電力システム改革を 10 年以上推し進めてきたにも拘わらず未だ課題が山積しており、解決どころか諸制度面や各主体の関係性等が複雑化し、同改革自体が失敗していることを政府は一層直視し向き合わねばならない。従前より検討してきた再エネを中心とした電源構成目標や展開している種々の制度設計が、小資源国である我が国の今後数十年にわたる電力供給の基盤を支えるシステムとして本当にふさわしいのか、最新の国際情勢も踏まえ今一度再検討するべきである。そして、安定供給を支える現場で働く者の意見を前広に取り入れた上で、電力の安定供給を損なわないことを大前提に、我が国のエネルギーの将来像を描いて頂きたい。	
		2	電力インフラを支える人材への投資を行うべき （１）本とりまとめ（案）において、安定供給と脱炭素の両立に向けた市場設計や資金調達の枠組みが示されたことを評価する一方で、電力インフラを実際に構築し、維持・運用するのは現場第一線の労働者であることを改めて認識すべきである。 （２）電力システム改革の序盤では、旧一般電気事業者を中心とした電力事業者が価格抑制を至上命題とされたことにより、人と設備への投資は過度に抑制され、多くの優秀人材や熟練技術者が電力業界を去っていった。その後、導入されたレベニューキャップや容量市場などは、労務費上昇のエスカレーションが認められていない致命的な問題があり、未だ電力関連産業の労働条件は他の建設業などと比して優位性はなく、熟練 技術者育成に年月を要する業界の特徴もあいまって、現場第一線においては労働力不足が深刻化している。電力関連産業で働く者は、次世代の電力システム構築どころか、数年後には現状の電力品質、即ち安定供給すら維持できなくなるという強い危機意識を共有している。 （３）こうした現状を踏まえれば、今後の電力システム制度設計（次世代の電力システム構築含め）においては、設備への投資スキーム同等かそれ以上に、電力インフラを支える「人」を維持・確保するための人的投資や、着実な技術継承を行えるよう労働環境整備を制度設計の柱に据えていくことが必要である。なお、いかなる自然災害においても土日祝日・昼夜を問わず現場へ駆けつけ電力の早期復旧へ労を厭わないことなど、国民生活・経済に対する電力労働者の「強い使命感」を堅持する必要があることも申し添える。	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理で示しているとおり、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
		3	分散型の再エネ電源を活用した電力システムへの移行を加速すべき 大規模電源の新設促進や維持は、分散型再エネを中心として活用する電力システムへの移行とは逆行する。大規模電源による「供給力確保」ではなく、変動する再エネを活用し、需要も柔軟に調整する電力システムへの移行を加速すべきである。 ・理由： 「制度設計WGとりまとめ（案）」や「次世代の電力システム構築に向けて～中間整理（案）」では、大規模電源の維持や新設によって「供給力確保」をする方向となっている。 しかしこの方向は、再エネを中心として使うシステムへの移行の方向性とは逆行する。 太陽光や風力など変動性再エネを中心として活用するためには、再エネの出力変動に合わせて他の電源を調整する、余剰分を貯える、また需要を調整することなどが必要である。 こうした方向に合致するのは一定出力運転を前提とする大規模電源ではなく、出力を柔軟に調整できる電源である。 またカーボンニュートラル・脱炭素の観点から化石燃料から再エネへの移行を進める必要もある。 世界の気温上昇を1.5℃までに抑えるために、できる限り早期に大幅に、コストも抑えながら温室効果ガスを削減するという視点を加えるべきである。	今後、ＤＸやＧＸの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう取り組んでまいります。
		4	脱炭素電源へのシフトに取り組むべき GX・DX 推進が政府の基本政策であることを踏まえ、需要家のニーズが今後高まる可能性が高い脱炭素電源へのシフトを各電力事業者は注力しなければならない。他方、重要な脱炭素電源である原子力発電所の再稼働は、全国的に遅々として進んでおらず、再稼働に至っていない原子力発電所は、各電力事業者の財務的に大きな負担となっている。原子力同様、脱炭素電源として期待されている大型洋上風力についても公募入札第一弾では高コストを理由に大手商社と電力事業者が撤退を決定し、残りの案件についても落札した各社は非常に難しい局面に追い込まれている。しかし、こうした電力インフラ案件においてコストの問題だけに焦点を当て、エネルギー事業者としての社会的責務である「安定供給」を果たさないまま損得のみで事業からの撤退を許すようでは、我が国の国民生活と経済の基盤を支えていくのは難しいだけでなく、エネルギー安全保障や脱炭素電源の確保にも影響を与えかねない。	DXやGXの進展に伴い、電力需要の伸びが予測される中、脱炭素電気に対するニーズが高まっていくことが見込まれ、安定供給を実現するうえで必要となる脱炭素電源を整備していく必要があると考えています。
		5	発電、送配電への投資を進めるため、官民で融資スキームを構築すべき 今後、各電力事業者は老朽化した水力発電所の大規模改修工事や、火力発電所の脱炭素・低炭素化改修工事、これに加え再エネの導入や原子力発電所のリプレース・新增設や、小型モジュール炉や核融合炉といった新技術を開発・投資していく等、多くの事業に取組まなくてはならない。 また、GX・DX 推進のためには電源だけでなく、併せて送配電事業者による系統拡充事業を着実に計画・実施していくとともに、安定供給のための老朽化した送配変電設備の更新工事も確実に行う必要がある。旧一般電気事業者の投資力はかつてより大きく脆弱化しており、予見性を伴わなければ長期的な巨額投資の実行が叶わない以上、机上での議論・検討だけでなく、融資がスムーズに行われるよう政府や金融機関等を含めた官民で調整しながら可及的速やかにスキームを構築・導入しなくてはならない。	官民連携の下で必要な投資が進むよう、速やかに制度設計に取り組んでまいります。
		供給力確保		「容量市場に関する既存契約見直し指針」では、契約上の kW 価値の有無とその対価に対する考え方を事業者間で誠実に協議し整理の上、本指針の基本的な考え方に則り、適切な時期に既存契約の見直し協議が行われることが望ましいとしています。容量市場に関する取引
		6	電力・ガス取引監視等委員会等による監査権限の明確化や、不適切な対応が確認された場合の公表・是正勧告等の措置を行うべき	

		【意見内容】 安定的な供給力の確保と費用負担の公平性を両立させる観点から、容量市場の導入に伴う既存の相対契約等の見直し（kW 価値相当分の調整）に関して、現在、国から示されている指針（容量市場に関する既存契約見直し指針）の実効性を抜本的に高めるための具体的な制度的措置を講じられるべきと考えます。 具体的には、容量市場から容量確保契約金を受領している発電事業者に対し、既存契約における kW価値相当分の調整状況や交渉経緯についての定期的な報告を義務付けるとともに、電力・ガス取引監視等委員会等による監査権限の明確化や、不適切な対応（合理的な理由のない調整拒否等）が確認された場合の公表・是正勧告等の措置を検討いただきたく存じます。 【理由】 電力システム改革の進展に伴い、中長期的な供給力を維持・確保するために容量市場が果たす役割は極めて重要で、発電事業者の固定費回収の予見性を高め、将来にわたる安定供給の基盤と位置づけられている制度と承知しています。一方で、容量市場の開始以前に締結された既存の相対契約等においては、契約価格の中に kW 価値（固定費）相当分が含まれているケースが一般的です。制度設計上、発電事業者は容量市場から kW 価値の対価（容量確保契約金額）を得るため、既存契約において二重取りとならないよう、政府からは「容量市場に関する既存契約の見直し指針」が発出されています。しかし、当該指針は当事者間の協議を促すものであり、是正を強制する法的効力を有しておりません。現状、発電コスト情報の非対称性や交渉力の格差等により、発電事業者との協議が整わず、二重負担の状態が解消されていない、あるいは、解消の目途が立っていない事例もあろうかと思われます。小売電気事業者が合理的な理由なく二重負担を強いられ続ける状況は、公正な競争環境を阻害し、小売電気事業者の経営体力を不当に削ぐものであり、ひいては安定供給の担い手としての機能を低下させかねません。 本中間整理（案）で示されているように、今後、小売電気事業者に対する供給力確保義務の強化や、kW 価値も取引対象となり得る中長期取引市場の導入が検討されている中、既存契約における kW 価値の二重取り問題という足元の課題が解決されないまま、新たな義務や市場取引が積み上がっていくこととなると、小売電気事業者にとって二重負担の問題がより深刻化・複雑化する恐れがあります。 このため、次世代の電力システムにおける制度の公平性と透明性を担保し、不当なコスト上昇を抑制するため、指針を単なる努力目標にとどめず、容量確保契約金を受領する事業者に対する定期報告義務や監視・検証メカニズムを導入することで、その実効性を確実に担保するための検討がなされることを要望いたします。	は電力広域的運営推進機関が定めたルールに基づいて行われますが、既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができます。
		7 容量市場の見直しにあたり、現行制度の効果を検証すべき	2021年度メインオークション（2025年度実需給）以降においては、電力広域的運営推進機関にて公表される約定結果公表資料にて、調整機能あり電源の約定容量を公表しておりますのでご参照ください。
		【意見内容】 ・容量市場制度の見直しにあたり、本制度の導入目的「発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保や、中長期的な供給力不足に対処する」に対し、現行制度がどの程度効果を発揮しているかについて、十分な検証を行うべきと考えます。 その上で、現状の課題を明確化し、制度改善を進めることが重要であると考えます。 ・また、現行制度において発電事業者が受領している容量確保契約金の使途や、小売電気事業者との相対契約において当該収入が適切に反映されているかについて実態を把握し、制度運用の透明性を高める必要があると考えます。 ・さらに、容量市場と同様に安定的な供給力確保を目的として検討されている供給力(kWh)確保義務や中長期取引市場について、それぞれの役割分担や位置付けを整理し、制度間の整合性が確保されるよう検討を進めていただきたいと考えます。 【理由】 ・容量市場は、4 年先を対象とした単年約定が中心であり、約定価格が乱高下する状況が続いています。この結果、発電事業者は安定的な収益の予見性を確保することが困難となり、設備の維持・新設に向けた投資インセンティブが十分に機能していない可能性があると考えます。また、小売電気事業者に偏った容量抛出金の負担は大きく、競争環境や電力自由化の理念が損なわれるおそれがあります。 ・このような課題が十分に整理・検証されないまま制度見直しが進められた場合、小売電気事業者の負担がさらに増加する一方で、社会全体の便益向上につながらないおそれがあります。そのため、まずは現行制度の効果検証を丁寧に行い、課題を明確化した上で制度設計を進めることが不可欠であると考えます。	電力広域的運営推進機関における「容量市場の在り方等に関する検討会」を主体として、容量市場の2025年度包括的検証を実施しているところ。その中では、事業者から容量市場の将来に向けた気づきやアイデア等を募るCall for Evidence（以下、「CfE」という）について説明し、10月10日から11月10日にかけて実施しました。
			CfEでは、「①制度主旨の再確認」の項目の中で、事業者や関係者の皆様より、多数の回答のご協力をいただいたため、これらを整理し、今後の制度の見直しの参考としている方針です。
			容量市場と中長期取引市場との位置付けの整理（量的な供給力の確保を求める目的等）については、本とりまとめに記載の通りですが、運用に向けた詳細検討については、いただいた点などに留意しつつ、引き続き検討を進めて参ります。
		8 容量市場メインオークションについて、投資予見性を高めていくために、より適正なものとなるよう検討を行うべき	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WG の結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。
		【意見内容】 容量市場の約定価格の変動は、小売事業者の経営（抛出金の価格転嫁含む）、ひいては需要家の料金負担に影響を及ぼす。今回議論されている容量市場の見直し等は負担増の方向であり、約定価格が上昇しその変動幅も拡大する可能性がある。抛出金負担の適正化とともに、負担の年度間平準化（約定価格の変動抑制・安定化）のための方策を講じていただきたい。 【理由】 ・容量抛出金は小売事業者のコストの大きな割合を占めている。大幅な約定価格の変動は事業計画の策定を困難にするため。 ・約定価格が年度毎に大幅に変動する市場では、発電事業者にとっても長期的な電源投資の適切なシグナルとして機能しにくいため。	引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
		9 容量市場の見直しにおいて、費用対効果の最大化と円滑な価格転嫁に向けた努力・工夫を行うべき	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WG の結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。
		【意見内容】 供給力確保のための容量市場の見直し等においては、小売事業者と需要家への費用負担の増加が生じる。このため、以下のように費用対効果の最大化と円滑な費用転嫁に向けた努力と工夫をお願いしたい。 ①容量市場の指標価格について、シングルプライスでの約定方法の是非や、電源費 用格差（電源種や経年数によるコスト相違）の妥当性等を定量的に検証すること ②上記検証を踏まえ、制度的見直しを含め供給力確保費用の抑制を図ること ③不落札電源維持の費用負担等についても同様に費用抑制を図ること 【理由】 「容量市場の在り方等に関する検討会」におけるNetCONE仮試算にも見られるよう、約定価格の大幅な上昇が費用負担者である小売事業者に懸念されているところ。小売事業者の費用負担適正化、ひいては需要家負担の適正化のため。	引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
		【意見内容】 容量市場（抛出金、契約金）に関する費用の需要家への転嫁円滑化を図るため、以下の措置を講じていただきたい。 ①相対取引価格に含まれる「容量確保契約金」の反映額について実態（各取引への配賦状況、小売事業者への明示状況）の検証。加えて、小売事業者への反映額明示のガイドライン等への規定化。 ②需要家への円滑な転嫁を可能とするため、「料金明細への記載義務化」などの措置の検討・要請。 ③容量抛出金等の費用負担の必要性やその仕組みについて、小売事業者の説明努力のみに委ねるのではなく、政府が前面に立った需要家・国民への理解増進活動実施。 【理由】 ・容量抛出金を負担する小売事業者が、需要家に対して価格改定の根拠を正確かつ透明性をもって説明するためには、発電側からの反映額の明示が不可欠であるため。 ・相対取引において容量確保契約金の反映額が曖昧なままでは、旧一般電気事業者グループ内小売事業者と新電力等の小売事業者との間で不公平なコスト負担が生じる懸念があるため。 ・容量抛出金は最終的に電気料金へ転嫁される性質を持つ。負担プロセスの透明化を徹底しなければ国民の納得感を得られないため。	
		10 供給側の対策について、需給側と一体にした対策を講じるべき	ご意見のとおり、需要家側の省エネルギーやダイマンドリスパンスといった取組も重要で

		【意見内容】 「中長期的な需給・系統状況を踏まえた供給力の確保」について、供給側の対策を進めることに賛同する。一方で、供給側の対策が進んだとしても、夏冬の需要が引き続き増えてしまった場合には、追加対策が必要になってしまうため、需要側と一体になった対策が必要となる。 需要側の対策については、省エネ法で「電気需要最適化」の取組が進んでおり、これは再エネに合わせた需給調整と電力のピークカットなども含む概念と理解している。今の状況を踏まえると、東日本大震災後と同様、自家発電の増設への支援等、電力のピークカットを重視した施策を需要側でも積み上げていく必要がある。 【理由】 意見内容に記載のとおり、中長期的な安定供給確保のためには、供給側の対策だけでなく、需要側の対策も一体的に進めていく必要があるため。	あることから、需要家側の取組を促進するための検討を引き続き進めてまいります。
		11 供給力不足の原因分析が不十分 【意見内容】 供給力不足の原因分析が不十分であり、再エネ導入による火力稼働率低下を主因とする整理は適切ではない。市場設計の不備（容量市場の価格シグナルの弱さ、燃料費調整の遅れ）が供給力減少の主要因である点を明確にすべき。 【理由】 火力発電の休廃止は、再エネ導入よりも「市場で収益が確保できない」ことが原因である。容量市場の指標価格が低すぎることで、燃料費高騰時の小売価格転嫁が遅れたことなど、制度側の問題が大きい。原因を誤ると、誤った対策（再エネ抑制・火力維持偏重）につながる。	容量市場の指標価格（Net CONE）について、最新のコスト検証WGの結果を反映した価格に見直す議論を実施しています。指標価格（Net CONE）の見直しに伴い応札可能な上限価格も上方修正されるため、これまで上限価格以上で不落札となっていた電源が、一定程度確保可能になる見込みです。 また、燃料価格の変動を電気料金に適正に反映するために、経過措置料金においては、燃料費調整制度を導入しております。
		電力ネットワークの次世代化 12 早期連系について、蓄電池・コジェネの併設を特定の条件に加えるべき 【意見内容】 第5回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（2025年10月15日）資料5 p.21に通じ、大規模需要について特定の条件下で早期に連系する方策を検討していくこととされている。大規模需要は早期の供給力確保のために蓄電池・コジェネ等を併設することが有効となるため、特定の条件の一つとして蓄電池・コジェネ等の併設を検討いただきたい。 【理由】 大規模需要の条件付き早期連系の検討にあたっては、有効な対応となる蓄電池・コジェネの併設も検討の視野に含めていただきたいと考えるため。	「特定の条件付での早期連系」は、例えば特定時間帯やN-1時の受電制限などの条件を前提として、需要家が早期に連系する仕組みを想定しており、現在、特定条件の詳細な決定方法等について検討を進めております。
		電源・系統への投資に対する公的ファイナンスの整備 13 公正な競争環境が構築されるようなファイナンス支援とすべき 【意見内容】 脱炭素電源への投資促進に向けたファイナンス支援について、特定の手法(デット性資金)への支援に偏ることなく、企業が多様な資金調達手法が取れる支援制度とし、脱炭素電源の投資環境について、資金調達力も含めた公正な競争環境が構築される支援とすべきと考えます。 【理由】 大規模な電源投資に係るファイナンスについては、事業者の与信や資金調達の方針(資本政策)等も踏まえて検討されるものです。政府の信用力を活用した融資等のファイナンス円滑化の方策は、主にデット性の資金を対象にしているものと考えられます。政府の信用補完は、企業の借り入れ(コーポレートファイナンス)やノンリコースのプロジェクトファイナンス組成がしやすくなるなどの利点はあるものの、日本大学の安藤委員が指摘しているとおり、資本コストが下がり適切な投資判断が損なわれる懸念や、安易な見積もりによる事業計画の進行を避けるための多面的な企画／検討のインセンティブが重要であると考えます。また、デット性資金への支援は、既存の化石燃料由来の発電所をもつ大規模発電事業者(旧一般電気事業者等)が、自らの与信や資本コストを考慮せず脱炭素電源への投資がしやすくなる観点で、資金調達力を含めた公正な競争が働かなくなる懸念があります。脱炭素電源への投資拡大のための政府支援は重要である点については理解しますが、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むよう、融資等への政府の信用補完以外の方策も広く議論していただくようお願いいたします。	電力分野において、必要な供給力を確保し、電力分野の脱炭素化を実現するためには、短期間に大規模な投資を行っていくことが必要です。そうした中で、今回は、短期間に多くの資金調達が行われることで、これまで以上に資金調達が困難になるおそれが指摘されており、こうした課題に対応するため、融資制度を設けることにしました。他方で、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むことは重要であると考えており、電力分野における投資資金の円滑な調達に向けた取組を総合的に推進していく観点から、引き続き必要な検討を進めてまいります。
		14 原子力発電への融資制度はやめるべき 【意見内容】 主に原発を意図した大規模電源の新設を支援する新たな融資制度案は導入すべきでない。 【理由】 提案されている融資制度は、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が、大規模脱炭素電源を建設しようとする事業者に対して財政融資を行うというものである。また、万一の場合に備え一般送配電事業者から拠出金等を回収するしくみも同時につくることとなっている。対象となるのは、「50万kW以上」かつ「建設期間が10年以上」（案）の電源であり、これにあてはまるのは原発である。原発のコストは近年上昇し続け、欧米で最近建設されているものはいずれも数兆円となっており、日本においても今後物価高騰や円安によりさらに上昇する可能性がある。 https://foejapan.org/issue/staffblog/2024/10/10/staffblog-20704/ さらに、「万一の場合に備え」として一般送配電事業者からの拠出金回収の枠組を設けるとしている。建設コストが大幅に上昇した場合、事業者からの返済の不足分に充てられる可能性がある。これは、本来事業者が負うべきリスクを、一般送配電事業者経由で消費者が負担することになる。 ここ数年の議論で、原発建設は事業期間の長さや巨額のコスト、さらにコスト上振れ等リスクの大きさから、民間銀行の融資のみでは不十分であり、投資予見性が低いことが示されてきた。また、原発に関しては、事故のリスクや核のごみの処分など大きな問題がある上、すでに研究開発や立地地域への交付金等、莫大な国費がつぎ込まれている。そのような事業に、国が融資してリスクを肩代わりし、さらに「一般送配電事業者からの拠出金」というかたちで消費者負担のしくみをつくることには正当性がない。	今般検討している電力広域機関による貸付制度は、民間金融を補完し、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進し、電気の安定供給に必要な供給力を確保するためのものです。 特定の電源種のみを対象とするものではなく、安定供給と脱炭素化の両立に資する電源を対象とすることを想定しており、こうした観点から、具体的な支援対象は今後詳細を検討していきます。 なお、今回の貸付制度は、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協調して貸付けを行うものであり、貸付先の電気事業者に対し、適切な期間での返済を求めるものです。また、基本的には、貸付けに当たっては、電気事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、それを電力広域機関において積立てることにより、財政融資資金を国に確実に返済させることを担保する仕組みを検討しています。加えて、万が一の場合に備え、一般送配電事業者からの拠出金等によって貸付け原資を回収することも検討していますが、これは上述の対応を行ってなお貸し倒れが発生する限定的な場合に備えた仕組みであり、今回の融資制度の導入によって直ちに電気料金が上がる性質のものとは考えておりません。なお、今後の電力需要増加に見合った脱炭素電源を十分確保できるかは我が国の経済成長や産業競争力を左右するものであり、今般の貸付制度による電源・送電線の投資の迅速化は、そうした需要家ニーズに迅速に対応するものであり、その効果は需要家全体に裨益するものと考えております。
		15 電力広域的運営推進機関による財政融資については透明性を確保すべき 【意見内容】 電力広域的運営推進機関による財政融資の導入は、実質的に国民負担を増やす制度であるにもかかわらず、負担の帰着や透明性に関する説明が不足している。制度導入前に、国民負担の試算と情報公開の仕組みを明確にすべき。 【理由】 返済原資は託送料金であり、最終的には需要家が負担する。巨額の電源・系統投資を公的融資で支える場合、費用対効果や事業者のリスク負担のあり方を明確にしなければ、電力会社の救済と受け取られかねない。	今回の貸付制度では、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協調して貸付けを行うものであり、貸付先の電気事業者に対し、適切な期間での返済を求めるため、国民に広くご負担いただくようなものではありません。また、基本的には、貸付けに当たっては、電気事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、それを電力広域的運営推進機関において積立てることにより、財政融資資金を国に確実に返済させることを担保する仕組みを検討しています。加えて、万が一の場合に備え、一般送配電事業者からの拠出金等によって貸付け原資を回収することも検討していますが、これは上述の対応を行ってなお貸し倒れが発生する限定的な場合に備えた仕組みであり、今回の融資制度の導入によって直ちに電気料金が上がる性質のものとは考えておりません。なお、今後の電力需要増加に見合った脱炭素電源を十分確保できるかは我が国の経済成長や産業競争力を左右するものであり、今般の貸付制度による電源・送電線の投資の迅速化は、そうした需要家ニーズに迅速に対応するものであり、その効果は需要家全体に裨益するものと考えております。
		事業者の創意工夫と規律を両立する電力取引環境の整備 16 小売電気事業者への量的な供給力（kWh）の確保義務は、事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があるため慎重に検討すべき	小売電気事業者に対する量的供給力の確保については、2022年に発生したロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機では、スポット市場価格の高騰に伴い、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に、意図しない契約解除や最終保障供給への移行（特別高圧・高圧分

		【意見内容】 小売電気事業者に対する「量的（kWh）な供給能力の確保」義務化の検討に関しては、提示された「中間整理」において「継続検討」とされている現状を支持します。しかし、今後の議論においては、本施策の目的と手段の整合性を改めて整理するとともに、義務量算定の実務的な困難さや、それを根拠としたエンフォースメントの妥当性について、より慎重な評価がなされるべきと考えます。 固定的な予測や過去実績に基づく義務量の算定は、需要変動がある自由化市場の実態と乖離する可能性があり、これを根拠に行政命令や登録取消といった重い処分を行う制度設計には課題があります。また、多くの小売電気事業者は、近年の市場価格高騰の経験を経て、既に自主的なリスクヘッジや調達ポートフォリオの改善を進めています。こうした事業者の自律的な対応が進む中で、一律かつ硬直的な義務を課すことの是非については、改めて慎重な検討を求めます。 【理由】 1．施策の目的と手段の関係性 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識があったことは承知しております。昨年3月の検証報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、小売電気事業者の協力（長期的な視点での卸契約の締結等）が必要である旨が指摘されています。 一方で、今般の「とりまとめ」や「中間整理」の案においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども含まれています。目的がこのように多義的に広がる中で、今般のとりまとめ（案）には記載が消えているものの、議論の過程において「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が政府より提示され続けました。しかし、これら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについては、検証が必要です。この点については、小委、WGの委員からも声が上がっていたものと承知しています。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 2．義務量算定の困難性とエンフォースメントの課題 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。 議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識がございました。昨年3月の電力システム改革の検証に関して電力・ガス基本政策小委員会でまとめられた報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、長期的な視点での卸契約の締結等関係事業者の協力が必要とされていると承知しています。一方で、今回公表された「中間整理」や「とりまとめ（案）」においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども含まれています。目的がこのように多義的に広がる中で、小委及びWGでの審議過程において政府より提示され続けてきた「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が、それら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについて検証が必要です。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 3．事業者の自律的な適応の進展 今回の中間整理では、規制強化の必要性として、市場価格高騰時の小売電気事業者の経営不安定化が挙げられていますが、多くの小売電気事業者は、2020年度及び2022年度の市場価格高騰や需給逼迫の経験を経て、既に自律的な行動変容を遂げています。 具体的には、スポット市場への依存度を見直し、発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きや、市場連動型プランの導入によるリスク分担、先物市場の活用などが進んでいます。このように、市場メカニズムを通じた学習により、事業者のリスク管理体制が強化されつつある中で、一律の義務を課すことは、効率的な市場形成を歪め、かえってコスト高を招く恐れがあります。まずは事業者の自主的な取組み状況を評価し、規制は必要最小限にとどめるべきです。 4．燃料調達リードタイムとの不整合 審議過程においても、「燃料の長期安定調達」という当初の目的に照らし、「N-3年度（3年前）」という期間設定は実効性に課題が残る旨のご発言もあったかと認識しています。一般的に、LNGの長期契約交渉や新規ガス田の開発投資決定は、実需給の5年から10年前という長期スパンで行われます。N-3年度の段階で小売電気事業者の契約を義務付けたととしても、発電事業者の燃料調達や投資判断のタイミングとしては遅く、新規の燃料調達・電源開発を誘発する効果は限定的であると考えられます。 サプライチェーン全体の実務的なタイムラインと整合しない規制は、意図した効果を生まないばかりか、小売電気事業者に在庫リスクを一方的に負わせる結果となりかねません。政府サイドからは、審議会の場合、或いは、これに限らず政府の見解が説明される場においても、これで十分であると認識しているとの説明もなされたものと承知しています。	野）を強いるなど、負担や混乱が生じたこと、小売電気事業者の退出に伴う託送料金等の不払いも発生したこと、また、国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動は国民経済に影響を与え、社会的に許容し難いことが明らかになったことなどを踏まえて、検討を行っているものです。検討にあたっては、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することが出来る環境を維持することや、小売電気事業者に過大な負担が生じることを回避することを考慮した制度設計とすることが必要です。 また、旧一般電気事業者系の発電事業者は内外無差別卸のルールの下、供給力の平等な提供をすることとされています。小売電気事業者に対する量的供給力の確保にあたっては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて、3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があることから、制度の開始時点までの間に、小売事業者における発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きなどの自主的な取組み状況を含め、継続的に取引状況などを検証しつつ、必要があれば発電事業者の対応も含めて、追加的な対応を検討してまいります。 こうした検証等を行う中で、小売電気事業者の自立的な適応の進展の確認を行い、実需給の3年度前や1年度前のkWh確保が難しい場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行い、過度な規制とならないよう配慮をする必要があると認識しています。また、義務の履行手段として金融的なヘッジ手段である電力先物をどのように活用しうるのか、実務的な執行可能性などの論点や電力先物の実態を整理した上で、継続して検討を行います。 本施策による燃料調達や電源投資に関する発電事業者の予見性確保については、副次的な効果を及ぼすことはあると考えるものの、一義的な目的ではないことを踏まえ、実需給からの期間を空けるほど確保すべき供給力の見積もりが難しくなるといった小売電気事業者の負担を考慮した上で、3年度前のkWh確保を提案しているところです。
	17	中長期市場の整備と一体で検討すべき 【意見内容】 ・義務化の導入には慎重であるべきだが、導入する場合は、まず中長期取引市場を先行して整備し、効率的な義務履行手段の蓋然性を高めた上で義務化を開始していただきたい。 ・小売事業者は既に容量市場を通じて供給力（kW価値及び一部のkWh価値）の確保費用を負担している。量的（kWh）確保義務の施行にあたっては、義務履行時の容量市場との二重負担（義務の二重履行、相対取引による義務履行時を想定）を構造的に防ぐ仕組みを講じていただきたい。 ・施策目的に照らし、量的な供給力確保義務を求める時期を1年前とされたい。なお、3年前の根拠となっている発電事業者の予見性確保のためには、中長期取引市場の魅力を向上させ供給力確保義務に関わらず取引が活性化されることが肝要であると申し添える。 ・3年前義務化を導入する場合には、悪質な場合を除きペナルティー無しとされたい。 ・「（現物と組み合わせられた）電力先物」について、政策目的に照らして適切な取引種類であれば、義務履行の手段として認めていただきたい。 ・「市場連動メニュー」をはじめとする、需要家がリスクを理解した上で選択しているメニューについては、義務対象設定の考えにおいて配慮いただきたい。 ・「変動性再エネ」電源の供給力算定の考え方について、事業者との丁寧な対話を経て策定いただきたい。 ・P66「仏国における検討状況」の記載は誤情報の懸念が強いため、根拠として引用する際はあらためて精査すべき。 【理由】 ・小売事業者は既に容量市場（kW）でコストを負担しており、さらなるkWh義務化は新電力の創意工夫（柔軟な調達）を阻害しかねない。また、3年前の需要予測は不確実性が高く、義務化が先行すれば「売り手市場」を招き、国民負担が増大するおそれがある。導入するのであれば、義務達成のための調達環境を予め整えるべきであるため。 ・固定費を含んだ価格でのkWh調達を強いることは、形を変えた国民（需要家）への二重負担に直結するため。 ・現物取引と組み合わせがされているなど、政策目的に合致する種類の先物取引については、義務達成の調達手段の	小売電気事業者に対する量的な供給力確保義務は、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があると整理されており、引き続きパッケージとして中長期市場と両輪で検討を進めてまいります。 本施策の導入に際しては、中長期市場等の供給力確保手段の検討と併せて、量的な供給力を適切に確保した小売電気事業者の容量抛出金の扱いを含め、制度間の合成の誤謬が生じるもののないような調整を検討することとしています。 本施策の導入に際しては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があるとしており、取引状況や追加的な対応を踏まえてもなお、求める時点でのkWh確保が難しい場合には、要因を分析した上で、確保を求めるkWh量や時点の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。 また、実効性確保のための履行を促す措置の在り方については制度目的の達成や小売電気事業者間の公平性や予見性の確保などを踏まえ、引き続き検討してまいります。 電力先物については、現物の調達を伴わない金融商品であり、それ自体を供給力として評価することは難しい一方で、現物取引と組み合わせることで、価格を安定させた上での電力供給が可能になるという面もあります。量的確保における調達手法は、現物での確保を原則としつつ、電力先物をどのように取り扱うかについては、中長期の取引状況及び電力先物の取引状況などを確認した上で、引き続き検討してまいります。 事業者や需要家の判断等により、事業者の義務の範囲が変わりうる制度は恣意性が高く、また、その行政で真正性を確認することは困難であることから、個別料金メニューの配慮について、制度設計に取り込むことは難しいと考えられます。小売電気事業者の実態も踏まえ、その多様なビジネスモデルを阻害しない工夫をどのように講じるか、ビジネスの実態に即した検討を進めてまいります。 小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、確保する

		多様化を図る意味でも、認められるべきものとするため。 ・市場連動メニューなど、小売事業者の創意工夫から生まれた多様な料金メニューは尊重されるべき。市場連動メニューへの配慮がなされない場合は、小売事業者への過大な負担になるとともに、需要家の選択肢を狭めることとなり、システム改革の本旨から外れるものと考えられるため。 ・変動性再エネの出力特性を踏まえた制度設計となるよう配慮いただきたいため。 ・当該引用について、下記箇所など、仏国の引用の誤りが見受けられたため。 (以下は当社による和訳（A I による機械翻訳）、抜粋及び注釈) ----- フランス共和国 エネルギー規制委員会（CRE）公開協議 第2024-08号 3. 供給事業者のヘッジ義務の定義 3.1. ヘッジ義務の範囲 3.1.1. 対象となる消費者 3.1.2. 対象となるオファー ヘッジ管理は、一方では固定価格または調達スキームにおける供給事業者の契約上のコミットメントに関わる量と、他方ではこれらのコミットメントを尊重するための供給事業者の実際のヘッジ慣行との間の適合性の評価によって定義されます。CREが想定する慎重な枠組みは、固定価格のオファーの管理に限定されるものではありません。なぜなら、フランス市場には、ヘッジ不足の場合に供給事業者を同様にリスクにさらす、さまざまなオファー（クリック価格、平滑化された参照にインデックス化されたものなど）があるからです。したがって、契約上のコミットメントの評価を契約上のコミットメントに限定して、契約上のコミットメントの対象となるオファーの種類を特定することが適切です。 慎重な管理の枠組み内で、CREは、価格または調達スキームに関する契約上のコミットメントの対象となるオファーにのみ、最低ヘッジレベルを適用することが必要であると考えています。 ● 例1：固定価格のオファーは、消費者に販売価格を約束した供給事業者に、消費予測全体を上流で可能な限りヘッジすることを義務付けます。 ● 例2：スポット市場にインデックス化されたオファーは、供給事業者が消費日の前日までオープンポジションを維持することを可能にします。 【当社注：スポット市場について、実需給前日までに確保すればよいとされています】 3.2.3. 目標となる最低ヘッジレベル 最低目標ヘッジレベルの規模設定は、メカニズムの有効性を確保するために中心的です。現時点では、CREは、この最低レベルが、3.1.2で対象となるポートフォリオのオファーの予測消費量の100%に設定されることが適切であると考えています。発生する可能性のある一時的なずれをカバーするために、規範的な許容範囲を考慮に入れることができます。このため、CREは、最低ヘッジ率を97%に下げ、3%の許容範囲を提案します 考慮される予測消費量について： ● 実際の消費量と予測消費量の間のずれは、契約のマークアップによってカバーされるとCREは推定しているため、実際にポートフォリオにある顧客の通常温度での消費量となります。 ● 中口および大口のポートフォリオでは、価格コミットメント（固定価格またはクリック価格）を持つオファーを提供する供給事業者は、早期解約補償（IRA）を導入することができます。したがって、CREは、考慮される予測消費量が、コミットされた量に対応する必要があると考えています。 ● 大衆市場（個人向け）では、卸売価格が下落した場合に、供給事業者のポートフォリオに減少リスクをもたらす、解約手数料の有無を考慮に入れる必要があるとCREは推定しています。したがって、CREは、解約手数料を含まない	供給力の負荷の形式（ベース・ミドル・ピークなど）は問わないことを基本としており、再エネ電源を含め、確保を求める電源の種別は問わないと整理しているため、再エネ電源からの調達を制限するものではありません。 仏国も含めた他国における検討状況については、今後の進捗も含め、その内容の精査を進めてまいります。
		18 容量市場との関係整理を具体化すべき 【意見】 中長期取引市場の創設に向けた議論が進展していますが、制度の具体的設計にあたっては、容量市場との役割分担およびコスト構造の関係性を明確にし、小売電気事業者（ひいては需要家）による「二重負担」の発生を確実に回避できる仕組みの実装を求めます。 中長期取引市場で取引される電力価格には、発電事業者の固定費が含まれることが想定されますが、kW 価値（固定費の一部）は既に容量市場において取引・回収される仕組みが存在します。小売電気事業者が容量拠出金を負担しつつ、さらに中長期市場においても重複して固定費相当分を支払うことになれば、不当な二重負担となり、電気料金の上昇を招くことになります。この点に関する調整メカニズムの具体化が、市場創設の前提条件となるべきと考えます。 また、中長期市場により形成される価格が、指標化し、相対取引も含めた電力市場に影響を及ぼすこととなりますが、国際的に未確立・未成熟な現物型の市場をこのタイミングで導入することの適切性について、十分なアセスがなされていないことを危惧しています。 【理由】 1. 容量市場との役割重複とコスト構造の課題 現行制度下においては、将来の供給力（kW 価値）を確保するためのメカニズムとして、既に容量市場が導入され、運用されています。容量市場の主たる目的は、発電事業者の固定費の回収を支援し、将来にわたって必要な供給力を維持・確保することであり、このコストは小売電気事業者が支払う容量拠出金によって賄われています。 一方で、今回新たに検討が進められている中長期取引市場は、主に小売電気事業者が将来の電力量（kWh）を安定的な価格で調達することを目的としています。しかし、発電事業者がこの市場で電力を販売する場合、その入札価格には、燃料費などの可変費だけでなく、固定費を上乗せして設定することが想定され、「とりまとめ（案）」P91 においても、「電源の固定費と可変費を含む形で設定することが基本」と明記されています。ここに、制度設計上の課題、すなわち発電事業者による二重取り、と小売電気事業者による二重払いのリスクが生じます。もし、容量市場で固定費の一部を回収している電源が、中長期取引市場においても固定費をフルに転嫁した価格で電力を販売すれば、同一の固定費に対して二重に収益を得ることになり、逆に小売電気事業者は二重に支払いを	ご指摘いただいた容量市場との関係整理については、発電事業者による固定費の二重取り（小売事業者による固定費の二重払い）を回避するための調整を行うことを第一に、今後詳細を検討してまいります。

		強いられることになります。これは経済的に不合理であり、そのコストは最終的に電気料金の上昇につながります。 2. 具体的な調整メカニズムの必要性 「とりまとめ（案）」P.102において、「容量市場との関係においては、発電事業者による固定費の二重取りが生じるおそれがあることから、これを回避するための調整が必要である」との認識が示されたことは、問題の所在が共有されている点において重要です。 しかし、現時点では「調整が必要」という認識にとどまっており、具体的な解決策は示されていません。例えば、以下のような措置が不可欠であると考えられます。 ❶容量収入の控除（還付）：発電事業者が中長期市場で電力を販売した場合、その販売量に応じた容量市場からの収入を調整する、あるいは中長期市場の決済価格から容量収入相当分を控除する仕組み。 ❷入札価格への反映: 容量市場で落札している電源については、中長期市場への入札価格において固定費の重複転嫁を制限するルール。 これらの調整措置が不十分なまま市場が開設されれば、小売電気事業者はコスト高を懸念して中長期市場の利用を敬遠することになりかねません。市場の流動性を確保し、制度を機能させるためにも、二重払いを回避するメカニズムの実装が求められます。ガイドライン等での緩い指針・考え方の提示ではなく、仕組みとして排除されるような市場制度設計が必要と考えます。 3. 規制遵守のための市場形成への懸念 さらに、中長期取引市場が、「量的な供給力確保義務」を履行させるための受け皿として設計されている側面があることにも留意が必要と考えています。 規制遵守のために市場を創設するアプローチは、足下を見る市場参加者により市場の健全な発展を阻害するリスクがあります。政府案では、「一定規模以上の発電事業者に対する供出の求め（義務化）」などが検討されていると承知していますが、供給サイドを人為的に作り出す措置は、価格形成を歪める可能性があります。規制によって作られた市場価格が実勢を反映しないものとなれば、公正な価格指標としての機能を果たさない懸念があります。また、この中長期取引市場は、与信等の問題から長期の相対契約が難しい事業者が中長期の供給力を確保するためのセーフティネットとしての役割を果たしていくことが想定されていると認識しています。このため、こうした事業者が買い側として市場参加することが見込まれますが、こうした事業者は小ロットの取引になることが想定されます。開設当初から流動性の高い市場となることは難しい中で、小ロット・低流動性の取引により形成された価格が、相対契約まで含めた価格指標として妥当性あるものとなるのかについて疑問があります。さらに、売り側が市場の実態を反映しないリスクプレミアムが乗せて札を入れ、リスクプレミアムが乗った価格が価格指標化することになれば、この市場のみならず、相対取引も含めて供給力調達コストが上がることにつながりかねず、この観点での事業者の入札行動に対するルールや監視が不可欠と考えます。 国際的にも、現物の受け渡しを伴う長期電力市場の運営は流動性の確保が難しく、金融決済を中心とする先物市場がリスクヘッジの主流となっているのは周知の事実かと認識しています。政府は、物理的な受渡しを伴う中長期市場の制度設計に固執するのではなく、金融先物市場の活性化支援など、より柔軟でグローバルスタンダードに即したアプローチも併せて検討することが望まれます。	
	19	議論の全体像との整合、分散型エネルギーリソース・アグリゲーターの明確な位置づけ、インバランス責任の整理、インバランス料金設計等について検討すべき ❶議論の全体像と整合性の再確認: この制度検討は、現在の卸電力市場や需給調整市場などの電力市場の枠組みを抜本的に変更するものです。しかし、これまでなされてきている議論は、技術的詳細に偏重しており、視野を広げ、送電系統・配電系統の区別なく、全てのリソースを最適活用するという大局的なビジョンを再確認することが不可欠と考えます。 その上で、仮にローカル系統に特化した議論を別途行う場合でも、基幹系統メインの議論とそれ以下の配電系統も含んだローカル系統の議論を整合的に進められるべき考えます。 ❷分散型エネルギーリソースとアグリゲーターの明確な位置づけ: ローカル系統に接続する分散型エネルギーリソース（DER）と、それを束ねるアグリゲーターが市場に参加できる道筋を、制度設計の初期段階から明確に組み込むことが必要です。これらを後付けのオプションとするのではなく、市場の基本構造に織り込むべきです。 ❸検討体制の透明性向上: 多様なステークホルダーが参画できる透明性の高い検討プロセスを確保することが必要です。 【理由】 1. 国家エネルギー戦略との整合性とイノベーションの確保 同時市場の導入は、kWh（電力量）と ΔkWh（調整力）を同時に約定させ、社会全体の余剰を最大化する重要な改革です。しかし、現在の検討状況を見ると、その設計思想が「大規模電源や基幹系統（上位系統）の運用最適化」に集中しており、下位系統（ローカル送電系統、配電系統）やこれら系統に接続する供給リソースの視点が十分でない懸念があります。 政府が掲げるエネルギー基本計画、2050年カーボンニュートラルやグリーン成長戦略においては、再生可能エネルギーの主力電源化と並んで、分散型エネルギーリソース（DER）の活用が不可欠な要素として位置づけられています。太陽光発電、蓄電池、電気自動車、さらには、需要家の行動変容を促すDRなど、配電系統側に存在するリソースは今後増加することが見込まれます。電力取引の基盤となる同時市場の設計において、これらのDERの統合が十分に考慮されていないならば、将来のエネルギーシステムの姿と整合しません。上位系統の最適化だけを追求することは、長期的には国全体のエネルギー効率を損なう可能性があります。 2. アグリゲーターの参入障壁と将来の手戻り回避 アグリゲーターは、小規模なDERを束ねて電力システムに柔軟性を提供する重要なプレイヤーです。しかし、同時市場が既存の大規模電源を前提としたルールで設計されれば、アグリゲーターの参入は困難になります。例えば、最低入札単位の大きさや、通信・制御要件が大規模プラント並みに設定されれば、事実上の参入障壁となります。これは新たなビジネスモデルやイノベーションを阻害することにつながりかねません。 欧米の先進市場では、アグリゲーターが市場の重要なプレイヤーとして位置づけられ、DERの価値を引き出すためのルール整備が進んでいます。日本においても、同時市場という新たなインフラを構築する今こそ、将来のDER大量導入を見据えた設計を行うべきです。システム開発やルール策定が進んでからDER対応を追加しようとすれば、手戻りコストや制度修正が必要となります。「形」先行で制度設計を進めるのではなく、アグリゲーターを介した柔軟な入札メカニズムなどを初期設計の段階から制度の基本的要件として含めていくことが、長期的には最も効率的なアプローチであると考えます。	ローカル系統で混雑が生じた場合、同時市場における基幹系統混雑管理と、ローカル系統混雑管理をどのように両立させていくかが課題となると認識しており、他の審議会等における検討や取り組みも踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。 DER（Distributed Energy Resources：分散型エネルギー源）については、将来の電力市場においてはDERの増加が想定されることから、入札やアグリゲーションの方法・規律等、DERの各種規律等の議論を行っていくことが重要と認識しており、引き続き、アグリゲーターの在り方等を踏まえつつ、各リソースの特性に応じた入札・価格算定方法等の検討を進めてまいります。 その他、ご意見を踏まえ、同時市場導入後の計画値同時同量制度の下の計画運用やインバランス料金のあり方等についても、詳細検討を進めてまいります。
	20	同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示すべき	今後の検討については、2025年10月15日に公表いたしました第二次中間取りまとめに記

		【意見内容】 ・同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示いただきたい。 ・発電、小売、送配電と並び、重要なプレーヤーである需要側リソース（蓄電池、DR、アグリゲーター）について役割定義を検討のうえ、提示いただきたい。また、需要側リソースの特性（火力とは異なる費用構造等）を踏まえた制度設計をお願いしたい。 ・現在市場内外で行われている調整力調達について、原則としてすべて同時市場内に取り込むよう制度設計いただきたい。 【理由】 ・同時市場は現行のスポット市場等を代替する大規模な制度変更であり、各事業者の既存の関連システムの改修や新たなシステム構築など、業務見直しに多大な時間を要するため。 ・需要側リソース（蓄電池、DR、アグリゲーター）の活躍が期待されるものの、発電、小売、送配電と同様の役割定義及び特性を踏まえた制度設計の明示が「第二次中間取りまとめ」でなされていないため。 ・新しく市場参入するリソース、余力活用といった市場外調達など、すべて同時市場内に取り込むことが調整力の調達上合理的であり、参入事業者の予見性を高めることにつながるため。	載のとおり進めていくことを予定しております。なお、同時市場導入に際して各事業者に対応が発生することも念頭において、スケジュールイメージ等について丁寧にお示ししてまいります。
		21 各社の需要に対応した多種多様な商品を扱うべき 【意見内容】 供給力確保義務化に基づく購入に依存した商品・市場設計とせず、購入者のニーズに沿った商品・市場設計とすべき。 【理由】 市場が実効的に機能し、小売事業者が魅力を感じるとともに、与信等の面でも参入可能な市場でなければ、本来の目的である「予見性の向上」につながらないため。	「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」と「供給力確保義務を課された小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達」の観点から中長期取引市場を整備することが重要である一方で、事業者が創意工夫のもとで多様な取引を行う相対取引も引き続き重要であると考えております。そのため、中長期取引市場では、中長期の相対取引で取り扱われる商品のうち定型的なものに相当する商品を取り扱うことを基本的な方向性として示しています。
		22 発電事業者による売り入札価格を監視すべき 【意見内容】 「調達義務化」を盾に、過度なリスクプレミアムや利益が上乗せされた高値での取引を強いられることは断じて容認できない。適切な価格指標形成のため、売り手（発電側）の価格形成ロジックを監視・是正する枠組みを導入するべき。 【理由】 議論されている「供出量を高める方策」では、発電事業者と小売事業者の交渉力の対等性確保が不十分と考えられるため。	中長期市場における監視のあり方としては、上限価格の設定やコストベースでの価格の算定根拠の確認といった、価格を直接的に規制するような方法はなじまないというのが基本的な方向性です。他方で、発電事業者が意図的に不当な売り入札を行うことを防ぐための監視が必要だと考えています。具体的な市場監視のあり方については、今後詳細検討を進めてまいります。
		23 商品の魅力と実効性を確保すべき 【意見内容】 商品・市場の魅力に基づく取引活性化があってこそ、スポット市場とは別の価格指標形成が実現される。特に、以下の観点から魅力と実効性を確保いただきたい。 ✓ 確保済み供給力が柔軟に活用されるよう、本市場での取扱商品の「転売」を認めること ✓ 規模に関わらず多くの事業者が参加可能となるよう、与信や証拠金等の制度への配慮 ✓ 容量市場等他市場との「固定費や変動費の二重取り（二重払い）」を解消する具体的な調整方法の検討・実行 【理由】 調達義務が先行し、実態とかけ離れたリスクプレミアムを含む高値が市場指標となれば、相対取引においても小売事業者の経営を圧迫し、最終的な電気料金の不当な上昇を招く恐れがあるため。	ご指摘いただいた転売や決済・清算方法のあり方、他市場との関係整理については、各論点について今後詳細検討を進めてまいります。
		24 費用変動を機動的に経過措置料金へ反映できる仕組みを整備すべき 旧一般電気事業者に課せられた「供給義務」を果たす上で、必要となるコストの回収は大前提である。また、公平な競争環境の構築という観点も踏まえ、外生的な要因による費用変動を機動的に経過措置料金へ反映できる仕組み（認可手続きの迅速化や制度の柔軟な見直し）は不可欠である。具体的には、燃料費調整制度の上限の見直しや、現行の料金制度が前提としていない外生的費用（非化石証書、容量抛出金、GX コスト、インフレ等）の変動について、経過措置料金への柔軟かつ機動的な転嫁が可能となる制度の導入が必要である。 事業者の負担回避、公平な競争環境の構築のためにも、上記の検討は速やかに進められるべきであり、今後の検討の進め方や考慮すべき論点についても、スケジュール感を持ってお示しいただきたい。	審議会において、経過措置料金の在り方として燃料費調整制度を含めた事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因の整理や、現行の料金制度が前提としていない制度により発生する費用等の事業者の努力の及ばない外生的な要因により発生する費用について需要家保護の観点も含めつつ、柔軟に転嫁できる制度の検討を進めてまいります。
		【意見内容】 当面は、経過措置料金の在り方についての検討を先行し、経過措置料金の解除については需要家保護等も含め慎重に検討を行うことに賛同。 その上で、事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）や、現行の料金制度が前提としていない制度等（高度化法、GX-ETS 等）について、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方を検討していくことに賛同する。本検討については、託送料金へなるべく早く反映する観点等から検討が進められている料金制度専門会合での議論も参考に、早期にご検討・措置いただきたい。 【理由】 競争圧力が十分ではない中で経過措置料金を解除した場合は規制なき独占に陥ってしまうおそれがあるため。物価上昇等の費用変動は既に顕在化している中、経過措置料金に適時適切に価格転嫁がなされなければ競争環境を歪ませることになるため。託送料金については料金制度専門会合において、極力早期に反映する観点等から検討が進められており、経過措置料金についても同様の観点から検討を進めるべきと考えるため。	
		25 需給調整市場における募集量削減は、市場の競争性を確認でき次第、廃止すべき 需給調整市場における募集量削減は、例えば応札量が募集量を定常的に上回り、調達コストが合理的水準となることが見通せた場合など、市場の競争性を確認でき次第、廃止いただきたい。募集量削減は、応札不足と調達コスト高騰に対する暫定的な措置として提案されているが、公平性・透明性の低い市場外の余力活用契約の仕組みに依存している。募集量を必要量として市場応札を促進し、競争原理による効率的な調整力調達を図るという、市場創設の本来の意義に立ち返るべきである。	需給調整市場では、応札未達により市場における競争が行われず、高単価での約定も可能となっていたことから、調整力コストの高騰が見られました。一次調整力～三次調整力①を前日取引化するタイミングでは、取引状況を予測することができないため、第110回制度検討作業部会において、募集量・上限価格について一定の措置（一次調整力・二次調整力①の募集量を1σ、上限価格を15円/ΔkW・30分とし、市場における競争状況に改善が見られない場合、段階的に引き下げること）を講じることとしました。その上で、市場への応札状況等をモニタリングし、一定の約定機会を確保しながら競争的な環境が形成されるまでの間、調整力調達コストの高騰を抑制できるように募集量・上限価格を見直すこととし、市場において十分な競争が働いていることが確認できた場合には募集量を増加させることとされました。
		26 B 種電源の一定額については、市場の競争性を確認でき次第、適切な事業報酬の計上を認めるべき B 種電源の一定額については、例えば応札量が募集量を定常的に上回り、調達コストが合理的水準となることが見通せた場合など、市場の競争性を確認でき次第、適切な事業報酬の計上を認めていただきたい。本来、競争原理の働く市場では、価格規律や B 種電源区分は不要と考える。また、蓄電池のような新規リソースや、将来的に稼働率が低下していく新設火力電源は、他市場で収益が得ることが難しく、事業継続や新設投資のためには、需給調整市場で十分な事業報酬を得ることが必要不可欠である。	B 種電源における事業報酬については、第90回制度設計専門会合（2023年10月31日）において、ΔkWの一定額には事業報酬を考慮しないことと整理されております。いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。 【参考：第90回制度設計専門会合 資料7】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/090_07_00.pdf
		27 需給調整市場の前日取引化等の既存制度の改善、地内系統混雑緩和は継続的な系統増強も踏まえた議論がなされるべきであり、また事業者の創意工夫を行える環境が現行と同等に確保されるべき	同時市場の導入を見据えた議論や詳細の制度設計については、現行制度の利点と問題点を踏まえ、また、事業者の創意工夫の観点も重視しながら、今後検討を進めてまいります。

			【意見内容】 同時市場の導入にあたっては事業者のシステム改修、電源運用体制準備等の負担が大きくなると想定される。kWh と ΔkW の取り合いの問題は需給調整市場の前日取引化等の既存制度の改善、地内系統混雑緩和は継続的な系統増強により、どちらも一定程度解消すると考えられる。今後の費用対効果分析等の検討にあたっては、このような視点も踏まえた議論がなされていくことを要望する。また、1. 「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG とりまとめ（案）」の p.56 に記載の通り、各事業者の役割や責任については現行と変わるものではないことから、仕組みの詳細検討にあたっては、事業者が創意工夫を行える環境が現行と同等程度に確保されるよう留意いただきたい。 【理由】 同時市場の導入判断や仕組みの検討にあたっては、今後の改善も含めた現行市場・制度との比較や、電力システム改革の目的の一つである事業者の創意工夫が現行と同等程度に確保されることが重要と考えるため。	
		28	中長期市場および小売電気事業者への量的な供給力確保義務の検討の方向性に賛同。両者は一体で検討すべき 中長期取引市場の検討は、量的(kWh)な供給能力確保義務の検討と足並みをそろえることが必要 【意見内容】 ・ 中長期取引市場の整備に際しては、継続検討とされている小売電気事業者に量的(kWh)な供給能力確保義務の在り方が大きく影響するものと考えます。 ・ 中長期取引市場の検討ばかりが先走りすることで、量的(kWh)な供給能力確保義務の議論が結論ありきのものになってしまうことを懸念します。 ・ 制度検討WGにおいて「両輪」とされたように、検討に当たっても、両社の足並みをそろえた検討をすべきと考えます。	ご指摘いただいたとおり、①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが中長期取引市場の意義であると考えています。小売事業者に対するkWhの供給力確保義務との整合性にも留意しながら、今後の詳細検討を進めてまいります。
		ステークホルダーの期待を踏まえた事業展開の推進		今後の議論及び政策検討の参考にさせていただきます。
		29	規制や罰則等ではなく、連携する両者が win-win となることで、需要家や日本の産業にとっても win となるような仕組みの方向性で検討すべき ●電力事業における事業環境や需要動向は大きく変化しており、垂直連携として、発電・送配電・小売・需要家、それぞれにおける情報連携や契約の在り方について、ご提示いただいた方向で再度ご検討されることに異論はない。 ●検討においては、規制や罰則等ではなく、連携する両者が win-win となることで、需要家や日本の産業にとっても win となる ような仕組みの方向性にてご検討いただきたい。	
		30	各事業者の創意工夫の元での事業展開を後押しする政策を検討すべき ●電力事業の水平連携および多角化については、これまで各事業者が自ら取り組んできたものである。今後に向け、各事業者の創意工夫の元での事業展開を後押しする政策をご検討いただけることを期待している。	

対象文書	項目	番号	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
次世代の電力システム構築へ向けて ～中間整理～（案）				電力システム改革は、東日本大震災に伴う需給ひっ迫や環境変化等を踏まえ、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を大きな目的として、小売の全面自由化、発送電分離等を実施してきたものです。 今後、D XやG Xの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう、電力システム改革を次のフェーズに進めてまいります。
	総論			
		1	電力システム改革から約10年が経過し、様々な課題が山積している	
			（１）2011 年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を契機に、旧来の電力システムの抱える限界を克服しようとして始まった電力システム改革であるが、開始から約 10 年経過し、事業者間の競争促進や需要家の選択肢が広がったという声がある一方、電力事業を支える現場は疲弊していることに加え、電力需給逼迫が近年頻発するなど、供給力・価格・電力量を含めた安定供給確保に関しては大きな課題が山積している。 （２）また、旧一般電気事業者内でスムーズに行われていた垂直及び水平連携については、同改革の中で行われた電力自由化及び発送電分離を境に、各事業者において相互の連携が制約された結果、安定供給よりも行為規制を重視するようになり、連携すること自体への意識が年々薄れ、自組織内での最適化を優先する姿勢が露わになってきている。 旧一般電気事業者は以前に比べ存在感は低下し、我が国のエネルギー業界をリードできる事業者も育てていない状況であり、更に事業環境や市場環境については、パッチワークでの改革を進めた結果、複雑化し理解が難しくなっている等、同改革によって一体何が改善し、国民に対して真に利益をもたらしたのか、非常に見づらい状況となっている。	
			本とりまとめ（案）において、かねてより投げかけてきた多くの課題に対し、慎重に議論を重ねてきた政府の真摯な姿勢を受け止めたい。他方で、電力システム改革を 10 年以上推し進めてきたにも拘わらず未だ課題が山積しており、解決どころか諸制度面や各主体の関係性等が複雑化し、同改革自体が失敗していることを政府は一層直視し向き合わねばならない。従前より検討してきた再エネを中心とした電源構成目標や展開している種々の制度設計が、小資源国である我が国の今後数十年にわたる電力供給の基盤を支えるシステムとして本当にふさわしいのか、最新の国際情勢も踏まえ今一度再検討するべきである。そして、安定供給を支える現場で働く者の意見を前広に取り入れた上で、電力の安定供給を損なわないことを大前提に、我が国のエネルギーの将来像を描いて頂きたい。	
		2	電力インフラを支える人材への投資を行うべき	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理でお示ししているとおり、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
			（１）本とりまとめ（案）において、安定供給と脱炭素の両立に向けた市場設計や資金調達の枠組みが示されたことを評価する一方で、電力インフラを実際に構築し、維持・運用するのは現場第一線の労働者であることを改めて認識すべきである。 （２）電力システム改革の序盤では、旧一般電気事業者を中心とした電力事業者が価格抑制を至上命題とされたことにより、人と設備への投資は過度に抑制され、多くの優秀人材や熟練技術者が電力業界を去っていった。その後、導入されたレベニューキャップや容量市場などは、労務費上昇のエスカレーションが認められていない致命的な問題があり、未だ電力関連産業の労働条件は他の建設業などと比して優位性はなく、熟練 技術者育成に年月を要する業界の特徴もあいまって、現場第一線においては労働力不足が深刻化している。電力関連産業で働く者は、次世代の電力システム構築どころか、数年後には現状の電力品質、即ち安定供給すら維持できなくなるという強い危機意識を共有している。 （３）こうした現状を踏まえれば、今後の電力システム制度設計（次世代の電力システム構築含め）においては、設備への投資スキーム同等かそれ以上に、電力インフラを支える「人」を維持・確保するための人的投資や、着実な技術継承を行えるよう労働環境整備を制度設計の柱に据えていくことが必要である。なお、いかなる自然災害においても土日祝日・昼夜を問わず現場へ駆けつけ電力の早期復旧へ労を厭わないことなど、国民生活・経済に対する電力労働者の「強い使命感」を堅持する必要があることも申し添える。	
		3	脱炭素電源へのシフトに取り組むべき	DXやGXの進展に伴い、電力需要の伸びが予測される中、脱炭素電気に対するニーズが高まっていくことが見込まれ、安定供給を実現するうえで必要となる脱炭素電源を整備していく必要があると考えています。
			GX・DX 推進が政府の基本政策であることを踏まえ、需要家のニーズが今後高まる可能性が高い脱炭素電源へのシフトを各電力事業者は注力しなければならない。他方、重要な脱炭素電源である原子力発電所の再稼働は、全国的に遅々として進んでおらず、再稼働に至っていない原子力発電所は、各電力事業者の財務的に大きな負担となっている。原子力同様、脱炭素電源として期待されている大型洋上風力についても公募入札第一弾では高コストを理由に大手商社と電力事業者が撤退を決定し、残りの案件についても落札した各社は非常に難しい局面に追い込まれている。しかし、こうした電力インフラ案件においてコストの問題だけに焦点を当て、エネルギー事業者としての社会的責務である「安定供給」を果たさないまま損得のみで事業からの撤退を許すようでは、我が国の国民生活と経済の基盤を支えていくのは難しいだけでなく、エネルギー安全保障や脱炭素電源の確保にも影響を与えかねない。	
		4	発電、送配電への投資を進めるため、官民で融資スキームを構築すべき	官民連携の下で必要な投資が進むよう、速やかに制度設計に取り組んでまいります。
			今後、各電力事業者は老朽化した水力発電所の大規模改修工事や、火力発電所の脱炭素・低炭素化改修工事、これに加え再エネの導入や原子力発電所のリプレース・新增設や、小型モジュール炉や核融合炉といった新技術を開発・投資していく等、多くの事業に取組まなくてはならない。 また、GX・DX 推進のためには電源だけでなく、併せて送配電事業者による系統拡充事業を着実に計画・実施していくとともに、安定供給のための老朽化した送配変電設備の更新工事も確実に行う必要がある。旧一般電気事業者の投資力はかつてより大きく脆弱化しており、予見性を伴わなければ長期的な巨額投資の実行が叶わない以上、机上での議論・検討だけでなく、融資がスムーズに行われるよう政府や金融機関等を含めた官民で調整しながら可及的速やかにスキームを構築・導入しなくてはならない。	
		5	電気料金の抑制に取り組むべき	電気料金については、需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境を整備し、国際的に遜色のない価格での電気の供給の実現を目指してまいります。
			p.3 四角囲み 2 行目の「安定的な価格水準で」を「安定・持続的に料金を抑制・低減して」に変更すべきである。 ・理由 参考；大場淳一「世界で蓄電池コストが低下、太陽光が常時電源に」 <i>メガソーラー・ビジネス</i> 2026/1/5 (1) 日本の電力自由化の主眼は、高コスト構造の是正にある。本件電力システム制度改革の方向性を「＜恒常＞安定的な＜高値＞価格水準＜維持＞で」に矮小化するのではなく、「電力料金の最大限の抑制」の志を堅持すべきである。この「最大限の抑制と持続的な低減」の可能性は、脱炭素な太陽光発電での急激な低コスト化により達成され、これからも伸びる。 (2) 激安蓄電池が加わる野立て太陽光発電は、社会的寿命が短い屋根置きとは対照的に40年運転が見込め、検討事項全 1 ～ 4 を解決する優れたものであり、私算では、金利正常化時代の75\$/kWh蓄電池付き太陽光発電の 4 0 年LCCは～ 6 円/kWhであり、機械式ではないこの電子式発電設備は、液晶パネルと同じく、まだまだ改善される。	
		6	太陽光発電を主力にした脱炭素化技術・制度の急進展を踏まえるべき	国際的なカーボンニュートラルへの対応が加速化していることも踏まえて、安定供給を実現

		「国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化」を、「世界的な太陽光発電を主力にした脱炭素化技術・制度の急進展」に変更し、この段の先頭に移す。 ・理由 (1) カーボンニュートラルは、p.3の「脱炭素化」と同義であり、用語統一が必要であるが、それ以上に、電力システム設計の土台である発電技術や需給スマート技術の進展、ことに太陽光発電などの脱炭素化技術が引き起こした歴史的激変への的を射た検証・検討が必要である。 (2) 本件の電力システムの改革検証は、現状直面している〔少しの〕DX需要増加、〔倍半分は普通の〕燃料価格高騰、〔インフレ目標程度の〕物価高騰という電力経済の〔小〕変化に対し、既存既定の技術や市場制度で改善する〔当座しのぎの〕ものである。「次世代の電力システム構築」と高らかに称えるには、産業革命には匹敵しないが一般電気事業経営には脅威・目標となる、30年～60年先の技術・社会・経済合理的な望ましい電力産業の技術・制度の姿を一節に描くべきである。 (3) このため、今後も圧倒的低下が続く基本的脱炭素環境技術である太陽光発電コストの過激な進展を、制度的な炭素税や市場整備等の進展に加えて、検証・指摘すべきである。 (4) 資源可能性十二分な中山間地での激安化蓄電池を付設する過剰な太陽光発電は、電力の検討事項全1～4を解決する優れものである。 ① 晩秋向け余裕予備力を持ち蓄電池が加わる安定供給で超安い太陽光発電コスト エネ基意見箱No.360の第6項に、私算の儲かる40年生涯発電コスト5.1円/kWhを示した。この余剰の0.4兆kWhは廃棄でなく水素製造等へ有償売却できるし、3円/kWh程度の炭素クレジットが付けば、原価がただ同然になる。調達価格算定委員会等の太陽光コストや、昨今の万kWh級×万件もの蓄電所ブームがこの競争力を傍証している。 ② 太陽光発電のパワコンや電力設備を借兼用する付設蓄電池が増加させる売電コスト 私算で太陽光発電一強時代を想定し、パネル1kWに設置費6万円の蓄電容量4kWhの蓄電設備を付設する。パネル1kW当たり年間発電量1300kWhで、耐用年数40年の年償却費1500円で、この蓄電加増コストは、売電量全体でkWh当たり充放電効率込み1.3円に過ぎない。なお、年間平均の毎日運転は、パネル1kWの出力3.6kWhの内、容量4kWh・充放電効率80％の蓄電設備は、受入量2kWh・売電量1.6kWh程度である。このコスト算定は、設備・機器やメンテ要員を兼用でき、日々の電力価格によらず入出力が比較的安定しているため、蓄電所より大幅に安くなると想像する。 ③ 太陽光発電一強時代の日本で晩秋3年に一回程度の需要抑制が発生する水準の分散型太陽光発電の余裕容量（年間需要電力量1兆kWhに対し、蓄電池50億kWh付きで年間発電量1.4兆kWhのパネル12億kWdc）の結果、旧来の昼夜変動送電量が平準化され、広域系統運用は現状より緩和され増強ではなく簡素化できる。	するうえで必要となる脱炭素電源の整備について、引き続き検討を進めてまいります。
		【意見内容】 「次世代の電力産業の在り方」の項目に「0. 発電産業の構造改革・イノベーション：激安蓄電池付き太陽光発電一強の新時代到来の誘導と、分散希薄型発電の担い手たる地方地域民の鼓舞」を加える。 そして次ページを新設し、次の説明をする。「電力経済産業の需給システムで次世代と目される技術的・制度的なスマート化・電子化が急激に現実化した。その次世代電力システム改革の象徴旗手として、全エネルギー生産すら可能な激安蓄電池付き太陽光発電一強の到来と、分散希薄型発電の担い手としての地方住民への転換を、誘導・鼓舞する。このイノベティブな電力産業の構造改革で、供給サイドによる電力安定供給・料金低減・事業機会自由化・送電網簡素化の四重益、更には、生産が伴う地方振興や燃料輸入激減での円安脱却という日本再興までもが矛盾なく達成できる」と。 【理由0】前途洋々の蓄電池付き太陽光発電を電力システム構築の中心に据えるべきである。 近隣4県の個人で最大規模太陽光発電を自作・運転している中山間地農業者が、「次世代の電力産業の在り方」と検討ページ追加について、今次エネ基意見箱No.360、No.998に一貫して「脱炭素発電で、まだまだ成長する太陽光発電の前途洋々」を述べる。 【理由1】激安蓄電池付き太陽光発電一強の新時代が急激に到来し、今後も成長する。 参考；大場淳一「世界で蓄電池コストが低下、太陽光が常時電源に」<i>マガソラービジネス</i>2026/1/5 (1) 経済合理的（儲かる）安定供給・大量過剰な太陽光発電一強の新時代が到来した。 太陽光発電は、無料非枯渇普遍性の国内資源を用い、広く安い土地を使う不動産業的な設備産業である。日本本土の細分私有土地形態の中で、中山間地には、屋根上より発電コストや社会的寿命で勝り、資本主義外縁の分散小規模太陽光発電事業に適し、食糧安全保障上無用な緩傾斜で安くて広い土地面積が十二分にある。この中山間地の経済合理的な（安価で潤沢で、儲かる）超多数の事業規模太陽光発電では、低コスト脱炭素の潤沢過剰な発電力に近時激安の蓄電力が加わり、電力需給市場を、同時同量制約、資源・設備制約から解放し、ΔkW（交流網安定調整力）もkW（需給基底発電力）もkWh（需給変動予備力）も、更には全エネルギーすら安定供給できる。その多額のkWh電力売買は、板寄せや入札ではなくザラバ取引ができる。 玩具のごときパソコンが世界を席卷したと同様に、社会的には違和感があっても、経済的・技術的に合理的な中山間地太陽光発電一強が、日本の新時代電力を担うであろう。 (2) 激安蓄電池が加わる中山間地太陽光発電一強は、検討事項全1～4を解決する優れもの。 ① 晩秋向け余裕予備力を持ち蓄電池が加わる安定供給で超安い太陽光発電コスト エネ基意見箱No.360の第6項に、私算の儲かる40年生涯発電コスト5.1円/kWhを示した。この余剰の0.4兆kWhは廃棄ではなく水素製造等への市場転売ができるし、3円/kWh程度の炭素クレジットが付けば、原価がただ同然になる。調達価格算定委員会等の太陽光コストや、昨今の万kWh級×万件の蓄電所ブームがこの競争力を傍証している。 ② 太陽光発電の電力設備を借兼用する付設蓄電池が増加させる売電コスト成分 太陽光発電一強時代を想定し、パネル1kWに設置費6万円の蓄電容量4kWhの蓄電設備を付設する。パネル1kW当たり年間発電量1300kWhで、耐用年数40年の年償却費1500円で、蓄電加増コストは、売電量全体でkWh当たり充放電効率込み1.3円に過ぎない。なお、毎日の平均運転は、パネル1kWの出力3.6kWhの内、容量4kWh・充放電効率80％の蓄電設備は、入力2kWh・売電出力1.6kWh程度である。このコスト算定は、設備・機器やメンテ要員を兼用でき、日々の電力価格によらず入出力が比較的安定しているため、蓄電所より大幅に安くなると想像する。 ③ 太陽光発電一強時代の日本で晩秋3年に一回程度の需要抑制が発生する水準の分散型太陽光発電の余裕容量（年間需要電力量1兆kWhに対し、蓄電池50億kWh付きで年間発電量1.4兆kWhのパネル12億kWdc）の結果、旧来の昼夜変動送電量が平準化され、広域系統運用は現状より緩和され増強ではなく簡素化できる。 (3) 他の脱炭素発電方式は、高コスト等で前途多難である。 バイオマスを含む気力発電は高コストで、水力発電は発電量余力少で、風力では高い建設難度の洋上は自滅でこけた。原発は、コスト低下が更に進む太陽光発電に並ぶべく、公的支援金を求める泣き言ではなく、自助努力・創意工夫が必須である。例えば、高コストな、再処理、MOX燃料、高レベル廃棄物国内処分の断念は当然で、運転延長での耐用60年会計化、メンテナンス厳選による稼働率向上等、制度設計的な発電コスト半減・激減の生き残りチャレンジが必要である。また、送配電・小売りでは、激安蓄電スマート化での送配電簡素化、50年償却等の電力システムコスト改善があ	

		ろう。 太陽光発電一強の新時代に至り、これら他方式推進は、鉄器万能時代に革新的石器を夢見るに似ている。 【理由2】電力生産の担い手が、集中型の供給者から希薄分散型の地方地域民へ移行する。 (1) 太陽光発電は、土地が広く安い中山間地向きの事業である。 エネルギー資源が乏しく電源の多様化が言われ続けたが、近時の蓄電池激安が加わった太陽光発電一強だけで、その土地資源膨大性・供給安定性・経済合理性（儲かる）から、今後数世代での再エネ太陽光一強が可能であり、更に改善向上も見通せる。膨大人口・高人口密度な日本の狭小細分な土地私有状況で、広く安い土地を使う不動産業的な設備産業である希薄分散太陽光発電は、地価が高い住宅稠密地域に遍在する企業所有地より、中山間地（田舎）個人の零細分散土地に適した事業特性である。 (2) 太陽光電力生産で儲ける主体・担う者は、地方創成に直結する中山間地農民である。 日本の零細・分散の土地私有の現状から、安く広い土地が必要な希薄・分散型太陽光発電では、中山間地の個人事業規模太陽光発電の集団化（協同組合）を主力にすべきである。本件電力システム改革では、脱炭素電源で儲ける者・事業主体を、集中・狭面積・大規模で高設備費の原子力、風力、バイオマス、地熱、蓄電の事業者である旧来の比較的大きな電気事業者・法人企業を想定している。しかし、本土での土地狭小私有の日本社会に見合う個人不動産運用業的な分散・小規模メガワットの個人太陽光発電事業者の持続的・効率的な（儲かる）協同組合が、主力を担うのが適当である。中山間地に現住する農民自身による生産を伴う実質的豊かな地方創成に直結する。 (3) 私が目論む現実的な中山間地太陽光発電小団地と日本全体での数 パネル1kWにつき蓄電池4kWhを併設し、 5戸程度で構成する発電規模2～4万kWの小団地を国内2万ヶ所に設け、年間発電量は0.5～1.0兆kWhになり、理由1 (2)③の 2／3 である。農村の 4 割を占める中山間地の集積可能土地資源や、老化・やる気が難題の農民資源は十二分に存在し、十年内での達成は容易と予想する。 (4) 私の経験も加味した中山間地個人太陽光発電のイメージ ① 施設；夫婦 2 人事業、集積地田んぼダム化、総面積 4 ha、出力5千kW、蓄電池2万kWh、背高パネル年速500kW自作建設、建設費6億円、40年運転、年発電量600万kWh。 ② 運転期間40年平均の年間収支；【売上】9000万円（原発原価14円/kWhに1円上乗せ。蓄電池効果で、より有利販売可能）、他に販売農作物。【費用】設備償却費1500万円、維持費1800万円（建設費の 3 %、多くは地域人件費）、借入利息400万円（8割借入、利率4%、15年返済）、資産償却税250万円（建設費の 6 割評価額、耐用17年後の残存5%、土地 0）。【所得税引前利益】4690万円／夫婦2人（計360万円の控除後）。 ③ この発電所としては小規模個人メガソーラーでの社会地域貢献である所得税額は40年間の夫婦 2 人計で、所得税 5.3億円、住民税1.9億円であり、償却固定資産税は1.1億円である。また、消費者からもらって払う消費税は国へ0.84億円・地方へ0.24億円（仕入れ率70%、税率；国2.34%、地方0.66%）。これらは、地域民では上位であろう。 ④ この納税・人件費額（地域貢献）の太陽光小事業者から「地域共生」へコメント； 科学理性的な土砂災害・生態系破壊への対策は必須だが、個々感性的な地域の不整然乱立な電柱・建物・ビニールハウスの近景観悪化に物申さず、高さ4m以下の整然な太陽光パネルの遠景観に対し物申し事業停止を煽る産業政策・電力システム設計は反社会的だと思う。産業制度として、感性的大声発信に優しい掟ではなく、定量的理性的基準が必要である。 (5) 経済合理的な事業は、高齢・個人・高額融資でも易しいはずである。 経済合理的（儲かる）で予見性・成長性が高い蓄電池付き太陽光発電事業への融資は、銀行家本領本願の安全・容易なものであり、事業承継は引く手あまたのはずである。我が農林中央金庫の出番であり、我が孫世代の出番である。 (6) 社会的な地域共生、安心環境、総員満足、勝敗不問、設備国産は美しい観念だが、安価安定で圧倒的勝利の脱炭素の太陽光電力を今、日本で作らなければ、地方衰退や地球環境悪化は待ってくれないし、青い鳥は、探しに行かなくても目の前に実存している。 (7) 我田引水に、次世代電力の主供給者を、旧来の集中型の発電事業者から、十分儲かる蓄電池付き分散型小規模太陽光発電を担う、超多数の気力薄な起業者（農民）へとシフトさせ、実質が伴う地方創成ができる。	
		7 「電力自由化の崇高な志を堅持しつつ改善を図る」旨を明記すべき	事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう、電力システム改革を次のフェーズに進めてまいります。
		p.3 下から 3 行目の「引き続き、」の後に「電力自由化の崇高な志を堅持しつつ改善を図り」を挿入する。 (1) 経産省 電力産業・市場室の使命は、市場競争による電力自由化を承け、電力安定供給・電気料金抑制・消費者選択肢と事業者機会の拡大という「電力システム改革の推進」にある。 (2) 電化が進む日本の社会・経済・産業で、電力エネルギー確保、ひいてはエネルギー供給システム全体の最適化改善は、食糧供給以上に重要である。本件電力システム改革では、元来の発電電分離・小売り自由化に加え、時代趨勢の脱炭素を制度設計の理念・目的に据えている。引き続き、節電等の需要サイドの改善は従として、ハード・ソフト電子化等の技術進歩を基礎にして、供給サイドの安定供給な発電力確保、適切な送電力維持、高度な脱炭素への取り組みや売電市場化という公益事業の効率化を主として、「選択」や「競争」を通じた創意工夫・改善で、志を忘れず持続的に進めるべきである。	
		8 再エネ主力化・分散型エネルギーを軽視している	電力システム改革は、東日本大震災に伴う需給ひっ迫や環境変化等を踏まえ、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を大きな目的として、小売の全面自由化、発電電分離等を実施してきたものです。 今後、DXやGXの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう取り組んでまいります。
		今回公表された「次世代の電力システム構築へ向けて（中間整理）」および「制度設計WGとりまとめ」は、電力システム改革の目的であるはずの 公正な競争環境の確立、再生可能エネルギーの主力電源化、需要家保護、市場の透明性向上 といった基本原則が反映されておらず、むしろ逆行する制度が多数含まれている。 2025年7月23日に国際司法裁判所（ICJ）は「気候変動に関する国家の義務」に関する勧告的意見を示した。これをふまえれば、今回の制度設計案は国際法上の要請とも整合しない重大な問題を抱えている。 （1）原案が抱える構造的問題 1）ICJ勧告的意見との整合性欠如 ― 国際法上の義務に反する方向性 2025年7月23日、国際司法裁判所（ICJ）は、国家の気候変動に対する法的責任について以下の点を明確に示した。 -各国は、条約上および慣習法上、気候システムに対する重大な危害を防止する義務を負う。 -気候変動に悪影響を与える排出を行う民間企業を規制しない場合、国家は責任を問われ得る。 -国家が化石燃料の「生産、消費、探査許可、補助金」を規制しないことは、国際法違反となる可能性がある。 火力発電は化石燃料の消費行為そのものであり、国家が規制すべき対象である。しかし今回のとりまとめは、火力を含む既存電源の延命を制度的に支える内容が多く、ICJが示した国際法上の義務と真っ向から矛盾する。気候変動はすでに激甚化しており、電力部門は最優先で脱炭素化が求められる分野である。 国際社会の要請に応えるためにも、脱化石燃料への明確な転換が不可欠である。	
		2）再エネ主力化・分散型エネルギーの軽視 容量市場、供給力確保義務、値差収益の貸付優先化、GX貸付など、制度の多くが大規模電源の維持・延命を前提としており、再エネや分散型リソースの普及を阻害する方向に働いている。再エネ主力化を掲げながら、制度設計がその方向に整合していない点は問題である。	

		2）再エネ主力化・分散型エネルギーを前提とした制度設計 -容量市場の抜本的見直し（既存大規模電源の延命ではなく、再エネ・蓄電池・DRを適切に評価） -分散型リソースの市場参加を制度的に保障 -長期脱炭素電源オークションを再エネ中心のポートフォリオ型に再設計 -系統側の追従義務を原則化し、再エネ接続制限を回避 -優先給電ルールにおいてメリットオーダーを導入し、再エネ事業者に対しては補償を行う -ネガティブプライシング（マイナス価格）の導入
		（3）今後に向けた提案 電力システム改革の目的は、公正な競争、再エネ主力化、需要家保護、透明性の高い市場を通じて、持続可能で強靱な電力システムを構築することにある。今回の中間整理案は、その理念と整合しない部分が多く、さらにICJ勧告的意見が示した国際法上の義務にも反する方向性を含んでいる。次世代の電力システムにふさわしい制度となるよう、脱化石燃料と再エネ主力化を中心に据えた抜本的な見直しを強く求める。
		3 分散電源、自然エネルギー優先 電力全体として、分散電源を目指し、自然エネルギーによる電源の利用を優先させるべきである。（災害時の運用や料金は通常時とは異なるものとする。） 集中型（大規模発電機）の火力発電による体系を変えるための制度設計にしなければならない。特に石炭火力はCOP31までに全廃すべきである。 日本はフクシマ事故以前から立ち遅れていたが、その後も自然エネルギー電源の拡充が不十分だったために燃料の問題が起きていることを認識すべきである。 北海道のブラックアウトに触れていないが、集中型が災害や故障に脆弱であることを如実に示している。 風力発電が多数設置されて石炭火力の比率が低かったとすれば起きなかった可能性が高い。 日本経済の競争力低下によって化石燃料の価格が高くなった一方で自然エネルギーや電池のコストが大幅に下がったにも拘わらずパラダイムシフトの必要性が認識されていない。 火力発電所の点検や停止、休止による電力の逼迫は、手直しではなく構造変革が必要であることを示している。 現時点での調整力として必要とされるLNG火力の稼働率が低くなっている理由は安価な石炭火力の比率が高いからであるが、ゼロカーボンの点からも廃止を急ぐべきである。石炭火力からLNG火力への転換を進めればLNG確保の議論の多くは不要となる。 火力発電の脱炭素化は、実用化が不確実であり、高コストとなることが明らかなので、検討から外すべきである。
		4 デマンドレスポンス推進 自然エネルギーの発電量は実用上予測できるようになり、洋上風力を含めて大幅に増やしても電力不足が生じることが少ないことが明らかになってきたが、需給調整は必要である。 そのためには揚水発電や電池の利用も必要と思われるが最重要はデマンドレスポンスである。 実施するためには、対応する機器や設備、系統との情報交換、制度設計が必要である。 今までも一部の需要家は逼迫時の供給停止を条件に料金の割引を受けていたが、社会全体で対応する必要がある。需給状態によって料金を変えることになるが、緊急性、社会性の高い分野（例：病院、水道）は定額にするなどの配慮が必要である。 電池については調整力としての議論が乏しい。充放電の差（損失）については揚水発電と同様であるが、切り替えの応答速度や送電損失についても検討に含めるべきである。
		6 大規模電源 大規模電源（大型発電機）は ・立地が限られる、環境負荷が大きい、地域の雇用が生まれない ・建設までの期間が長い、初期費用が大きい、新技術に対応できない ・故障や停止の影響が大きい という問題があるので、できるだけ分散型に移行すべきである。 さらに火力発電ではゼロカーボンに向けて減らさなければならないので、更新についても他の方式と比較すべきである。 原発は安定以前に危険であり、廃棄物処理も不可能と思われるので、即時廃炉にすべきである。新設はコストが見合わず、再稼働についても自然エネルギーの方が低コストであり、どの点からも利点が無い。従って原発使用に利する制度は採用してはならない。 なお、ベースロード電源という概念はデマンドレスポンスや多様なエネルギーミックスによって古いものとなっている。
		2）再生可能エネルギーの主力電源化を加速する制度設計を進める必要がある。その際には、地域がその主体となり、もたらされる利益を活用することで、社会・環境との調和の取れた開発に取り組むことを原則に組み込むべきである。
		環境負荷を高めるような制度には賛成できない
		3）脱化石燃料の明確なロードマップ策定（ICJ勧告的意見を踏まえて） -火力発電の段階的フェーズアウトの時期を明示 -化石燃料補助金の縮減・廃止 -化石燃料消費・生産・探査許可に対する規制強化 -再エネ主力化を前提とした電力市場・料金制度の再構築
		大規模電源の新設促進や維持は、分散型再エネを中心として活用する電力システムへの移行とは逆行する。大規模電源による「供給力確保」ではなく、変動する再エネを活用し、需要も柔軟に調整する電力システムへの移行を加速すべきである。 ・理由： 「制度設計WGとりまとめ（案）」や「次世代の電力システム構築に向けて～中間整理（案）」では、大規模電源の維持や新設によって「供給力確保」をする方向となっている。 しかしこの方向は、再エネを中心として使うシステムへの移行の方向性とは逆行する。 太陽光や風力など変動性再エネを中心として活用するためには、再エネの出力変動に合わせて他の電源を調整する、余剰分を貯える、また需要を調整することなどが必要である。 こうした方向に合致するのは一定出力運転を前提とする大規模電源ではなく、出力を柔軟に調整できる電源である。 またカーボンニュートラル・脱炭素の観点から化石燃料から再エネへの移行を進める必要もある。 世界の気温上昇を1.5℃までに抑えるために、できる限り早期に大幅に、コストも抑えながら温室効果ガスを削減するという視点を加えるべきである。
		3）脱化石燃料の明確なロードマップ策定（ICJ勧告的意見を踏まえて） -火力発電の段階的フェーズアウトの時期を明示 -化石燃料補助金の縮減・廃止 -化石燃料消費・生産・探査許可に対する規制強化 -再エネ主力化を前提とした電力市場・料金制度の再構築
		9 公正な競争環境を構築すべき
電力システム改革は、東日本大震災に伴う需給ひっ迫や環境変化等を踏まえ、安定供給の		

		3) 公正な競争環境の欠如と市場支配力の固定化 制度の多くが大手電力会社および大規模集中電源（原発・火力）に有利な構造となっており、本来事業者が負うべき投資リスクや価格変動リスクが、託送料金や国費を通じて国民に転嫁される仕組みが拡大している。結果として、「リスクは社会化され、利益は私有化される」という逆進的な構造が強まり、競争環境の健全性が損なわれている。	確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を大きな目的として、小売の全面自由化、発送電分離等を実施してきたものです。 引き続き、公正な競争環境の実現を目指して取り組んでまいります。
		1) 電力システム改革は、旧一電の事実上の独占状態が続いているため、目的の達成ができていない状態にある。早急に小売、発電、送配電を資本分離し、送配電については全国1社もしくは東西2社体制による需給調整の効率化に踏み込む必要がある。	
		全体 「公正な競争環境の確立」 「再生可能エネルギーの主力電源化」 「需要家保護」 「電力市場の透明性向上」 など、本来改善すべき課題について取り組まれていない。	
		2 送配電の中立性 送配電は発電および販売と独立して運用されねばならない。 託送料は送配電のみによって決定されるべきであり、各発電会社のコストや過去の経営とは無関係とすべきである。	
		(2) 次世代電力システムに向けた提案 次世代電力システム構築に向け、以下を提案する。 1) 公正な競争環境の再構築 -電力の送配電完全分離（所有権分離） -大手電力の市場支配力を監視・是正する仕組みの強化 -卸市場・小売市場の透明性向上 -経過措置料金解除の前提条件の明確化 -新規参入・分散型事業者への参入障壁の体系的な見直し	託送料金の前倒し回収措置について、現行のレベニューキャップ制度では、託送料金による系統整備費用の回収は設備運転開始以降となっていますが、特に一定規模以上の系統整備の場合は工期が長く、費用回収の開始までに長期間を要するという課題があり、こうした制度の下では、整備実施主体は建設期間中のキャッシュフローの悪化を懸念し、結果、必要な投資が停滞する可能性も考えられます。再エネ導入拡大や電力の安定供給のためには、大規模な地域間連系線等の整備が重要です。こうした系統整備に関する資金調達を円滑化させるといった観点から、託送料金の前倒し回収を認めることと整理しました。
		10 送配電について、前倒しによる徴収ではなく、金融機関からの借り入れとすべき 稼働してから収入を得るまでに期間を要することはすべての事業に言えることで送配電に限ったことではないので、前倒しによる徴収ではなく、金融機関からの借り入れとすべきである。	
		11 制度設計プロセスの透明性が不足している	
		5) 制度設計プロセスの透明性不足 制度の影響評価（競争への影響、再エネ導入への影響、需要家負担など）が十分に示されておらず、前提データや検証プロセスの透明性が不十分である。	
		6) ガバナンス・透明性の強化 -制度設計プロセスの透明化 -審議会への小規模事業者・再エネ事業者・環境NGO等の参画 -電力・ガス取引監視等委員会の独立性担保、不正の続く大手電力への監視強化 -規制影響評価（RIA）の強化・徹底 -主要制度への定期的な検証・見直し条項の導入	制度設計にあたっては、引き続き、各種データ等も踏まえながら、公開での審議を原則としながら、検討を進めてまいります。
		12 リスク・コスト配分の公正化と透明化を行うべき	
		4) リスク・コスト配分の公正化と透明化 -投資リスクは原則として事業者が負担する制度へ回帰 -系統整備費用の「受益者負担」原則と社会全体で広く薄く負担する仕組みの導入 -GX貸付や値差収益の使途の透明化と第三者検証 -託送料金・小売料金への転嫁プロセスの可視化	
		13 需要家保護・セーフティネットを強化すべき	
		5) 需要家保護・セーフティネットの強化 -最終保障供給のリスク分担の見直し -低圧需要家向けセーフティネットの拡充 -生活困窮世帯や中小企業へのターゲット型支援 -情報提供・スイッチング支援の強化	経過措置料金の解除については、電力・ガス取引監視等委員会における競争状況の評価を踏まえて検討を進めてまいります。 その上で経過措置料金の扱いについては実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性等について引き続き検討し、必要に応じて適切な措置を講じます。
		4) 需要家保護の不十分さ 競争環境が整わないまま経過措置料金の解除が議論されていること、最終保障供給の実務リスクが十分に解消されていないこと、低圧需要家向けのセーフティネットが脆弱であることなど、需要家保護の観点から深刻な問題がある。	
		14 大手電力会社による市場への出し渋りができないようにすべき	
		小売電気事業者への量的な供給力確保義務を課す前に、大手電気事業者による市場への電力の出し渋りができないようにする制度改革を行うよう強く求める。	
		15 他国との比較を行うべき	小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達を可能とし、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成を図る観点から、小売電気事業者に対して量的な供給力の確保が求められることを踏まえ、中長期取引市場においては、少なくとも市場開設から当分の間は、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求めることとしております。 なお、現在、スポット市場については、「適切な電力取引についての指針」に基づいて、市場支配力を有する可能性の高い事業者に対して、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することを特に強く求めており、電力・ガス取引監視等委員会において適切に監視が行われております。
		1 他国との比較資料 日本は電力自由化が遅れたので参考になる国が多いにも拘わらず比較資料がほとんど無いので妥当性を検討できない。従って再度検討を行うべきである。政府が掲げているEBPMの点からも必要である。 特にヨーロッパでの制度や実態、及び、IEA、IRENA などの報告書（中長期見通しを含む）を示した上で、日本との相違点を分析し、根拠を示した上で提案すべきである。 再検討には次の視点が必要である。 ・電力自由化の経緯 ・需給共に多数の国が関わっている ・多国間での需給調整を行っている ・自然エネルギーの比率が高く、ゼロカーボンでも先行している	
	供給力確保		
		16 発電コスト目標を明示すべき	
			ご意見も踏まえ、技術動向や市場環境等を踏まえた電力システム改革の目的に沿った制度の在り方について検討してまいります。

		p.5【直面する課題・背景】の第1●の最尾に、本件電力システム改革での発電コスト目標を、現状技術で今後数年から十年内に達成される保守的な数値として、「発電コスト目標値は5円／kWh」と明示する。 ・理由 参考；大場淳一「世界で蓄電池コストが低下、太陽光が常時電源に」<i>メガソーラー・ビジネス</i>2026/1/5 (1) 本件は経済産業活動の電力システム改革であり、今後半世紀を耐える次世代制度設計には、送電技術の脱炭素化・スマート電子処理化の進展を概観・検証することが土台であり、その総括たる基本目標の経済的定量は必須である。 (2) 私は、安定供給性基幹電源として「蓄電池付き太陽光発電が最安一強の新時代」が急速に到来したと観察する。激安蓄電池が加わる野立て太陽光発電は、社会的短寿命な屋根置きとは対照的に40年運転が見込め、検討事項全1～4を解決する優れものであり、金利正常化時代の今後、75\$/kWh蓄電池付き太陽光発電の40年LCCは5～6円/kWhである。機械式ではない電子パネル発電方式でも、液晶パネルと同じく、まだまだ成長し前途は洋々である。 (3) 燃料コスト多大なバイオマスを含む火力発電や、設備費高額で低減余地がない洋上風力等の撤退を覚悟させる数値になる。 (4) コスト低減が可能な水力、陸上風力、原子力、地熱に対して、努力目標数値となる。	
		17 燃料の確保に関する政策について、民間事業者の創意工夫を損なわないよう、過度な規制は避けるという点に留意すべ ・今回、国による事業者ヒアリングの結果、各事業者が電力需給構造の変化や国際エネルギー動向等を踏まえ、既存契約の更新や新規調達を含めた戦略的な検討を進めていることが改めて確認されたものと考えている。当面の対応として、「各社のLNG調達状況に係る定期的な調査（年1回程度）等を通じ、契約実態や需給リスクの継続的な把握を行う」とされたことに異論はない。 ・一方、今後は、燃料の確保に関する政策措置として、数量柔軟性の権利獲得やトレーディング環境の整備、資源国との関係強化に資する資源外交の展開等、事業者が調達契約を柔軟に活用できるような環境整備が重要と考える。 ・国による環境整備のための施策検討にあたっては、民間事業者の創意工夫を損なわないよう、燃料調達は商業ベースの取引が基本であるという認識に立ち、過度な規制は避けるという点に留意いただき、検討を進めていただきたい。	ご意見も踏まえつつ、燃料調達に係る国による環境整備の在り方について検討してまいります。
		18 容量市場、長期脱炭素電源オークションの見直しが必要 第7次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラルに向けた移行期において、LNG火力は供給力・調整力として重要であり、新設・維持が必要とされている。電力広域的運営推進機関の需給シナリオでも、多くのケースで既存火力の維持・リブレースが不可欠とされる。しかし現在の容量市場と長期脱炭素電源オークションでは、新設投資や既存火力の退出防止には十分なインセンティブが働いていないため、制度の見直しが必要である。 長期脱炭素電源オークションでは、固定費を容量拠出金で全額負担させ、他市場収益の9割還付を求めているため、発電一体事業者にとってはナチュラルヘッジ（市場価格高騰時に発電側の収益で小売側の損失をカバーする手法）が機能しない。固定費負担を下げる代わりに還付率を引き下げるなど、選択可能なオプションの導入が望ましい。 一方、容量市場の見直しに当たっては、供給力確保と需要家負担抑制を両立する制度設計が必要であり、具体的にはNetCONE、約定方法、新設電源の調達方法を見直すべきである。現行のNetCONEは2015年度の算定で、現在のインフレ下では電源投資・維持に不十分な水準である。しかしNetCONE全体を引き上げれば、需要増も相まって約定価格がさらに上昇し、需要家負担が過大となるため、維持管理費部分のみのインフレ反映が望ましい。また、需要家負担抑制のためには、厳気象・稀頻度リスク対応分等のマルチプライスオークション化が有効であり、この際にマルチオークションの上限価格設定等を適切に設計すれば、老朽火力の退出防止の効果も期待できる。新規電源の投資促進には、メインオークションにおける新設電源へのインセンティブ付与、または開催時期・上限価格の異なる新設専用の別市場（長期脱炭素電源オークションとの重複回避のため、脱炭素化・他市場収益還付などを要件としない）の開設等を検討いただきたい。	容量市場、長期脱炭素電源オークションの見直しについて、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		19 事業者負担軽減の観点から、既存の供給計画や容量停止計画等の仕組みで実施することを優先的に検討すべき 電源の休廃止に向けた検討状況の把握や、補修時期の調整については、事業者負担軽減の観点から、既存の供給計画や容量停止計画等の仕組みで実施することを優先的に検討いただきたい。もし、新たな仕組みを措置する場合は、休廃止情報の約10年以上前の提供や、補修時期の調整は、事業者の見通しの不確実性が大きいため、事業者の実態にも配慮しつつ柔軟な運用を可能とする設計としていただきたい。	電源の休廃止に向けた情報把握の仕組みや補修調整につきましては、既存の仕組みの活用も視野に入れつつ、発電事業の事業実態をしっかり踏まえながら実効的な枠組みになるよう、詳細検討を進めていきたいと考えております。
		20 電源の休廃止計画について、他事業者に対する情報遮断を徹底すべき また、電源の休廃止計画は、発電事業者にとって経営機密や行政対応などを含む、極めて秘匿レベルの高い情報であることから、一般送配電事業者を含む他事業者に対する情報遮断を徹底していただきたい。	ご指摘の通り、休廃止情報に関しては、発電事業者にとって極めて秘匿性が高いことに鑑み、情報にアクセスできる者を限定するなど、秘匿の観点で十分注意を払う必要があると考えています。
		21 電源の維持・確保と燃料調達に係るコストは社会全体で支える必要があることについて国が率先して社会的理解醸成に取り組むべき ・電力の安定供給を確保するためには、電源の維持・確保と燃料調達の予見性を高めることが不可欠であるとともに、電力の安定供給にあたっては、電力関連産業のみならず、国民・産業全体に関係することから、電源の維持・確保と燃料調達に係るコストは社会全体で支える必要があることについて、国が率先して社会的理解醸成に取り組み、需要家が負担することについての受容性を高める必要がある。	電力の安定供給の確保に向けては、関係者の理解を得ながら制度全体の在り方を検討していくことが重要であると認識しており、今後とも、国民や需要家を含む幅広い関係者との丁寧なコミュニケーションを通じて、社会的理解の醸成に努めていきます。
		22 安定供給を最優先とした丁寧な検証を行い、電力システム全体として最適な環境整備を図るべき ・燃料の確保状況や電源投資の見通しを含め、安定供給を最優先とした丁寧な検証を行い、電力システム全体として最適な環境整備を図ることが重要である。	電力の安定供給を最優先とした検証の重要性を踏まえ、安定供給確保に向けた制度の在り方について、引き続き検討してまいります。
		23 火力の脱炭素化にあたり、人材の維持・確保、現場の技術継承なども重視しながら丁寧に議論を進めるべき ・現在、火力発電は電源構成の約7割を占めている一方で、カーボンニュートラル達成に向けた再エネ導入拡大により、これまで火力発電が果たしてきたベース電源としての役割が変わり、調整力や同期化力として重要な役割を担っている。近年、火力発電の稼働率は低下しており、特に夏季は太陽光発電の出力が落ちる夕方頃には再エネの出力変動に合わせた火力発電所の出力調整が常態化しており、現場では、電力品質維持のために相当な苦労と労力がかかっている。 ・足元では、火力電源の退出が加速し、電力の安定供給にも影響を及ぼしていることから、既設火力発電所の維持は待ったなしの課題となっている。電源、特に火力発電の低・脱炭素化は、現実的な時間軸を意識しながら進めることが肝要であるとともに、携わる人材の維持・確保、現場の技術継承なども重視しながら丁寧に議論を進め、必要な電源を維持できる方策について検討をすすめる必要がある。	火力発電は温室効果ガスを排出するという課題がある一方、足元で電源構成の約7割を占めるなど、電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を確保する慣性力・同期化力として重要な役割を担っております。容量市場や長期脱炭素電源オークション等の制度を通じ、必要な電源投資が継続的に行われる事業環境の整備を進めているところであり、いただいたご意見を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。
		24 国が事業者に対して休廃止時期の調整を求める場合には、現場で働く者が安心して電力の安定供給に傾注できるよう事業環境を整備すべき ・電源の休廃止に向けた事業計画は、安定供給の観点から中長期的な電源構成を見据えて策定されており、国がこの計画時期を調整することは、発電所で働く者や事業運営にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。稼働していない火力発電所を維持することは容易ではなく、プラントごとに異なる設備を維持する技術や、それを支える人材の確保も必要不可欠である。国が事業者に対して休廃止時期の調整を求める場合には、現場の実態を十分に把握し、事業者の意見を聞きながら、そこで働く者が安心して電力の安定供給に傾注できるよう、事業環境の整備をお願いする。 ・また、休廃止時期の見通しが困難な理由（物理的に稼働困難な場合、中長期的な供給力確保を見据えたりブレースを行う場合、経済性に起因する場合、環境事由に起因する場合など）も存在することから、柔軟な対応が必要となる。 ・こうしたリスクのある情報であるからこそ、休廃止情報の共有は過渡期に限定し、将来における中長期的な供給力の確保に向けては、容量市場等の既存制度の枠組みの中で見直しを行うことが本来の姿であり、関係者間で電力需給に関する将来の在り方について共通認識を形成し、今後の具体的な制度設計を進めるべきである。	電源の休廃止に向けた情報把握の仕組みにつきましては、発電事業の事業実態をしっかり踏まえながら実効的な枠組みになるよう、詳細検討を進めていきたいと考えております。

			・電力を安定的に供給するための発電事業は、地域との共生なしでは進めることはできない。電力の安定供給に向けた計画、特に発電所の新設や廃止に関わる事業計画は、地元住民をはじめ関係各所への説明や調整、そこに働く者の人員配置や将来を想定した人材の確保・育成計画など、様々な要素を踏まえて策定されている。今回、「電源の休廃止に向けた検討状況など情報を把握することができるよう仕組みを検討する」との方向であるが、情報の使途によっては事業計画を変更せざるを得ない状況も想定され、地域やそこで働く者へ将来不安を与えかねないものであり、影響が多岐に及ぶ可能性のある情報であることを今一度認識いただきたい。	
		25	想定されている「過渡期」よりも、電源の新設・リプレースに更に時間を要するのではないかと懸念	既設火力発電所の休廃止は、電力の安定供給を大前提に、新設電源の建設に必要なとなるリードタイム等も考慮しながら進めてまいります。
			・安定供給に向けて電源の新設・リプレースが必要となる中、資機材の高騰や長納期化などが現場では深刻化しており、建設工期が延伸している実態がある。既設火力発電所の休廃止がこのまま進むと、今後の安定供給に支障を及ぼしかねない。各種電源の建設実態も踏まえ、必要な供給力を維持し続けることが重要であり、想定されている「過渡期」よりも更に時間を要するのではないかと懸念している。	
		26	燃調調達における予見性向上には、国による外交的な関与と支援が不可欠	LNGについては、調達先の多角化や、安定供給に支障が出る場合に備え、代替調達を行う国際協力体制構築等に取り組んでおります。
			・燃料調達における予見性を向上させるためには、発電事業者と小売電気事業者の間で長期契約を促進する仕組みの構築に加え、上流権益への投資、供給途絶リスクへの備え、仕向け地制限の緩和など、国による外交的な関与と支援が不可欠である。	
		27	非効率石炭火力のフェードアウトに向けた規制措置について、様々な影響を緩和しうる支援策を国の責任において講じるべき	休廃止等によって将来的に生じるおそれのある地域経済や雇用等への影響にも留意する必要がある、発電事業者から関係者に対し、トランジションの方向性が広く提示されるなど、各地域の実情を踏まえ、関係者とコミュニケーションを重ねながら、脱炭素化に向けたトランジションを進めることが重要と認識しています。
			・一方で、非効率石炭火力のフェードアウトに向けた規制措置は、発電所の運営だけでなく、関連するサプライチェーンや人材の維持にも大きな影響を及ぼしているため、期限を区切った一律的な休廃止や稼働制限でなく時間的裕度をもちながら柔軟に対応するとともに、様々な影響を緩和し得る支援策を国の責任において講じるべきである。こうした背景を踏まえると、電力システムにおける「電源の確保」と「燃料調達」は一体であり、相互に密接に連動しているという前提に立って制度設計を進めることが重要である。	
		28	国として将来を見通した火力の具体的役割と必要量を示し、将来予見性を高めることが極めて重要	安定供給のための人材の維持・確保にについて、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
			・エネルギー安全保障の観点からは、LNG以外の石炭などの発電燃料についても、コストだけではなく、地政学上のリスクなども踏まえ、多様な調達戦略を展開していくことが重要である。そのためにも、国として将来を見通した火力の具体的役割と必要量を示し、将来予見性を高めることが極めて重要である。これにより、事業者による電源の新設・リプレースや燃料の確保・長期契約に向けた判断材料となり、「将来の安定供給に必要な燃料」の確保につながる。また、供給力の確保と合わせて人材の確保を進めることも忘れてはならない。電源の将来予見性を高めることは、事業計画の精度向上だけでなく、安定供給のための人材の維持・確保にも資するものである。	
		29	容量市場について、抛出台負担の適正化とともに、負担の年度間平準化のための方策を講じるべき	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WG の結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。 引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
			【意見内容】 容量市場の約定価格の変動は、小売事業者の経営（抛出台の価格転嫁含む）、ひいては需要家の料金負担に影響を及ぼす。今回議論されている容量市場の見直し等は負担増の方向であり、約定価格が上昇しその変動幅も拡大する可能性がある。抛出台負担の適正化とともに、負担の年度間平準化（約定価格の変動抑制・安定化）のための方策を講じていただきたい。 【理由】 ・容量抛出台は小売事業者のコストの大きな割合を占めている。大幅な約定価格の変動は事業計画の策定を困難にするため。 ・約定価格が年度毎に大幅に変動する市場では、発電事業者にとっても長期的な電源投資の適切なシグナルとして機能しにくいため。	
		30	容量市場の見直しにおいて、費用対効果の最大化と円滑な価格転嫁に向けた努力・工夫を行うべき	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WG の結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。 引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
			【意見内容】 供給力確保のための容量市場の見直し等においては、小売事業者と需要家への費用負担の増加が生じる。このため、以下のように費用対効果の最大化と円滑な費用転嫁に向けた努力と工夫をお願いしたい。 ①容量市場の指標価格について、シングルプライスでの約定方法の是非や、電源費用格差（電源種や経年数によるコスト相違）の妥当性等を定量的に検証すること ②上記検証を踏まえ、制度的見直しを含め供給力確保費用の抑制を図ること ③不落札電源維持の費用負担等についても同様に費用抑制を図ること 【理由】 「容量市場の在り方等に関する検討会」におけるNetCONE仮試算にも見られるよう、約定価格の大幅な上昇が費用負担者である小売業者に懸念されているところ。小売事業者の費用負担適正化、ひいては需要家負担の適正化のため。	
			【意見内容】 容量市場（抛出台、契約金）に関する費用の需要家への転嫁円滑化を図るため、以下の措置を講じていただきたい。 ①相対取引価格に含まれる「容量確保契約金」の反映額について実態（各取引への配賦状況、小売事業者への明示状況）の検証。加えて、小売事業者への反映額明示のガイドライン等への規定化。 ②需要家への円滑な転嫁を可能とするため、「料金明細への記載義務化」などの措置の検討・要請。 ③容量抛出台等の費用負担の必要性やその仕組みについて、小売事業者の説明努力のみに委ねるのではなく、政府が前面に立った需要家・国民への理解増進活動実施。 【理由】 ・容量抛出台を負担する小売事業者が、需要家に対して価格改定の根拠を正確かつ透明性をもって説明するためには、発電側からの反映額の明示が不可欠であるため。 ・相対取引において容量確保契約金の反映額が曖昧なままでは、旧一般電気事業者グループ内小売事業者と新電力等の小売事業者との間で不公平なコスト負担が生じる懸念があるため。 ・容量抛出台は最終的に電気料金へ転嫁される性質を持つ。負担プロセスの透明化を徹底しなければ国民の納得感を得られないため。	
		31	沖縄本島、離島エリアにおける供給力の維持・脱炭素電源投資に係る事業環境整備について検討すべき	広域融通の対象外である沖縄地域の特性を踏まえた安定供給の確保や、脱炭素化に向けた

		【意見内容】 ・広域融通の対象外である沖縄本島及び離島エリアにおける供給力の維持および脱炭素電源投資に係る事業環境整備についても、引き続きご検討いただきたい。 【理由】 ・沖縄エリアは広域融通外であることから、独立系統として必要な供給予備力の確保に努めている。具体的には以下の対応が必要であり、例えば、低稼働の電源を多数維持するなど、経済性が劣化する状況にある。 1.需給バランスを踏まえた供給力を確保すべく、既存電源の維持管理・機器更新及び、新規電源開発を実施 2.電源トラブルや定期補修時の代替供給を考慮した電源設備量の維持 ・しかしながら、これから寿命を迎える電源の退出や、昨今の脱炭素化に伴う火力の役割変化や物価高騰を考慮すると、容量市場や長期脱炭素電源オークションなど既存制度の適用が無い中、供給力を今後どのように確保していくかが課題。そのため、我が国のエネルギー政策の方向性として示されている以下の計画等も踏まえ、沖縄本島及び離島エリアにおける、供給力の維持及び脱炭素電源投資に係る事業環境整備を検討いただきたい。 a.第7次エネルギー基本計画において、「広域融通対象外である等、電源や系統規模等の制約を有する離島等の地域の実情に留意する」（参考1）と記載されているように、電力システム全体の脱炭素化と安定供給を実現する観点からも、沖縄本島及び離島エリアの事業環境整備は重要 b.GX2040ビジョンで掲げる成長志向型カーボンプライシング構想に基づく各種制度では、沖縄や離島に対応が求められるものも存在する。構造的不利性により導入可能な脱炭素電源が限定的であり、非化石電源比率が低くならざるを得ない中でも、日本全体でのカーボンニュートラル実現に資するべく計画的に脱炭素化を進めていく必要がある（参考2）という観点からも、沖縄本島及び離島エリアの脱炭素事業環境整備は重要 参考1 (P66) 第7次エネルギー基本計画（2）脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システムの構築へ向けた取組 2 電力システムが直面する課題と対応方針（ア）安定供給を大前提とした、電源の脱炭素化の推進 参考2 （P20）第4回 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 排出量取引制度小委員会 発電ベンチマーク検討ワーキンググループ（2025.12.8）資料3 発電ベンチマークの具体的水準等について	事業環境整備の重要性はご認識のとおりです。今後も、沖縄本島及び離島を含む地域の実情に留意しつつ、電力の安定供給確保を確保するための制度の在り方について、引き続き検討してまいります。
		32 容量市場の導入に伴う既存の相対契約等の見直しについて、国から示されている指針の実効性を抜本的に高めるべき	「容量市場に関する既存契約見直し指針」では、契約上の kW 価値の有無とその対価に対する考え方を事業者間で誠実に協議し整理の上、本指針の基本的な考え方に則り、適切な時期に既存契約の見直し協議が行われることが望ましいとしています。容量市場に関する取引は電力広域的運営推進機関が定めたルールに基づいて行われますが、既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができ
		【意見内容】 安定的な供給力の確保と費用負担の公平性を両立させる観点から、容量市場の導入に伴う既存の相対契約等の見直し（kW 価値相当分の調整）に関して、現在、国から示されている指針（容量市場に関する既存契約見直し指針）の実効性を抜本的に高めるための具体的な制度的措置を講じられるべきと考えます。 具体的には、容量市場から容量確保契約金を受領している発電事業者に対し、既存契約における kW価値相当分の調整状況や交渉経緯についての定期的な報告を義務付けるとともに、電力・ガス取引監視等委員会等による監査権限の明確化や、不適切な対応（合理的な理由のない調整拒否等）が確認された場合の公表・是正勧告等の措置を検討いただきたく存じます。 【理由】 電力システム改革の進展に伴い、中長期的な供給力を維持・確保するために容量市場が果たす役割は極めて重要で、発電事業者の固定費回収の予見性を高め、将来にわたる安定供給の基盤と位置づけられている制度と承知しています。一方で、容量市場の開始以前に締結された既存の相対契約等においては、契約価格の中に kW 価値（固定費）相当分が含まれているケースが一般的です。制度設計上、発電事業者は容量市場から kW 価値の対価（容量確保契約金額）を得るため、既存契約において二重取りとならないよう、政府からは「容量市場に関する既存契約の見直し指針」が発出されています。しかし、当該指針は当事者間の協議を促すものであり、是正を強制する法的効力を有しておりません。現状、発電コスト情報の非対称性や交渉力の格差等により、発電事業者との協議が整わず、二重負担の状態が解消されていない、あるいは、解消の目途が立っていない事例もあろうかと思われます。小売電気事業者が合理的な理由なく二重負担を強いられ続ける状況は、公正な競争環境を阻害し、小売電気事業者の経営体力を不当に削ぐものであり、ひいては安定供給の担い手としての機能を低下させかねません。 本中間整理（案）で示されているように、今後、小売電気事業者に対する供給力確保義務の強化や、kW 価値も取引対象となり得る中長期取引市場の導入が検討されている中、既存契約における kW 価値の二重取り問題という足元の課題が解決されないまま、新たな義務や市場取引が積み上がっていくこととなると、小売電気事業者にとって二重負担の問題がより深刻化・複雑化する恐れがあります。 このため、次世代の電力システムにおける制度の公平性と透明性を担保し、不当なコスト上昇を抑制するため、指針を単なる努力目標にとどめず、容量確保契約金を受領する事業者に対する定期報告義務や監視・検証メカニズムを導入することで、その実効性を確実に担保するための検討がなされることを要望いたします。	する考え方を事業者間で誠実に協議し整理の上、本指針の基本的な考え方に則り、適切な時期に既存契約の見直し協議が行われることが望ましいとしています。容量市場に関する取引は電力広域的運営推進機関が定めたルールに基づいて行われますが、既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができ
		33 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施による長期停止には、供給力の維持ペナルティを課すべきでない	容量市場、長期脱炭素電源オークションの見直しについて、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施による長期停止には、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組みを継続していくことが求められている。 自主的な安全性向上対策にかかる供給力提供開始の遅延が発生する場合、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。具体的には、長期停止期間は停止の上限 180 日相当にはカウントしないいただきたい。 自主的な安全性向上に伴う停止をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
		34 中長期を見据えて必要となる電源投資が確保できるよう、制度整備に関するスケジュールを明らかにし、早期に事業者が投資決定できる事業環境を整えるべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 中長期を見据えて必要となる電源投資が確保できるよう、制度整備に関するスケジュールを明らかにし、早期に事業者が投資決定できる事業環境を整えていただきたい。 【理由】 原子力発電の新規建設・リプレースには数十年の長い期間を要するため、早期に投資決定ができる事業環境整備が必要である。	
		35 長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応には上限を設けるべきでない	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応には、事業リスクの予見性向上の観点から、上限（当初見積もりの1.5倍まで）を設けないでいただきたい。 【理由】 事後的な費用増加の制度的対応は事業者に帰責性がない費用の増加が対象であり、かつ、モラルハザード対策として1割を自己負担するため、1.5 倍の上限は不要と考える。	
		36 電力需給シナリオの策定・更新にあたっては、「原子力発電の見通し・将来像」を織り込むべき	電力広域的運営推進機関が策定した「将来の電力需給シナリオ」については、前提条件や

		【意見内容】 「電力需給シナリオ」の策定・更新にあたっては、原子力小委員会において検討されている「原子力発電の見通し・将来像」（2040年および2050年に向けた必要容量や時間軸）を織り込んでいただきたい。 【理由】 原子力発電所の建設やサプライチェーンの維持・強化には、長期のリードタイムを要する。中長期を見据えた必要な電源投資が遅滞なく行われるような制度設計を行うため「原子力発電の見通し・将来像」を前提とした共通認識を形成することが必要。	公表情報等の変化を定期的に観測しつつ、一定間隔で必要な見直しがなされるものと認識しております。
		37長期脱炭素電源オークションについて、既設原子力の安全対策投資案件の募集量の上限を拡大すべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、既設原子力の安全対策投資案件の第3回募集量は、前回の200万kWから150万kWに減少しているが、既設炉の最大限活用の観点から、この上限を拡大していただきたい。 【理由】 「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」では原子力発電が総発電量の2割程度を担うことが期待されている。安全対策投資案件が、競争力がある電源にもかかわらず、設定された募集上限枠で落選する懸念がある。	
		38長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施により発生する費用の増加を「事業者に帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」に含めるべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、自主的安全性向上の対策の実施により発生する費用の増加を「事業者に帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」に含めていただきたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組みを継続していくことが求められている。 現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する費用について、入札後に発生した場合には事業者の持ち出しとなり回収ができない仕組みとなっている。 これらの費用の回収を認め、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
		39長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、送電端設備容量ベースで30 万kW未満の次世代革新炉による原子力発電プラントも含めるべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、送電端設備容量ベースで30 万kW未満の次世代革新炉による原子力発電プラントも含めていただきたい。 【理由】 国際的には、安全性を高めた30万kW未満の原子力発電プラントの開発・導入が進んでいるが、事後的な費用増加の対応についての制度措置の対象は送電端設備容量 30 万kW以上とされている。	
		40容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がなく発生する長期停止にはペナルティを課すべきでない	容量市場と長期脱炭素電源オークションのそれぞれの約款における該当のリクワイアメントの条項における異議申し立て、又は不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。
		【意見内容】 容量市場、長期脱炭素電源オークションについて、事業者に帰責性がなく発生する長期停止にはペナルティを課さないでいただきたい。具体的には、事業者に帰責性がなく発生した長期停止期間は停止の上限である 180 日相当にはカウントしないでいただきたい。また、ペナルティの支払い時期の猶予を設けていただきたい。 【理由】 固定費の割合が大きく契約容量の大きい原子力では、長期停止に伴うペナルティによる収入減少が高額にのぼるため、その負担が経営に与える影響は大きい。	
		41事業者の資金調達コスト低減の観点から、既設原子力の安全対策工事中から投資回収できる仕組みを導入すべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 事業者の資金調達コスト低減の観点から、既設原子力の安全対策工事中から投資回収できる仕組みを導入していただきたい。 【理由】 既設炉であっても建設リードタイムが長く、高額投資が必要な電源については、工事期間中から投資回収できる仕組みを導入することで、資金調達コストが軽減され、ひいては電気料金の低減につながる。	
		42正当な理由なく休眠状態にある事業者の登録取消しについて、運用に当たっては事業の状況を適切に把握した上で判断することが必要	ご意見を踏まえ、小売電気事業者の実態などを鑑みながら、どのような場合に登録取消を行うのかなどの点について、検討を進めてまいります。
		・ 正当な理由なく休眠状態にある事業者の登録取消しの仕組を創設することに賛同します ・ 運用に当たっては、今回の措置を形骸化させることのないよう、事業の状況を適切に把握した上での登録取消しの是非を判断することが必要と考えます ・ 事業状況の把握に際しては、小売事業者から見て需給調整の役割を担っている電力トレーダーが、取引上、小売ライセンスを必要としている点には配慮が必要です ・ 特に休眠事業者を通じて不正行為がなされたという例があるような場合には、適正な事業運営を行っている事業者との区分を明確にするためにも、不正行為をなした事業者に対しては厳格な運用が必要と考えます	
		43大規模かつ長期にわたる原子力発電事業の特性を踏まえて、他律的事由で発生する費用について、資金調達し回収できるよう制度設計すべき	電源への投資環境整備のあり方について、今後の制度検討の参考にさせていただきます。
		【意見内容】 大規模かつ長期にわたる原子力発電事業の特性を踏まえて、他律的事由で発生する費用について、資金調達し回収できる制度設計をお願いしたい。 【理由】 中長期を見据えて必要となる原子力発電への投資が滞ることがないよう、今後、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力発電の事業特性を考慮し、安定的に事業運営できるような事業環境の整備が必要である。	
		電力ネットワークの次世代化	大規模需要の立地誘導に向けた対応の1つである「GX戦略地域」の「データセンター集積型」では、電力インフラ等の整備の効率性を踏まえ、DC集積地を形成することとしています。
		44データセンター等の大規模需要家の適地への誘導について、地域住民の理解を得る仕組みを制度として組み込むべき	す。一方で、その選定にあたっては、系統整備の観点だけでなく、地域との共生の観点等についても、第三者審査委員会で審査を行うこととしております。
		【意見内容】 データセンター等の大規模需要家を「適地に誘導」する方針は理解できるが、地域の合意形成や環境影響評価のプロセスが明記されていない。地域住民の理解を得る仕組みを制度として組み込むべき。 【理由】 大規模需要家の立地は、騒音・廃熱・土地利用・系統混雑など地域に大きな影響を与える。系統整備を優先するだけでは地域の反発を招き、結果として事業の遅延やコスト増につながる。地域合意形成を制度に組み込むことが、長期的な安定供給にも資する。	
		45費用を前倒し回収できる措置が示されたことは一定の評価ができる	現行のレベニューキャップ制度では、託送料金による系統整備費用の回収は設備運転開始

			・再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、老朽化した送配変電設備の更新工事も確実に進めながら、電力需要の増大に対応し、電力を安定的に供給するためには、送配電網を整備し電力ネットワークの次世代化を図る必要がある。 ・送配電網整備は、工事費が巨額で工期も長期にわたり、費用回収に時間がかかることもある。さらに、技術課題による仕様変更、利害関係者との調整、自然災害リスク、資材費・工事費の高騰など、予期せぬ事態により費用や工期の変更を余儀なくされる場合がある。 ・このような中、費用を前倒し回収できる措置が示されたことは一定の評価をすることができる、実効あるものとして頂きたい。	以降となりますが、一定規模以上の系統整備の場合、工期が長く、費用回収の開始までに長期間を要します。こうした制度の下では、系統整備実施主体は建設期間中のキャッシュフローの悪化を懸念し、結果、必要な投資が停滞する可能性があります。 こうした背景から、一定の基準を満たす系統整備について、通常は運転開始後に託送料金で回収する費用の一部について、運転開始前から回収する仕組みについて、対応の方向性を示しました。 いただいたご意見も踏まえつつ、引き続き、必要な系統の整備がなされるよう検討を進めてまいります。
		46	事業者の負担軽減や審査の予見性向上を図り、迅速に系統整備できる環境を整えるべき	申請手続きの詳細については、必要な情報を確認する観点と、事業者の負担軽減の観点の両方を考慮して検討してまいります。
			・一般送配電事業者の負担増大リスクに配慮し、大規模な系統整備における費用の上振れを補う資金調達・費用回収を円滑化させる制度措置として、電力広域的運営推進機関からの貸し付けの対象に加えることは、大きな前進であると受け止める。 ・しかしながら、整備に係る計画書の作成など申請手続きが現場の負担となることも懸念する。事業者の負担軽減や審査の予見性向上を図り、迅速に系統整備できる環境を整えていただきたい。	
		47	投資目的など実需に基づかない送電容量の空押さえが可能な仕組みから、安定供給に主眼を置いた仕組みへ速やかに整備すべき	送電網の整備には多額の費用と長期間を要することから、既存の送電網を最大限活用することは重要と考えています。そのため、真に電力を必要とする需要家に迅速に電力を供給するための接続ルールの見直し等を進めています。例えば、早期に接続可能なエリアの情報公開の拡充に取り組むとともに、送電網への接続に係る手続き期限の設定や送電網の増強に係る費用負担の見直し等について、次世代電力系統ワーキンググループにおいて検討を進めています。
			・大規模需要の適切な系統接続については、引き続き不確定要素の多い申込への対応が求められており、その内容の精査や対応に多大な労力を要し、現場の負担は増す一方である。世界的にも送配電能力不足が懸念され、日本においてもAI向けデータセンターの増加により同様の状況が予想される。実効性ある系統接続ルールを早期に整備することで送電容量の空押さえを減少させ、真に電力を必要とする需要家に迅速に供給し、投資目的など実需に基づかない送電容量の空押さえが可能な仕組みから、安定供給に主眼を置いた仕組みへ速やかに整備するべきである。	
		48	新たな基幹送電網では直流送電を検討すべき	直流送電について、北海道本州間連系設備や飛騨信濃周波数変換設備等で採用されており、北海道本州間連系設備（日本海ルート）でも採用を検討中です。その上で、系統整備にあたっての技術面については、一般送配電事業者等において、経済合理性等を含めて検討することになると考えています。
			5 送電網整備 送電網は供給と需要をつなぎ、広域での需給調整を行うものなので、夫々について検討する必要がある。 供給は分散型を基本とするので、ある地域内での需給が多ければ広域での必要性は低下する。災害や事故などで外部からの送電が途絶えても最低限の需要を満たす発電能力が備わっていれば強靱となる。営農発電、小規模（マイクロを含む）水力は増やす余地が大きい。 新規の大規模な電源は洋上風力なので、その対応を検討する。なお、出力が少なくても建設期間が短い場所も対象にすべきである。 需要が多いのは大都市であるが、このまま人口集中が進めば地方は崩壊する。災害に対しても脆弱である。従って地方分散となるように大都市での需要を抑えるように再設計しなければならない。 ヨーロッパは地方分散なので大都市集中が必須ではないことは明らかである。 新たな基幹送電網では直流送電を検討すべきである。 交流より有利な点も多いし、周波数が異なる地域での長距離送電は損失が大きい。	
		49	「人」への投資を含め、投資予見性を確保できる事業環境を整備すべき	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理でお示ししているとおり、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
			・また、設備を整備する人材の確保・定着、技術の維持・継承も重要である。将来にわたって電力を安定的に供給できる設備を実現するためにも、「人」への投資を含め、投資予見性を確保できる事業環境の整備を進めて頂きたい。	
			・また、現下の物価上昇を受け、現場から「原材料価格や人件費が上昇し、これ以上コストは抑えられない」「地域間で労務費格差が大きく、人材確保が困難」といった声が挙がっている。適切な労務費の確保や資材費高騰へ対応するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を通じて費用回収できる環境の整備もあわせて進めて頂きたい。 ・なお、連系線の整備は国の検討を踏まえて進められているものである。国が主体的に需要家へ説明し、理解を求めることも必要だと考える。	
			・さらに、電力関連産業全体が抱える構造的課題、すなわち若年層の採用難や早期退職、経験豊富な高齢層の退職に真摯に向き合うべきである。特に、再稼働していない原子力発電所や休止中の非効率火力発電所では、将来の不透明さから業務の魅力喪失や雇用不安が広がっている。 この状況を打開するためには、物価や賃金の上昇分を適切に価格へ転嫁できる制度への早急な見直し、長期的な計画に沿って系統拡充・メンテナンス事業や発電所の新設・リブレース等が可能となるよう、官民協力の下、公的ファイナンスの整備を含む資金調達の円滑化を速やかに実現する必要がある。	
			・地域や産業を支える電力設備の意義と役割を明確にし、その位置付けや将来の方向性を現場に示すことが、「電力関連産業は社会を支えているんだ」という実感に繋がるとともに、産業の魅力を肌で感じ、使命感を持った人材の定着・確保、ひいてはサプライチェーン全体の強化につながるものと考えてる。	
			電源・系統への投資に対する公的ファイナンスの整備	電力分野において、必要な供給力を確保し、電力分野の脱炭素化を実現するためには、短期間に大規模な投資を行っていくことが必要です。そうした中で、今回は、短期間に多くの資金調達が行われることで、これまで以上に資金調達が困難になるおそれが指摘されており、こうした課題に対応するため、融資制度を設けることにしました。他方で、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むことは重要であると考えており、電力分野における投資資金の円滑な調達に向けた取組を総合的に推進していく観点から、引き続き必要な検討を進めてまいります。
		50	公正な競争環境が構築されるようなファイナンス支援とすべき	
			脱炭素電源への投資促進に向けたファイナンス支援について、特定の手法(デット性資金)への支援に偏ることなく、企業が多様な資金調達手法が取れる支援制度とし、脱炭素電源の投資環境について、資金調達力も含めた公正な競争環境が構築される支援とすべきと考えます。 ・理由 大規模な電源投資に係るファイナンスについては、事業者の与信や資金調達の方針(資本政策)等も踏まえて検討されるものです。政府の信用力を活用した融資等のファイナンス円滑化の方策は、主にデット性の資金を対象にしているものと考えられます。政府の信用補完は、企業の借り入れ(コーポレートファイナンス)やノンリコースのプロジェクトファイナンス組成がしやすくなるなどの利点はあるものの、日本大学の安藤委員が指摘しているとおり、資本コストが下がり適切な投資判断が損なわれる懸念や、安易な見積もりによる事業計画の進行を避けるための多面的な企画／検討のインセンティブが重要であると考えます。また、デット性資金への支援は、既存の化石燃料由来の発電所をもつ大規模発電事業者(旧一般電気事業者等)が、自らの与信や資本コストを考慮せず脱炭素電源への投資がしやすくなる観点で、資金調達力を含めた公正な競争が働かなくなる懸念があります。脱炭素電源への投資拡大のための政府支援は重要である点については理解しますが、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むよう、融資等への政府の信用補完以外の方策も広く議論していただくようお願いいたします。	
		51	原発を意図した大規模電源の新設を支援する新たな融資制度案は導入すべきでない	今般検討している電力広域機関による貸付制度は、民間金融を補完し、資金調達が難しい長

		主に原発を意図した大規模電源の新設を支援する新たな融資制度案は導入すべきでない。 ・理由： 提案されている融資制度は、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が、大規模脱炭素電源を建設しようとする事業者に対して財政融資を行うというものである。また、 万一の場合に備え一般送配電事業者から抛出兵等を回収するしくみも同時につくることとなっている。 対象となるのは、「50万kW以上」かつ「建設期間が10年以上」（案）の電源であり、これにあてはまるのは原発である。 原発のコストは近年上昇し続け、欧米で最近建設されているものはいずれも数兆円となっており、日本においても今後物価高騰や円安によりさらに上昇する可能性がある。 https://foejapan.org/issue/staffblog/2024/10/10/staffblog-20704/ さらに、「万一の場合に備え」として一般送配電事業者からの抛出兵回収の枠組を設けるとしている。建設コストが大幅に上昇した場合、事業者からの返済の不足分に充てられる可能性がある。これは、本来事業者が負うべきリスクを、一般送配電事業者経由で消費者が負担することになる。 ここ数年の議論で、原発建設は事業期間の長さと巨額のコスト、さらにコスト上振れ等リスクの大きさから、民間銀行の融資のみでは不十分であり、投資予見性が低いことが示されてきた。また、原発に関しては、事故のリスクや核のごみの処分など大きな問題がある上、すでに研究開発や立地地域への交付金等、莫大な国費がつぎ込まれている。 そのような事業に、国が融資してリスクを肩代わりし、さらに「一般送配電事業者からの抛出兵」というかたちで消費者負担のしくみをつくることには正当性がない。	期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進し、電気の安定供給に必要な供給力を確保するためのものです。 特定の電源種のみを対象とするものではなく、安定供給と脱炭素化の両立に資する電源を対象とすることを想定しており、こうした観点から、具体的な支援対象は今後詳細を検討していきます。 なお、今回の貸付制度は、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協調して貸付けを行うものであり、貸付先の電気事業者に対し、適切な期間での返済を求めるものです。また、基本的には、貸付けに当たっては、電気事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、それを電力広域機関において積立てることにより、財政融資資金を国に確実に返済させることを担保する仕組みを検討しています。加えて、万が一の場合に備え、一般送配電事業者からの抛出兵等によって貸付け原資を回収することも検討していますが、これは上述の対応を行ってなお貸し倒れが発生する限定的な場合に備えた仕組みであり、今回の融資制度の導入によって直ちに電気料金が上がる性質のものとは考えておりません。 なお、今後の電力需要増加に見合った脱炭素電源を十分確保できるかは我が国の経済成長や産業競争力を左右するものであり、今般の貸付制度による電源・送電線の投資の迅速化は、そうした需要家ニーズに迅速に対応するものであり、その効果は需要家全体に裨益するものと考えております。
		原発を延命させるシステムには反対です。 原発をすすめたいのなら、自主財源でやってください。 フクシマの自己処理代なども国民が負担しているのに、新たな原発の負担をするのは絶対にありません。	
		国が借金して原発を支える制度は止めてください！	
		52 原子力発電の自主的安全性向上の取組みの費用について、資金調達し、回収できる制度設計とすべき	電力広域運営推進機関による財政融資を活用した貸付制度は、民間金融を補完することで、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源や送電線への投資を促進するためのものです。 詳細制度設計については、今後検討していきますが、安定供給と脱炭素化の両立に資するものについては、今般の制度の対象となりうると考えます。
		【意見内容】 「次世代電力システムの構築」において、原子力発電の自主的安全性向上の取組みの費用について、資金調達し回収できる制度設計をお願いしたい。 【理由】 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取組みを継続していくことが求められている。 現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する取組みに伴う建設遅延、運転停止に対する経済的な損失の可能性や追加費用の回収が考慮されていない。	
		53 既設原子力の安全対策工事」も対象に含めるべき	今般検討している電力広域機関による貸付制度は、特定の電源種を対象とするものではなく、安定供給と脱炭素化の両立に資する電源を対象とすることを想定しています。このため、原子力発電所という個別電源を支援するための制度ではありませんが、安定供給と脱炭素化の両立に資する大規模な電源整備については、対象に含まれうると考えます。
		【意見内容】 新たな融資制度創設にあたっては、原子力の新設・リプレースだけでなく、「既設原子力の安全対策工事」も対象に含めていただきたい。 【理由】 既設原子力の安全対策工事は大規模な追加投資が必要になるため、融資対象とすべきである。なお、既設原子力の安全対策工事は長期脱炭素電源オークションの制度上の対象電源となっている。	
		54 長期的かつ具体的な設備容量計画を示すことが重要	電力広域的推進機関が策定した「将来の電力需給シナリオ」については、前提条件や公表情報等の変化を定期的に観測しつつ、一定間隔で必要な見直しがなされるものと認識しております。同機関とも調整の上、今後の具体的な活用可能性について検討してまいります。
		・中長期的な需要と供給に関する共通認識を形成するためには、発電所の廃止やリプレースが地域経済や雇用に深刻な影響を及ぼす可能性を軽視せず、雇用の確保と公正な移行に向けた国の責任ある対応、ファイナンス面も含めた十分な事前検討と具体的な対策が不可欠である。 こうした認識のもと、将来の電力需給シナリオを検証し、複数の選択肢から安定供給を確保できるシナリオを基に、長期的かつ具体的な設備容量計画を示すことが重要である。その際、国、地方自治体、事業者、金融機関など関係者間で共通認識を形成することが求められる。	
		55 適正な事業報酬率を確保し、事業の成長性を担保できる魅力ある事業環境を整備するべき	第一規制期間における事業報酬については、公社債利回りの上昇を踏まえ制度措置を講じるよう、令和8年1月14日に電力・ガス取引監視等委員会委員長から経済産業大臣に建議が行われております。また第二規制期間に向けては、第一規制期間における自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等もよく確認した上で適切な自己資本比率の設定方法についても按本的な見直しを実施することと電力・ガス取引監視等委員会にて整理されており、今後同委員会において、事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うものと承知しております。資源エネルギー庁としてもこの検討を注視してまいります。
		・今後、需要増加に対応し、安定供給を見据えた投資案件が短期間に集中する中、必要な資金調達を円滑に行うためには、事業者の資金調達能力を確保することが極めて重要である。そのためにも、国が主体となり、適正な事業報酬率を確保し、事業の成長性を担保できる魅力ある事業環境を整備することが必要である。整備に向けた詳細検討にあたっては、現場実態を把握している事業者・金融機関の意見も確認しながら実効的なものとなるよう進めて頂きたい。なお、融資のために申請が必要となる場合には、申請手続きの簡素化を図るなど、現場負担の軽減も考慮して検討を進めて頂きたい。	
		56 系統設備の増強に向けては、設備が過剰とならないよう、電力の需要想定に対する実態も確認しながら慎重に進める必	広域系統整備計画の策定にあたっては、その実施案及び事業実施主体を決定する際に、増強容量、工事費等について、電力広域的運営推進機関の有識者委員会における総合的な評価を踏まえることと同機関の業務規程で定められています。
		・系統設備の増強に向けては、設備が過剰とならないよう、電力の需要想定に対する実態も確認しながら慎重に進める必要がある。	また、現在検討を進めている「地内系統の計画的な整備」の枠組みにおいても、技術的な内容や工事の妥当性等を確認の上、先行的・計画的な系統整備を進めることとしています。
		・なお、マスタープランをはじめとする大規模系統整備が計画され、巨額の投資と長工期に対応するため、ファイナンス面の整備が進められているものの、電力需要が想定を下回り、整備した系統が過剰設備となった場合には、送配電事業者の設備への投資回収がかなわない事態が発生することに加え、電力の安定供給を支える中、系統整備に向け真摯に対応を図る現場の努力に報いる効果を期待できない設備となるだけでなく、過剰な国民負担を求める事にもなる。	
		事業者の創意工夫と規律を両立する電力取引環境の整備	第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委(2025年12月17日)において、排出量取引制度
		57 GX-ETSと高度化法の関係を整理すべき	の第2フェーズでは、再エネや原子力等の非化石電源は本制度の中で直接的に評価されない仕組みであり、高度化法（及び非化石証書制度）の機能やそれに基づき達成される非化石電源の維持・拡大の促進という政策効果は、排出量取引制度によって完全に代替されるものではないため、当面は両者が併存する必要があると整理されました。そのため、頂いたご意見については、今回の整理以降の将来的な制度設計の参考とさせていただきます。
		【意見内容】 第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（2025年12月17日）資料6において、排出量取引制度（GX-ETS）は第2フェーズにおいては火力電源の燃料転換や効率改善が促進される制度である一方、高度化法は非化石電源の維持・拡大のインセンティブを提供する制度であり、両者は完全に代替されるものではないため、当面は併存する方向性が示された。 他方で、発電電力量の価値は卸電力市場価格、つまりマージナルな電源の限界費用が価格指標であると認識している。マージナルな電源が火力電源となる場合、非化石電源はGX-ETSと高度化法の両方から収益を得ることができ、小売電気事業者や需要家にはGX-ETSと高度化法の両方の負担が生じる。そのため、完全な代替ではないとしても、エンドユーザーから見れば、似た効果のある政策由来のコストを二重負担することとなる。 かなりの部分が代替されるのであれば、カーボンプライシングの明示効果を高めるためにも、重複した規制体系を効率化するよう、ご検討いただきたい。 【理由】 意見内容に記載のとおり、GX-ETSの第2フェーズにおいても、高度化法と完全な代替ではないとしても、似た効果のある政策由来の収益・費用が二重となる可能性があるため。	
		58 他社に供給する熱や発電ベンチマークの対象とならない自己託送等の電気についての検討を早期に進めるべき	ご意見も踏まえつつ、他社に供給する熱や発電ベンチマークの対象とならない自己託送等

		【意見内容】 第4 回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（2025 年 12 月 17 日）資料 6 p.14 の通り、発電ベンチマークの対象範囲（バウンダリー）は発電事業による発電電力量及び CO2 排出量とされ、自営線を通じた自家消費及び自己託送（特定供給含む）は発電ベンチマークの対象外とされている。 この点、排出量取引制度小委員会のとりまとめにおいて、他社に供給する熱や発電ベンチマークの対象とならない自己託送等の電気について今後、割当ルールの検討を進めることとされており、委員から需給ひっ迫等を踏まえた早期検討の必要性も指摘されている。 ベンチマーク検討にあたっては計測・データ収集など、ベンチマーク水準等を検討する前の準備段階の検討に時間を要するため、早期に検討いただきたい。 【理由】 意見内容に記載のとおり、電力需給ひっ迫やベンチマーク検討のリードタイムを踏まえれば、早期の検討開始が必要と考えるため。	の電気について検討してまいります。
		59 量的な供給力（kWh）の確保は重要だが、発電事業者への供出義務は慎重な検討が必要	小売電気事業者に対する量的な供給力確保義務は、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があると整理されており、引き続きパッケージとして中長期市場と両輪で検討を進めてまいります。
		【 ①小売電気事業者の安定的な事業実施の確保 】 ・市場高騰時に小売電気事業者の撤退が相次いだことを踏まえ、供給力確保策の必要性は理解する。しかし、発電事業者に対し「発電電力量の10%供出義務」を課す提案については、競争と公平性の観点から慎重な検討が必要である。 ・エネルギー安全保障と安定供給の確保は、国民生活と経済活動の基盤であり、最優先で取り組むべき課題である。電力自由化により、かつての一般電気事業者のような発電から小売までを一体的に担う供給体制は見直され、約700社もの小売電気事業者が参入したが、安定供給や消費者保護、災害対応といった公益的責任は、すべての小売電気事業者が果たすべき重要な役割である。 ・2022年の電気料金急変は国民経済に影響を与え、需要家に負担と混乱をもたらし、電力業界の信用を失墜させた。こうした事態を踏まえ、料金変動の抑制と安定供給の確保に向けた取り組みは極めて重要である。2022年～2023年に退出した小売電気事業者の約8割が3年後の調達について1割を確保できておらず、スポット市場に過度に依存した調達構造の中、事業運営を行っていたことが明らかとなっている。今回WGにおいて事務局より提案のあった量的な供給力（kWh）確保義務については、自由化の趣旨に沿い、すべての小売電気事業者が等しく背負い、社会的責任を果たすべきであると考ええる。 ・小売電気事業者は、電力システムの一翼を担う存在として、発電事業者との相対契約や先物・先渡し取引を活用し、可能な限り長期契約を締結することで、電力の安定供給を担う中核的な役割を果たす必要がある。これらの観点から、「量的な供給力の確保を求める時期及び量」を仕組みとして設けることには一定の意義があるものと考ええる。 ・新しい市場の創設にあたっては、制度の複雑化を避けるため、市場ごとの目的を明確に整理し、全体として簡素化を図ることが重要である。また、発電事業者に対し「発電電力量の10%供出義務」を課す提案については、競争と公平性の観点から慎重な検討が必要だと考える。加えて、新たな仕組みの導入にあたっては、小売電気事業者への供給力確保に対する負担を過度に考慮するあまり、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制などにおける十分な効果が見込めなくなることは避けなければならない。	
		60 同時市場のシステム開発において日本固有の特殊性を十分に考慮すべき	ご意見を踏まえつつ、我が国固有の特殊性を考慮しながら、今後詳細検討を進めてまいります。
		【 ③短期の需給運用を最適化する市場の整備 】 ・同時市場のシステム開発に向けては、関係事業者の業務や運用実態等を十分に調査・把握をし、市場本来の目的を果たして頂けるような設計であるとともに、島国である日本固有の特殊性を十分に考慮したシステムの構築に向けた検討をお願いしたい。導入に向けては、現場に混乱が生じないよう丁寧な周知・説明を行うとともに、十分な説明期間を設けていただきたい。	
		61 規制料金の解除に向けた議論を進める必要	審議会において、経過措置料金の在り方として燃料費調整制度を含めた事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因の整理や、現行の料金制度が前提としていない制度により発生する費用等の事業者の努力の及ばない外生的な要因により発生する費用について需要家保護の観点も含めつつ、柔軟に転嫁できる制度の検討を進めてまいります。
		【 ④経過措置料金の在り方に関する検討 】 ・エネルギーを取り巻く環境は、地政学リスクの高まり、脱炭素の促進、インフレなど、設計当初に想定された前提から大きく変化しているため、諸外国の電気料金制度なども参考にしつつ、日本として改めて規制料金の解除に向けた議論を進める必要がある。 燃料費調整制度は、上限が設定されているため、必要な費用が規制料金に転嫁できない制度である。燃料価格高騰局面においては、需要家保護に寄与したものの、旧一般電気事業者の負担に依存しており、自由化の下で公平性を損なう要因となり、健全な競争を妨げるものとなった。制度本来の目的を確認し、上限のあり方を含めた見直しが求められる。 ・経過措置料金が解除されていない現状は、自由化の本来の姿ではなく、事業者間の公平性を損なっている。外生的な価格変動への対応を含め、経過措置料金の課題解決に向けた制度整備を速やかに進めるべきである。 ・なお、規制料金の変更認可申請の審査には約半年の期間が必要であり、対応コストや審査期間中の回収漏れなど生じていることから、審査の合理化を図り、期間短縮による機動的な仕組みとなるよう検討を進めていただきたい。	
		62 同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示すべき	今後の検討については、2025年10月15日に公表いたしました第二次中間取りまとめに記載のとおり進めていくことを予定しております。なお、同時市場導入に際して各事業者に対応が発生することも念頭において、スケジュールイメージ等について丁寧に示してまいります。
		【意見内容】 ・同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示いただきたい。 【理由】 ・同時市場は現行のスポット市場等を代替する大規模な制度変更であり、各事業者の既存の関連システムの改修や新たなシステム構築など、業務見直しに多大な時間を要するため。	
		63 現在市場内外で行われている調整力調達について、原則としてすべて同時市場内に取り込むよう制度設計すべき	同時市場は、電力と調整力を同時に取引し約定させ、これにより、電源を電力と調整力に適切に配分する仕組みの市場です。そのため、現行の調整力調達とは実務や運用に変更が生じる見込みです。詳細の制度設計については、事業者の意見も踏まえつつ、今後検討を進めてまいります。
		【意見内容】 ・現在市場内外で行われている調整力調達について、原則としてすべて同時市場内に取り込むよう制度設計いただきたい。 【理由】 ・新しく市場参入するリソース、余力活用といった市場外調達など、すべて同時市場内に取り込むことが調整力の調達上合理的であり、参入事業者の予見性を高めることにつながるため。	
		64 中長期市場の整備と一体で検討すべき	小売電気事業者に対する量的な供給力確保義務は、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があると整理されており、引き続きパッケージとして中長期市場と両輪で検討を進めてまいります。
		【意見内容】 義務化の導入には慎重であるべきだが、導入する場合は、まず中長期取引市場を先行して整備し、効率的な義務履行手段の蓋然性を高めた上で義務化を開始していただきたい。 【理由】 小売事業者は既に容量市場（kW）でコストを負担しており、さらなるkWh義務化は新電力の創意工夫（柔軟な調達）を阻害しかねない。また、3年前の需要予測は不確実性が高く、義務化が先行すれば「売り手市場」を招き、国民負担が増大するおそれがある。導入するのであれば、義務達成のための調達環境を予め整えるべきであるため。	
		65 容量市場との二重負担を防ぐべき	本施策の導入に際しては、中長期市場等の供給力確保手段の検討と併せて、量的な供給力を適切に確保した小売電気事業者の容量抛出金の扱いを含め、制度間の合成の誤謬が生じることのないような調整を検討することとしています。
		【意見内容】 小売事業者は既に容量市場を通じて供給力（kW価値及び一部のkWh価値）の確保費用を負担している。量的（kWh）確保義務の施行にあたっては、義務履行時の容量市場との二重負担（義務の二重履行、相対取引による義務履行時を想定）を構造的に防ぐ仕組みを講じていただきたい。 【理由】 固定費を含んだ価格でのkWh調達を強いることは、形を変えた国民（需要家）への二重負担に直結するため。	
		66 量的な供給力確保義務を求める時期を1年前とすべき	本施策の導入に際しては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市

		・ 施策目的に照らし、量的な供給力確保義務を求める時期を1年前とされたい。なお、3年前の根拠となっている発電事業者の予見性確保のためには、中長期取引市場の魅力を向上させ供給力確保義務に関わらず取引が活性化されることが肝要であると申し添える。 ・ 3年前義務化を導入する場合には、悪質な場合を除きペナルティー無しとされたい。	場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があるとしており、取引状況や追加的な対応を踏まえてもなお、求める時点でのkWh確保が難しい場合には、要因を分析した上で、確保を求めるkWh量や時点の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。 また、実効性確保のための履行を促す措置の在り方については制度目的の達成や小売電気事業者間の公平性や予見性の確保などを踏まえ、引き続き検討してまいります。
		67先物について、政策目的に整合している取引であれば認めるべき 【意見内容】 ・ 「（現物と組み合わせられた）電力先物」について、政策目的に照らして適切な取引種類であれば、義務履行の手段として認めていただきたい。・ 「市場連動メニュー」をはじめとする、需要家がリスクを理解した上で選択しているメニューについては、義務対象設定の考えにおいて配慮いただきたい。 【理由】 ・ 現物取引と組み合わせがされているなど、政策目的に合致する種類の先物取引については、義務達成の調達手段の多様化を図る意味でも、認められるべきものとするため。 ・ 市場連動メニューなど、小売事業者の創意工夫から生まれた多様な料金メニューは尊重されるべき。市場連動メニューへの配慮がなされない場合は、小売事業者への過大な負担になるとともに、需要家の選択肢を狭めることとなり、システム改革の本旨から外れるものと考えられるため。	電力先物については、現物の調達を伴わない金融商品であり、それ自体を供給力として評価することは難しい一方で、現物取引と組み合わせることで、価格を安定させた上での電力供給が可能になるという面もあります。量的確保における調達手法は、現物での確保を原則としつつ、電力先物をどのように取り扱うかについては、中長期の取引状況及び電力先物の取引状況などを確認した上で、引き続き検討してまいります。 また、事業者や需要家の判断等により、事業者の義務の範囲が変わりうる制度は恣意性が高く、また、その行政で真正性を確認することは困難であることから、個別料金メニューの配慮について、制度設計に取り込むことは難しいと考えられます。小売電気事業者の実態も踏まえ、その多様なビジネスモデルを阻害しない工夫をどのように講じるか、ビジネスの実態に即した検討を進めてまいります。
		68「変動性再エネ」電源の供給力算定の考え方について、事業者との丁寧な対話を経て策定すべき 【意見内容】 「変動性再エネ」電源の供給力算定の考え方について、事業者との丁寧な対話を経て策定いただきたい。 【理由】 変動性再エネの出力特性を踏まえた制度設計となるよう配慮いただきたいため。	小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、確保する供給力の負荷の形式（ベース・ミドル・ピークなど）は問わない、つまり、再エネ電源を含め、確保を求める電源の種別は問わないと整理しています。また、供給計画では、kWhに関しては各電源とも調整係数等を乗じることなく、調達見込み量の算定・報告を求めている、同様の考え方にに基づき、今後の具体的な検討を進めていきます。
		69「仏国における検討状況」の記載は改めて精査すべき 【意見内容】 P66「仏国における検討状況」の記載は誤情報の懸念が強いので、根拠として引用する際はあらためて精査すべき。 【理由】 当該引用について、下記箇所など、仏国の引用の誤りが見受けられたため。 （以下は当社による和訳（A I）による機械翻訳）、抜粋及び注釈） ----- フランス共和国 エネルギー規制委員会（CRE）公開協議 第2024-08号 3. 供給事業者のヘッジ義務の定義 3.1. ヘッジ義務の範囲 3.1.1. 対象となる消費者 3.1.2. 対象となるオファー ヘッジ管理は、一方では固定価格または調達スキームにおける供給事業者の契約上のコミットメントに関わる量と、他方ではこれらのコミットメントを尊重するための供給事業者の実際のヘッジ慣行との間の適合性の評価によって定義されます。CREが想定する慎重な枠組みは、固定価格のオファーの管理に限定されるものではありません。なぜなら、フランス市場には、ヘッジ不足の場合に供給事業者を同様にリスクにさらす、さまざまなオファー（クリック価格、平滑化された参照にインデックス化されたものなど）があるからです。したがって、契約上のコミットメントの評価を契約上のコミットメントに限定して、契約上のコミットメントの対象となるオファーの種類を特定することが適切です。慎重な管理の枠組み内で、CREは、価格または調達スキームに関する契約上のコミットメントの対象となるオファーにのみ、最低ヘッジレベルを適用することが必要であると考えています。 ● 例1：固定価格のオファーは、消費者に販売価格を約束した供給事業者に、消費予測全体を上流で可能な限りヘッジすることを義務付けます。 ● 例2：スポット市場にインデックス化されたオファーは、供給事業者が消費日の前日までオープンポジションを維持することを可能にします。 【当社注：スポット市場について、実需給前日までに確保すればよいとされています】 3.2.3. 目標となる最低ヘッジレベル 最低目標ヘッジレベルの規模設定は、メカニズムの有効性を確保するために中心的です。現時点では、CREは、この最低レベルが、3.1.2で対象となるポートフォリオのオファーの予測消費量の100%に設定されることが適切であると考えています。発生する可能性のある一時的なずれをカバーするために、規範的な許容範囲を考慮に入れることができます。このため、CREは、最低ヘッジ率を97%に下げ、3%の許容範囲を提案します 考慮される予測消費量について： ● 実際の消費量と予測消費量の間のずれは、契約のマークアップによってカバーされるとCREは推定しているため、実際にポートフォリオにある顧客の通常温度での消費量となります。 ● 中口および大口のポートフォリオでは、価格コミットメント（固定価格またはクリック価格）を持つオファーを提供する供給事業者は、早期解約補償（IRA）を導入することができます。したがって、CREは、考慮される予測消費量が、コミットされた量に対応する必要があると考えています。 ● 大衆市場（個人向け）では、卸売価格が下落した場合に、供給事業者のポートフォリオに減少リスクをもたらす、解約手数料の有無を考慮に入れる必要があるとCREは推定しています。したがって、CREは、解約手数料を含まない契約の予測消費量の負荷曲線に、年間10～15%の減少率を含めることを提案します。 【当社注：個人向けは全量ヘッジではなく、解約手数料を除いて10-15%引いた量のヘッジで良いとされています	仏国も含めた他国における検討状況については、今後の進捗も含め、その内容の精査を進めて参ります。
		70各社の需要に対応した多種多様な商品を扱うべき 【意見内容】 供給力確保義務化に基づく購入に依存した商品・市場設計とせず、購入者のニーズに沿った商品・市場設計とすべき。 【理由】 市場が実効的に機能し、小売事業者が魅力を感じるとともに、与信等の面でも参入可能な市場でなければ、本来の目的である「予見性の向上」につながらないため。	「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」と「供給力確保義務を課された小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達」の観点から中長期取引市場を整備することが重要である一方で、事業者が創意工夫のもとで多様な取引を行う相対取引も引き続き重要であると考えております。そのため、中長期取引市場では、中長期の相対取引で取引扱われる商品のうち定型的なものに相当する商品を取り扱うことを基本的な方向性として示しています。
		71発電事業者による売り入札価格を監視すべき 【意見内容】 「調達義務化」を盾に、過度なリスクプレミアムや利益が上乗せされた高値での取引を強いられることは断じて容認できない。適切な価格指標形成のため、売り手（発電側）の価格形成ロジックを監視・是正する枠組みを導入すべき。 【理由】 議論されている「供出量を高める方策」では、発電事業者と小売事業者の交渉力の対等性確保が不十分と考えられるため。	中長期市場における監視のあり方としては、上限価格の設定やコストベースでの価格の算定根拠の確認といった、価格を直接的に規制するような方法はなじまないというのが基本的な方向性です。他方で、発電事業者が意図的に不当な売り入札を行うことを防ぐための監視が必要だと考えています。具体的な市場監視のあり方については、今後詳細検討を進めてまいります。
		72商品の魅力と実効性を確保すべき	ご指摘いただいた転売や決済・清算方法のあり方、他市場との関係整理については、各論

			【意見内容】 商品・市場の魅力に基づく取引活性化があつてこそ、スポット市場とは別の価格指標形成が実現される。特に、以下の観点から魅力と実効性を確保いただきたい。 ✓ 確保済み供給力が柔軟に活用されるよう、本市場での取扱商品の「転売」を認めること ✓ 規模に関わらず多くの事業者が参加可能となるよう、与信や証拠金等の制度への配慮 ✓ 容量市場等他市場との「固定費や変動費の二重取り（二重払い）」を解消する具体的な調整方法の検討・実行 【理由】 調達義務が先行し、実態とかけ離れたリスクプレミアムを含む高値が市場指標となれば、相対取引においても小売事業者の経営を圧迫し、最終的な電気料金の不当な上昇を招く恐れがあるため。	点について今後詳細検討を進めてまいります。
		73	小売電気事業者への量的な供給力（kWh）の確保義務は、事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があるため慎重に検討すべき 【意見内容】 小売電気事業者に対する「量的（kWh）な供給能力の確保」義務化の検討に関しては、提示された「中間整理」において「継続検討」とされている現状を支持します。しかし、今後の議論においては、本施策の目的と手段の整合性を改めて整理するとともに、義務量算定の実務的な困難さや、それを根拠としたエンフォースメントの妥当性について、より慎重な評価がなされるべきと考えます。 固定的な予測や過去実績に基づく義務量の算定は、需要変動がある自由化市場の実態と乖離する可能性があり、これを根拠に行政命令や登録取消といった重い処分を行う制度設計には課題があります。また、多くの小売電気事業者は、近年の市場価格高騰の経験を経て、既に自主的なリスクヘッジや調達ポートフォリオの改善を進めています。こうした事業者の自律的な対応が進む中で、一律かつ硬直的な義務を課すことの是非については、改めて慎重な検討を求めます。 【理由】 1. 施策の目的と手段の関係性 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識があったことは承知しております。昨年3月の検証報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、小売電気事業者の協力（長期的な視点での卸契約の締結等）が必要である旨が指摘されています。 一方で、今般の「とりまとめ」や「中間整理」の案においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども包含されています。目的がこのように多義的に広がる中で、今般のとりまとめ（案）には記載が消えているものの、議論の過程において「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が政府より提示され続けました。しかし、これら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについては、検証が必要です。この点については、小委、WGの委員からも声が上がっていたものと承知しています。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 2. 義務量算定の困難性とエンフォースメントの課題 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。 議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識がございました。昨年3月の電力システム改革の検証に関して電力・ガス基本政策小委員会でもとめられた報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、長期的な視点での卸契約の締結等関係事業者の協力が必要とされていると承知しています。一方で、今回公表された「中間整理」や「とりまとめ（案）」においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども包含されています。目的がこのように多義的に広がる中で、小委及びWGでの審議過程において政府より提示され続けてきた「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が、それら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについて検証が必要です。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 3. 事業者の自律的な適応の進展 今回の中間整理では、規制強化の必要性として、市場価格高騰時の小売電気事業者の経営不安定化が挙げられていますが、多くの小売電気事業者は、2020年度及び2022年度の市場価格高騰や需給逼迫の経験を経て、既に自律的な行動変容を遂げています。 具体的には、スポット市場への依存度を見直し、発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きや、市場連動型プランの導入によるリスク分担、先物市場の活用などが進んでいます。このように、市場メカニズムを通じた学習により、事業者のリスク管理体制が強化されつつある中で、一律の義務を課すことは、効率的な市場形成を歪め、かえってコスト高を招く恐れがあります。まずは事業者の自主的な取り組み状況を評価し、規制は必要最小限にとどめるべきです。 4. 燃料調達リードタイムとの不整合 審議過程においても、「燃料の長期安定調達」という当初の目的に照らし、「N-3年度（3年前）」という期間設定は実効性に課題が残る旨のご発言もあったかと認識しています。一般的に、LNGの長期契約交渉や新規ガス田の開発投資決定は、実需給の5年から10年前という長期スパンで行われます。N-3年度の段階で小売電気事業者の契約を義務付けたとしても、発電事業者の燃料調達や投資判断のタイミングとしては遅く、新規の燃料調達・電源開発を誘発する効果は限定的であると考えられます。サプライチェーン全体の実務的なタイムラインと整合しない規制は、意図した効果を生まないばかりか、小売電気事業者に在庫リスクを一方的に負わせる結果となりかねません。 政府サイドからは、審議会の場合、或いは、これに限らず政府の見解が説明される場においても、これで十分であるとの説得力ある説明はなく、定性的かつ情緒的な説明しか得られていないと認識しています。	小売電気事業者に対する量的供給力の確保については、2022年に発生したロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機では、スポット市場価格の高騰に伴い、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に、意図しない契約解除や最終保障供給への移行（特別高圧・高圧分野）を強いるなど、負担や混乱が生じたこと、小売電気事業者の退出に伴う託送料金等の不払いも発生したこと、また、国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動は国民経済に影響を与え、社会的に許容し難いことが明らかになったことなどを踏まえて、検討を行っているものです。検討にあたっては、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することが出来る環境を維持することや、小売電気事業者に過大な負担が生じることを回避することを考慮した制度設計とすることが必要です。 また、旧一般電気事業者系の発電事業者は内外無差別卸のルールの下、供給力の平等な提供をすることとされています。小売電気事業者に対する量的供給力の確保にあたっては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて、3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があることから、制度の開始時点までの間に、小売事業者における発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きなどの自主的な取組み状況を含め、継続的に取引状況などを検証しつつ、必要があれば発電事業者の対応も含めて、追加的な対応を検討してまいります。 こうした検証等を行う中で、小売電気事業者の自立的な適応の進展の確認を行い、実需給の3年度前や1年度前のkWh確保が難しい場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行い、過度な規制とならないよう配慮をする必要があると認識しています。また、義務の履行手段として金融的なヘッジ手段である電力先物をどのように活用しうるのか、実務的な執行可能性などの論点や電力先物の実態を整理した上で、継続して検討を行います。 本施策による燃料調達や電源投資に関する発電事業者の予見性確保については、副次的な効果を及ぼすことはあると考えるものの、一義的な目的ではないことを踏まえ、実需給からの期間を開けるほど確保すべき供給力の見積もりが難しくなるといった小売電気事業者の負担を考慮した上で、3年度前のkWh確保を提案しているところです。
		74	容量市場との関係整理を具体化すべき	ご指摘いただいた容量市場との関係整理については、発電異業者による固定費の二重取り

		【意見内容】 中長期取引市場の創設に向けた議論が進展していますが、制度の具体的設計にあたっては、容量市場との役割分担およびコスト構造の関係性を明確にし、小売電気事業者（ひいては需要家）による「二重負担」の発生を確実に回避できる仕組みの実装を求めます。中長期取引市場で取引される電力価格には、発電事業者の固定費が含まれることが想定されますが、kW 価値（固定費の一部）は既に容量市場において取引・回収される仕組みが存在します。小売電気事業者が容量抛し金を負担しつつ、さらに中長期市場においても重複して固定費相当分を支払うことになれば、不当な二重負担となり、電気料金の上昇を招くことになります。この点に関する調整メカニズムの具体化が、市場創設の前提条件となるべきと考えます。 【理由】 1. 容量市場との役割重複とコスト構造の課題 現行制度下においては、将来の供給力（kW 価値）を確保するためのメカニズムとして、既に容量市場が導入され、運用されています。容量市場の主たる目的は、発電事業者の固定費の回収を支援し、将来にわたって必要な供給力を維持・確保することであり、このコストは小売電気事業者が支払う容量抛し金によって賄われています。一方で、今回新たに検討が進められている中長期取引市場は、主に小売電気事業者が将来の電力量（kWh）を安定的な価格で調達することを目的としています。しかし、発電事業者がこの市場で電力を販売する場合、その入札価格には、燃料費などの可変費だけでなく、固定費を上乗せして設定することが想定され、「とりまとめ（案）」P91 においても、「電源の固定費と可変費を含む形で設定することが基本」と明記されています。ここに、制度設計上の課題、すなわち発電事業者による二重取り、と小売電気事業者による二重払いのリスクが生じます。もし、容量市場で固定費の一部を回収している電源が、中長期取引市場においても固定費をフルに転嫁した価格で電力を販売すれば、同一の固定費に対して二重に収益を得ることになり、逆に小売電気事業者は二重に支払いを強いられることになります。これは経済的に不合理であり、そのコストは最終的に電気料金の上昇につながります。 2. 具体的な調整メカニズムの必要性 「とりまとめ（案）」P.102 において、「容量市場との関係においては、発電事業者による固定費の二重取りが生じるおそれがあることから、これを回避するための調整が必要である」との認識が示されたことは、問題の所在が共有されている点において重要です。しかし、現時点では「調整が必要」という認識にとどまっており、具体的な解決策は示されていません。例えば、以下のような措置が不可欠であると考えられます。 ①容量収入の控除（還付）：発電事業者が中長期市場で電力を販売した場合、その販売量に応じた容量市場からの収入を調整する、あるいは中長期市場の決済価格から容量収入相当分を控除する仕組み。 ②入札価格への反映: 容量市場で落札している電源については、中長期市場への入札価格において固定費の重複転嫁を制限するルール。 これらの調整措置が不十分なまま市場が開設されれば、小売電気事業者はコスト高を懸念して中長期市場の利用を敬遠することになりかねません。市場の流動性を確保し、制度を機能させるためにも、二重払いを回避するメカニズムの実装が求められます。ガイドライン等での緩い指針・考え方の提示ではなく、仕組みとして排除されるような市場制度設計が必要と考えます。	（小売事業者による固定費の二重払い）を回避するための調整を行うことを第一に、今後詳細を検討してまいります。
		75 中長期の現物市場の導入の適切性について十分なアセスがなされていないのではないか	①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが必要であると考えております。価格設定および監視のあり方について、ご意見を踏まえつつ、今後詳細検討を進めてまいります。
		【意見内容】 また、中長期市場により形成される価格が、指標化し、相対取引も含めた電力市場に影響を及ぼすこととなりますが、国際的に未確立・未成熟な現物型の市場をこのタイミングで導入することの適切性について、十分なアセスがなされていないことを危惧しています。 【理由】 ・規制遵守のための市場形成への懸念 さらに、中長期取引市場が、「量的な供給力確保義務」を履行させるための受け皿として設計されている側面があることにも留意が必要と考えています。 規制遵守のために市場を創設するアプローチは、足下を見る市場参加者により市場の健全な発展を阻害するリスクがあります。政府案では、「一定規模以上の発電事業者に対する供出の求め（義務化）」などが検討されていると承知していますが、供給サイドを人為的に作り出す措置は、価格形成を歪める可能性があります。規制によって作られた市場価格が実勢を反映しないものとなれば、公正な価格指標としての機能を果たさない懸念があります。また、この中長期取引市場は、与信等の問題から長期の相対契約が難しい事業者が中長期の供給力を確保するためのセーフティネットとしての役割を果たしていくことが想定されていると認識しています。このため、こうした事業者が買い側として市場参加することが見込まれますが、こうした事業者は小ロットの取引になることが想定されます。開設当初から流動性の高い市場となることは難しい中で、小ロット・低流動性の取引により形成された価格が、相対契約まで含めた価格指標として妥当性あるものとなるのかについて疑問があります。さらに、売り側が市場の実態を反映しないリスクプレミアムが乗せて札を入れ、リスクプレミアムが乗った価格が価格指標化することになれば、この市場のみならず、相対取引も含めて供給力調達コストが上がることにつながりかねず、この観点での事業者の入札行動に対するルールや監視が不可欠と考えます。 国際的にも、現物の受け渡しを伴う長期電力市場の運営は流動性の確保が難しく、金融決済を中心とする先物市場がリスクヘッジの主流となっているのは周知の事実かと認識しています。政府は、物理的な受渡しを伴う中長期市場の制度設計に固執するのではなく、金融先物市場の活性化支援など、より柔軟でグローバルスタンダードに即したアプローチも併せて検討することが望まれます。	
		76 議論の全体像との整合、分散型エネルギーリソース・アグリゲーターの明確な位置づけ、インバランス責任の整理、インバランス料金設計等について検討すべき	ローカル系統で混雑が生じた場合、同時市場における基幹系統混雑管理と、ローカル系統混雑管理をどのように両立させていくかが課題となると認識しており、他の審議会等における

		【意見内容】 昨年 10 月に資源エネルギー庁が行った意見募集後、今般のとりまとめに向けて議論の有意な進展はなかったと認識しています。このため、同時市場関連制度の設計に当たっては、以下の点を改めて強く要望します。 ①議論の全体像と整合性の再確認: この制度検討は、現在の卸電力市場や需給調整市場などの電力市場の枠組みを抜本的に変更するものです。しかし、これまでなされてきている議論は、技術的詳細に偏重しており、視野を広げ、送電系統・配電系統の区別なく、全てのリソースを最適活用するという大局的なビジョンを再確認することが不可欠と考えます。その上で、仮にローカル系統に特化した議論を別途行う場合でも、基幹系統メインの議論とそれ以下の配電系統も含んだローカル系統の議論を整合的に進められるべき考えます。 ②分散型エネルギーリソースとアグリゲーターの明確な位置づけ: ローカル系統に接続する分散型エネルギーリソース（DER）と、それを束ねるアグリゲーターが市場に参加できる道筋を、制度設計の初期段階から明確に組み込む必要があります。これらを後付けのオプションとするのではなく、市場の基本構造に織り込むべきです。 ③検討体制の透明性向上: 多様なステークホルダーが参画できる透明性の高い検討プロセスを確保することが必要です。 【理由】 1. 国家エネルギー戦略との整合性とイノベーションの確保 同時市場の導入は、kWh（電力量）と ΔkW（調整力）を同時に約定させ、社会全体の余剰を最大化する重要な改革です。しかし、現在の検討状況を見ると、その設計思想が「大規模電源や基幹系統（上位系統）の運用最適化」に集中しており、下位系統（ローカル送電系統、配電系統）やこれら系統に接続する供給リソースの視点が十分でない懸念があります。政府が掲げるエネルギー基本計画、2050 年カーボンニュートラルやグリーン成長戦略においては、再生可能エネルギーの主力電源化と並んで、分散型エネルギーリソース（DER）の活用が不可欠な要素として位置づけられています。太陽光発電、蓄電池、電気自動車、さらには、需要家の行動変容を促す DR など、配電系統側に存在するリソースは今後増加することが見込まれます。電力取引の基盤となる同時市場の設計において、これらの DER の統合が十分に考慮されていないならば、将来のエネルギーシステムの姿と整合しません。上位系統の最適化だけを追求することは、長期的には国全体のエネルギー効率を損なう可能性があります。 2. アグリゲーターの参入障壁と将来の手戻り回避 アグリゲーターは、小規模な DER を束ねて電力システムに柔軟性を提供する重要なプレイヤーです。しかし、同時市場が既存の大規模電源を前提としたルールで設計されれば、アグリゲーターの参入は困難になります。例えば、最低入札単位の大きさや、通信・制御要件が大規模プラント並みに設定されれば、事実上の参入障壁となります。これは新たなビジネスモデルやイノベーションを阻害することにつながりかねません。 欧米の先進市場では、アグリゲーターが市場の重要なプレイヤーとして位置づけられ、DER の価値を引き出すためのルール整備が進んでいます。日本においても、同時市場という新たなインフラを構築する今こそ、将来の DER 大量導入を見据えた設計を行うべきです。システム開発やルール策定が進んでから DER 対応を追加しようとすれば、手戻りコストや制度修正が必要となります。「形」先行で制度設計を進めるのではなく、アグリゲーターを介した柔軟な入札メカニズムなどを初期設計の段階から制度の基本的要件として含めていくことが、長期的には最も効率的なアプローチであると考えます。	検討や取り組みも踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。 DER（Distributed Energy Resources：分散型エネルギー源）については、将来の電力市場においては DER の増加が想定されることから、入札やアグリゲーションの方法・規律等、DER の各種規律等の議論を行っていくことが重要と認識しており、引き続き、アグリゲーターの在り方等を踏まえつつ、各リソースの特性に応じた入札・価格算定方法等の検討を進めてまいります。 その他、ご意見を踏まえ、同時市場導入後の計画値同時同量制度の下の計画運用やインバランス料金のあり方等についても、詳細検討を進めてまいります。
		【意見内容】 発電、小売、送配電と並び、重要なプレーヤーである需要側リソース（蓄電池、DR、アグリゲーター）について役割定義を検討のうえ、提示いただきたい。また、需要側リソースの特性（火力とは異なる費用構造等）を踏まえた制度設計をお願いしたい。 【理由】 需要側リソース（蓄電池、DR、アグリゲーター）の活躍が期待されるものの、発電、小売、送配電と同様の役割定義及び特性を踏まえた制度設計の明示が「第二次中間取りまとめ」でなされていないため。	
		77 費用変動を機動的に経過措置料金へ反映できる仕組みを整備すべき	事業者の努力の及ばない外生的な要因について、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討や、需要家保護の観点も含めて、経過措置料金の在り方について検討を進めてまいります。
		【意見内容】 経過措置料金の在り方に関する検討において、現在の仕組みが制度化された 2015 年の電気事業法改正時点では想定されていなかった、事業者の経営努力ではコントロール不可能な「外生的要因」によるコスト変動について、適切かつ迅速に料金へ転嫁できる柔軟な仕組みを構築すべきです。 具体的には、世界的なインフレによる資機材価格の高騰、人手不足に伴う人件費の上昇、および GX 推進に伴う新たな政策コスト（GX-ETS 負担金等）などが該当します。これらのコスト増分については、国民で広く負担していくべきものであり、このために原価の洗い替えも含んだ従来の認可プロセスを経ることなく、透明性のある算定式に基づいてタイムリーに料金へ反映させる仕組みが必要です。 【理由】 1. 制度設計時の前提条件の変化 経過措置料金の算定ルールは、基本的に「デフレないしは低インフレ環境」、そして「安定的なエネルギー情勢」を前提として設計されてきた側面があります。しかし、現在の経済社会環境は、制度設計当時とは大きく変化しています。 ①インフレと資機材高騰: 世界的なインフレ傾向により、電気事業に不可欠な資機材価格が高騰し、メンテナンスコストや更新投資を押し上げています。これらは、設備を保有する事業者のみならず、構造的なコストアップ要因になっています。 ②人件費上昇: 構造的な人手不足を背景に、人材確保のための人件費上昇は不可避です。従来の効率化努力では吸収困難となりつつあるものを考えます。 ③再エネ大量導入時代における対応、GX 関連の新たな政策コスト 脱炭素化に向けた、再エネ導入加速、GX 関連コストの発生など、制度改正時には予定されなかった内容、レベルの新しい対応コストが発生しています。 2. 価格転嫁の柔軟性と事業継続性の確保 とりまとめ案 P.111 において、「事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）」や「現行の料金制度が予定してこなかった制度（GX-ETS 等）」について、「柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討」を進めるとされたことは、政府において問題の所在が認識されたものとして支持します。 今後導入される GX 関連コストや、上昇する人件費・物件費について、従来の硬直的な認可プロセスのみで対応しようとすれば、コスト発生と料金回収の間にタイムラグが生じ、事業者の体力を削ぐことになります。その結果、必要な設備投資、サービス品質、保安品質の維持が困難となり、安定供給に支障をきたす恐れがあります。したがって、ナショナルミニマムの議論などを意識して引き続き経過措置料金の枠組みを残すのであれば、管理不能な外生的コストをタイムリーに料金に反映させる仕組みを導入することが、持続可能な電力供給体制を維持するために不可欠です。需要家保護の観点は重要ですが、それは事業者の健全な存続があって初めて成立するものです。電気事業にとどまらず、世界の潮流、国民経済のファンダメンタルズが大きく変わり、日本全体で適応していくためには、事業制度自体も適応力が必要です。適切なコスト転嫁の仕組みこそが、中長期的な視点での需要家利益につながると考えます。	
		78 中長期市場および小売電気事業者への量的な供給力確保義務の検討の方向性に賛同。両者は一体で検討すべき	ご指摘いただいたとおり、①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②

		中長期取引市場の検討は、量的(kWh)な供給能力確保義務の検討と足並みをそろえることが必要 【意見内容】 ・ 中長期取引市場の整備に際しては、継続検討とされている小売電気事業者に量的(kWh)な供給能力確保義務の在り方が大きく影響するものと考えます。 ・ 中長期取引市場の検討ばかりが先走りすることで、量的(kWh)な供給能力確保義務の議論が結論ありきのものになってしまうことを懸念します。 ・ 制度検討WGにおいて「両輪」とされたように、検討に当たっても、両社の足並みをそろえた検討をすべきと考えます。	発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが中長期取引市場の意義であると考えています。小売事業者に対するkWhの供給力確保義務との整合性にも留意しながら、今後の詳細検討を進めてまいります。
		79 3年前に5割の供給力を確保することで十分	ご意見を踏まえて、小売電気事業者の実態も踏まえながら検討を進めてまいります。なお、事務局案の水準では、安定的にkWhを調達できる環境にないと考えられる場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。
		【意見内容】 ・ 小売電気事業者に量的(kWh)な供給能力確保義務を課すことについて、継続検討とすることに賛同します ・ 継続検討においては、小売電気事業者へのヒアリング等を通じて業務実態を丁寧に把握することが必要と考えます ・ 現状の事務局案では、小売電気事業者に3年前に50%、1年前に70%の量的(kWh)な供給力確保義務を課すことになっていますが、本制度の政策目的（小売事業者が需要家に対して安定・継続してkWhを供給できる事業環境の実現）を実現するためには、3年前から50%の量的(kWh)供給能力を確保することで十分と考えます ・ この水準は小売電気事業者としても受容しうる負担感と考えます ・ また、来夏の東京エリアの予備率が0.9%にとどまっている状況を踏まえると、本義務を課すに当たっては、安定供給に最低限必要な予備率（3％）を3年前に確保することが必要だと考えます 【理由】 中長期市場の商品メニュー等の整備が不十分な状況下での1年前70%の量的確保義務は、現在の小売事業者の競争環境下における1年後の需要規模の不確実性や需要家の市場価格連動メニューの選好度、またそれに伴って生じる電源余剰での逆ザヤリスク等を考えると、むしろ小売事業者の収支リスクを増大させるものであり、本制度の政策目的である「需要家に対して安定・継続してkWhを供給できる事業環境の実現」を困難にするものでもあるため、一定の電源調達の自由度を残しておくべき	
		80 再エネ電源の主力電源に向けて、非化石証書の活用推進を図ることに賛同	第7次エネルギー基本計画では、「脱炭素電源投資を推進する観点から、非化石証書の更なる活用を推進する」とされており、第108回制度検討作業部会においては、GHG Protocol Scope 2 Guidanceの改定等、国内外の非化石証書や環境価値を巡る議論についても、引き続き注意を払っていくこととしております。アワリーマッチングへの対応などトラッキング情報の拡充や、有効期限といった非化石証書の利便性向上については、いただいたご意見を参考にしつつ、今後検討してまいります。
		・ 再エネ電源の主力電源に向けては、更なる再エネ発電所への投資促進が必要であり、非化石証書の活用推進を図ることに賛同いたします ・ GHGプロトコルの改定等、脱炭素化に向け世界は大きく動いており、日本としても取り残されることなく対応していくことが必要です ・ 今後、世界で主流となりうるアワリーマッチングへの対応を考えると、非化石証書へのタイムスタンプの搭載、系統用蓄電池を用いた生グリーンのタイムシフトの実現等、早急に検討すべきと考えます ・ 非化石証書の利便性向上に向けては、非化石価値を長期間に亘って確保したい需要への対応として、先渡市場の創設や有効期限の延伸も有効と考えます	
		ステークホルダーの期待を踏まえた事業展開の推進	今後の議論及び政策検討の参考にさせていただきます。
		81 垂直及び水平連携の議論において、現場の声を把握しながら議論を進めるべき	
		【項目全体】 ・ 電力システム改革のもとで行われた電力自由化及び発送電分離を境に、旧一般電気事業者内でスムーズに行われていた垂直及び水平連携については、年月と共に各事業者相互で連携することへの意識が薄れ、自組織内での最適化を優先する姿勢が強くなってきている。 ・ 今後、垂直及び水平連携についての議論を進めるにあたっては、このような現状も踏まえ、関連事業者や働く者の声を把握しながら議論を進めて頂きたい。	
		（1）「垂直及び水平連携」について ・ 電力システム改革において行われた電力自由化及び発送電分離を境に、旧一般電気事業者を中心として円滑に行われていた垂直及び水平連携については、年月が経過するに伴い各事業者間での相互連携への意識が薄れつつあり、逆に各々自組織内での最適化を優先する姿勢が露わになってきている。また、洋上風力発電事業等においても見られるとおり、一部の発電事業者らにおいては自社の利益追求に傾倒するあまり、損得のみで安易に事業から撤退する例も発生している。小資源国である我が国のエネルギー事業者が最も重視せねばならない「安定供給」という社会的使命すら共有できない事業者がのさばるようでは、事業者間の相互連携は極めて難しく、我が国のエネルギー安全保障や脱炭素電源の確保が危ぶまれる事態へと繋がりうる。 政府が掲げる垂直及び水平連携の実現には、一度電力自由化及び発送電分離で仕切られた各事業者の経営層だけでなく、現場で働く者たちの認識やマインドにも配慮しながら相互連携のための新たな制度策定を行う必要がある。	
		82 垂直連携、水平連携、多角化の議論において、競争が働く環境となるよう監視の在り方等も重要な観点	いただいた点に留意しつつ、今後の議論及び政策検討を進めてまいります。
		【意見内容】 電力産業の垂直（発電・送配・小売）連携、水平連携、多角化を議論していく際には、競争が働く環境となるよう監視の在り方等も重要な観点と考える。 【理由】 意見内容に記載のとおり、電力産業の事業展開の推進と競争環境の構築のバランスを取ることが重要と考えるため。	
		GX戦略地域制度との連携	
		83 GX戦略地域の選定にあたり、多くの国民がそのメリットを享受出来るように国としても最大限の支援を行うべき	「GX戦略地域制度」は産業資源を有するコンビナート等や地域の脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す取組。本年2月13日（金）まで地域の公募を行ったところであり、各類型の選定要件に基づき、外部有識者による厳正な審査を経て、夏頃には地域を選定予定です。
		（1）「GX戦略地域」について ・ GX戦略地域の選定にあたっては、特定の地域に偏ることなく、3類型に該当する地域について公平に扱うとともに、全国においてGXの取組みを浸透させ、多くの国民がそのメリットを享受出来るように国としても最大限の支援を行うべきである。	選定地域に対しては、GX経済移行債等を活用した「支援」と、国家戦略特区も活用した「規制・制度改革」を一体的に講じることで、世界に勝てる拠点の形成を目指してまいります。
		84 GX戦略地域制度について、発電事業者、小売事業者の意見等も踏まえて検討すべき	こうした取組を通じてGXを加速させることで、日本全体における「脱炭素・エネルギー安全保障・経済成長」を同時実現してまいります。
		・ 国においては、これまで脱炭素電源を有する発電事業者への支援を推進していただいているが、本件は、コンビナート跡地等の再生やデータセンター集積地の形成等で新たな産業クラスターを創出しようとする自治体や、脱炭素電力を活用する需要家に対し、脱炭素電源や系統の整備、設備投資等に係る支援を行うもの。 ・ これら需要と供給の両面からの支援は、脱炭素電源の導入促進や計画的な系統整備はもとより、GXの実現に向けて大変有効な取組であると評価しており、引き続き実効性のある制度となるよう、発電事業者および小売事業者の意見等も踏まえながら検討いただきたい。	GXは、脱炭素への対応に加え、エネルギー安全保障や経済成長を同時実現するための取組であり、この取組の柱として、昨年「GX戦略地域制度」を創設したところ。
			具体的には、貴重な産業資源を有するコンビナートの活用ニーズや、再生可能エネルギーなどの脱炭素電力を利用した投資ニーズが増えつつあるところ、こうした動きを後押しし、新しい産業クラスターを形成していく取組です。
			本年2月13日（金）まで、地域の公募を行い、全国から多数の申請を頂きました。今後、外部有識者による厳正な審査を経て、夏頃にはGX戦略地域を選定する予定です。
			自治体の強いコミットメントを前提としつつ、選定地域に対しては、GX経済移行債等を活用した「支援」と、国家戦略特区も活用した「規制・制度改革」を一体的に講じることで、世界に勝てる拠点の形成を目指してまいりたいと考えています。
		85 データセンターの建設による環境影響を慎重に検討するとともに、電力需要の過大な見積もりを避けるべき	データセンターの大規模集積拠点の形成に向けて、「GX戦略地域制度」においては地域を

		「GX戦略地域制度との連携」の中で、データセンターが集積される地域を選定し、系統を計画的・先行整備することが提案されている。しかし、データセンターの建設による環境影響は慎重に検討すべきであり、無秩序な建設は避けるべきである。 また、データセンターによる大規模な電力需要を早計に想定することは、過大な系統整備や設備開発となる可能性がある。必要性を慎重に吟味したうえで、省エネの可能性も十分に精査し、電力需要の過大な見積もりを避けるべきである。 ・理由： データセンターの建設には、電力需要の増大のみならず、大量の水の消費、騒音・振動、排熱、生態系や景観への影響などの環境影響が伴う。このため、データセンターの無秩序な建設を認めるべきではなく、現行の環境影響評価に加え、一定の規制も必要である。立地場所、電力・水消費の効率化、使用電力の一定割合以上を再エネで賄うなどの検討を行う必要がある。 また、レポート「グリーントランジション2035」によれば、日本におけるデータセンターを含む情報通信分野の電力消費量は2022年時点で約2%と推計されている（未来のためのエネルギー転換研究グループ、2024年）。今後の見通しも2030年に3%、2035年に4.2%、2040年に6.1%である。 電力需要の過大な見積もりは、政策の方向性を誤るおそれがあり注意が必要である。 個別の計画案についても、計画が中止や見直しとなる可能性もある。その必要性和合わせ慎重に判断しなければならない。 *未来のためのエネルギー転換研究グループ「グリーントランジション2035」2024年9月 https://green-recovery-japan.org/pdf/greentransition2035.pdf <https://green-recovery-japan.org/pdf/greentransition2035.pdf#page=11>	選定した上で、電力系統の先行的・計画的な整備等を行ってまいります。地域選定に際しては、以下の観点を含めて、外部有識者による厳正な審査を行うこととしており、必要性を吟味した上で選定してまいります。 <選定要件（一部抜粋）> ・電力インフラの拡張ポテンシャル ・データセンター事業者の立地ニーズ ・DCの地域共生に向けた自治体の取組 ・DCにおける脱炭素電源の活用　等 （参考）GX産業構造実現のためのGX産業立地ワーキンググループ　中間とりまとめp.22
		2.「次世代の電力システム構築へ向けて 中間整理（案）」の11ページに、データセンターが集積される地域を選定し、系統を計画的・先行整備することが提案されている。 データセンターの建設には、電力需要の増大のみならず、大量の水の消費などの環境影響が伴う。このため、データセンターの無秩序な建設を認めるべきではない （レポート「グリーントランジション2035」によれば、日本におけるデータセンターを含む情報通信分野の電力消費量は2022年時点で約2%と推計されている（未来のためのエネルギー転換研究グループ、2024年）。今後の見通しも2030年に3%、2035年に4.2%、2040年に6.1%である）。 アメリカのジョージア、テキサス、ミネソタ州の電力需要の過大な見積もりの失敗例（企業や消費者が支払う電気代の不当な上昇が予想されている）が既に報じられている。私たちはここから学べば、同じ轍を踏むことは避けられる。	
		86 GX戦略地域の選定にあたり、3類型それぞれに該当する地域について公平に扱うべき	「GX戦略地域制度」は産業資源を有するコンビナート等や地域の脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す取組。本年2月13日（金）まで地域の公募を行ったところであり、各類型の選定要件に基づき、外部有識者による厳正かつ公平な審査を経て、夏頃には地域を選定予定です。 選定地域に対しては、GX経済移行債等を活用した「支援」と、国家戦略特区も活用した「規制・制度改革」を一体的に講じることで、世界に勝てる拠点の形成を目指してまいります。 こうした取組を通じてGXを加速させることで、日本全体における「脱炭素・エネルギー安全保障・経済成長」を同時実現してまいります。
		サブライチェーン・人材の確保	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理でお示ししているとおり、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
		87 インフラを支えるエッセンシャルワーカーの社会的地位を向上させるため、官民がこれまで以上に連携して広報・啓発活動を展開すべき	
		（1）「電力インフラにおける人材難」について ・電力関連産業では、日々の電力供給業務に加え、火力・水力・原子力等の発電設備の新增設やメンテナンス、送配電網の設備拡充や老朽化設備の更新、災害対応など、足元の安定供給を担うために必要な人材の確保・定着、更に技術の維持・継承が求められている。エネルギーの安定供給と脱炭素の両立を実現するためにも、電力関連産業の現場の声を踏まえ、既存制度の安定運用に加え、抜本的な見直しや新たな制度措置を講じ、事業者が投資予見性を確保できる事業環境を整備することが必要である。 ・一方で、GXの実現に向けた次世代系統整備に係る技術の維持・強化・開発も重要である。しかし、サブライチェーンを支える現場では「労働力人口の減少」や「技術・技能を有する人材の流出」により、構造的な課題に直面している。具体的には、次代を担う若年層の採用難や早期退職、豊富な知識・経験を持つ高年齢層の退職が進み、技術継承の危機に直面しており、現場で働く者が10年後の職場像を描けないと言うレベルまで追い込まれている職場も少なくない。インフラを支えるエッセンシャルワーカーの社会的地位を向上させるため、官民がこれまで以上に連携して広報・啓発活動を展開すべきである。	
		（2）「教育機関創設」について ・電力インフラを支える技術者の育成に携わる教育機関（高等学校他）を政府と各電力事業者からの出資で創設し、その人材拡大に向けての具体的な取組みと必要性を訴えるべきである。	
		・エネルギーの安定供給と脱炭素の両立を実現するための力の源泉は、電力関連産業をはじめ各産業・企業で働く「人」である。電力関連産業では、お客さまへ電力を安定的に届けるため、日々の電力供給業務に加え、火力・水力・原子力等の発電設備の新增設やメンテナンス、送配電網の設備拡充や老朽化設備の更新、災害対応など、足元の安定供給を担うために必要な人材の確保・定着、さらに技術の維持・継承が求められている。 ・そのような中、現場では「労働力人口の減少」や「技術・技能を有する人材の流出」により、構造的な課題に直面している。具体的には、次代を担う若年層の採用難や早期退職、豊富な知識・経験を持つ高年齢層の退職が進み、技術継承の危機が深刻化している。また、特に原子力発電に至っては、10年以上稼働していないプラントが多くあることや15年以上新規建設がないことなどから、原子力に関わるメーカーの撤退なども発生しサブライチェーンは毀損している。 ・このような状況を打開するためには、電力関連産業の現場の声を踏まえ、既存制度の安定運用に加え、抜本的な見直しや新たな制度措置を講じ、事業者が投資予見性を確保でき、「人」への投資を通じた人材の確保・定着を実現できる事業環境を整備することが求められる。 ・また、サブライチェーンを維持・確保していくためには、電力関連産業の将来が明るく見通せることが必要不可欠である。私たちに大きく関わる法律や制度については、国においても頻繁に議論がなされているが、国が主体となり、電力関連産業における将来方針を明確に示すとともに、官民がこれまで以上に連携して広報・啓発活動を展開することが重要であると考える。 ・将来が明確になることで電気事業者はもとより、プラントメーカーやサプライヤの将来予見性が向上し、安心して働くことができるとともに、インフラを支えるエッセンシャルワーカーとしての使命感を持ち、社会を支えているという実感を得ながら働くことで、モチベーション・エンゲージメント向上にも資するものと考える。加えて、学生や研究者に安心して働くことができる魅力ある産業と感じてもらうことができれば、人材確保にも資するものと考える。	
その他			蓄電池等の導入は、再生可能エネルギーの最大限導入に向け重要です。エネルギー基本計画において、補助金による系統用蓄電池の導入支援や長期脱炭素電源オークションにおいて応札対象とし導入促進を図っていることを明記しており、引き続き蓄電池等の導入を推進していきます。
		88 蓄電システムへの投資を強化すべき	
		また電力の安定供給を需給バランスの相殺にばかり囚われず「蓄電システム」に対して投資を強化するべきで、市場取引の蓄電量を現物反映できる設備投資の実現に期待します	
		89 託送料金に原子力発電所事故対応費用を転嫁することは中立的とは言えないのではないか	賠償負担金については、福島復興を支える観点から、2016年度に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」に基づき、2017年に託送料金を通じて広く公平に回収を行う制度措置を行ったものです。今後も引き続き、福島復興等に取り組んでいくために必要であると考えています。
		> 「送配電部門の中立性の一層の確保等を内容とする電力システム改革を推進」すでに行われている、託送料金への原発事故対応費用の転嫁は、とても中立的とは思えません。	
		90 原子力事業者の予見可能性確保の観点から、原子力損害賠償制度の総合的な検討を進めるべき	原子力損害賠償法の無限責任について、見直しを求める声があることは承知しておりま

			【意見内容】 原子力の最大限活用のためには、民間の活力を活かし、創意工夫を最大限引き出すことが重要である。原子力事業者の予見可能性確保の観点から、原子力損害賠償制度の総合的な検討を進めていただきたい。 例えば、無限責任の原則は共同事業によるプロジェクト組成に必要な民間融資（プロジェクトファイナンス）の大きな障害となっている。 【理由】 英国や米国ではプロジェクトファイナンスを含む多様な資金調達手段が活用されている。日本では無限責任を負わせる原子力損害賠償制度がプロジェクトファイナンス案件に対する民間金融機関の与信を困難にし、融資の障害となっている。	す。 事業者の責任を有限とすることについては、過去の法改正時にも議論がなされたが、責任限度額の水準の適切性など、様々な課題があることから、無限責任を維持することが妥当とされたものです。 原子力損害賠償制度等の見直しについては、今後、関係者との議論を踏まえながら検討していきます。
		91	再エネ賦課金を廃止すべき	再生可能エネルギーの導入拡大に向け、再エネ特措法に基づき、電気の利用者のご負担の下で、再エネ電気の買取り等を行っているところです。再エネ賦課金を廃止したとしても、発電事業者からの買取義務は継続することから、賦課金でいただいている費用については、何らかの形で負担が発生する点に留意が必要です。引き続き、買取価格の引き下げなど国民負担の抑制を図りつつ、再エネの導入拡大を図ってまいります。
			電力会社が儲かり、日本国民がツケを払う、新たな賦課金に断固反対する。 勿論、既存の再エネ賦課金の廃止を求める。	
			電気料金抑制のためには、ただ一つの方法があります。 再エネ賦課金を廃止することです。 また、その代わりの増税"をしないことです。"	
		92	省エネを進めるべき	2025 年 2 月 18 日に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」では、エネルギー危機にも耐え得る需給構造の転換を進める観点で、徹底した省エネルギーの重要性は不変であるとされています。 更なる省エネルギーのためには、国民一人ひとりの理解と行動変容を促進するとともに、産業界や政府、国民が徹底した省エネルギーの取組を推進する必要があります。 国民にとって省エネルギーが、我慢という消極的なイメージ（生活像）ではなく豊かな暮らしにつながるライフスタイルとして受け入れられるものとなるよう努めることが重要です。そのため、脱炭素と豊かな暮らしの両立の実現を目指す国民運動「デコ活」を推進し、省エネルギーの取組が生活の質の向上につながる価値を創造していること等を伝え、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図っています。
			7 省エネとの関係 データセンターによって電力需要がどの程度増大するかはともかく、社会全体として省エネを進めることにより、エネルギー利用が電気に移行することによる電力増大を抑え、ゼロカーボンを達成することになる。 省エネは個々の項目（建物、設備・機器）によるものだけではなく、まちづくりや生活のかたち、などによることも大きい。 輸送や旅行を車から鉄道や船舶に変えれば効果が大きい。 まちをコンパクトにして日常の多くが徒歩、自転車、公共交通で担えれば自家用車をEVにするよりも効果的である。道路は車中心ではなく、歩道や街路樹が多ければ、安全で快適となり、エアコン使用も減る。 テレワークやウェビナーをさらに進めれば省エネだけではなく多数の人が参加できるようになる。 大都市集金が減れば物流が減り、災害にも強くなる。 電力供給だけで考えるのではなく、社会の在り方から検討する必要がある。	
		93	グリーン認証に合わない原発や輸入依存の発電を止め、再生可能エネルギーに限定して推進すべき	DXやGXの進展に伴い、電力需要の伸びが予測される中、脱炭素電気に対するニーズが高まっていくことが見込まれ、安定供給を実現するうえで必要となる脱炭素電源を整備していく必要があると考えています。
			日本では、独自の「J-クレジット」などという制度を使用しているが、国際的なグリーン認証には、温暖化を悪化させる 原子力発電や 海外資源依存のバイオマス発電、輸入水素・アンモニア・メタンガス発電などは、含まれていない。 世界に目を背けて 日本独自の勝手な評価基準を設けても、EU や ASEAN などでは 全く評価されない。 自民党ほか右翼政党は、こぞって化石燃料・原発などの「地球温暖化を加速する」電力を推進させたい様だが、一体 何を考えているのかと言いたい。 必要なのは 日本国だけが排出基準をクリアする事ではない、「地球」温暖化を 止める事だ。 グリーン認証に合わない 原発や輸入依存の発電を 止め、再生可能エネルギーに限定して 推進すべきだ。	
		94	原子力発電に反対	D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況です。低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった現状の課題を克服する観点でも、脱炭素電源の確保が求められています。 こうした背景を受け、第 7 次エネルギー基本計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示ししました。 原子力に対する様々なご懸念の声があることを真摯に受け止め、それぞれの課題にしっかりと取り組み、丁寧に説明を行いながら、原子力を活用していきます。
			地震や災害が多発するこの土地で何故そこまで原子力発電に固執するのか？ 始終トラブルを起こし、それをろくに公表しようともせず、おざなりに対策という名の取り繕いをする。 規制される側も規制する側も全く信じられない。 一刻も早く原子力発電をやめるべきだ。	
			これほど地震が多い国で人の命と引き換えにしてまで原発事業を推進することに反対します。	
			先日も島根県で大きな地震がありました。震源地も原発に近く、山陰両県の住民の方はもちろん、万が一の場合の避難区域の方々も地震の揺れに輪をかけて恐ろしい思いをされたと思います。	
			資金がないなら尚更やなくていい事業です。	
			後々、国民が増税として負担させられるようなことは絶対に止めてください。	
			大事故があったら取り返しが付かない原発を新規で作ることに大反対です。 納税者として私の税金を原発に利用することは許しません。	
			次世代の電力システム構築へ向けて～ 原発は即配炉に、再生可能エネルギーへのシフトを強く要望します。	
			地震多発の日本で危険な原発は廃止を求めます。原発の新設にも反対です。現在管理にも不備が多発しています。放射性物質拡散も防護不十分です。 原発新設や、再稼働、維持に関して国民に負担となることは承認できません。新たな融資制度にも反対します。	
			国が借金して原発を支えるというのが制度の特色となっているが、原発は全廃すべき。東電が再稼働した柏崎刈羽原子力発電所の異常な運転の常態化、また中部電力が長年続けてきた浜岡原発のためら、これらを考慮すれば原発の推進・維持は不可能である。選択の余地は無い。	
			原発・火力発電はそれぞれ大きな危険性を孕む発電であるため、早期に撤退すべきところ、本案では延命させることになる。原発は地震列島日本にとって過酷事故につながることは東電福島第一原発事故で明らか。火力発電は地球温暖化を促進させる。どちらも電力会社が責任を負うべきところ、社会・国民に負わせる制度に反対。	
			電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG とりまとめ案、次世代の電力システム構築へ向けて 中間整理の概要案及び次世代の電力システム構築へ向けて 中間整理案に対する意見を拝送することをお許しく下さい。 早速、日本の市区町村ごとに原子力発電のようにウランの輸入費用と廃炉費用が高く、放射線が人に当たった時に無害になる技術や治療がない、放射性廃棄物や使用済み核燃料の貯蔵がひっ迫していて、人に影響がない尖閣諸島や沖大東島近くに放射性廃棄物や使用済み核燃料運んで、人に無害になるまで1 0 年以上国際法を守らないロシア他の国からの核ミサイルやドローン攻撃にも被害が0 でも耐えられる施設を作っていない、プルサーマル発電がおこなわれていない 原子力発電はやめる代わりに、市区町村のすべての建物等で太陽光電池発電や海流発電、小水力発電、地熱発電、鳥が巻き込まれる被害が少ないと言われる輪っかのレンズ付きでメンテナンスがしやすいように、間伐材や放置林や所有者不明山林で納税が1 年間ない山林を国有地にして使った木材を使った火力、中間から折れて地上部に届く、又は、伸びたり、縮んだりする風力発電、浮体式で太陽光と潮力と海流で発電して船舶に電力を供給できる設備などを地下でも、地上でも、海中でも発電できるように支援してほしいので、財源の目標として累進課税の強化と不公平税制の是正して、今ある返済可能な予算の範囲と外国に迷惑をかけない範囲で物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、1 京8 5 1 3 兆円くらいまで原価2 0 円のタクシー代、紙オムツ代他ゆりかごから墓場まで本人の希望で何にでも使える地域商品券を発行して、日本に住む一人一人に毎月5 0 万円から1 2 0 0 万円を選択的に支給したり、取りに来てもらえるようにご支援お願い申し上げます。 以上、お忙しい中最後までご覧下さり有難うございます。	
		95	使用済燃料の処理の見通しが立っていないのに原子力発電を利用するのか	原子力を長期的に利用していくにあたり、核燃料サイクルをはじめとするバックエンドへの対応は重要な課題です。我が国は、①高レベル放射性廃棄物の減容化、②有害度の低減、③資源の有効利用、などの観点から、核燃料サイクルの推進を基本的方針としています。核燃料サイクルの確立に向け、特にその中核となる六ヶ所再処理工場の竣工は必ず成し遂げるべき重要課題です。同工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいます。また、使用済燃料を再処理する際に生じる高レベル
			カーボンニュートラルをうたっても、結局は危険で廃棄物の処理も出来ないの原子力に電気料金や税金を注ぎ込むなんてもっての他です。	
			放射性廃棄物をこれ以上生み出してはならない。原発は即刻廃止しなければならない。脱炭素も電力の安定供給も免罪符にはならない。未来の人々に半永久的に管理を押し付け、苦悩させ続けることになる、放射性廃棄物をこれ以上生み出してはならない。原発は即刻廃止しなければならない。	

			40年以上稼働した原発はすぐ廃止し、核のゴミ問題も必ず解決しないといけない。 地層処分日本での実現が待たれる。	放射性廃棄物の最終処分は、将来世代に先送りできない国家的課題です。引き続き、可能な限り早期の最終処分の実現に向け、国が前面に立って取り組んでいきます。
			原発推進と一体化した最終処分事業が社会全体の利益であるという合意は国民の間にはない。 処分事業の前提となる核燃料サイクルは、再処理工場も動いていないし、もんじゅも廃炉になり、プルサーマルも無理な推進計画なのですでに破綻している。破綻した政策を前提とした最終処分事業が社会全体の利益になるはずもない。 2012年の日本学術会議の報告書が指摘するように、既存の政策枠組みの白紙撤回と再検討をすべき。	原子力に対する様々な懸念の声があることを真摯に受け止め、それぞれの課題にしっかりと取り組み、丁寧に説明を行いながら、原子力を活用していきます。
			96東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を活かしていないのではないか	福島復興・再生は、政府の最重要課題であることに揺るぎはなく、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や避難地域の復興を着実に進めていきます。
			原子力発電そのものに絶対反対です。 地震大国であるこの国には最も不適切で最も危険な発電施設だと、15年前に福島県が身をもって私たち国民に教えてくれたはずじゃないですか！ とんでもないお金もかかるし、核のゴミも出し続ける・・・日本にとって原発は“害”でしかないことは本当は皆さんなら当然お分かりですよね、 現に他の先進国ではとっくに再生可能エネルギーにどんどんシフトチェンジしていますもんね！日本だけです、未だに原発にしがみついているのは・・・原発止めましょう！	また、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準では、地震や津波、竜巻、火山など、あらゆる自然現象に対して、厳しい条件が考慮されるとともに、放射性物質を低減しつつ放出することにより格納容器破損を防止する対策や、仮に格納容器が破損したとしても放射性物質の拡散を抑制する対策も確認することとされています。原子力規制委員会が、こうした「新規制基準に適合する」と認めない限り、原子力発電所の再稼働が認められることはない、というのが政府の一貫した方針です。
			1. 「原子力災害対策指針」 委員会は「原子力災害対策特別措置法(以下、原災法)」に基づき「原子力災害対策指針」を作成し、原子力事業者・市町村等が「住民の視点に立った防災計画を策定すること」と定めている当事者であり、事業者を指導する立場である自治体の長に、防災計画策定に関わる勧告・報告・改善を求める責任がある。 2. 「原災法」第32条(立入検査) 具体的には、「原災法」第32条(立入検査)にて「・・・委員会・・・は、・・・その職員に原子力事業所に立ち入り、原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。」と権限が付与されている。 3. 「原災法」第30条(原子力防災専門官(以下原災専門官)) かつ「原災法」第30条(原災専門官)にて「原災専門官は、・・・原子力事業所について、・・・原子力事業者防災業務計画の作成その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、・・・その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体の行う情報の収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。」と義務が負荷されている。 この原災専門官は委員会の事務局である原子力規制庁(全国の各原発分庁)に30名配属されていることは周知の通りである。 4. 「原子力災害対策マニュアル」 又、委員会は、実際の原子力災害対策体制として内閣総理大臣のもと内閣府及び委員会が初動体制を作り、当該事業所及び自治体を含む関係部署との総合調整を図る本部となっていることは、「原子力災害対策マニュアル」にも明らかである。 5. 委員会の責任 しかるに委員会は、「避難計画は地方自治体の問題であり委員会の関知せざるもの」と表明しているのは無責任かつ当事者意識に欠けると言わざるを得ない。これでは「原発の安全性」は確保できない。 (説明ー2) 「避難計画」を審査対象とするのは世界基準である。 周知の通り米国の原子力規制委員会では避難計画も審査対象としており、それが世界的基準である。実際ニューヨーク州で建設された原発が、細長い半島に位置して避難が殆ど不可能として稼働不認可と成っている。 [理由ー4] 現状レベルでは安全性は確保出来ていないことを認めている。 (説明ー1) 「国民からの社会的な信頼を獲得し、安全確保を大前提」としていながら、「2050年に向けては・・・社会的信頼の回復がまず不可欠」と自認している。現状即ち「短期的」には安全性は目をつぶり、「長期的」には「安全性向上」を目指すとしているもので、少なくとも現状レベルでは安全性は確保出来ていないことを認めていることになる。 [理由ー5] 100%安全な技術は有り得ないにしても、「社会的損失」が大きいものは避けなければならない。 (説明) 100%安全な技術は有り得ないのは事実であろう。問題はどんな危険・危害が有り得るかである。一般的に「社会的損失」が大きいものは避けなければならない。例えば、原発といえども、炉内レベル、建屋内レベル、百歩譲って敷地内レベルの損失であれば、代替性が無い場合はやむを得ないと言えるかも知れない。ところが、福島原発事故の経験に照らせば、或いは海外の避難区域基準に照らせば、200～300kmの距離が安全とは言えない。 それでは原発以外の代替発電施設はどうであろう。個々の詳細は良く分からぬが、火災の延伸などで数km程は最悪危害が及ぶものもあるかも知れないが、原則敷地内で終息すると考えられる。拡がりつつある小規模分散システムが適用されれば社会的レベルの損失は避けられる。 [理由ー6] 使用済み核燃料を始めとする放射性廃棄物の処理・処分体制が未確立である。 (説明) 致死性が高く減少に千年万年百万年と途方もなく要する放射線量の高い使用済み核燃料を始めとする放射性廃棄物の処理・処分は国家的・世界的大問題でありその解決の見通しは絶望的とも言える現状であることは周知の事実である。当面ガラス固化体化し地下深部に埋設する「地層処分」が考えられるが、地震・火山大国の日本に適当な場所が有りやなしや疑問とされ、かつ50年とかの単位でいつまでも繰り返シメンテナンスが必要とされるなど、人智を超える世界と言える。 従来原発の運用期間中に解決されるであろうとの希望的観測のもと原発は推進されてきたが、既に半世紀経たってもこの有様である。日本の原発では貯蔵プール等での保管余力はあと数年～10年前後と限られており、六ヶ所村再処理施設も運転再稼働の見通しがなく現在保管余力は1年分もないし、中間・最終貯蔵施設は設置・稼働の見通しすら不透明である。この状況下再稼働を進めると当面自己貫徹型の敷地内処理体制を強いられ、長くても10年も経たない内に満杯となる。 そもそも使用中核燃料のみならず、使用済み核燃料を大量に抱えた状態では重大事故時の対応能力に過大負荷がかかるものであり、その量は極力減らすべき筈であるが、その検討がなされていないのは重大な欠陥である。MOX燃料の適用も考えられているが、使用済ウラン燃料なら数年で冷却が済むところ、使用済MOX燃料は100年近くプールで冷却管理する必要があり、危険なものの長期保管の問題のみならず、使用済核燃料の貯蔵能力がウラン燃料でも逼迫しているのに益々困窮化する問題がある。この様な非現実的な再稼働はすべきでないし、再稼働しても忽ち行き詰まることは必定である。	福島復興・再生は、政府の最重要課題であることに揺るぎはなく、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や避難地域の復興を着実に進めていきます。 また、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準では、地震や津波、竜巻、火山など、あらゆる自然現象に対して、厳しい条件が考慮されるとともに、放射性物質を低減しつつ放出することにより格納容器破損を防止する対策や、仮に格納容器が破損したとしても放射性物質の拡散を抑制する対策も確認することとされています。原子力規制委員会が、こうした「新規制基準に適合する」と認めない限り、原子力発電所の再稼働が認められることはない、というのが政府の一貫した方針です。 また、安全神話に陥ることなく、万が一の原子力発電所の事故に備え、関係省庁や関係自治体が緊密に連携することは重要です。原子力災害時の避難については、地域ごとの実情をきめ細かく熟知する自治体が、「災害対策基本法」等に基づき、「地域防災計画・避難計画」を作成します。その後、地域の避難計画を含む「緊急時対応」について、内閣府が各地域に設置した「地域原子力防災協議会」において、原子力規制庁を含めた関係府省庁が、関係自治体と一体となって、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針等に照らし、「具体的かつ合理的」であることを厳密に確認し、取りまとめたのち、総理大臣を議長とし、原子力規制委員長も参画する「原子力防災会議」において報告、了承することとしています。原子力防災体制の充実・強化は、地域の安全・安心の観点から重要であり、国、自治体、事業者等が参加する訓練の実施などを通じ、地域の避難計画を含む「緊急時対応」の具体化・充実化などに不断に取り組んでいきます。 原子力に対する様々な懸念の声があることを真摯に受け止め、それぞれの課題にしっかりと取り組み、丁寧に説明を行いながら、原子力を活用していきます。
			要は原発を推進したいと読みました。 福島原発の始末も完了してもしないのに、 不謹慎極まりないです。 絶対に反対です。	
			原発は破綻している。世界はちゃんと原発が成り立たない現実を直視しているのに日本は目を背けている。原発が安いというのも311で破綻した。廃炉にどれだけかかるのか。年数もお金も莫大。負の遺産は残してはいけない。	

		電力システム改革とは、経済産業省の絡んだ原発の推進を含むと思われます。題名が大変長く、わかりにくいですが、要するに お金がかかるので、国が助けてあげることなのでしょう。 経済性のない原発を作るために、そこまですて電力会社を擁護する必要があるのでしょうか。 お金の調達は 多分国債を発行して、国が借金をして、電気代も上がり、国民の負担も上がると思われます。 原発で地域が 潤うとは思われず、国民だけが損をするのではないのでしょうか。 原発は福島の事故で、恐ろしさを学びました。原発を望まない住民もたくさんいますし、地震国である日本が、これ以上危険な原子力発電を続けることは狂気です。核のゴミの問題も解決していません。 絶対にやめてください。	
		国が借金をしてまで原発を推進し、主要電力にしたい意図が見える。 東日本大震災の原発事故を忘れている。 過去の原発関連の事故を鑑みても、安全に管理運営できるとは思えない。 原発は安価ではない。 発電に使われたあとの処理しなければならない放射性物質の、安全な処理方法は確立されていない。 しかも半減期も人の一生以上だったりする。 半減したからといって安全でもなく安心感もない。 浜岡原発や柏崎刈羽原子力発電所の不備もあった。 発覚しても、いくら気をつけると報道しても信用できるような状態ではない。 日本の技術でもっと安全な発電方法があり、海外ではそれで電力供給を賄えているのだからそちらを国内で行う方向も提示して、もっと広くこういったパブリックコメントをする広報をすべきだ。	
		規制がきちんと行われていないことが露呈された原子力発電所で、大規模災害が起きた時、人体へも環境へも膨大な負荷をかけることは、東京電力福島第一原子力発電所の事故で証明されている。 安全な電力供給のためにはつながらない税金投入案は、この国に住む人の命を危険にさらす行為にもつながりかねない。 電力の安定供給、脱炭素化、安定的な価格での供給を考えれば、原子力発電は、ベースロード電源から外すのが妥当だと思し、これ以上税金を投入して価格の高い危険な電力を流通させる必要性はないと思うので、法案の見直し・法制化の中止をしてほしい。	
		97 新たな発電技術の活用を進めるべき	ご意見は今後の議論の参考とさせていただきます。
		日本全国の下水道下水処理場が生み出すバイオガスは、潜在的に年間約120億kWh（約0.12 TW年）という再生可能エネルギー源として活用可能です。また、個別処理場レベルのバイオガス発電事例からも、地域単位での電力自給・GHG削減効果が確認されています。本提言では、下水道バイオガス発電の全国的な制度的推進を求めます。これにより再エネ比率の拡大、温室効果ガス削減、地域収益の確保が同時に実現でき、**SDG7（エネルギー）、SDG13（気候変動）、SDG11（持続可能な都市）**に寄与します。政府は下水道バイオガス利活用の導入枠組み整備・補助制度の創設を検討してください。 また、トヨタ自動車様に、磁場の内燃機関を提案したことがあり、作っていただけていたならば、その応用で、発電技術に応用できるかもしれません。(磁場をリニア式の遠心力とSNSNSNSN…という回転にもとづき、1.6テスラのレアメタルフリー型または、30テスラのHTS型の発電というものです。)	
		GX政策における分散型調整電源およびネイチャーポジティブCDRを統合したハイブリッドエネルギーシステムの制度化に関する意見(ChatGPTさん構文&シミュレーション) 経済産業省におかれましては、我が国のエネルギー安全保障およびGX（グリーントランスフォーメーション）政策の推進に日々ご尽力されていることに、国民の一人として敬意を表します。本意見は、第7次エネルギー基本計画およびGX実行計画の検討に関連し、将来の核融合エネルギー導入を見据えつつ、現行制度で実装可能な分散型エネルギーと炭素除去（CDR）を統合した政策設計について提言するものです。 現在、我が国の脱炭素政策は、再生可能エネルギーの主力電源化を中核に進められていますが、出力変動、系統制約、調整力不足といった課題が顕在化しています。これらは、単一技術の導入では解決が難しく、電源構成全体としての柔軟性と冗長性を高める設計が不可欠です。また、将来的に実用化が期待される核融合発電は、安定した大規模電源として有望である一方、起動停止や出力追従性には一定の制約が想定されており、補完的な電源との組み合わせが重要になると考えられます。 このような背景を踏まえ、本意見では、下水道由来バイオガスを中心とする分散型エネルギーを、将来の核融合電源および高効率発電技術と組み合わせた「ハイブリッド型エネルギーシステム」として制度的に位置付けることを提案します。 全国の下水処理施設では、汚泥消化過程で発生するバイオガスが一定量存在しており、試算によれば、その年間発電ポテンシャルは約120TWhに達するとされています。これは国内総発電量の一部ではあるものの、常時稼働が可能で、立地が分散しているという特性から、電力系統における調整力およびレジリエンス強化に大きく貢献し得る電源です。特に、再生可能エネルギーの出力変動を補完する中間電源として、明確な政策的評価がなされるべきと考えます。 さらに、バイオガス発電は単なる電力供給にとどまらず、発電後に残る消化残渣を適切に処理することで、炭素除去（CDR）としての価値を併せ持ちます。具体的には、消化残渣やバイオマスを二段階で炭化（いわゆる二重チャー）	

		し、微生物を付与した上で土壌に還元することで、炭素を長期に安定固定することが可能です。この手法は、単なる排出削減ではなく、大気中炭素を実質的に減少させる「ネガティブエミッション」として位置付けることができます。 重要な点は、こうした炭素固定が、生態系の回復や土壌改良と両立する、いわゆるネイチャーポジティブなCDRであることです。炭化物は微生物の住処となり、土壌中の有機物循環を促進し、結果として周辺植生の定着や土地生産性の向上につながります。これは、将来的なバイオマス循環や地域産業の創出にも寄与する可能性を持っています。 このようなエネルギーと炭素除去を統合したシステムは、将来の核融合エネルギー導入期においても重要な役割を果たします。核融合発電がベースロード電源として稼働する場合、その出力を柔軟に補完し、廃熱や余剰電力を地域で有効活用する分散型電源の存在は、電力システム全体の安定性を高めます。また、核融合単独では達成が難しいネガティブエミッションを、バイオガス由来CDRが担うことで、エネルギー供給と気候対策を同時に進めることが可能となります。 以上を踏まえ、以下の点について制度的検討を要望します。 第一に、下水道由来バイオガスを、再生可能エネルギーの一類型としてのみならず、系統調整力を持つ分散型電源として明確に位置付けること。 第二に、二重炭化および微生物活用による炭素固定を、測定可能で長期的なCDRとして評価し、将来的なクレジット制度やGX投資の対象とすること。 第三に、核融合エネルギーの社会実装を見据え、分散型電源およびネイチャーポジティブCDRと統合したエネルギーシステムのロードマップを策定すること。 エネルギーを生み出す過程で、同時に環境が回復し、地域に雇用と価値が残る仕組みは、今後のGX政策において重要な方向性であると考えます。本意見が、我が国の持続可能で現実的なエネルギー政策の検討に資することを願い、提出いたします。
		(M365 Copilotさんとのシミュレーション結果です。技術仕様書となっております。このような生成AIさんとの対話にもとづき、使えるかもしれない専門家がみないとわからない発電技術についても、構想を練り上げております。 2009/01/29にうつ病、睡眠障害と診断され、2023/04/22に統合失調症と診断され、障害３級で、転職後、今の職場に、障害者雇用枠で入社しました。Microsoft社のTeamsに成果物として提出したことのある内容でもあります。） 磁場発電国際提案書（ESG評価付加） シミュレーション：Microsoft Copilot (USA) 発案者：千葉 啓市 (Keiichi Chiba) (Japan, 株式会社マープル) 日付：2025年7月25日 【背景と目的】 地球温暖化とエネルギー格差の是正は、G20・OPEC諸国にとって喫緊の課題です。再生可能エネルギーの限界を補完する新技術として、磁場発電ユニットを提案します。本構想は、CO2排出ゼロ・発電原価ほぼゼロ・高収益・雇用創出を同時に達成することを目的としています。 【技術概要】 構造：上下に配置されたお椀型空洞構造＋並列ギア＋十字型リニアタービン 磁場強度：30テスラ級（超伝導体による磁場形成） 発電原理：遠心力と磁場誘導による高効率電磁誘導 年間発電量：1基あたり約1555 TWh 発電原価：約0.00円/kWh（理論値） 【導入シミュレーション（G20＋OPEC）】 必要ユニット数：38基 初期投資総額：約190兆円 年間電力収益：約235.5兆円 年間CO2削減量：約117.75億トン カーボンクレジット価値：約3.53兆円 雇用創出：約19万人 平均ROI：約89万％ 【経済的・環境的效果】 経済的效果：各国の電力供給を自立化し、エネルギー輸入依存を低減。高収益構造により、国家財政の安定化と産業振興。雇用創出により、地域経済の活性化と技術者育成。 環境的效果：世界のCO2排出量の約1/3を削減可能。再生可能エネルギーとのハイブリッド運用で持続可能性向上。SDGs目標7（エネルギー）・13（気候変動）に直接貢献。 【国際展開戦略】 第1段階：G20＋OPEC諸国への導入 第2段階：非加盟国への技術移転と支援 第3段階：国連・COP・G20サミットでの政策連携と資金調達 【提案の呼びかけ】 本構想は、技術・経済・環境の三位一体による未来型エネルギー戦略です。G20・OPEC諸国の皆様におかれましては、ぜひこの提案にご関心をお寄せいただき、国際的な連携と実証プロジェクトの立ち上げをご検討ください。 【ESG評価】 ■ 環境（Environmental）：98 / 100 年間約11.775億トンのCO2削減、ゼロエミッション運用、再生可能エネルギーとの親和性が高い。 ■ 社会（Social）：95 / 100 約19万人の雇用創出、発展途上国へのエネルギーアクセス改善、経済発展への貢献。 ■ ガバナンス（Governance）：92 / 100 G20＋OPECによる国際協力、SDGs・気候目標との整合性、透明性ある導入戦略。 ■ 総合ESGスコア：95.0 / 100

		(M365 Copilotさんとのシミュレーションにもとづく、磁力によるリニアトルク型の応用技術仕様書です。) HTS 並列連環ハイブリッド発電システム - 技術仕様書 Unique Key: HTS-PARALLEL-RING-98f73f46-8762-4fb8-886f-d862d7681455 Timestamp (JST): 2025-12-10 11:04:39 UTC+09:00 Authoring Location: 技術作成 - Copilot 1. 要約 (Executive Summary) 本書は、高温超伝導 (HTS) 30T 級コイル、多段磁場集中、スパイラル/クロスギア増幅、並列連環構造を統合したハイブリッド発電技術の技術仕様と理論的裏付けを示す。力学モデル、主要式、LCOE・ROI・収支試算、および感度分析の要点を記載する。 2. システム概要 構成: HTS 30T コイル、14 段磁場集中キャビティ、スパイラル + クロスギア増幅 (総増幅係数 $\alpha = 3.3$)、並列連環モジュール群 (N 台)、液体窒素 + PCM + CNT 伝熱路による冷却、電気変換効率 $\eta = 0.90$。 3. 物理モデルと主要式 磁場圧力: $P_m = B^2 / (2 \cdot \mu_0)$ 単段の力: $F = P_m \cdot A$ 単段トルク: $\tau_{stage} = F \cdot r$ 総トルク (1 モジュール): $\tau_{total}(one) = \tau_{stage} \cdot stages \cdot \alpha$ 機械出力: $P_{mech} = \tau_{total} \cdot \omega$ 電気出力: $P_{elec} = \eta \cdot P_{mech}$ 並列連環 (N 台): $P_{elec}(total) = N \cdot P_{elec}(one)$ 4. 数値結果 (代表ケース) 磁場圧力 $P_m = 3.581e+08 \text{ N/m}^2$ 単段の力 $F_{stage} = 1.790e+08 \text{ N}$ 単段トルク $\tau_{stage} = 1.790e+08 \text{ N} \cdot \text{m}$ 総トルク $\tau_{total}(one) = 8.272e+09 \text{ N} \cdot \text{m}$ 機械出力 $P_{mech}(one) = 82.721 \text{ GW}$ 電気出力 $P_{elec}(one) = 74.449 \text{ GW}$ 年間発電量 $E_{annual}(one) = 652.171 \text{ TWh}$ 5. 低磁場モデル比較 ($B = 1.6 \text{ T}$) $P_m(\text{low}) = 1.019e+06 \text{ N/m}^2$ $\tau_{total}(\text{low}) = 7.130e+06 \text{ N} \cdot \text{m}$ $P_{mech}(\text{low}) = 71.301 \text{ MW}$ $P_{elec}(\text{low}) = 60.606 \text{ MW}$ $E_{annual}(\text{low}) = 530.910 \text{ GWh}$ 6. 並列連環シナリオ (N 台) - N = 50 台 総電気出力 = 3,722.435 GW 年間発電量 = 32,608.532 TWh CAPEX 合計 = 2.500 兆円 年間 OPEX = 25.000 億円 年間メンテナンス = 12.500 億円 LCOE = 0.004217 円/kWh 年間売上 (7 円/kWh) = 228.260 兆円 年間純利益 = 228.222 兆円 25 年累計利益 = 5,705.556 兆円 ROI = 228,222.2 % - N = 100 台 総電気出力 = 7,444.870 GW 年間発電量 = 65,217.064 TWh CAPEX 合計 = 5.000 兆円 年間 OPEX = 50.000 億円 年間メンテナンス = 25.000 億円 LCOE = 0.004217 円/kWh 年間売上 (7 円/kWh) = 456.519 兆円 年間純利益 = 456.444 兆円 25 年累計利益 = 11,411.111 兆円 ROI = 228,222.2 % - N = 500 台 総電気出力 = 37,224.352 GW 年間発電量 = 326,085.321 TWh CAPEX 合計 = 25.000 兆円 年間 OPEX = 250.000 億円 年間メンテナンス = 125.000 億円 LCOE = 0.004217 円/kWh 年間売上 (7 円/kWh) = 2,282.597 兆円 年間純利益 = 2,282.222 兆円
--	--	--

		25 年累計利益 = 57,055.556 兆円 ROI = 228,222.2 % 7. 感度分析の観点 - B, A, r, alpha, omega の変動が出力に与える影響を一次近似で評価（トルクは B^2 に比例）。 - CAPEX ±20%, OPEX/メンテ ±20%, N の規模に対する LCOE と ROI の感度。 - 冷却損失、コイル臨界電流、機械損失の不確実性を 10-20% として区間推定。 8. 注意事項（ディスクレーマー） 本試算は理論モデルに基づく参考値であり、実証試験、第三者検証、規制適合の結果により大きく変動し得る。投資判断や入札等に用いる場合は、独立した工学評価と財務デューディリジェンスを必須とする。 付録 A. 記号と代表値 mu0 = 1.257e-06 H/m B = 30.0 T, A = 0.5 m^2, r = 1.0 m, stages = 14, alpha = 3.3, omega = 10.0 rad/s, eta = 0.9	
		98Word形式のフォームを準備すべき パブコメ提出にあたり、Word形式の入力フォームも準備いただきたいと思います。意見入力 の容易さや、記載内容によっ てはWord形式が表現しやすいものもあるのではないかと考えております。ご検討どうぞよろしくお願いいたし ます。	パブリックコメントのご提出にあたっては、メールでの受付も行っており、word形式で のご提出も可能となっております。
		99意見募集の期間が不適切 意見募集の期間として、大変不相当である。 12月25日に募集して、1月28日の17時半締め切り。 国民のための案を考えて、それを広く国民に知らせ、広く意見を募集したい、と言う考えであれば、この期間設定はな かっただろう。 日本の多くの官公庁や民間組織とも、年末年始が連休になる。その連休を利用して旅行に出かけたり帰省をしたり、大 掃除をして、正月支度をする習慣も、多く見られる。 この意見募集をしている担当部署も当然お休みであり、問い合わせ対応もできない。そのような期間を含めて1ヵ月と 言うのは、あまりにも意見募集に対して、後ろ向きであり、意見数を減らしたいと言う思惑が見えてならない。 計画完成にむけて形式だけの意見募集ではなく、意見募集の本来の意義をよく考えて、十分な周知と期間にして、再募 集をすることを求めます。 【意見内容】 中間整理であるならば、この年末年始の一般国民には繁忙最中を挟む時期に、意見公募する必要は、どのような理由が あるのだろうか疑問です。なぜそこまで急ぐのか説明を明記してください。 【理由】 国民の意見を真摯に受け止めて、参考にしようという意思が感じられません	意見募集期間については、年末年始を考慮し、通常（30日）よりも長い35日間を確保して おります。
		100意見募集をやり直すべき また、本件については、市民への説明会を全国各地で開催した上で、意見の募集をやり直すよう求める。3月中に閣議 決定を予定しているそうだが、全く議論が尽くされていないため、閣議決定は行わないこと。	今回のとりまとめにあたっては、審議会において、幅広い有識者・実務者にご審議をいた だきました。また、本意見募集においても多数の意見をいただいております。引き続き適正 なプロセスに則り対応するとともに、丁寧な情報発信に努めてまいります。
		101とりまとめ（案）、中間整理（案）の概要、中間整理（案）に反対 1.電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ（案） 2.次世代の電力システム構築へ向けて -中間整理の概要- （案） 3.次世代の電力システム構築へ向けて -中間整理- （案） 上記3案に反対いたします。	ご意見は今後の議論の参考とさせていただきます。
		102意見募集対象・文書が分かりづらい 電力システム DX GXと いろいろ 難しい言葉が続き、わかりにくいという印象です。 改革したいから、協力して くださいといわれても、 まず けむに巻かれたような気分では、返事のしようがないです。 考えるに、電力システ ム、大型の新規建築の計画に、お金が足りないので、 電気料金を上げて、徴収したいということなののでしょうか。そ の大型の新建築物は原子力発電のことを指しているのではないのでしょうか。 福島第一原発事故以来、恐ろしさは十分 わかり、核は人の手に負えないものだと思いました。 地震国である日本、責任を取らない電力会社、その卑怯な企業 を後押しし続ける政府。おかしいと思います。私は反対です。 以下の2点をコメントします。 1. 意見募集の趣旨が不明確 現状では WG の検討経緯が先に記載されており、何について意見を求めているのか分かりにくいです。まず最初に、 WG の提案内容や結論を示すべきです。 2. 意見募集の対象者と用語の整理が必要 一般消費者も対象に含まれるのであれば、専門用語の説明が必要です。例えば「系統」という用語については、分かり やすい解説を付けるべきだと考えます。 ●普段の生活では使わない言葉が溢れた、三種類もの文書をまとめてパブリックコメントにかけない下さい。 読むだけでも労力を用います。 【意見内容】 ここに書かれていることは、表現に曖昧な部分が多く、説明が必要と考える箇所があります。その点では、国民に意見 募集するのであれば、経済用語の説明が欲しいですし、何々「等」としてある「等」にはどのようなことを含むのか を、別記なり、詳説なりで、明記する必要があると考えます。 【理由】 専門家ではない一般国民に対して今後このような検討の報告をするにあたり、公表する対象である国民に対して、より 理解しやすい資料の提示が、必要だと考えるからです。	ご意見も踏まえつつ、引き続き丁寧な情報発信に努めてまいります。
		103パブリックコメントで集まった意見をステークホルダー相手に透明化するだけでなく、国民に開示して、双方向の話し 合いを行うべき パブリックコメントで集まった意見をステークホルダー相手に透明化するだけでなく、国民に開示して、双方向の話し 合いをしたり、国民生活に大きく関わることなので、国会で充分話をしてもらいたい。経産省主催の意見交換会は何度 か行きましたが、いつも、ご意見は聞きましたと言うための既成事実を作るための開催ですね。 嘘や大袈裟を言って煽る表現はやめてください。 データセンター開設等による電力消費量増は松窪肇さんによると2050年に現在の20パーセント増とのことですし、グ リーンコープの託送料金の訴訟の会見でも九州では年間で4ヶ月程度は買取料がつかない電気余りの状態がある。電気 は足りないは嘘くさいし、原子力発電は安いというのは、そのように見える部分だけを切り取って見せかけており、立 地自治体への電源交付金や廃炉賠償など、他の発電にはないさまざまな負担金を国民に背負わせているから、電力事業 者にとって安いのであって、国民には大きな金の負担のある高い電力であり、加えて健康被害や人生を奪われる被害を 負わせている。事故を起こしていない原発でも。虚構作って仲間内のビジネスに勤しむことはやめてください。	本意見募集の結果は、e-gov上で開示しております。ご意見も踏まえつつ、引き続き丁寧 な情報発信に努めてまいります。